

平成22年第1回定例会

東吾妻町議会会議録

平成22年 3月 8日 開会

平成22年 3月25日 閉会

東吾妻町議会

平成22年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月8日）

| | |
|-------------------------------------|----|
| 議事日程..... | 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 2 |
| 出席議員..... | 2 |
| 欠席議員..... | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 3 |
| 職務のため出席した者..... | 3 |
| 議長あいさつ..... | 4 |
| 表彰状伝達..... | 4 |
| 町長あいさつ..... | 5 |
| 開会及び開議の宣告..... | 6 |
| 議事日程の報告..... | 6 |
| 会議録署名議員の指名..... | 6 |
| 会期の決定..... | 7 |
| 諸般の報告..... | 7 |
| 議員派遣の件について..... | 7 |
| 東吾妻町農業委員会委員の議会推薦について..... | 10 |
| 議案第19号～議案第21号の上程、説明、議案調査..... | 12 |
| 議案第22号の上程、説明、議案調査..... | 14 |
| 議案第23号の上程、説明、議案調査..... | 15 |
| 議案第24号の上程、説明、議案調査..... | 16 |
| 議案第25号、議案第26号の上程、説明、議案調査..... | 17 |
| 議案第27号、議案第28号の上程、説明、議案調査..... | 20 |
| 議案第29号の上程、説明、議案調査..... | 23 |
| 議案第1号の上程、説明、議案調査..... | 24 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 55 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 61 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 62 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 64 |
| 議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 68 |
| 延会について..... | 71 |
| 延会の宣告..... | 72 |

第 2 号 (3 月 9 日)

| | |
|---|-----|
| 議事日程..... | 73 |
| 本日の会議に付した事件..... | 73 |
| 出席議員..... | 74 |
| 欠席議員..... | 74 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 74 |
| 職務のため出席した者..... | 74 |
| 開議の宣告..... | 75 |
| 議事日程の報告..... | 75 |
| 議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 75 |
| 議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 81 |
| 議案第 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 86 |
| 議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託..... | 90 |
| 議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査..... | 94 |
| 議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査..... | 106 |
| 議案第 1 3 号の上程、説明、議案調査..... | 108 |
| 議案第 1 4 号の上程、説明、議案調査..... | 109 |
| 議案第 1 5 号の上程、説明、議案調査..... | 110 |
| 議案第 1 6 号の上程、説明、議案調査..... | 111 |
| 議案第 1 7 号の上程、説明、議案調査..... | 113 |
| 議案第 1 8 号の上程、説明、議案調査..... | 115 |
| 議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 116 |
| 議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 117 |
| 議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 118 |
| 議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 119 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 120 |
| 議案第 3 5 号、議案第 3 6 号の上程、説明、議案調査..... | 121 |
| 陳情書の処理について..... | 124 |
| 散会の宣告..... | 124 |

第 3 号 (3 月 1 6 日)

| | |
|---|-----|
| 議事日程..... | 125 |
| 本日の会議に付した事件..... | 125 |
| 出席議員..... | 125 |
| 欠席議員..... | 125 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 125 |
| 職務のため出席した者..... | 126 |
| 議長あいさつ..... | 127 |
| 開議の宣告..... | 127 |
| 議事日程の報告..... | 127 |
| 議案第 1 1 号、議案第 1 5 号の撤回の件、説明、質疑、採決..... | 127 |
| 議案第 3 7 号の上程、説明、議案調査..... | 132 |
| 散会の宣告..... | 135 |

第 4 号 (3 月 1 8 日)

| | |
|---|-----|
| 議事日程..... | 137 |
| 本日の会議に付した事件..... | 138 |
| 出席議員..... | 138 |
| 欠席議員..... | 139 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 139 |
| 職務のため出席した者..... | 139 |
| 開議の宣告..... | 140 |
| 議事日程の報告..... | 140 |
| 議案第 1 9 号～議案第 2 1 号の質疑、討論、採決..... | 140 |
| 議案第 2 2 号の質疑、討論、採決..... | 150 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 議案第 2 3 号の質疑、討論、採決..... | 167 |
| 議案第 2 4 号の質疑、討論、採決..... | 168 |
| 議案第 2 5 号、議案第 2 6 号の質疑、討論、採決..... | 169 |
| 議案第 2 7 号、議案第 2 8 号の質疑、討論、採決..... | 176 |
| 議案第 2 9 号の質疑、討論、採決..... | 177 |
| 動議について..... | 178 |
| 日程の追加..... | 184 |
| 議案第 1 号の撤回の件について..... | 185 |
| 議案第 7 号の撤回の件について..... | 185 |
| 議案第 3 7 号の質疑、討論、採決..... | 187 |
| 議案第 1 2 号の質疑、討論、採決..... | 187 |
| 議案第 1 3 号の質疑、討論、採決..... | 188 |
| 議案第 1 4 号の質疑、討論、採決..... | 188 |
| 議案第 1 6 号の質疑、討論、採決..... | 189 |
| 議案第 1 7 号の質疑、討論、採決..... | 190 |
| 議案第 1 8 号の質疑、討論、採決..... | 190 |
| 議案第 3 5 号、議案第 3 6 号の質疑、討論、採決..... | 191 |
| 議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 192 |
| 発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 193 |
| 請願書・陳情書の委員会審査報告..... | 194 |
| 閉会中の継続審査（調査）事件について..... | 196 |
| 発言の訂正について..... | 203 |
| 延会について..... | 203 |
| 延会の宣告..... | 203 |

第 5 号（3月19日）

| | |
|------------------|-----|
| 議事日程..... | 205 |
| 本日の会議に付した事件..... | 205 |
| 出席議員..... | 205 |
| 欠席議員..... | 205 |

| | |
|---|-----|
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 205 |
| 職務のため出席した者..... | 206 |
| 開議の宣告..... | 207 |
| 議事日程の報告..... | 207 |
| 発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 207 |
| 町政一般質問..... | 209 |
| 橋 爪 英 夫 君..... | 209 |
| 青 柳 はるみ 君..... | 217 |
| 須 崎 幸 一 君..... | 227 |
| 金 澤 敏 君..... | 235 |
| 大 関 広 海 君..... | 247 |
| 加 部 浩 君..... | 257 |
| 会期延長の件..... | 270 |
| 散会の宣告..... | 270 |
| | |
| 第 6 号 (3 月 2 5 日) | |
| 議事日程..... | 271 |
| 本日の会議に付した事件..... | 271 |
| 出席議員..... | 271 |
| 欠席議員..... | 272 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名..... | 272 |
| 職務のため出席した者..... | 272 |
| 議長あいさつ..... | 273 |
| 開議の宣告..... | 273 |
| 議事日程の報告..... | 273 |
| 議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 274 |
| 議案第 2 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 319 |
| 議案第 3 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 321 |
| 議案第 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 322 |
| 議案第 5 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 324 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 議案第 6 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 325 |
| 議案第 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 326 |
| 議案第 9 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 327 |
| 議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 329 |
| 議案第 1 0 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決..... | 332 |
| 町長あいさつ..... | 334 |
| 議長あいさつ..... | 335 |
| 閉会の宣告..... | 335 |
| 署名議員..... | 337 |

平成22年 3 月 8 日 (月曜日)

(第 1 号)

平成 2 2 年東吾妻町議会第 1 回定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 3 月 8 日 (月) 午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 東吾妻町農業委員会委員の議会推薦について
- 第 6 議案第 1 9 号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 7 議案第 2 0 号 東吾妻町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 8 議案第 2 1 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 2 2 号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例について
- 第 1 0 議案第 2 3 号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例について
- 第 1 1 議案第 2 4 号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 2 5 号 吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例について
- 第 1 3 議案第 2 6 号 吾妻峡温泉の使用料条例について
- 第 1 4 議案第 2 7 号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 2 8 号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 2 9 号 東吾妻町国民宿舎事業に地方公営企業の規定の全部を適用する条例を
廃止する条例について
- 第 1 7 議案第 1 号 平成 2 2 年度東吾妻町一般会計予算案
- 第 1 8 議案第 2 号 平成 2 2 年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第 1 9 議案第 3 号 平成 2 2 年度東吾妻町老人保健特別会計予算案
- 第 2 0 議案第 4 号 平成 2 2 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 2 1 議案第 5 号 平成 2 2 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会
計予算案

- 第22 議案第 6号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第23 議案第 7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第24 議案第 8号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第25 議案第 9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第26 議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案
- 第27 議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案
- 第28 議案第12号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第29 議案第13号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第30 議案第14号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第31 議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第32 議案第16号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第33 議案第17号 平成21年度東吾妻町水道事業会計補正予算(第2号)案
- 第34 議案第18号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第1号)案
- 第35 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第36 議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第37 議案第32号 「核兵器廃絶平和の東吾妻町」宣言について
- 第38 議案第33号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第39 議案第34号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第40 議案第35号 町道路線の廃止について
- 第41 議案第36号 町道路線の認定について
- 第42 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第22まで

出席議員(17名)

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 一場明夫君 | 2番 | 竹淵博行君 |
| 3番 | 金澤敏君 | 4番 | 青柳はるみ君 |
| 5番 | 須崎幸一君 | 6番 | 浦野政衛君 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 7番 | 角田美好君 | 8番 | 日野近吉君 |
| 9番 | 大関広海君 | 10番 | 中井一寿君 |
| 11番 | 上田智君 | 12番 | 橋爪英夫君 |
| 14番 | 佐藤利一君 | 15番 | 加部浩君 |
| 16番 | 菅谷光重君 | 17番 | 原田睦男君 |
| 18番 | 高橋基雄君 | | |

欠席議員（1名）

13番 前村清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町長 | 茂木伸一君 | 副町長 | 関口博義君 |
| 教育長 | 小林靖能君 | 総務課長 | 渡辺三司君 |
| 企画課長 | 蜂須賀正君 | 保健福祉課長 | 高橋啓一君 |
| 町民課長 | 猪野悦雄君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 武藤賢一君 |
| 産業課長 | 角田輝明君 | 建設課長 | 市川忠君 |
| 上下水道課長 | 加辺光一君 | 事業課長 | 富沢美昭君 |
| 教育課長 | 先場宏君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|--------------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤正己 | 議会事務局長 議係 | 田中康夫 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

議長あいさつ

議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たりあいさつを申し上げます。

本日ここに平成22年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本定例会には、平成22年度予算案を初め各種条例の制定・改正、平成21年度補正予算など多くの重要案件が提案されます。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。長い会期が予定されております。町長を初め執行部各位におかれましては、一層のご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

なお、前村議員につきましては、入院中のため家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

表彰状伝達

議長（一場明夫君） なお、2月22日に開催されました群馬県町村議会議長会定例総会の席上、多年にわたり地方自治の発展に功労のあった方々が表彰され、当議会においても加部浩議員が、群馬県町村議会議長会長から表彰されましたので、お預かりしてまいりました。この後、引き続きその伝達を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、表彰状の伝達を行います。

議会事務局長（佐藤正己君） 加部浩議員、町村議会議員10年以上の表彰でございます。前へお進みください。

（15番 加部 浩君 登壇）

議長（一場明夫君） 表彰状、東吾妻町議会、加部浩殿。

あなたは多年議会議員として、地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。平成22年2月22日、群

馬県町村議会議長会長、高橋正、代読。

おめでとうございます。

(表彰状授与)(拍手)

議長(一場明夫君) 以上で表彰状の伝達を終わります。

町長あいさつ

議長(一場明夫君) 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 皆さん、おはようございます。

平成22年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月弥生を迎え、ようやく春の息吹を感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは、加部浩議員が、長年の議員活動の功績により群馬県町村議会議長会表彰の伝達が行われました。心から敬意を表するとともに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。おめでとうございます。

さて、最近の話題を拾ってみますと、過日カナダのバンクーバーで開催された冬季オリンピックにおいて、日本人選手は銀メダル3個、銅メダル2個と活躍をされ、景気や雇用問題など暗い問題が多い中で、国民に感動と勇気を与えてくれる明るい話題であり、誇りに思える出来事でありました。

国の2010年度予算案及び税制関連法案は、3月2日、衆議院本会議で可決され、参議院で審議中ではありますが、年度内で成立が確定をいたしました。この中で、各自治体に関係の深い地方交付税は16兆8,935億円と6.8%の伸びとなっております。これら国の地方財政対策や県の動向などを重視しながら合併効果を最大限発揮し、限られた財源の重点化、効率化に努め、住民ニーズに的確に対応して町全体の一体感の醸成と均衡ある発展に努め、第1次総合計画に掲げた事業を着実に推進するため、効率的な実施計画に基づいた平成22年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では84億5,200万円の予算規模となり、前年比

98.2%、金額にして1億4,800万円の減となりました。また、1企業会計、8特別会計につきましても経常経費の縮減に努めた予算編成を行いました。

さて、本定例会では、東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例など条例関係11件、平成22年度一般会計予算など予算関係18件、その他7件、合わせて36件を提案させていただきました。慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会及び開議の宣告

議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時08分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、5番、須崎幸一議員、6番、浦野政衛議員、7番、角田美好議員を指名いたします。

会期の決定

議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は12日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限はあす3月9日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

議員派遣の件について

議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりと決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告します。

去る12月25日に開催されましたハッ場ダム推進議連1都5県の会との全体協議会について及び1月21日に開催されましたハッ場ダム検証説明会については、12番、橋爪英夫議員より報告願います。

12番、橋爪英夫議員。

(12番 橋爪英夫君 登壇)

12番(橋爪英夫君) それでは、報告いたします。

平成21年12月25日午後4時より、東京都千代田区永田町憲政記念館において、ハッ場ダム建設推進全体協議会が開催され、議長、ダム対策特別委員会委員が参加いたしましたので、報告いたします。

なお、事務局として市川建設課長に随行していただきました。

協議会は、丸川珠代参議院議員、1都5県事務局長、萩原渉氏の司会進行により、1都5県の会会長東京都議連三原将嗣氏のあいさつにより始まりました。来賓あいさつでは、石原東京都知事、上田埼玉県知事、谷垣自民党総裁、石井公明党政務調査会会長代理、地元より長野原・東吾妻両町長、萩原住民協議会会長、長野原町星河町議、下流地域を代表して大利根町長柿沼トミ子氏の各人から現況下での状況をとらえたそれぞれのあいさつがありました。

協議会では、1都5県幹事長群馬県議連中沢丈一氏より、1つとして、これまでの経緯と取り組み、要望等の提出状況の説明がありました。2つ目として、今後の活動方針についての説明がありました。

今後の活動方針としては、1つとして、国に対して本全体会議の要望を提出する。知事会の要望を緊急申し入れの早急な対応を求める。ハッ場ダム中止の白紙撤回とハッ場ダム建設事業の早期完成を求める。ハッ場ダムの建設事業は、国が中心となり進める地元と1都5県地域の共同事業であり、司法の結論を重く受けとめ、特定多目的ダム法にのっとり平成27年のハッ場ダム完成の工期内にすべての事業を完成すること。要望の提出内容はそのような内容であります。

なお、2つ目としては、署名活動と各市町村議会への意見書の提出のお願い。この意見書の提出につきましては、署名活動と意見書は1都5県にお願いするものであります。

最後に、以上のような取り組み、要望、活動を行うことを確認、大会決議、頑張ろうを三

唱して閉会をいたしました。

12月25日の推進全体協議会の内容は以上のような内容であります。

続きまして、1月21日の民主党への資料提供、国交省前原大臣の八ッ場ダム中止発言の明確な根拠などについての検証についてであります。報告をいたします。

この件につきましては、2月4日の全員協議会で、皆さんに日野ダム特別委員長よりおつなぎをいたしましたが、改めて本会議においてご報告いたします。

ダム中止発言以来、明確な根拠などについて再三再四の要請をいたしましたが、当面の間、副大臣、政務官を含め日程の確保が困難であるから要請に応じかねるので、状況について理解をいただきたいとの回答でありました。しかし、去る1月19日に議会事務局に連絡が入り、早急に必要であれば来ていただければ説明するとのことでありました。1月24日に長野原町で大臣と住民との話し合いが行われると聞いておりましたので、その前に資料の提供を直接お願いしたほうがよいとの判断から、日程調整の結果、1月21日に正副議長、日野ダム特委員長、随行に市川建設課長の出席を願い、4名で東京国会議事堂民主党内に出向きました。資料の要請をいたしました。民主党では、国土交通省担当の阿久津副幹事長、群馬県連会長の富岡副幹事長を初め6名の方々が対応をしてくれました。

冒頭、阿久津副幹事長の説明の中で、資料請求があったにもかかわらず、どこから資料を出すのかたらい回しになった中で対応がくれたことに心からおわびを申し上げたいとの陳謝がありました。阿久津幹事長によれば、2004年以前から検討してきたが、同年の11月にプロジェクトチームが設置され、利水面、治水面で検証し、2005年の衆議院選挙のマニフェストに載せた。2006年から2007年には、公共事業全体のことを含め個々の議員で八ッ場ダムについて熟成されてきたとのことでありました。2008年現地調査を行い、パブリックコメントを実施したり、再度衆議院選に載せるかどうかという点で検討をされました。

マニフェストに載せるか載せないかの議論は別のマニフェストチームで行い、細かい検討や議論もたくさんしているが、公共事業の見直し、全体の流れが変わってくる部分での結論であり、その象徴という部分で載せたと。最後にどうやって選別したかということ、政治判断でゴーサインを出したということでありました。マニフェスト掲載に当たっての明確な根拠を示す資料の提示はありませんでした。しかし、今後利水面の資料については資料提供の検討をさせていただくとのことでありました。

マニフェスト掲載に当たっての明確な根拠を示す資料をいただけなかったことは、科学的、理論的な根拠はなかったとも判断されますが、再度資料の要請と、民主党から当町へ来て説

明くださるようお願いをしてきました。

以上がその内容であります。

以上、報告を申し上げます。

議長（一場明夫君） 橋爪英夫議員の報告を終わります。

次に、2月17日に開催されました議会基本条例調査研究については、7番、角田美好議員より報告願います。

7番、角田美好議員。

（7番 角田美好君 登壇）

7番（角田美好君） それでは、報告させていただきます。

去る2月17日、議会基本条例の調査研究のため東京都港区赤坂にある東京財団に、委員会を代表して私と加部副委員長の2人で、佐藤事務局長に随行願い、行ってまいりました。

調査に行くことになった理由につきましては、昨年12月22日の総務常任委員会において、基本条例の内容協議の中で委員の間に意見の食い違いによる閉塞感等が生じてきたための措置であります。現時点での条例草案について専門的機関に検証を得るべきとの委員会の結論によるものです。

さて、当日は、事前に草案内容をメールで送付しておきまして、検証していただいたものについて財団の政策研究部員3名の方に、およそ2時間半にわたり対応していただきました。草案の内容については、財団の基本条例についての研究結果から導き出されました財団の提案する議会基本条例の必須条件などはクリアされているとの説明でした。しかし、一部修正を加えたほうがよからうという指摘を受け、その指摘された部分について重点的に調査研究をしてまいりました。

2月23日に委員会を開催し、そのときに受けた指摘事項を加味し修正した草案が先日、24日の議員全員協議会の配付資料であります。有意義な研修ができたと言添えて報告と控えさせていただきます。

議長（一場明夫君） 角田美好議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

東吾妻町農業委員会委員の議会推薦について

議長（一場明夫君） 日程第5、東吾妻町農業委員会委員の議会推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦による農業委員は4人とし、東吾妻町大字新巻774番地、奥木徹弥さん、大字川戸2556番地25、大嶋貞子さん、大字三島4559番地、田中貞好さん、大字須賀尾乙1017番地、丸山久子さん、以上の方を推薦したいと思います。

なお、4人の経歴等につきましては、産業建設常任委員長より報告させますので、よろしくお願いたします。

10番、中井一寿産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告申し上げます。

去る2月4日、議員全員協議会において、任期満了に伴う東吾妻町農業委員会委員の議会推薦委員の選出について、産業建設常任委員会にその人選を託された件につきましては、関係地区ごとに各議員団のご尽力をいただき、その成果を踏まえ、2月24日、産業建設常任委員会を開催し、協議の結果、お手元に配付のと通りの4名を全会一致で適任者と決めました。

東地区からは、大字新巻774番地にお住まいの奥木徹弥氏を推挙しました。生年月日は昭和27年10月20日です。JA共済連を昨年退職され、現在は家業の農業に従事しております。

原町地区からは、大字川戸2556番地の25にお住まいの大嶋貞子氏を推挙しました。生年月日は昭和27年6月1日です。酪農経営を専業とする農家の主婦で、議会推薦の農業委員会委員として現在活躍中です。

岩島地区からは、大字三島4559番地にお住まいの田中貞好氏を推挙しました。生年月日は昭和28年6月23日です。果樹経営を専業とするかたわら消防団長、選挙管理委員、町農県連会長等を歴任されております。

坂上地区からは、大字須賀尾乙1017番地にお住まいの丸山久子氏を推挙しました。生年月日は昭和24年6月20日です。コンニャク、ウド、水稻複合経営とする農家の主婦で、農家のリーダー的存在です。

以上、4名の方々については、既に内諾を得ておりますことを申し添えます。何とぞ本会議におきましてはよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

議長（一場明夫君） ただいま産業建設常任委員長から報告がありましたように、4人を推薦するというご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦による農業委員は4人とし、東吾妻町大字新巻774番地、奥木徹弥さん、大字川戸2556番地25、大嶋貞子さん、大字三島4559番地、田中貞好さん、大字須賀尾乙1017番地、丸山久子さん、以上の方を推薦することに決定をいたしました。

議案第19号～議案第21号の上程、説明、議案調査

議長(一場明夫君) 日程第6、議案第19号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第21号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第19号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第20号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第21号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の給与及び勤務時間の改定が地方公共団体に通知されております。その通知を受け、職員の勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、地方公務員において職員の勤務時間が短縮されたことに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律等について一部改正が行われましたので、その内容を受けて、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

地方公務員法の一部改正が行われ、その内容を受けて、月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合との差額分の手当の支給にかえて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間を指定することができるものに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部及び職員の給与に関する条例の一部を改正するものでありま

す。

また、国家公務員において育児短時間勤務等の改正が行われたことに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律等について一部改正が行われましたので、その内容を受けて、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

なお、過日の議会運営委員会において課長等の説明が少し聞きづらいということも発言として出されておりますので、少し大きな声で簡明に説明をしていただくようお願いしたいと思います。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） それでは、議案第19号、20号、21号につきまして、一般職の職員に給与に関する法律の一部改正を受け、関係する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点ですが、1点目は、職員の勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に改正するものです。2点目といたしまして、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改正するものです。3点目は、超過勤務手当の支給割合の改正でございます。

それでは、議案第19号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず第2条、勤務時間の関係ですが、1週間当たり40時間から38時間45分に改正するものでございます。

3条及び6条では、1日の勤務時間を8時間から7時間45分に改正する内容でございます。

7条では、交代制等勤務職員の休息時間の追加でございます。

第8条では、勤務日に時間外勤務代休時間を指定できる条項を追加するものでございます。

続きまして、議案第20号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第11条では、育児休業法による勤務形態には5つのパターンがあります。20時間、24時間または25時間をそれぞれ19時間25分、19時間35分、20時間15分または24時間35分に改正するものです。

次に、16条及び19条では、育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員の正規の時間を8時間から7時間45分に改正するものです。

続きまして、議案第21号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましても、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

13条の給与の減額では、新たに勤務時間条例に追加した時間外勤務代休時間の規定を追加するものでございます。

14条では、特に長い勤務時間を強力に抑制するため、月に60時間を超え超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150、深夜時間は100分の175に引き上げるものでございます。

第5項では、超勤代休時間を指定され当該代休時間に勤務しなかったときは、勤務代休時間にかえられた超過勤務の時間について超過勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給を要しない条項を追加するものです。これは、代休を取得した場合、時間外勤務手当の支給を要しないという内容でございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第22号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第9、議案第22号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第22号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の給与抑制措置として、現在は現給保障の100分の70を乗じて得た額を減額している

ものから、給料表5級、6級の適用を受けている管理職等を中心とした職員を、規定により支給すべき額から給料100分の3を乗じて得た額を減額するものに改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 議案第22号を説明させていただきます。

これにつきましては、先ほど町長の提案理由のとおりでございます。職員の給与の抑制として、別紙のとおり給料表5級及び6級の適用を受けている管理職等を中心とした職員92名を対象に給料に3%を乗じた額を減額する内容の条例でございます。

施行につきましては、平成22年4月1日から12月31日までの間ということでございます。よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第23号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第10、議案第23号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第23号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等の業務に派遣職員を専ら従事させるために条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいます

ようお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 続きまして、議案第23号 公益法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例の制定についてでございます。

公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する条例に基づき、平成22年度から群馬県農業共済組合連合会に職員を派遣するのに伴い、別紙条例を制定するものでございます。

第2条では、職員の派遣に関する事、第3条では、派遣職員の職務への復帰、第4条では、派遣職員の給与、第5条では、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例、第6条では、派遣職員の復帰時における処遇、第7条では、派遣職員の給与の種類等を条例で定めるものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第24号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第11、議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、保険料の減免に1号を加えるものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、ご説明をさせていただきます。

新旧の1ページをお願いしたいと思いますが、第7条で、保険料を減免するという7条に1号を加えまして、第1号被保険者が介護保険法の第63条の規定に適用を受けているということを追加させていただくものでございます。この63条の規定につきましては、労役場とか収監されている場合については介護保険の給付を制限することができるということございまして、介護保険の適用を受けない部分でございますので、当東吾妻町の条例につきましても減免の対象とするということにするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第25号、議案第26号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第12、議案第25号 吾妻峡温泉天狗の湯設置及び管理に関する条例について、及び日程第13、議案第26号 吾妻峡温泉天狗の湯の使用料条例については一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第25号 吾妻峡温泉天狗の湯設置及び管理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻峡温泉天狗の湯本浴場につきましては、ハッ場ダム地域振興計画の1つとして、町民の福祉と健康増進を目的とし、関連事業として、利根川荒川水源地域対策基金事業に認定され、総額2億7,800万円の範囲内におきまして現在最終的な工事を進めております。そして本浴場完成後の運営管理に関し、今回設置及び管理に関する条例をお願いするものでございます。

なお、昨年12月定例会におきまして素案を議員全員協議会に説明をさせていただき、その

後関係地区への説明会を開催し、ご理解をいただき、今回上程いたしました。

続きまして、議案第26号 吾妻峡温泉天狗の湯の使用料条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号と同じく、12月全員協議会の中で説明をし、利用しやすい料金設定などを求める陳情が議会採択された中で、議会終了後、関係地域へ延べ7回の説明会を開催し、使用料につきましてはその素案が地域のご理解をいただき、今回上程するものでございます。

どうぞ議案第25号と同様にご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、議案第25号 吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、町長が提案理由を申し上げたとおりでございます。現在最終工事を進めております天狗の湯本浴場の完成に向けてのお願いでございます。

それでは、議案第25号、表題の次のページをごらんをいただきたいと思います。

まず、現在吾妻峡温泉天狗の湯の仮浴場の設置及び管理に関する条例（平成18年東吾妻町条例第112号）の全部を改正させていただきます。

続きまして、第1条の趣旨であります。地方自治法第244条の2第1項の規定により、吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関し必要な事項を定めました。

次に、第2条、設置では、八ッ場ダム建設事業に関する地域振興計画に定める施設として、町民の福祉と健康の増進を図り、都市計画条例第2条第3項で定める健康増進施設としての設置であります。名称が、吾妻峡温泉天狗の湯、位置は、東吾妻町大字三島6441番地でございます。

次に、第3条、管理であります。常に適正な管理運営に努め、その有効利用の促進を定めました。

次に、第4条では、天狗の湯の使用についてであります。町長の許可を得て催し物などで使用できることといたしました。

次に、第5条で使用の制限を定めました。制限につきましては、（1）から（3）でございます。

続きまして、第6条、禁止行為であります、(1)から(4)でございます。特にこの施設につきましては健康増進施設であるため、施設内全面禁煙で運営していきたいと考えております。

次に、第7条、損害賠償であります、施設及び施設内の物件を破損または焼失した場合の損害賠償と原状回復を定めました。また、町は、利用者の自動車相互の接触事故や盗難など、接触事故であるとか盗難などによっての不可抗力によって生じた賠償の責は負わないと定めました。

次に、第8条、使用料であります、議案第26号の使用料条例で定めました。

次に、第9条、委任であります、この条例に定めたもののほか、必要な事項を別に規則で定めました。

以上が吾妻峡温泉天狗の湯設置及び管理に関する条例でございます。

続きまして、議案第26号 吾妻峡温泉天狗の湯の使用料条例につきまして詳細説明をさせていただきます。

次のページをおめくりをいただきたいと思っております。

まず、使用料条例につきましても、吾妻峡温泉天狗の湯仮浴場使用料条例(平成18年東吾妻町条例第113号)の全部を改正させていただきます。

そして第1条、趣旨であります、吾妻峡温泉天狗の湯の使用料に関して必要な事項を定めました。

次に、第2条、使用料であります、別表に定めました。後ほど別表で説明させていただきます。

次に、第3条、減免であります、特に必要があると認めるときは減額または免除できるように定めました。

次に、第4条、委任であります、この条例に定めたもののほか必要な事項を別に規則で定めました。

以上が吾妻峡温泉天狗の湯使用料条例でございます。

次のページをお願いいたします。

別表で使用料条例第2条関係であります、昨年12月定例会で、所管委員会である産業建設常任委員会、ダム対策特別委員会、議員全員協議会でこの素案を説明させていただき、その後岩島ダム対、坂上ダム対を初め、関係地区ダム対及び地元住民7団体への使用料の町の素案を説明し、ご理解をいただきました。また岩島区長会、ダム関連団体、会長、団体名で

の使用料金の設定などの陳情で、地元住民が利用しやすい料金設定など陳情がなされ、議会採択されましたことから、使用料金につきましては素案と同様な金額とさせていただきます。

それでは、まず吾妻峡温泉天狗の湯使用料であります。一覧にありますとおり、小学生以上が1回400円、3歳以上未就学児が200円です。

次に、回数券ですが、1冊3,500円、2冊6,000円、4冊1万円です。

次に、定期券ですが、6カ月1万7,000円、12カ月3万円でございます。

次に、足湯使用料であります。ふれあい公園内に設置することから、無料でございます。そして足湯につきましては使用期間の限定を行い、冬季、閑散期、平日朝夕の閉鎖なども含め事故防止と経費の節約に努めて、実態に合った使用期間の限定を行っていきたいと考えております。

次に、個室料であります。1回2時間の使用で2,000円、回数券につきましては1冊1万円でございます。お年寄りを抱える町民の方々や男女の区別なく家族ぶろとして手軽に利用できるよう回数券を設けました。

次に、備品使用料、つまり脱衣所のコインロッカーであります。1回100円といたしました。

次に、温泉水販売であります。施設運営に影響のない範囲で1,000リットル600円と定めました。

以上が議案第25号 吾妻峡温泉天狗の湯設置及び管理に関する条例と、議案第26号 吾妻峡温泉天狗の湯使用料条例の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第27号、議案第28号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第14、議案第27号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、及び日程第15、議案第28号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一

部を改正する条例については一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第27号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

町の認定道路におきまして、占用許可を受けた者から徴収する道路占用料に額について、一部改正をするものでございます。この改正は、全国的に地価が下落しており、現状の地価水準に見合った単価設定をする必要があることから、今回国及び県に準じた単価改定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第28号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

公共物使用等につきましては、道路法の適用を受けない道路、河川法の適用を受けない河川等において、使用許可を受けた者から徴収する使用料の額の一部改正を議案第27号と同様に上程させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長(市川 忠君) それでは、議案第27号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回占用料一部改正につきましては、町長が提案理由を申し上げたとおりでございます。国におきまして、現行占用料の基礎となる地価水準が平成6年時の固定資産税評価額に比べて約5割に下落していることから、道路法施行令の一部が改正され、占用単価が改正されました。この国の改正に伴い、県及び町におきましても国に準じた改正を行うものでございます。

次のページをごらんをいただきたいと思います。

別表第2、第4条関係であります。占用物件の種類、単位、占用料(円)で、占用物件の種類では、道路法第32条第1項に掲げる工作物など第1種電柱から以下と、単位では、1本につき1年、占用料では530円など、以下、順に新占用料でお願いするものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

占用料の新旧比較表をごらんいただきたいと思います。

左側が改正後、右側が改正前でございます。

まず法第32条第1項第1号関係でございますが、占用料第1種電柱が700円から530円へ改正するのを初め、第2種電柱が1,200円から820円となり、以下両面、5ページにわたり改正される金額はすべて減額となるものでございます。申しわけございませんが、すべての朗読は行いませんが、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、3枚進めていただきたいと思います。

議案第28号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案第28号につきましても、町長が提案理由のとおりでございますが、ここでは、道路法の適用を受けないその他の道路と河川法の適用を受けない河川において、議案第27号と同様に使用料を変更するための改正でございます。占用料と使用料との違いではありますが、使用料につきましては、いわゆる馬入れとか、河川に関しては水路、せぎなどの小規模なものを指し、今回の一部改正では使用料金がすべて減額が多く、種別単位につきましてもより詳細に改正することになりました。

次のページをお願いいたします。

別表第14条関係でありますけれども、公共物使用料一覧表では、種別につきましては農地、住宅、植林採草地などで、単位につきましては、1平方メートル1年など、また使用料につきましても2円から以下表示のとおり改正させていただくものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

申しわけございません、次のページの使用料の新旧対照表をごらんください。

左側が改正後、申しわけございません、先ほどののは条文でした。新旧対照表をごらんいただきますと、比較表でありますけれども、種別の農地、住宅、植林採草地につきましては、使用料は変わりません。単位で1平方メートルから1平方メートルにつき1年と改正をし、電柱第1種が770円から530円に改正するなど、比較表両面で3ページが改正する比較表でございます。すべての朗読は行いませんけれども、ごらんをいただき、改正された部分を見ていただければと思います。

以上が議案第27号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例と、議案第28号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。

ます。どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第29号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第16、議案第29号 東吾妻町国民宿舎事業に地方公営企業の規定の全部を適用する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第29号 東吾妻町国民宿舎事業に地方公営企業の規定の全部を適用する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国民宿舎榛名吾妻荘につきましては、本年2月1日より指定管理者が管理運営を行っておりますが、これに伴い、国民宿舎事業会計を企業会計から一般会計に所管がえを行うために、地方公営企業法の適用を廃止する条例の提案でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分といたします。

（午前11時03分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時15分）

議案第1号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第17、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度東吾妻町一般会計予算は、総額84億5,200万円を計上いたしました。前年度対比では1.72%の減額、金額にして1億4,800万円の減額であります。

予算編成に当たり、町の第1次総合計画の基本理念である「人のためのまち」を着実に実現するために、町民と行政の協働による中長期的な視野に立った財政運営と町民目線に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成いたしました。また、国の予算編成の基本方針では、デフレの克服に向けて平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体的にして、切れ目なく執行することにより景気が再び落ち込むことを回避し着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていくとされております。町においても、町内産業の振興と景気のでこ入れのため、平成21年度に追加した補正予算と一体的かつ継続的な執行ができるよう予算編成を行いました。

それでは、歳入の概要をそれぞれおおよその数字で申し上げます。

町税は18億3,342万円、景気の低迷などに伴う個人町民税、法人町民税等の減少により、前年比7.66%の減、金額では1億5,199万円の減額となります。

地方交付税は27億9,100万円を見込み、前年比7.88%の増、金額では2億383万円の増額となります。

国庫支出金は、子ども手当の創設が主な要因となり、前年比57.59%の増、金額では1億7,721万円の増額となります。

県支出金は、三島地区土地改良事業に伴う補助金や緊急雇用創出事業補助金の増加などにより、前年比4.61%の増、金額では3,365万円の増額でございます。

繰入金は、財政調整基金や土地開発基金の繰入金の減額により、前年比58.11%の減、金額では2億4,535万円の減額となります。

町債は、原町小学校体育館建設事業や臨時財政対策債の増加により、前年比23.84%の増、金額では2億200万円の増額となります。

続いて歳出でございますが、総務費は、ハッ場ダム関連事業費の減少が主な要因となりまして、前年比15.23%の減、金額では3億3,236万円の減額となります。

民生費は、子ども手当交付金の創設や障害福祉サービス給付費などの増加に伴いまして、前年比12.83%増、金額では1億7,477万円の増額となります。

土木費は、ハッ場ダム関連道路の整備費や街路事業費の減少に伴いまして、前年比41.86%の減、金額では5億1,257万円の減額となりました。

教育費は、原町小学校体育館建設や太陽光発電施設整備などの新規事業に伴い、前年比25.18%の増、金額では2億7,924万円の増額となりました。

公債費は、吾妻荘など会計編入に伴う増加のほか繰上償還を3億円予定をし、前年比28.23%の増、金額では3億2,878万円の増額となっております。

以上が主な内容でございますが、事務事業の見直しや経費節減に努めながら町民ニーズにできる限りこたえられるような予算といたしました。

詳細につきましては、それぞれ所管する課長から順を追って説明をさせますので、十分にご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） お世話になります。

それでは、まず説明に入らせていただきます。

まず説明に入ります前に、皆さんのお手元のほうに平成22年度東吾妻町一般会計当初予算の款別総括表と、5枚になっておりますが、こちらの資料がございます。こちらは後ほどごらんいただきたいと思っております。

それともう1点、国の2次補正に係りますきめ細かな臨時交付金というものの概要、それと裏に、それに対します我が東吾妻町の実施する予定の事業について記載してございます。こちらは補正予算のほうに特に関係してくると思うんですけども、後ほどごらんいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書7ページをお願い申し上げます。

7ページ、第2表、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条に基づきまして、東吾妻町駅北土地地区画整理組合理事長松井清氏が行う土地地区画整理事業のための損失補償契約でございます。期間は1年間、金額は限度額を3億4,090万円とするものでございます。

次に、8ページをお願い申し上げます。

第3表で地方債でございます。起債の各事業の財源といたしまして、起債充当するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めてお願いするものでございまして、各事業の起債限度額を合計いたしました10億4,920万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書によりまして、歳入から説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） それでは、11ページをお開きください。

歳入の1款町税になります。全体では、先ほど町長が説明しましたように、前年予算比で7.66%の減となります。

主な要因ですけれども、まず1項の町民税関係ですが、個人で本年度5億7,305万4,000円、ここがの6,304万9,000円となります。これは約10%の減額になりますが、これは非常に積算が難しいんですけれども、国の所得税関係がほぼ10%ぐらい落ちるだろうという中でうちのほうも精査しまして、このような数字になりました。説明にあります普通徴収、特別徴収については、一応3,500人ずつ積算をいたしまして、右のような金額になっております。

それと、昨年10月から年金特別徴収というのが始まりまして、この関係で950人分の3,228万8,000円という数字が、昨年の予算にはなかったと思うんですけれども、別個で上がっております。これは、普通徴収が分かれたというふうに考えていただければというふうに思います。落ち方とすると特別徴収のほうは落ちは大きいんですけれども、どういうことかといいますと、特別徴収から普通徴収に、やっぱり景気が悪くなるものですから特別徴収できなくて普通徴収に回るとというのがここ数年といいますか、一、二年ふえています。そんな関係であります。

続きまして、法人の町民税ですけれども、8,536万2,000円で、これはかなり落ちます。4,841万9,000円の減です。昨年の予算から比べると36%の減というふうになります。この関係なんですけれども、現在314法人、これは12月1日現在ですけれども、そういう中でか

なり落ち込んできている。ただ、これもかなり底に近づいているのかなということで、1回昨年補正をしていただきまして、今回また3月補正をとるんですけども、そのくらいの金額で落ち着くのではというふうな感じで見ております。

続きまして、2項の固定資産税であります。固定資産税については10億1,424万5,000円ということで、約3,900万円ほどの減額になります。これについては、昨年の予算を見たときに若干、21年1月1日に評価がえがありましたものですから、ちょっとその辺に見違いがあったということと、やっぱり法人がかなり落ち込んでいるということで、償却資産の部分これもかなり大きいんですけども、これがかなり落ち込んだ、償却資産の落ち込みがかなり激しかったということで、今年度予算もかなり圧縮しております。

その次の所在市町村の交付金及び納付金については1,503万3,000円ということです。

続きまして、第3項軽自動車税になります。軽自動車税については、こういう状況の中で若干軽四輪が増加ですけれども、少しずつ伸びてきているというような状況にあります。現在原付から入れて9,987台の保有といたしますが課税客体がありまして、4,310万3,000円ということで若干の伸びで見ております。

1枚はぐっていただきまして、町たばこ税の関係です。町たばこ税につきましては、皆さんご承知のようにことしの10月に1箱100円ぐらいの増税になるという。町税についてはそれほど増税ではないんですけども、それはちょっと見込み切れませんので見ておりません。本数が自然減してきた分の減少ということで9,483万1,000円で130万円ぐらいの減で見ております。

続いて、入湯税ですが、入湯税については昨年実績、今年度実績に基づいて75万円の減ということで見ております。

以上町税です。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、2款地方譲与税から説明させていただきます。

なお、14ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それらの数値につきましては、平成21年度の実績と国・県の地方財政計画に基づきました数値を計上してございます。

まず1項でございます。1項地方揮発油譲与税3,570万円をお願いでございます。町道の延長面積によりまして積算されるものでございます。

次に、2項の自動車重量譲与税9,600万円をお願いでございます。

なお、下段の廃項といたしまして地方道路譲与税でございますが、ご存じのとおりこの地方道路譲与税が1項の地方揮発油譲与税に一本化された関係がございまして、廃項といたしました。

次に、13ページ、6款1項地方消費税交付金をお願いいたします。お願いする予算額につきましては1億3,600万円でございます。消費税5%のうち国が5分の4、県と町が5分の1を各自治体の人口や従業者数に応じまして配分されるものでございます。

次に、7款の1項ゴルフ場利用税交付金でございますが、町内2カ所のゴルフ場の利用税交付金といたしまして3,000万円を計上させていただきました。

次に、8款1項自動車取得税交付金でございます。県税でございます。自動車取得税額に95%を乗じて得た額の10分の7相当額を町道の延長や面積によりまして配分されるというものでございます。

なお、下段の旧法による自動車取得税交付金につきましては、廃目といたしてございます。次に、14ページをお願い申し上げます。

9款1項地方特例交付金でございます。3,100万円をお願いでございます。

下段の特別交付金につきましては、経過措置満了となりましたので廃項とさせていただきます。

次に、10款地方交付税でございます。説明欄記載のとおり、普通交付税につきましては前年度より8.5%増の26億1,100万円でございますが、特別交付税につきましては前年同額の1億8,000万円でございます。普通、特別、合計いたしまして27億9,100万円の計上でございます。

次に、11款道路交通安全対策交付金でございます。350万円でございます。これは交通反則金を原資に過去2年間の交通人身事故の発生件数等により町村に配分されるものでございます。

次に、12款をお願いいたします。分担金及び負担金でございます。1目の総務費負担金につきましては、基盤整備事業費負担金と情報通信事業施設加入負担金で510万円でございます。2目の民生費負担金につきましては779万2,000円をお願いでございます。

15ページをお願い申し上げます。

3目農林水産業費負担金1億3,110万3,000円をお願いであります。これは、平成12年から平成31年の20年間で7経営団体が返済するものを、町を通じて返済するというものを計上いたしました。

次に、13款使用料及び手数料でございます。1項使用料でございますが、1目総務費使用料から16ページ、10目の岩櫃ふれあいの郷使用料まで、説明欄記載の施設使用料でございます。1億8,370万9,000円のお願いであります。8目の天狗の湯使用料につきましては、本年4月下旬オープン予定の天狗の湯本浴場の使用料を計上してございます。

2項手数料でございます。1目の総務手数料から17ページ、5目の農林手数料までの各手数料でございます。1,159万6,000円のお願いでございます。

次に、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金3億1,554万9,000円のお願いでございます。これですが、3節子ども手当交付金につきましては、4月より実施される子ども手当に係る交付金でございます。

次に、18ページをお願い申し上げます。

2項の国庫補助金1億2,094万4,000円でございますが、1目の総務費補助金の都市公園事業補助金は、平成21年度から25年度までの事業でございます。あがつまふれあい公園にかかわるものでございます。また、市町村合併推進体制整備補助金につきましては合併後10年間交付されるもので、平成29年度まで交付されるというものでございますが、当町の限度額につきましては2億1,000万円ほどとなっております。

4目の土木費国庫補助金1,265万円でございますが、社会資本整備総合交付金でございます。町道岩下・川中線に充当するものでございます。

次に、3項委託金でございます。1目総務費委託金4,393万1,000円が主なものとなっております。

19ページをお願い申し上げます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございます。1節の社会福祉費負担金につきましては、国の負担金と同じ対象者への負担金で、国の補助率は4分の2、県の補助率は4分の1となっております。

2項の県補助金、1目総務費補助金2億3,134万円をお願いでございます。説明欄記載のとおり、土地改良事業補助金1億9,320万円とありますが、これはダム関連土地改良事業でございます。

2目民生費補助金8,324万2,000円でございます。福祉医療費補助金6,682万1,000円が主なものとなっております。

20ページをお願い申し上げます。

3目の農林水産業費補助金でございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。

上から5行目ほどに中山間地域等直接支払交付金1,302万円や、その下にあります草地林地一体的利用総合整備事業補助金、これは西榛名ファームの関係なんでございますが6,389万円や、その下にございます地籍調査事業補助金2,405万2,000円などが主な補助金となっております。

次に、6目商工費補助金でございます。2,801万1,000円でございますが、説明欄をごらんいただきたいと思っております。

消費者行政活性化補助金138万6,000円とございます。これにつきましては新規の補助事業でございます。今はやりの振り込め詐欺等の防犯啓発パンフレットを作成するというものの補助金でございます。また、緊急雇用創出事業補助金2,662万5,000円でございますが、昨年に引き続きまして実施する事業のほか、農政対策事業、ダム対策事業、税務会計対策事業、商工業対策事業等に、今年度につきましては予定してございます。

次に、3項委託金、1目総務費委託金4,763万5,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思っております。

1節総務費委託金では、本年度は参院選や地方選が予定されていることから、それらの委託金1,450万円ほどを計上いたしました。

2節の徴税費委託金につきましては、県税の徴収取扱費交付金といたしまして2,384万円ほどを計上いたしました。

3節の統計調査費委託金823万7,000円の計上でございますが、本年度は国勢調査がございまして、その調査委託金といたしまして800万円が主なものでございます。

22ページをお願い申し上げます。

3目の都市計画費委託金につきましては、街路事業の用地買収業務委託金でございます。1億1,500万円の計上でございます。

16款財産収入、1項の財産運用収入でございます。この関係につきましては、町有地の貸付収入及び基金等の利息の収入でございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に23ページ、2項財産売払収入につきましては、町の不動産や物品売り払い収入でございますので、よろしくお願いいいたします。

17款寄附金でございますが、4目ふるさと応援寄附金、これにつきましては30万円ほどを計上させていただきます。

次に、18款1項基金繰入金でございます。1目の公共施設等整備基金繰入金につきましては、ダム関連事業下流都県負担金の繰入額でございます。1億7,654万円のお願いというこ

とでございます。

24ページをお願いいたします。

2目以降につきましては廃目整理とさせていただきました。

19款繰越金につきましては、前年度繰越金と繰越明許費繰越金で2億5,000万円の計上となっております。

25ページをお願いいたします。

20款の5項雑入でございます。この関係につきましては、2目の衛生費徴収金、これにつきましては検診等の徴収金でございます。

26ページをお願いいたします。

4目給食事業収入につきましては、学校給食費ということでございます。

以下、5目桔梗館雑入から8目の天狗の湯雑入までにつきましては、各施設での売り上げ等でございますが、国民宿舎雑入では指定管理者納付金216万円を予定してございます。

9目のダム関連事業雑入でございますが、1億7,266万8,000円の計上でございまして、その事業内容は説明欄記載のとおりでございます。

次に、27ページ、10目をお願いいたします。

10目の雑入でございますが、4,550万6,000円の計上でございます。前年度から比較いたしますと大きく減額となっておりますが、これは22年度予算からダム関連事業雑入を目分けをしたというものでございます。

以上が雑入の主なものでございます。

続きまして、28ページ、21款町債でございます。

1目辺地債につきましては、町道分去・オリジン線に辺地債3,100万円を予定しております。

2目の土木債9,710万円につきましては、地方特定道路整備事業といたしまして、ダム関連の町道改良工事と街路事業に充当する予定でございます。

3目の教育債につきましては、原町小学校体育館建設事業と、同じく原町小学校の太陽光発電施設整備事業を予定してございます。

4目臨時財政対策債でございます。6億2,000万円と、前年比で65%の伸びでございます。この関係につきましては、国の地方財政計画に基づいた額を計上してございます。

次に、歳出でございますので、歳出につきましてはそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） それでは、29ページからの歳出について説明させていただきます。

1款1項1目議会費についてでございますが、1億1,029万円をお願いでございます。これにつきましては、議員18名分の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要する経常的な経費と会議反訳委託料294万8,000円、委員会等録音用備品購入91万3,000円が主なものでございます。

続きまして、30ページ、2款1項1目一般管理費でございますが、5億5,529万3,000円をお願いでございます。この目では、庁舎内の一般的な管理経費と特別職報酬審議会委員等委員24名分の報酬、特別職2名分及び総務課、企画課、税務会計課の会計係、町民課の環境対策係の職員41名分の給料、その他職員共済負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

続きまして、33ページをお願いしたいと思います。

2目の行政振興費でございます。これにつきましては1,862万8,000円をお願いでございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、また公民館建設や補修等に係る補助金及び活性化事業運営補助金といたしまして300万円を計上させていただきました。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、3目の財政管理費でございます。216万8,000円をお願いでございます。前年度までは財政会計等システム等に関する予算を、一般管理費のほうで計上してございました関係がございまして、今年度につきましてはこちら辺の部分の会計管理のほうへ編入いたしましたということで、かなりの額が増額となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） 4目の会計管理費です。本年489万3,000円、27万3,000円の減であります。右側の説明欄ですけれども、2つの事業、会計管理事業と事務用品管理事業ということで、例年とほぼ同じです。本年度特別にお願いしたいのが研修旅費と出納職員の研修負担金ということで、職員の研修ということで、なかなか出納職員、会計職員というのが勉強する場がないものですから、東京のほうへ派遣してスキルアップをしたいということで、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 続きまして、34ページをお願いいたします。

5目財産管理費でございます。741万7,000円のお願いでございます。この目では、町有施設の一般的な管理費でございます。説明欄中ほどにございます大戸廻り目の町有地売却に伴います境界復元業務委託料として200万円を計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、6目の公平委員会費でございます。10万2,000円のお願いでございます。公平委員会の運営に要する経常的経費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 7目の固定資産評価審査委員会費ですが、8万1,000円のお願いでございます。この目では、委員3名分の報酬と経常的な経費でございます。よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、35ページをお願いいたします。

2款1項の8目でございます。財政調整基金費242万7,000円のお願いでございます。基金の利子分でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、9目の企画費でございますが、お願いする額は1,770万円でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

まず企画費1,715万9,000円でございますが、説明欄中段にございます光ケーブル電柱添架料360万円でございますが、これにつきましては、岩島・坂上地区の情報通信事業に係るものでございます。それと、それから下にちょっといきましたところに、吾妻広域圏一般経費負担金といたしまして1,127万2,000円というものがございまして、これらが主なものでございます。また、地域審議会運営事業費といたしまして54万1,000円のお願いということでございます。

次に、36ページをお願い申し上げます。

10目の運輸対策費になりますが、お願いする予算額につきましては5,197万円でございます。主なものにつきましては、乗り合いバスの運行補助金と矢倉駅の回転場の整備工事費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 続きまして、11目支所費でございます。2,080万2,000円の願

いでございます。この目では、東支所管理事業、改善センター管理事業等に伴う経費でございます。

なお、地域開発特別会計へ457万8,000円の繰出金を計上させていただきました。

続きまして、37ページの簡易郵便局費でございます。583万2,000円のお願いでございます。この目では、2名分の臨時職員の賃金、また植栗、厚田、本宿の3簡易局の一般的な経費でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

13目の交通安全対策費です。1,144万1,000円のお願いでございます。この目では、交通指導員19名分の報酬と出張旅費及び工事請負費としてカーブミラーの設置、外側線工事が主なものでございます。

14目登記事務費ですが、201万7,000円のお願いでございます。この目では、町有財産関係の登記手数料が主なものでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 39ページをお願い申し上げます。

15目電算業務費7,111万1,000円のお願いでございます。経常的経費につきましては前年ほぼ同額でございますが、18節の備品購入費3,300万円につきましては、財務会計及び基幹系端末機の入れかえとサーバーの交換に要する経費でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、16目開発費28万6,000円につきましては、事務的経費のお願いでございますので、よろしくをお願いいたします。

17目の広報広聴活動費391万4,000円のお願いでございます。広報紙等の印刷製本費などが主なものでございます。

次に、40ページをお願い申し上げます。

18目の地域活性化対策費44万3,000円のお願いでございます。地域活性化事業の補助金が主なものとなっております。

次に、19目の交流事業推進費55万5,000円のお願いでございますが、杉並区との交流事業に係るものが主なものとなっております。

次に、20目の山村振興対策費13万1,000円のお願いでございますが、山村振興連盟負担金等でございますので、よろしくをお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 続きまして、21目諸費でございます。949万1,000円のお願いでございます。この目では、報償金といたしまして顧問弁護士及び相談料として90万円を計上させていただきました。中ほどにあります防犯事業といたしまして、防犯灯の電気料及び防犯灯電気料補助金、そのほかに自衛隊事業の経費が主なものでございます。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） 42ページをお願いいたします。

まず1目の税務総務費であります。これに関しては、税務部門の12名の職員の給与等でございます。9,244万3,000円となります。

続きまして、2目の賦課徴収費6,695万4,000円になります。これについては、要するに税を賦課するための経費となっております。賦課徴収費、住民税の賦課、固定資産税の賦課、収税等に分かれております。

ことしの特徴的なものとしましては、まず賦課徴収費の中でエルタックス導入に向けての経費が300万円ほど入っております。それから資産税関係で、まず賃金とありますけれども、これは緊急雇用対策事業を使いまして、評価がえを21年1月1日にやりまして初めて旧東、旧吾妻町の評価が統一されてきました。そういう中で、台帳とか課税台帳の整備が急務になっているものがありまして、その辺を整備していきたいというふうに考えています。それとちょっと下にいきまして、土地価格鑑定委託料ほかということで2,700万円ほどあると思うんですけども、この関係につきましても、24年1月1日の評価がえに向けて23年1月1日現在で鑑定を行うという費用が680万円ほど、それから砂防指定地がかなりしっかり調査はしているんですけども、なかなか評価システムの中に入っていないということで、それを整備して入れる事業が230万円ぐらい、それと例年行っています課税客体調査ということで1,800万円ほどを見込んでおります。よろしくをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 3項戸籍住民基本台帳費であります。住民基本台帳費ですが、43ページ、44ページとまたがっております。6,441万6,000円のお願いでございます。職員6名分の人件費と戸籍、住民基本台帳、住基ネット、公的個人認証、外国人登録、それぞれのシステム関係経費と人権擁護委員関係の事務費であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 45ページをお願いいたします。

4項1目選挙管理委員会費でございます。242万9,000円のお願いでございます。この目

では、選挙管理委員会委員4名分の報酬と年間の経常的な運営費でございます。

2目選挙啓発費でございます。24万4,000円のお願いでございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品等が主なものでございます。

3目参議院議員選挙費でございます。1,104万3,000円のお願いでございます。この目では、7月に予定されております選挙事務に係る経常経費を計上させていただいております。

次のページ、46ページです。

4目群馬県議会議員選挙費でございます。390万6,000円のお願いでございます。この目では、平成23年4月に予定されております選挙事務に係る経費を計上させていただいております。

5目東吾妻町長選挙費でございます。1,056万円をお願いでございます。この目では、4月18日執行の選挙事務に係る経費を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、5項の統計調査費でございます。47ページ、48ページでお願い申し上げます。

まず統計調査総務費でございますが、統計調査員の確保対策事業の事務費ということでございます。

2目の統計調査費でございますが、お願いする額は841万5,000円ということでございまして、説明欄記載のとおり、工業統計調査から国勢調査まで各調査に係る経費でございまして、説明欄下のほうにございます国勢調査費813万6,000円がございまして、これが5年に1度の調査でございまして、本年10月1日が調査の基準日ということでございまして、よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 6項1目監査委員費でございます。61万5,000円のお願いでございます。この目では、委員2名分の報酬と経常経費を計上させていただきました。よろしくお願いいいたします。

議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午前11時59分）

議長（一場明夫君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（一場明夫君） ちょっと打ち合わせをされていて遅くなって申しわけありませんでした。今後気をつけますので、よろしくをお願いします。

続いて、説明をお願いします。

建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、49ページをお願いをしたいと思います。

2款7項1目ダム対策総務費の説明をさせていただきます。ダム対策総務費総額5億2,353万8,000円のお願いでございます。

財源内訳をごらんください。

まず特定財源ですが、国・県支出金が2億8,100万1,000円、その他が2億449万3,000円、一般財源が3,804万4,000円でございます。

説明欄をごらんください。

まずダム対策総務費であります。6,456万8,000円で、主な内容は、職員5名の給与に係る部分が職員共済組合負担金までの合計で4,226万6,000円でございます。

次に、50ページのダム関連事業の臨時職員賃金や消耗品、自動車保険料、それから備品リース代など、国の生活再建対策費などで合計960万2,000円でございます。また、ダム関連団体補助金につきましては1,270万円をお願いでございます。

次に、天狗の湯管理運営事業でありますけれども2,804万6,000円で、主な内容は、消耗品229万円、燃料費461万9,000円、光熱水費863万4,000円、施設管理委託料873万9,000円をお願いでございます。

次に、51ページをお願いをしたいと思います。

ハツ場ダム水源地域整備事業であります。4億3,092万4,000円をお願いでございます。主な内容ですが、測量・設計・監理委託料が1,533万5,000円で、水特事業の三西第2細谷

地区土地改良での埋蔵文化財調査費用でございます。

次に、工事請負費 3 億 2,905 万 4,000 円でございますが、内訳といたしましては、まず水特事業であります十二沢パーキング工事の前段で水道引き込み工事費用が 1,000 万円、あがつまふれあい公園第 2 期工事分が、水特事業と公園国庫補助事業で 1 億 1,200 万円、三西第 2 及び細谷地区土地改良事業が 2 億 650 万円のお願いでございます。また、水特事業にかかわる積立金が、合計で 4,034 万 9,000 円のお願いでございます。

ダム対策費につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 続きます、2 款 8 項事業費でございます。

1 目岩櫃ふれあいの郷総務費 6,544 万 2,000 円でございます。人件費関係では、一般職員 5 名、臨時職員 2 名、パート職員 5 名の人件費が計上してございます。

52 ページをお開きください。

15 節の工事請負費につきましては、コンベンションホール機械室の受水層への水道直結工事でございます。

2 目福祉センター管理費及び 3 目コンベンションホール管理費、4 目健康増進センター管理費につきましては、経常経費でございます。

53 ページ後半の 5 目国民宿舎管理費 1,216 万 1,000 円でございますが、国民宿舎事業会計の廃止に伴い、ここに国民宿舎管理費として計上してございます。内容としましては、12 節建物共済保険料 48 万円、14 節国有林借上料 168 万 1,000 円及び工事請負費として 1,000 万円のお願でございます。このうち 12 節と 14 節は、町を經由して支払う関係の費用でございます。合わせて 216 万 1,000 円が雑入として指定管理者納付金として予定してございます。工事請負費につきましては、旧食堂棟の取り壊し工事などでございます。

続きます、2 款 9 項温泉事業費の説明をいたします。

1 目桔梗館管理費 4,907 万 3,000 円でございます。人件費関係では、一般職員 2 名、臨時職員 4 名、パート職員 5 名の人件費が計上してございます。

54 ページをお開きください。

15 節の工事請負費につきましては、源泉ポンプの入れかえ工事でございます。

続いて、55 ページをごらんください。

2 目温泉センター管理費 7,774 万 6,000 円でございます。人件費関係では、一般職員 3 名、臨時職員 1 名、パート職員 3 名の人件費が計上してございます。15 節の工事請負費につま

しては、ろ過機ろ材交換工事でございます。

続いて、56ページをごらんください。

3目温泉センター食堂費4,907万5,000円でございます。ここでは人件費関係では一般職員1名、臨時職員6名、パート職員5名の人件費が計上してございます。以下は経常経費でございます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 10項1目情報通信事業費でございますが、2,167万4,000円のお願いでございます。この目では、昨年まで地域開発特別会計で実施してはりましたが、一般会計に組み替えて事業を実施するものでございます。委員10名分の報酬及び保守点検委託料、また新規引き込みの工事費、それと老朽化電柱交換に伴いますケーブル線の張りかえ工事費が主なものでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1億2,739万円のお願いでございます。社会福祉事業費といたしまして1億1,305万3,000円、委員8名、一般職9名の人件費並びに民生児童委員さん54名、保護司さん等の経費で、通常的経費でございますので、よろしくお願いいいたします。

58ページをお願いしたいと思いますが、今年度につきましては社会福祉協議会補助金といたしまして3,000万円ほど予定をさせていただいております。

続きまして、障害福祉事業で1,433万7,000円でございますが、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、59ページの2目の障害児者自立支援費でございますが、2億2,471万2,000円、昨年と比較いたしまして8.9%の増という状況でございます。この障害者の自立支援につきましても法律等がいろいろ変わってございまして、非常に見込みが立てにくい部分もございまして、若干の増加ということでお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 3目の国民年金費であります。634万8,000円のお願いでございます。人件費1名分と経常経費であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 4目の老人福祉費でございます。2億6,891万1,000円のお

願いでございます。昨年と比較いたしますと5.8%ほど伸びてございます。説明の老人福祉事業といたしまして2億5,480万6,000円でございます。主なものといたしましては、あがつま養護老人ホームの負担金、また介護保険特別会計繰出金、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計繰出金等でございます。

続きまして、地域包括支援センター事業でございますが、1,410万5,000円、職員1名分及び予防給付ケアマネの委託料でございますので、よろしく願いをいたします。

5目の福祉医療費でございます。1億3,474万5,000円、8.3%ほど伸びてございます。この辺につきましても、平成21年度から証明書を発行いたしまして現金払いがなくなったという部分もございますので、若干ふえるかなというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 6目の国民健康保険費ですが、4名分の人件費、それと7,884万4,000円になります国民健康保険特別会計への繰出金でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 7目の町民センター管理費でございますが、火災保険料でございます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 8目の後期高齢者医療費であります。後期高齢者医療費ですが、新年度より後期高齢者医療広域連合、県の事務局のほうに当町から1名派遣が決定しております。そんな関係から、広域連合から示されました職員の人件費の一部と町負担金1億8,174万6,000円を療養給付費として広域連合分、5,807万2,000円につきましては後期高齢者特別会計への事務費及び保険基盤安定繰出金であります。よろしく願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 2項1目の児童措置費でございますが、2億1,702万2,000円、この児童措置費につきましては、子ども手当ということで2億1,163万9,000円ほどの計上をさせていただきました。

2目の保育所費でございますが、保育園にかかわります経常経費でございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、65ページでございます。

3目の学童保育費でございますが、東地区でございます学童保育並びに太田地区でございます学童保育の委託費と経常経費でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 3項1目災害救助費でございます。5万3,000円のお願いでございます。災害甲慰金支給事務負担金及び災害救助資金積立金が主なものでございます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございますが、1億1,247万1,000円でございます。職員給料及び経常的経費でございます。また、原町十字病院等の整備事業費補助金といたしまして2,000万円ほど計上させていただいております。

2目の予防費でございますが、2,566万4,000円のお願いでございます。67ページをお願いしたいと思いますが、高齢者のインフルエンザ接種委託料731万円、3,400人ほど予定をさせていただいております。

下から2番目の犬及び猫等の避妊手術補助金につきましては、1頭当たり3,000円というようなことで計上をさせていただいております。

3目の母子保健費でございますが、1,480万9,000円、母子保健に係る経費でございますので、よろしく願いをしたいと思います。

4目の健康増進事業費でございますが、2,186万8,000円、健康増進に係る分のがん検診ですとかいろいろな検診の委託料等でございます。

68ページをお願いしたいと思いますが、5目の健康推進費でございます、49万1,000円。健康推進、主に食生活改善業務委託料18万9,000円等の計上でございますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 6目環境衛生費でございます。総額873万5,000円でございます。この目につきましては、廃棄物処理対策費及び吾妻広域圏火葬場運営費の負担金でございますので、よろしく願いいたします。また、昨年9月の第3回定例会に補正をお願いしました太陽光発電システム設置補助金を、本年度また上限10万円の20件分として引き続き予算化させていただきましたので、重ねてお願い申し上げます。

続いて、69ページ、7目公害対策事業費であります。74万1,000円のお願いでございます。泉沢地区内産業廃棄物の不法投棄にかかわります水質の継続検査及び大気汚染測定器の

維持管理費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 8目の保健センター管理費でございますが、保健センターに管理する上の必要的経常経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 69ページから70ページをお願いいたします。

9目霊園の管理費でございます。182万7,000円のお願いでございます。岩井、岡崎にあります霊園維持管理の経常経費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2項1目清掃費でございます。2億1,720万8,000円のお願いでございます。主に19節の吾妻東部衛生施設組合運営費負担金で、し尿処理、可燃物処理、粗大ごみ処理、最終処分場施設等の負担金でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（一場明夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） 3項1目の簡易水道費でございますが、総額で2,397万7,000円のお願いでございます。整備事業補助金75万円ですが、これは町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金です。事業費の2分の1、上限150万円までを補助する制度でございます。

次の水質検査補助金15万4,000円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に検査手数料の3分の1を補助するものです。

簡易水道特別会計への繰出金2,307万3,000円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（一場明夫君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 続きまして、5款1項1目労働諸費でございますが、お願いする額は499万4,000円でございます。

説明欄をごらんください。

主なものは、下から2行目の勤労者住宅建設資金利子補給250万円、これは1件10万円以内でございますので、25件ほど予定させていただいております。

次の貸付金の245万1,000円ですが、勤労者生活資金預託金で、労働金庫を通じて貸し付けた金額の3分の1を供託するものでございます。

72ページをお願いします。

6款1項1目農業委員会費でございますが、これは、農業委員及び職員2名分の経常経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2目農業総務費でございますが、9,416万7,000円のお願いでございます。職員11名分の経常経費及び農業後継者の褒賞事業と農政対策事業といたしまして地産地消の推進経費と、農業振興協議会の補助金等でございます。

74ページをお願いします。

3目農業振興費でございますが、3,382万円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

水田農業構造改革事業といたしまして99万3,000円、農業振興地域整備促進事業といたしまして30万3,000円、農業近代化資金等利子補給事業といたしまして320万円、農業振興対策事業といたしまして559万6,000円、野生動物による農作物災害対策事業といたしまして294万5,000円で、電気さく等の補助でございます。

中山間地域水田農業担い手育成モデル支援事業は、萩生川西地区で12万2,000円、特定野菜等価格差補給事業といたしまして120万円、園芸用廃プラスチック処理事業といたしまして56万円で、塩ビを20トン、ポリを40トンほど計画しております。

次の中山間地域等直接支払事業といたしましては1,775万4,000円で、23年度より3期対策として計画しております。

農業農村応援事業は、循環扇等リース事業でございます。

直売所施設管理事業といたしまして26万8,000円、いわびつ体験農園事業といたしまして29万5,000円でございますので、よろしく申し上げます。

76ページをお願いいたします。

4目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、73万1,000円でございます。

説明欄をごらんください。

主なものは、農用地高度利用促進奨励金事業でございます。69万3,000円で、これは認定農業者の方に土地を貸しますと、貸し手、借り手等に若干の奨励金が交付されるというものでございます。

続きまして、5目畜産振興費でございますが、2億4,448万9,000円でございます。主なものといたしましては、草地林地一体的利用総合整備事業といたしまして6,417万5,000円と、公団営畜産基地負担金事業といたしまして7経営体及び町の道路部分の負担金1億

7,902万8,000円でございます。これは、平成12年から31年の20年間で返還ということになっております。

続きまして、6目農地費4,304万円ですが、説明欄をごらんください。

小泉・泉沢地区、植栗地区、萩生川西地区、県単小規模土地改良事業、町単小規模土地改良事業と農地・水・環境保全向上活動事業といたしまして、12地区の事業運営費補助金でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、7目地籍調査費でございますが、3,365万円のお願いでございます。調査地区につきましては、原町の一部、8と9を予定しております。

続きまして、6款2項1目林業振興費2,864万9,000円でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、林業振興費といたしまして1,669万5,000円です。主なものは、森林整備地域活動支援交付金で、獣害調査を含めて1,110ヘクタール、美しい森林づくり交付金事業で60ヘクタールの間伐を予定しております。

次の有害鳥獣捕獲事業でございますが、1,195万4,000円で、主なものは、鳥獣捕獲事業補助金といたしまして928万5,000円でございますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、続きまして、80ページをお願いいたします。

2目林業基盤整備費であります。総額で1,630万8,000円のお願いでございます。財源内訳では、国・県支出金が200万円、一般財源が1,430万8,000円でございます。

説明欄をごらんください。

まず、広域林道開設事業であります。258万1,000円のお願いでございます。主な内容ですが、引き続き吾嬭山線開設のための用地測量150万円、用地買収費100万円のお願いでございます。

次に、治山事業601万1,000円あります。県治山事業負担金600万円でございます。

続きまして、県単林道改良事業であります。419万9,000円、万騎線が擁壁の崩壊のおそれがある現状であることから、調査設計委託料といたしまして246万円のお願いでございます。

次に、町単林道整備事業351万7,000円あります。81ページの林道補修工事原材料と次の県治山事業協会会費が主なものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 続きまして、3目町有林管理費でございますが、408万7,000円
のお願いでございます。主なものにつきましては、国営森林保険料と枝打ち、下刈り等町有
林施行委託料でございます。

続きまして、7款1項1目商工総務費1,341万2,000円でございますが、職員2名分の人
件費及び経常経費でございますので、よろしく申し上げます。

82ページをお願いいたします。

2目商工振興費4,638万4,000円でございますが、主なものは、緊急雇用創出事業を利用
いたしまして、原町地区商店街活性化に寄与するための情報発信センター委託料と、事業運
営費補助金といたしまして東吾妻町商工会補助金、街路灯電気料補助金と、新規事業といた
しまして住宅リフォーム等補助金及び小口資金保証料補助金と経営振興資金利子補給金でご
ざいます。

続きまして、3目観光費1,951万1,000円でございますが、観光管理費といたしまして895
万7,000円をお願いでございます。主なものといたしましては、観光振興事業委託料は、観
光協会に観光宣伝及び施設整備の委託費でございます。

事業運営費補助金は360万円で、観光協会運営補助金60万円、ふるさと祭り補助金300万
円でございます。

町内観光スポット美化リフレッシュ事業につきましては、緊急雇用創出事業により町内の
観光看板の清掃及び観光客の動向調査を行うものでございます。

温川キャンプ場管理事業は273万2,000円で、温川キャンプ場を管理する賃金及び維持管
理費でございます。

84ページをお願いいたします。

森林公園管理事業542万1,000円は、森林公園の管理事業費でございますので、よろしく
お願いいたします。

公共施設等管理事業でございますが、35万4,000円で、天神山公園等の施設管理委託料並
びに修繕料でございます。

次のロマンチック街道事業といたしまして30万9,000円、東吾妻町ふるさと祭り阿波踊り
出演事業でございますが、ふるさと祭りのときに杉並から阿波踊りが参加していただきます
経費でございます。

続きまして、4目消費者行政推進費150万8,000円でございますが、主なものは、消費者
被害防止啓蒙のためのパンフレット作成費でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、8款1項1目道路橋りょう総務費であります、総額で9,908万1,000円のお願いでございます。財源内訳をごらんいただきますと、その他31万1,000円、一般財源9,877万円でございます。

説明欄をごらんください。

道路橋りょう費総務費として9,908万1,000円で、主な内容といたしましては、まず、職員12名分の給料関係が、職員共済組合負担金まで9,278万4,000円でございます。

次に、86ページをごらんをいただきたいと思います。

6行目の道路橋梁台帳補正業務委託料であります、510万円でございます。

続きまして、2目道路維持費でございます。総額で7,017万3,000円のお願いでございます。財源内訳でございますが、国・県支出金が811万1,000円、一般財源6,206万2,000円でございます。

説明欄をごらんください。

道路維持費6,206万2,000円ではありますが、主な内容ですけれども、修繕料288万6,000円、87ページの機械借上料419万5,000円、工事請負費2,500万円、工事材料費2,300万円でございます。

次に、道路維持管理事業ではありますが、緊急雇用での作業員賃金などがございます。

続きまして、3目道路改良費が総額で1億3,180万5,000円のお願いでございます。財源内訳では、国・県支出金が1,265万円、地方債が8,500万円、その他が557万2,000円、一般財源が2,858万3,000円でございます。

説明欄をごらんください。

まず道路改良費が7,186万9,000円で、主な内容であります、測量・設計・監理委託料が3,860万円、工事請負費が2,300万円でございます。

次に、88ページをお願いいたします。

ダム関連道路費でございます、5,993万6,000円で、主な内容ですが、測量・設計・監理委託料800万円と工事請負費4,150万円及び土地購入費800万円につきましては、旧松六合線の水特事業での現松六合線道路の生活道路の改修費でございます。

続きまして、4目橋りょう維持費ではありますが、総額で705万2,000円のお願いでございます。財源内訳では、国・県支出金が350万円、一般財源が355万2,000円あります。

説明欄をごらんください。

橋梁維持費が705万2,000円ですが、主なものといたしましては、測量・設計・監理委託料700万円です。これは、町道橋梁の長寿命化修繕計画策定事業として22年度から新たに実施するものでございます。

次に、5目橋りょう改良費ですが、13万4,000円のお願いで、存目予算でございます。

続きまして、2項1目都市計画総務費ですが、総額で170万1,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

まず都市計画総務費80万円ですが、89ページの職員手当と都市計画図印刷業務委託料が主なものでございます。

次に、広場管理費90万1,000円ですが、広場の光熱水費、施設管理料、工事原材料などが主なものでございます。

次に、2目土地区画整理費ですが、総額で893万5,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

土地区画整理費893万5,000円ですが、下から3行目の事業推進管理業務委託料800万円が主なものでございます。

続きまして、3目街路事業整備費でございますが、総額で1億7,555万円をお願いでございます。財源内訳では、国・県支出金1億1,500万円、地方債4,310万円、一般財源1,745万円でございます。

説明欄をごらんください。

まず街路事業整備費1億7,550万円、主な内容ですが、90ページをごらんください。

中ほどの土地購入費1,962万4,000円、県営事業負担金6,026万円、家屋移転に伴う補償金が9,302万3,000円のお願いでございます。これは、原町仲通り線の土地買収及び補償金でございます。

次に、4目都市公園費ですが、総額で81万1,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

まず都市公園費43万3,000円は、工事材料費が主なものでございます。

次に、街区公園管理事業につきましては、22年度も引き続き委託管理でお願いする予定でございます。

以上ですが、よろしく申し上げます。

議長（一場明夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） 続きまして、2項5目の下水道費でございますが、総額で1億9,792万7,000円のお願いでございます。榛名湖特定環境保全公共下水道負担金695万6,000円は、高崎市との覚書に基づく負担金でございます。

下水道事業特別会計への繰出金1億9,097万1,000円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、3項1目公営住宅管理費であります。総額で1,851万1,000円のお願いでございます。財源内訳につきましては、その他で883万4,000円、一般財源で967万7,000円でございます。

説明欄をごらんください。

公営住宅管理費1,851万1,000円ですが、主な内容ですが、修繕料300万円、保守点検委託料227万2,000円、住宅用敷地借上料470万2,000円と工事請負費650万円でございますが、この工事請負費につきましては、上河原団地7戸の解体工事のお願いでございます。

次に、定住促進住宅管理費であります。総額27万3,000円で、経常的なお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいいたします。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 92ページをごらんいただきたいと思います。

9款1項1目消防費でございますが、2億7,961万2,000円のお願いでございます。この目では、消防団員333名分の報酬及び出勤旅費並びに消防施設整備費として、それに伴う経費が主なものでございます。

続きまして、2目水防費でございます。消耗品を1万円計上させていただきました。

続きまして、3目防災費でございます。720万8,000円のお願いでございます。この目では、防災会議委員10名分の報酬と防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 引き続きご説明申し上げます。

93ページをお願いいいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費についてご説明を申し上げます。

願います額は231万9,000円で、昨年のほぼ同額であります。教育委員会の運営に要する経費でありますので、よろしく願います。

94ページを願います。

2目の事務局費であります。願います額は1億4,621万5,000円で、教育委員会事務局にかかります経常的経費であります。

95ページを願います。

説明欄上段をごらんください。

祝金312万円は、小学校入学時の祝い金104名分であります。

3目の教育研究所費67万円ではありますが、幼稚園、小・中学校の先生方が教育に関する調査研究に要する経費でありまして、例年3月3日に教育研究所の研究発表会を開催し、その研究結果を発表しております。

96ページを願います。

4目通学バス運営管理費3,675万8,000円ではありますが、東、岩島、坂上地区の運行業務委託料と小学校陸上記録会や中学校体育連盟への参加のための借上料などありますので、よろしく願います。

5目給食調理場運営管理費2億2,737万3,000円ではありますが、4調理場で1日約1,600食を調理していくための施設運営に必要な経費であります。

主なものをご説明申し上げます。7節の賃金1,300万円ですが、1日勤務者が5人、5時間勤務者が3人、3時間勤務が1人の合計9人の臨時職員の賃金であります。11節の需用費は消耗品、光熱水費、修繕料、賄い材料に要する経費等で1億8万6,000円となっております。18節の備品購入費1,187万3,000円ですが、調理場の大型備品や給食用食器の更新などあります。説明欄に各給食調理場ごとに事業立てで記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

98ページを願います。

6目外国青年招致事業費951万1,000円は、外国語指導助手イワン・マクドナルド先生とベンジャミン・ウダッド先生の報酬等経常的な経費であります。

なお、イワン・マクドナルド先生は7月末の任期をもって帰国され、新たな先生に赴任していただきます。そのため、特別旅費23万5,000円を計上させていただいております。

99ページを願います。

2項小学校費、1目学校管理費をお願いします。お願いします8,441万2,000円は、管内小学校5校の学校管理運営に係る経費であります。

主なものにつきまして説明させていただきます。

7節賃金は、公仕2人、マイタウンティーチャー4人、特別支援員4人分を計上させていただきました。説明欄に各小学校ごとに事業立てで記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

104ページをお願いいたします。

2目教育振興費1,625万3,000円につきましては、教材教具及び就学援助関係の経費であります。教育振興費につきましても、説明欄に各小学校ごとに事業立てで記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

105ページをお願いします。

3目小学校施設整備費3億3,230万円につきましては、原町小学校体育館新築事業で3億605万円、太陽光発電導入事業で2,625万円を計上させていただきました。

3項中学校費であります。

1目学校管理費ですが、お願いします7,669万2,000円は、管内中学校5校の学校管理運営に要する経費であります。主なものにつきましてご説明申し上げます。

7節賃金は、公仕2人、マイタウンティーチャー3人、特別支援員2人分を計上させていただきました。

中学校費につきましても、説明欄に各中学校ごとに事業立てで記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

110ページをお願いいたします。

事業立て予算の説明欄、尾瀬学校102万2,000円は、東、太田、原町、坂上中学校の生徒125人に要する経費であります。

2目教育振興費につきましては、中学校5校の教材教具及び就学援助の経費であります。

18節備品購入費1,790万円のうち学習指導要領改訂に伴う教材備品といたしまして、柔道用畳及び柔道着等の購入費を計上させていただきました。

教育振興費につきましても、説明欄に各中学校ごとに事業立てで記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

111ページをお願いいたします。

3目中学校施設整備費1億6,500万円は、駅北土地地区画整理組合からの買い戻し分1億

5,000万円と、東中学校用地購入費1,500万円であります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費1億5,247万1,000円ですが、管内幼稚園5園の運営管理に必要な経常経費であります。

1節報酬468万円は、非常勤職員の園長3人の報酬でございます。

7節賃金3,089万3,000円は、教諭11名、支援員等11人の臨時職員の賃金であります。

幼稚園につきましても、説明欄に各幼稚園ごとに事業立てで記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

115ページをお願いいたします。

2目教育振興費150万5,000円につきましては、5園の教材教具等の経費でありますので、よろしくをお願いいたします。

116ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、908万8,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思えます。

社会教育総務費でございますが、主なものは、社会教育委員報酬を初め社会教育を進めるための諸経費並びにパソコン教室などの事業費及び広域町村圏への各種負担金と関係団体への補助金となります。

117ページをお願いいたします。

成人式事業ですが、本年度は対象者198名で、成人者による実行委員会制にて実施するための経費でございます。

次に、2目公民館費ですが、2,358万1,000円のお願いでございます。説明欄の中央公民館運営費では、公民館運営審議委員会委員報酬や中央公民館の運営費並びに施設の維持管理費となります。

118ページをお願いいたします。

中央公民館備品貸出管理事業から119ページの公民館読書推進事業につきましては、中央公民館にて実施する事業に要する経費でございます。

太田公民館運営費から120ページにわたりますが、坂上公民館運営費については、各地区の公民館施設の維持管理、運営費並びに事業費となります。

121ページをお願いいたします。

東公民館運営費につきましては、東地区分館にかかわる火災保険料等でございます。

次の東公民館事業費につきましては、公民館祭、教養講座等に要する経費になります。

3目文化財保護費でございますが、475万3,000円のお願いでございます。

説明欄の文化財保護費ですが、文化財調査委員にかかわる経費、町指定文化財関係では、実態調査や修繕補助及び保存育成補助金の交付と、本年度は町指定文化財の案内導入板20基分の設置工事費と大戸・岡崎資料館の維持管理費となります。

122ページをお願いします。

岩櫃城跡保存整備事業につきましては、整備事業を進めるための基礎としての整備委員会を立ち上げるための必要経費を計上させていただきました。

次に、国・県指定文化財保護事業につきましては、国・県の指定文化財の保護に要する経費を計上いたしました。

123ページをお願いします。

吾妻峡保存管理事業は、ハッ場ダム建設に伴い、名勝吾妻峡の保存管理計画策定に要する経費でございます。

カモシカ保護事業については、カモシカの保護及び埋葬に要する経費となります。

次に、4目青少年対策費でございますが、144万6,000円のお願いでございます。

説明欄の青少年対策費では、青少年の健全育成に要する経費となります。杉並・東吾妻わんぱく交流事業ですが、小学生がそれぞれ30名ずつの60名参加して交流いたしまして、本年度は東吾妻町を会場として開催する2泊3日の事業でございます。

124ページをお願いします。

5目発掘調査費ですが、1,539万6,000円のお願いでございます。説明欄の発掘調査費については、旧岩島第二幼稚園にて整理作業を行っておりまして、その施設の維持管理と庁用車の経費が主なものでございます。

次に、試掘調査費でございますが、その要請がいつ何どき生ずるかわかりませんので、そのための経費でございます。

大沢・上郷地区発掘調査事業と、次の細谷地区発掘調査事業については、ダム関連事業の農業基盤整備事業での発掘調査ですので、よろしく願いいたします。

125ページをお願いします。

次に、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、2,298万6,000円のお願いでございます。

説明欄の保健体育総務費では、スポーツ振興審議会議員、体育指導委員報酬等と、健康マラソン大会などの体育事業に要する経費、各種負担金及び補助金が主なものでございます。

特に本年度は海の家運営費負担金として、施設改修費分299万円の増額でのお願いでございます。

126ページをお願いします。

説明欄、健康管理対策事業につきましては、管内10校5園の健康診断等に要する経費でございます。

次の郡民体育祭事業ですが、今回で49回目となりまして、孺恋村を会場町村として開催されます。これに参加するための経費となります。

127ページをお願いいたします。

次に、2目学校開放事業費ですが、492万3,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

管内小・中学校10校の体育館、校庭を開放して、一般町民の利用に供するための経費となります。

次に、3目施設管理費でございますが、2,638万8,000円のお願いでございます。本年度は、吾妻地区、東地区を合わせまして計上いたしました。

説明欄の社会体育施設管理事業では2,390万9,000円で全体の91%になりまして、スポーツ広場、町民体育館、東総合運動場や3つの社会体育館等の維持管理運営費となります。特に工事請負費においては、奥田社会体育館の屋根と総工事と町民体育館周辺樹木伐採工事を計上してございます。また、23年度は郡民体育祭の会場町村となることから、体育施設の整備の必要があった場合のために500万円を計上させていただきました。

128ページをお願いします。

次の公園等管理事業においても、吾妻、東合わせた予算でございまして、岩井親水公園など10施設の公園等にかかわる維持管理費となります。公園等管理事業においても、工事請負費で岩井親水公園内の親水ブロック補修工事と丸太橋補修工事費を計上してございます。

教育課関係の説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 引き続きまして、11款1項1目河川復旧費、2目道路復旧費と、129ページの3目道路橋りょう復旧費につきましては、存目予算でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、12款公債費でございます。お願いする額は、地方

償還金の元金、利子、公債諸費を合計いたしました14億9,324万6,000円でございます。前年比で17.67%増、金額で申しますと3億2,878万円ほどの増額になっております。これは、吾妻荘及び地域特別会計の情報通信事業部分を会計編入しましたことに伴います増でございます。

それとまた、繰上償還分といたしまして2億9,500万円ほども予定してございますので、よろしくお願い申し上げます。

130ページをお願い申し上げます。

13款1項公営企業費、1目の水道事業会計補助金でございますが、本年度につきましては、3条関係及び4条関係それぞれ1,000万円ずつの合計2,000万円のお願いでございます。

国民宿舎事業会計補助金につきましては廃目といたしました。

次に、14款予備費でございますが、前年度と同額の1,000万円のお願いでございます。

続きまして、131ページから給与費の明細等が続いております、138ページからは定員管理の状況、140ページに地方債の状況を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で平成22年度の一般会計の予算案につきまして、説明を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

（午後 1時55分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第18、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず事業勘定ですが、歳入歳出予算総額それぞれ18億7,187万4,000円であります。歳入の内訳ですが、国民健康保険税4億7,734万2,000円、国庫支出金4億5,175万9,000円、前期高齢者交付金4億5,814万円、共同事業交付金2億893万8,000円が主なものであります。

次に歳出でございますが、保険給付費12億5,151万1,000円、後期高齢者支援金等2億2,766万円、共同事業拠出金2億894万1,000円が主なものであります。

後期高齢者医療制度がスタートして丸2年、国民健康保険被保険者数は減数傾向の中、医療提供体制の充実強化等のための診療報酬の改定等について現在検討が進められているところであります。それに伴い、医療費たる保険給付費は増加することが考えられ、国民健康保険は引き続き厳しい状況にあることをご理解賜りたいと存じております。

なお、今年度も特定健診受診比率を上げるよう啓発と指導に努め、町民皆様の健康管理とあわせ、人間ドックの健診費補助を実施し、医療費の削減に向けた取り組みを図りたいと考えております。

続きまして、施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ8,575万円であります。歳入は、診療報酬、県支出金、繰入金等が主なものであり、歳出は人件費等の総務費、薬品購入等の医業費が主なものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） それでは、詳細説明を申し上げます。

事業勘定から主なものを事項別明細書等により説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税4億3,112万9,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税4,621万3,000円でございます。いずれも説明欄に、1人当たり、1世帯当たりの年税額を掲げてございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

12ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金につきましては、医療費の増額に伴い、数値が1,192万ほど伸びております。

4款1項1目療養給付費交付金については、歳出の退職被保険者保険給付費数値から算出してあります。

5款の前期高齢者交付金は4億5,814万円で、1人当たり医療費、医療給付費が25万9,000円ほどになります。

6款の県支出金、1項県補助金、2項県負担金についてはほぼ例年並みの数値を見込んであります。

7款の財産収入ですが、基金利子であります。

14ページに移りまして、8款1項共同事業交付金、1目共同事業交付金については月80万円を超える高額療養費にかかわる交付金であります。2目保険財政共同安定化事業交付金については、30万円を超え80万円未満の高額医療費にかかわる交付金であります。

9款1項他会計繰入金については7,884万4,000円でございます。

15ページに移りまして、10款1項その他繰越金については、前年度繰越予定額であります。

11款以降は存目措置でございます。

続きまして、17ページ、歳出をお願いしたいと思います。

歳出ですが、1款1項総務管理費については減額となっており、事務費、委託料等経常経費であります。

2項徴税费については、税徴収のための経常経費であります。

3項運営協議会費は、国保運営協議会にかかわる経費であります。

2款保険給付費、1項療養諸費から21ページ、5項葬祭費までは、21年度の数値をもとに算出してあります。いずれも被保険者の医療費等にかかわる数値等であり、1カ月当たりの金額等については説明欄に掲載してありますので、ごらんいただければと思ひます。

3款の後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等ですが、これにつきましても21年度

数値を参考に算出しております。

5 款老人保健拠出金ですが、前年分等の医療費が新年度支払いとなるため算出された金額であります。

22ページ、6 款介護納付金については、介護保険給付金、介護納付金見込みの数値として算出しております。

7 款の共同事業拠出金につきましては、連合会から示された資料数値により算出しております。

23ページ、8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費ですが、特定健康診査、保健指導等の経費でございます。

なお、本年度集団健診及び個別健診ですが、2 月末1,579人の方々が受診をされております。

2 項保健事業費ですが、1 目保健衛生普及費については事務的な経費であり、2 目疾病予防費については人間ドックの委託料であります。22年度も人間ドック検診費助成を検診年齢40歳以上75歳未満までのの方々を対象に実施をいたします。検診費用につきましては、後期高齢者医療広域連合の助成金額と同額になるわけですがけれども、1万6,000円とさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

11款諸支出金、2 項繰出金であります。施設勘定に繰り出すものであります。

以上、説明を省略させていただいたものにつきましては、引き続きの事業及び本年度予算数値に類推するものでございますので、ご了解をお願い申し上げます。

また、新年度予算全体については、それぞれの交付金が本年実績による推計値ということで組みさせていただきましたが、今後予定されます診療報酬改定に伴う医療費の増加等に合わせ、課税所得が定まる本算定時以降、税収が見込めない場合については税率の改定や基金の取り崩しを含め慎重に検討し、あわせて国保運営協議会に諮りご意見を伺う予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、施設勘定、26ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

予算総額446万5,000円減額の8,575万円をお願いいたします。

歳入 1 款 1 項外来収入7,364万4,000円、2 項その他診療収入69万4,000円は、診療にかかわる収入でございます。

3 款 1 項県補助金295万1,000円は、特別調整交付金並びに施設整備費補助金であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金429万8,000円は一般会計からの繰入金でありまして、2 項265万2,000円については事業勘定からの繰り入れであります。

飛びまして、29ページ、6 款諸収入、1 項受託事業収入については、特定健診及び保健指導等の収入であります。

歳出、30ページ以降をお願いいたします。

1 款総務費については、本年度末に1 名退職となりますので、職員3 名分と臨時職員の人件費及び施設管理のための経常経費でございます。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用機械器具費ですが、心電計の購入を予定をしております。

3 目、4 目については医療用消耗品、医薬品等でございます。

なお、33ページ以降給与費明細書、39ページに地方債の現在高見込みに関する調書がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、概略を説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） このページが何ページとは申しませんが、総括的な質問をしたいと思っておりますけれども、21年度と22年度、22年度の予算の中で何か目新しい事業、目新しい施策、そういうものはどういうものが取り入れてあるか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 新規とかというそういう事業は、前年と比べてそういうものは特段ありません。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 新しい施策というんですか、事業とかそういうものはないと。前年度並みということでありましてけれども、私は町民の中でいろいろお話を聞く中で、特に茂木町長この福祉、特に保険事業、こういうものについては大分力を入れてくれるんじゃないかという町民の期待を持っている人が多いんです。その中で今までずっと見ていたけれども、なかなかそういう目新しいものが出てこないというようなことを聞きますけれども、町長、その辺のところは、この保険事業に対する考え方というものはどんな考えを持っておりますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） これはあくまでも国民健康保険事業でございます。町民の一部の方が利用されているということだけでございますので、この方だけを特別にという、そういったようなことをするというはよろしくないのではないか。ですので、決められた健康保険にのっとったシステムでそのままいくというのがよろしいのではないかと、このように考えてはおります。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そうしますと、この国民健康保険事業ですね、料金の改定というのはしばらく行わなくも済むようですか。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） それは税ということでよろしいのでしょうか。

15番（加部 浩君） はい。

町民課長（猪野悦雄君） 本年の試算はまだ先ほど説明しましたけれども、この後確定申告しまして本算定にならないとわからないわけですが、現時点では、今の状況で推移をするのかなというふうに考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） わかりました。

それで、この町内、21年度ですけれども、資格証明を発行しておりますか。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 直近の2月末で今短期証の方が53世帯、資格証の方が36世帯と記憶しております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その中に義務教育に関する家庭がありますか。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 36の中にあるものと思いますが、ちょっと今その数字についてはここで答えできませんので、調べてお答えしたいと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 町長、ちょっとお尋ねしますけれども、今あるように思うということで、何世帯あるかないかはこれは別としまして、そういう家庭ですね、これは資格証明が出ますと子供さんまで影響してくるようなんですけれども、当町、町長の肝入りで義務教育

の子供に対しては無料化を図っておりますけれども、その辺のところの資格証明を対象としておりますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） お子さんは親の資格証明とは関係なく福祉医療費の該当になりますので、ご安心ください。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） それでもう安心したんですけれども、非常にそれはいいことだなと思います。ぜひ、この資格証明、これはやむを得ず発行しなければならないように制度上ではなるかと思うんですけれども、その辺のところも非常に苦しくて払えないという人も中にはいるわけですね。そうすると病気になっても医者になかなかかかりにくい状況下にありますので、その辺のところもよくお考えになって、ひとつこの施策を講じていただきたいなと思っています。それで最初に新しいそういうものはあるかということを知りたかったことなんです。ですから、町長もよくこの辺のところのご家庭の事情というのはわかっておられると思いますので、ぜひこの資格証明者、それを精査をしまして、窓口を広げるというんですか、そういう資格証明を発行するのが少なくなるようにぜひご配慮をお願いしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 資格証明等々について担当者も非常に苦慮はして、苦労して何とか医療にかかわることだから何とかしたいという考えは非常に強く持っております。やはり税金等々の関係もございますので、いろいろな部署が寄り集まってそういったようなことも対応をしております。そして、例えば税金を分割であるとか、そういったような形、それと資格証明でなくできるような方策は、担当では一生懸命考えているようです。

ただ、それが不公平な形にならないように、それを気をつけなければいけない、その辺のところも非常に難しいところで、なおかつ裁量権を逸脱するしない、そういった問題もあつたりもしますので、慎重には皆さんしておりますけれども、なるべくその家庭それぞれのご事情もあると思いますから、何とか町民みんな支え合った中でやっていきたい、そのようには考えております。

なお、そういったものに対する今加部議員のご提案があったと考えて、もう一度そういったものの明文化であるとか、そういったようなことも担当者とよく相談をして、施策として反映ができるようにしていきたいと考えております。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第19、議案第3号 平成22年度東吾妻町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第3号 平成22年度東吾妻町老人保健特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

老人保健特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ171万3,000円でございます。本会計は、後期高齢者医療保健制度が始まり過年度診療分精算のために残されたものであります。いよいよその請求も22年度をもって精算となり最終年度と思われれます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） それでは、詳細説明を申し上げます。

本予算につきましては、先ほど町長のお話のとおり、今年度で本来ならば精算になるものと業務を進めてまいりましたが、前年診療分、過年度分の医療支払い等が若干ではあります。が新年度にまたがることから、予算措置をとらせていただきました。

6 ページの歳出、1 款 1 項 1 目の一般管理費の事務的経費以外は医療給付費に関することが主であります。

まことに簡単であります、本会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第20、議案第4号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第4号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,669万5,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金で、歳出の主なものは、群馬県後期高齢者医療広域連合への事務費及び保険料等の負担金が主なものでございます。

この医療制度も間もなく2年、開始年度途中で保険料の軽減措置が講じられ、次年度にそのまま引き継がれるなど未定着な部分が多い中、昨年の政権交代による国の方針で、本制度

は24年度内に廃止、新制度は平成25年度から開始予定とのことでございます。今後移行に向けた具体的な方向性が示されるものと思っております。

なお、今年度も国保同様、引き続き広域連合が全県の後期高齢者被保険者を対象に人間ドックの健診費補助を実施いたします。また、今年度より3年間、群馬県後期高齢者医療広域連合事務局に当町から1名の職員派遣が決定をしております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） それでは、詳細説明を申し上げます。

本会計につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合と連動して事務を進めております。徴収費関連の総務費以外は広域連合から試算を受けた数字でございます。

4ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページの歳入については、後期高齢者医療保険料繰入金が主なものでございます。1款1項1目後期高齢者医療保険料ですが、広域連合の試算額により保険料を見込んでおります。また、4款諸収入、1項1目雑入で人間ドック助成金31人分の金額を見込んでおります。後期高齢者医療被保険者を対象に、今後またPRに努めてまいりたいと思います。

7ページですけれども、歳出につきましては、1款の事務経費を含めた総務費、2款は広域連合への納付金、3款は人間ドックの委託料であります。これは人間ドックの種類にかかわらず一律1万6,000円で組んでおります。国保同様の助成金額となります。

以上、簡単ですけれども、後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第21、議案第5号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第5号 東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,559万8,000円でございます。歳入につきましては、分担金及び負担金1億6,947万円、手数料2,000円、寄附金1,000円、繰入金2,827万8,000円、雑入2,484万7,000円でございます。歳出は、総務費2億2,038万2,000円、公債費471万6,000円、予備費50万円でございます

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。1款1項1目の負担金といたしまして、施設分、短期入所分含めまして総額で1億6,947万円をお願いでございます。

続きまして、2款1目総務手数料でございますが、介護認定調査料ということで2,000円の計上でございます。

3款1項1目の寄附金につきましては存目ということでございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては2,827万8,000円ということで、604万3,000円ほど前年度より減額をさせていただいております。

5款1項1目の繰越金につきましては300万円、前年の半額ということで計上させていた

だいています。

6款1項1目の雑入でございますが、主なものにつきましては、介護保険の給付対象外サービス利用料といたしまして2,450万3,000円ほどでございます。

続きまして、6ページをお願いしたいと思います。

1款1項1目の一般管理費でございますが、2億2,038万2,000円でございます。昨年より比較いたしまして584万2,000円ほど減額でございますが、職員1名減というようなことでございます。

賃金でございますが、3,326万5,000円ほど計上させていただいておりますが、16名ほど現在計上させていただいております。

あと、賄材料費でございますが、1,435万3,000円。これは1日当たりおよそ760円ということで、施設入所者の賄い費の経常的経費でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、7ページでございますが、2款1項の公債費でございますが、元金、利子合わせまして471万6,000円ということでございます。

最後に8ページになりますが、予備費でございますが、昨年同額50万円ということでのお願いでございます。

9ページから12ページまでにつきましては、一般職の給与費の明細書でございますので、よろしく願いをいたします。

なお、13ページに地方債の残高の表がございますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これは、議案調査すればいいんですけれども、今のこの待機者数はどのくらい教えていただけますか。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） およそでございますが、ちょっと数字は現在つかんでございませんが、69名くらいはいるそうでございます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 町長でもいいんですけれども、お尋ねいたしますけれども、以前にも指摘しておきましたけれども、施設長の資格は大丈夫ですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今現在は大丈夫になっております。講習に行っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ありがとうございました。

それと、22年度はこういうことで予算ができたということでやっていくんですけども、町長、今後のこの施設のあり方はどんな考えを持っていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり今の加部議員のご質疑の中でも待機者数をやはり気にはされております。そしてこの施設を運営していくためにも、増床は必要と考えます。

ただ、今の厚労省のシステムですと、個室、ユニットケアという形になりますので、利用料金が非常に高くなってしまって、それがこの町のニーズに合うかどうかということが、それをまず考えております。ただ、今厚労省でももうちょっと違うシステム、個室だけでなくというの、緩やかな中では考えておるようですので、それを待っているような考えはあります。

いずれにいたしましても、これから高齢者が当然ふえてまいりますので、増床はまずは考えなければいけない。それからもう一つ、ショートステイが今5人か6人だと思いますが、そのショートステイの定員も上げていくようなことは早くに考えなければいけないとも思っております。いずれにいたしましても、直営か指定管理かということも問題としては残っております。もう群馬県の中で自治体が直営でやっておるとするのはほとんどありませんので、指定管理者制度の導入というものは目の前にあるのかなと考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これは議長、直接関係ないといえどももうそれでいいですからいいんですけども、町長の考えなんですけれども、今待機者が69いるという、これでほかの施設へ入っている方も大部分入っていると思いますけれども、家庭で看護をなさっているのも多いのではないかと思うんです。これから我々ももうすぐ目の前にこういうものにお世話にならなくてはならない年齢に達しておりますけれども、そういう家庭看護、これに対する援助というものは、町長、考えはないですか。

議長（一場明夫君） 答えられますか、大丈夫ですか。

町長。

町長（茂木伸一君） そうでした。今居宅介護という方向で介護保険そのものも動いています。居宅介護が進められています。そういった中で、先ほど来福祉に対する特別な何かとい

うのがございましたが、居宅介護をやっていらっしゃる方に国の制度として、県の制度として、特別報奨金みたいな形で出ております。そのあたりは町でもうちょっと手厚くできたらというようには思っておりますが、今回の今年度の予算では、これは反映されておられません。早急に検討して、よろしければ補正予算とかそういうような形にでも考えられればと、これはちょっと私の希望的観測というようなところでありますが、ご指摘をいただいてありがとうございます。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 職員の関係でございますけれども、現に16名の正職の方がいて、また半数は臨職というような形になっておりますが、通常ですと介護職というのは正職が正しいのではないかなというふうに思います。そんな中、職員の処遇の関係、それともう一つは、先ほど同僚議員が申し上げたとおり、ショートステイの関係で、現在、今は何というかわかりませんが、介護支援センターというようなものができております。そこが今使われていないような状況でありますので、でき得ればそういったところを改造でもしてショートステイをふやしていくというようなことが必要だと思えます。なぜかと申しますと、大分在宅の方でもショートステイを望んでいる方が多いというふうに伺っておりますが、その辺、町長いかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 上田議員はよくご存じかと思うんですが、在宅ケアセンターが補助金を使って建てております。確かに今使っていないんですが、それを目的外利用ということになると今問題だねというのが、ちょっと我々の間で話題にはなっておるんです。あそこはなまじあけておくのはもったいない。何とか使おうよと言っているんですが、ちょっとそういったわけには、今のところはいかないようです。あと、そんなに長い時間ではありませんので、あれはもうちょっとしたらフリーになると思えます。ですので、それとは別の形でショートステイであるとか、そういったことは考えたいと思っております。

お考えは非常によくわかりますが、正職員にすると何億円の赤字になるかちょっと計算はしてありません。そういった都合で臨時職員で対応した。それから、先ほども申し上げたとおり、指定管理にしたときにその職員はすべて本庁で引き取るという形になりますと、今のところは考えられる状態ではございません。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 特に職員の関係ですね、今町長が言っているように、人件費等が非

常に高くなることは、これは目に見えてわかっております。しかしながら、どうしても高齢者世帯、高齢者時代の今を何とかつないでいくためには、別にそれが指定管理になったから正職に役場で引き取るんだというような考えじゃなくて、もう少し違った施策等が考えられると思うんです。だからその辺を十分に考えていただいて、よりよい、職員が働く場を設けてやるというのも、これは1つの策かと思しますので、ぜひその辺は十分に、今回の予算については計上されていませんけれども、計画なり等で載せていただいて、土俵の上に立たせるようにぜひお願いをしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 指定管理に移行した後、我が町から給料差額であるとか人件費差額というものを支払いをして、派遣をしておくという期間が一応3年、最長で5年と決まっております。そういった中で指定管理の時期というものを考えております。指定管理制度における中で職員の人件費というものは、また役場の臨時職という形で期末手当を支払えないであるとか、そういったようなこととは違った形で指定管理の場合は運営、経営ができていくと考えております。そうなれば昇給であるとかそういったようなものも、その経営状況に応じてやっていけると。そうすれば今現在の臨時の方々ももっと待遇改善という形にはなり得るのではないかと、そのようには考えて期待をしているところです。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第22、議案第6号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第6号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,908万円でございます。

歳入につきましては、保険料1億6,216万5,000円、分担金及び負担金5万2,000円、使用料及び手数料2万円、国庫支出金2億9,099万5,000円、支払基金交付金3億5,075万2,000円、県支出金1億7,245万1,000円、財産収入30万9,000円、繰入金2億1,213万3,000円、諸収入3,000円、繰越金20万円でございます。

歳出は、総務費1,530万3,000円、保険給付費11億5,927万3,000円、財政安定化基金拠出金1,000円、基金積立金30万9,000円、地域支援事業費1,299万3,000円、諸支出金20万1,000円、予備費100万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長(高橋啓一君) それでは、説明をさせていただきます。

本年度の歳入歳出それぞれ11億8,908万円でございますが、前年と比較いたしまして6.18%ほどの増額でございます。介護保険につきましては、高齢化に伴いまして、やはりふえるということが予想されるのが大前提ではなかろうかというふうに考えているわけでございます。

それでは、6ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、保険料が1款1項1目の1号被保険者保険料でございますが、1億6,216万5,000円でございます。現年度の特別徴収分につきましては4,733人、普通徴収につきましては331人ほどの該当者の計上でございます。

続きまして、分担金及び負担金の負担金でございますが、生活支援の短期宿泊利用者の負担金でございますが、1,740円で30日ほど計上させていただいております。

続きまして、3款1項1目の督促手数料でございますが、2万円ほどで、1件100円でございます。

4款1項1目の介護給付費負担金につきましては2億615万6,000円の計上でございます。続きまして、2項1目の調整交付金並びに地域支援事業交付金等の区分でございますが、これらの金額につきましては、国の計上指針並びに実績等に基づきまして算出しておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、基金繰入金につきましては5,009万6,000円でございます。

雑入は存目的な部分でございます。

繰越金につきましても20万円ほどでございます。

続きまして、10ページの歳出でございますが、1款1目の一般管理費でございますが、委員報酬並びに経常的支出でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1款2項1目の認定調査費でございますが、主治医の意見書の作成手数料は、年間1,200件ほど予定をさせていただいております。

なお、認定調査委託料につきましても720件ほど計上させていただいております。

次の2目の認定審査会委託負担金でございますが、広域認定審査会のほうへ負担金として223万5,000円でございます。

趣旨普及費につきましてはパンフレットでございますので、よろしくお願いいたします。

賦課徴収費でございますが、介護料の賦課徴収に係る費用でございますので、よろしくお願いいたします。

2款1項1目の居宅介護サービス給付費につきましては4億3,145万8,000円でございます。地域密着型が9,582万3,000円、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費等含めまして総額で、保険給付費といたしまして10億3,662万2,000円ほど、本年度は計上をさせていただいております。

続きまして、2項の介護予防サービス諸費でございますが、総額で6,887万2,000円ほど計上させていただいております。その中で、13ページでございますが、説明欄の介護予防福祉用具購入費でございますが、36件、住宅改修につきましては30件ほど予定をさせていただいております。

続きまして、3項その他諸費でございますが、支払審査手数料につきましては1件92円でございますが、1万6,548件ほど計上させていただいております。

続きまして、4項の高額介護サービス等費でございますが、1項の高額介護サービス費等では1,608件、高額介護予防サービス費でございますが、24件ほどでございます。

続きまして、高額医療合算介護サービス等費でございますが、今年度につきましては200

万円ほど計上させていただいております。この辺につきまして、ちょっと前年と比べると10倍ほどなるわけですが、合算サービス費の負担金がふえているという現状がございまして、増額をお願いしているわけでございます。

次の6項の市町村特別給付費でございますが、存目的な部分でございます。

7項の特定入所者介護サービス費でございますが、1目、2目合わせまして3,419万7,000円ほどでございます。

3款1項の1目財政安定化基金拠出金でございますが、存目として計上させていただいております。

4款1項の基金積立金につきましては利息でございますので、よろしく願いいたします。

5款1項の介護予防事業費でございますが、1目、2目合わせまして995万7,000円ほどの計上のお願いでございます。

2項の包括的支援事業、任意事業でございますが、1目、2目、3目、4目、5目合わせまして303万6,000円のお願いでございます。

6款1項1目、2目合わせまして20万1,000円、還付金及び償還金でございます。

予備費といたしまして、昨年同額100万円の計上でございます。

以上、大変雑駁でございますが、説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

延会について

議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

延会の宣告

議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は3月9日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時08分）

平成22年 3 月 9 日 (火曜日)

(第 2 号)

平成22年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第2号)

平成22年3月9日(火)午前10時開議

- 第1 議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第2 議案第8号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第3 議案第9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第4 議案第10号 平成22年度東吾妻町水道業会計予算案
- 第5 議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案
- 第6 議案第12号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第7 議案第13号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第8 議案第14号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第9 議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第10 議案第16号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第11 議案第17号 平成21年度東吾妻町水道事業会計補正予算(第2号)案
- 第12 議案第18号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第1号)案
- 第13 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第14 議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第15 議案第32号 「核兵器廃絶平和の東吾妻町」宣言について
- 第16 議案第33号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第17 議案第34号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第18 議案第35号 町道路線の廃止について
- 第19 議案第36号 町道路線の認定について
- 第20 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 一場明夫君 | 2番 | 竹淵博行君 |
| 3番 | 金澤敏君 | 4番 | 青柳はるみ君 |
| 5番 | 須崎幸一君 | 6番 | 浦野政衛君 |
| 7番 | 角田美好君 | 8番 | 日野近吉君 |
| 9番 | 大岡広海君 | 10番 | 中井一寿君 |
| 11番 | 上田智君 | 12番 | 橋爪英夫君 |
| 14番 | 佐藤利一君 | 15番 | 加部浩君 |
| 16番 | 菅谷光重君 | 17番 | 原田睦男君 |
| 18番 | 高橋基雄君 | | |

欠席議員（1名）

13番 前村清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町長 | 茂木伸一君 | 副町長 | 関口博義君 |
| 教育長 | 小林靖能君 | 総務課長 | 渡辺三司君 |
| 企画課長 | 蜂須賀正君 | 保健福祉課長 | 高橋啓一君 |
| 町民課長 | 猪野悦雄君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 武藤賢一君 |
| 産業課長 | 角田輝明君 | 建設課長 | 市川忠君 |
| 上下水道課長 | 加辺光一君 | 事業課長 | 富沢美昭君 |
| 教育課長 | 先場宏君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|-------------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤正己 | 議会事務局長 係 | 田中康夫 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

開議の宣告

議長（一場明夫君） おはようございます。

きのうに引き続き大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は入院中のため、家族から欠席の申し出がありました。

議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第 1、議案第 7 号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第 7 号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,828万円であります。

歳入につきましては、財産収入738万5,000円、繰入金1,079万5,000円、繰越金10万円あります。

歳出につきましては、事業費775万2,000円、公債費1,052万8,000円あります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議

決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、地域開発特別会計について、詳細な説明をさせていただきたいと思えます。

まず初め、3ページをお開き願いたいと思えます。

前年度に比べまして4,544万4,000円の減でございます。これにつきましては、情報通信事業が一般会計に組み替えになったというようなことが大きな要因でございます。

続きまして、4ページ、歳入の部でございます。

1款1項1目不動産売払収入ですが、1件722万円を見込んで計上させていただきました。

2項1目利子及び配当金でございますが、地域開発基金利息といたしまして16万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、繰入金でございますが、地域開発基金繰入金といたしまして621万7,000円を計上させていただきました。

次に、2項1目の一般会計繰入金でございますが、宅地造成事業一般会計繰入金として457万8,000円を計上させていただきました。

3款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として10万円を計上させていただきました。

分担金及び負担金につきましては廃目整理をさせていただきました。

続きまして、6ページをお願いします。

歳出の部でございますが、1款1項1目宅地造成事業費ですが、積立金738万5,000円が主なものになっております。

次に、情報通信事業につきましては廃目整理をさせていただきました。

次に、公債費でございます。宅地造成事業元金償還金として994万4,000円、2目の宅地造成事業利子として58万4,000円をそれぞれ計上させていただきました。

地方債の前年度末における現在高等残高見込みにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思えます。

歳入歳出それぞれ1,828万円のお願いでございます。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、角田議員。

7番（角田美好君） 今年度、情報通信の関係を一般会計のほうに持っていった経緯と説明を願いたいと思いますけれども。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） この関係につきましては、昨年9月第3回の定例会の総務委員会におきまして、地域開発特別会計の情報分については一般会計で計上するのが適切ではないかというようなご指摘を受けました。それによりまして、平成22年度より一般会計に繰り入れたというのが経過でございます。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 記憶からすると、基金の関係が、要するにこちらのほうに、土地の関係と情報通信の関係の2つの基金を持っていて、その部分でわかりづらい指摘はした覚えがあるんですけれども、簡単にこう一般会計のほうにこの部分だけを持って行ってしまって問題はないんですか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） これにつきましては財政とも協議しまして、条例は1本の特別会計になって、基金条例になっておりますので、条例の変更等は必要はないということで、この後また補正等でもお願いしますが、協議の結果、一般会計でもいいのではないかとということで組み替えさせていただいたというようなことでございます。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 事業関係が一般会計にだんだん入って、要するに天狗の湯もダムのところに入っていますけれども、また温泉、その岩櫃があたり東もありますよね。事業関係が一般会計に入っていくと、ますます内容がわからなくなってしまうと思うんですけれども、そういった部分は検討はされていないんですか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） その辺につきましても財政とはよく協議させていただきました。決算統計上も一般会計、普通会計のほうでやっているというようなことでございますので、その辺で問題ないだろうというような判断で組み替えさせていただいたというのが理由でございます。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） 22年度で土地の売り払い売却は、多分1件だと思んですが、722万円、収入で計上されております。まだ区画が相当数残っているわけでありましてけれども、多分これから委員会に付託されて審議もされると思うんですが、ここで売り払いについてどのような考えを持っているか、ちょっとお聞かせを。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） この残地につきましては、いろいろな方策、広報に上げたりいろいろやっているわけなんですけれども、なかなか現段階では売れていないというのが現状でございます。それにつきまして、今年度につきましては不動産会社のほうにお願いして、広い範囲に広報していただけないかというようなことで考えております。

申しおくれましたが、歳出の部分で手数料というのが、下から2行目に29万1,000円というのがあるかと思えますけれども、これにつきまして、これが不動産の仲介手数料というようなことで考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） 聞くとところによると、現在住んでおる団地の皆さんも、こういう事情下の中でいろいろ加味して、やはり金額の面も検討すべきはしょうがないやねというような声もなくなはないわけでありまして。前に町長にもお聞きしましたけれども、確かにぼつん、ぼつんと売れたという状況もありますので、なかなかその辺のところの金額の下げるということは非常に難しいんだというお話も聞きました。しかし、今の現状を見ますと、やはり残ってきたのがどうしても日没の早いような地域が多くて、そういう面からすると、総合的な勘案をして、やはりその辺のところの単価の問題も、地元の人との相談の上猶予をすべき点があるのではないかと私は思うんです。その辺のところをぜひ検討して、完売に向けてお願いをしたいと思いますが、お聞かせをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議員ご指摘の件についてはごもっともというように考えております。議員がおっしゃっていたように、まだ最後に買っていただいた人からちょっと時間が少ない、そういったことでの遠慮はあります。ただ、人口をふやしていくというような中でも、土地を安くというのも一つの施策だと思います。そういったところで適正な単価、そしてそれに対する補助というのはどうなのか、そういったものも含めて考えていきたいと思っております。

ある村では、土地はただで提供するから移住をお願いしますということもやっているようではございます。ただ、それがこのところにすんと当てはまるかがちょっと別な

問題かとは思いますが、さまざまな観点から考えていく必要はあると、十分な認識はしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） ぜひよろしく願いいたします。

あの地域の中でも子供の声が聞こえるのは非常にあの地域だけという限界ではありませんけれども、子供の声が多く聞かれるような地域であります。東京のほうから来て住んでおられる方も、今学校の協力員として朝晩の通学を先頭切って学校の提供のジャンパーを着て送り迎えをしたり、非常にそういうことで人口をふやす面から考えても、ぜひ町長にそのような英断をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。

新しい考えで何とか早く完売という方法を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 橋爪議員の関連でお尋ねいたします。

町長にお尋ねいたしますが、今年度この住宅造成事業ですか、これの施策は何かを考えましたでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほど申し上げたようなことを考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ちょうど一昨年のこの本会議で、町長は、去年の一昨年ですよ、本年度は本腰を入れてやると、そういうことを言っておるんですね。もう一度総合的に見直しをして大々的に売り出したいと、そうもおっしゃっておるんです。ですから、私どもも非常に期待をしておりました。しかし、二元代表制であるこの自治、私どもにもその半分は責任があるといいと思いますけれども、執行者として、そういうことを言っておきながら余力を入れていなかったというような答えが今来たような気がしますけれども、その辺の整合性をもう一度お聞かせ願えればありがたいと思っております。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの橋爪議員に対するお答えのときに、最後に買った人から時間がたたないと値下げがしにくいという話をしました。今が3年たったかたたないかということですので、今こういった時期だからそれができるといように申し上げました。2年だか3年前のときには、まだ最後に買ってくれた人がいらっしやいましたので、値段を下げるということは考えられない、そのように考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 町長が執行するにはこれだけではない、ありとあらゆるものをやらなくてはならないということがありますのでわかりますけれども、本議会で述べられたこと、これは今後とも重く受けとめて執行をお願いをしたいと思います。

またもう一つ、一般会計にも出ておらなかったんで、特にここで発言をさせていただきますけれども、議長、これが適当でないということであれば却下して結構でございます。

光ケーブル関係でございます。この協力金の取り扱い、どのようになっておりますか。

（「答えたほうがよろしいですか」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 答えられるようでしたら。

加部議員に申し上げますが、この予算書にはその部分は組んでいないようですので、別な……

15番（加部 浩君） 議長もそのようなお言葉ありますので、これは地域事業の補正のところでも改めて質問させていただきます。

議長（一場明夫君） はい。よろしいですか、じゃ。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第 2、議案第 8 号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第 8 号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出合計は 5 億 5,290 万 3,000 円で、前年度と比較いたしますと 7,648 万 7,000 円の減額となります。これは、計画した下水道整備が一部を除いてほぼ完了し、建設費の減額に伴うものであります。また、新しい制度として浄化槽市町村整備推進事業奨励金交付規則を制定し、合併処理浄化槽の整備促進を図っていくための奨励金 823 万 5,000 円を計上させていただきました。

歳入につきましては、分担金及び負担金 2,522 万円、使用料及び手数料 1 億 4,216 万 6,000 円、国・県支出金 6,592 万 6,000 円、繰入金 2 億 334 万円、繰越金 300 万円、諸収入 295 万 1,000 円、町債 1 億 1,030 万円でございます。

歳出につきましては、総務費 4,635 万円、建設費 1 億 5,732 万 4,000 円、施設費 1 億 2,067 万 9,000 円、公債費 2 億 2,825 万円、予備費 30 万円でございます。

詳細は担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） それでは、4 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債でございますが、下水道事業債と資本費平準化債、合わせて 1 億 1,030 万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の 6 ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1 款の分担金及び負担金でございます。1 項 1 目の農業集落排水分担金ですが、箱島岡崎地区で 2 件、岩下矢倉地区で 1 件ということで 62 万 5,000 円ほど見込んでおります。

2 項 1 目の公共下水道負担金ですが、本年度分 100 件と滞納繰越分で 2,459 万 5,000 円ほど

見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、1目の公共下水道月額使用料ですが、月平均770件で4,073万5,000円、滞納繰越分16万円を見込んでおります。

次に、2目の浄化槽使用料ですが、まず設置時使用料1,647万円につきましては、前年度より15基多い95基ほど見込んでおります。この浄化槽につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、新たに奨励金交付制度を設けて整備促進を図っていきたいというものでございます。

ここで、奨励金交付制度の概要について説明をさせていただきます。

国、環境省でございますが、環境省では、生活排水対策を推進し、良好な水環境の確保並びに浄化槽分野での地球温暖化対策の取り組みを促進するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実を図ることを目的に、低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を立ち上げました。事業実施に当たっては、浄化槽プロアーが省エネ基準のプロアーであることが絶対条件ですが、実施要件は2つありまして、1つは、年間30基以上を設置すること、もう一つは、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が1割以上あること、この2つをクリアしますと、国庫補助率が現行の3分の1から2分の1へとアップいたします。実施期間は22、23年度の2年間の予定です。

町では、これまでの実績からいきますと2つともクリアできるものと判断し、さらにこのふえる補助金を活用し整備促進を図るため、奨励金交付制度を制定する次第でございます。正式名称は、浄化槽市町村整備推進事業奨励金交付規則でございます。対象は、戸別合併処理浄化槽で、設置年度内に使用開始することが条件です。奨励金額は、1人槽当たり1万5,000円でございます。ご存じのとおり、設置時使用料が1人槽当たり3万円でございますので、その半額を奨励金として交付することになるわけでございます。

概要は以上でございます。

次に、2節の浄化槽月額使用料5,563万円ですが、月平均1,075基ほど見込んでおります。月額使用料は1人槽当たり720円です。

4節の汚泥引き抜き清掃料は事業所等の15基分でございます。

続きまして、3目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が355件、岩下矢倉地区は290件ほど見込んでおります。

続きまして、3款1項の国庫補助金でございますが、1目の都市計画費国庫補助金750万円は、公共下水道の建設がほぼ完了したことにより大幅な減少となりました。

2目の生活排水費国庫補助金4,614万6,000円は、先ほど申し上げた低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の補助金でございます。設置工事費の2分の1を見込んでおります。

次に、4款の県補助金ですが、浄化槽市町村整備費補助金で1,228万円を見込んでおります。県も国に歩調を合わせるように補助基準額を国並みに引き上げる予定でおりますので、これが実施されますと、さらに25%ほど増となります。補助率は6分の1で変わりません。

5款1項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして2億334万円をお願いでございます。

6款1項の繰越金は前年同様300万円見込んでおります。

7款諸収入、1項の預金利子ですが、基金積立金利子42万6,000円です。2項の雑入につきましてはごらんとおりですが、3目の駐車場等附帯工事費は、25基分の駐車場使用等の浄化槽附帯工事費77万5,000円を見込んでおります。

続きまして、8款1項の町債でございますが、下水道事業債、資本費平準化債、合わせまして1億1,030万円を予定しております。本年度は、公共下水道建設工事の完了に伴いまして、前年度より8,000万円余り少なくなります。

続きまして、10ページの歳出をごらんください。

1款1項の総務管理費ですが、一般管理費4,635万円ということで、職員6名分の人件費と事務的計上経費ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、2款1項の建設事業費1億5,732万4,000円をお願いでございます。これ以降につきましては、各事業別に掲載してございますので、説明欄をごらんいただければと思います。

まず公共下水道事業費として4,235万8,000円ですが、基本的工事は21年度でほぼ完了いたしますので、本年度は舗装本復旧工事2本と町単独事業が中心となります。

次に、浄化槽整備事業費1億739万1,000円をお願いでございます。これは、先ほど歳入の浄化槽使用料のところでも申しましたように、省エネ浄化槽を推進するということで95基の設置を計画しており、この工事請負費9,306万8,000円、そしてこれに対する建設事業奨励金として823万5,000円を計上させていただいております。奨励金の内訳ですが、95基で549人槽となり、掛ける1万5,000円ということでございます。

次に、農業集落排水ですが、箱島岡崎地区で347万6,000円、岩下矢倉地区で409万9,000円をお願いです。ここでは、両地区ともマンホールポンプ通報システムの更新工事が主なものでございます。

続きまして、12ページ、3款1項の施設管理費1億2,067万9,000円のお願いでございます。施設管理につきましては、公共下水の処理場は複数年の包括業務委託、農集排の処理場も2つ、両方の施設を複数年の包括業務委託しております。農集排の管路維持につきましては5年サイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所は適宜修繕するなど計画的に進めております。また、ポンプ施設の維持管理については、公共下水、農集、3施設66カ所のポンプでございますが、それを一括単価契約とし、経費の節減に努めております。

浄化槽整備事業費は5,600万円余りですが、ここでは浄化槽の定期保守点検委託年4回実施しておりますが、これが主でございます。毎年80基前後ふえてまいりまして、本年は1,075基の保守点検委託料4,363万5,000円を計上させていただきました。

続きまして、14ページ、4款1項の公債費でございますが、元金、利子合計で2億2,825万円となります。3事業合わせた元利償還金は本年度が償還のピークを迎えます。内訳はごらんのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

最後に、5款1項の予備費ですが、前年同様30万円計上させていただきました。

16ページからは給与費明細書、19ページが地方債の調書でございますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 今の説明をお聞きしました。合併浄化槽関係で若干質問をさせていただきますが、今年度はどのくらい実施ができましたか。

議長（一場明夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） 今年度というのは21年度でよろしいわけですね。93基、ほぼ確定でございます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） それで、当初この事業が始まったときには年間200基を目標としておったと私、覚えております。21年度は多い、半分弱の進捗ですけれども、本年度を入れて全体の進捗状況は何%ぐらいになりますか。

議長（一場明夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） 先ほど説明の中で申し上げましたように、1,000基を超えた

ところでございます。平成9年からスタートしまして、やっと1,000基を超えたところでございます。それに対しまして浄化槽区域の対象人口は、町全体の7割が浄化槽区域の対象者になりますので、まだまだ率は低い、全体からいえば、浄化槽の区域の中でいえば、まだ半分に満たないかなと考えております。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ありがとうございます。

川戸、金井地区が多分この浄化槽のほうに回ったと思いますけれども、それはそれとして、町長にお尋ねいたしますけれども、毎回同じようなことでお尋ねしておりますけれども、なかなかこの浄化槽事業というものが進んでこない。徐々にでは進んでいますけれども、予定から非常に半分弱ということで推移をしていると思うんですけれども、その辺のところ、1年前私が質問しましたら、新年度に向けて今から真剣に考えていくと言っております。ただ、言葉じりをとらえているとかそういうことで思ってもらうと困るんですけれども、町長、その辺のところを踏まえてどんなお考えでおりますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） いつでも何でも真剣にというのは当たり前の話ではございます。たまたまことし、ことしというのは平成22年度、23年度が国の補助が大きくなる。そのところでこの負担金を少なくするという方法でまた様子を見て、また考えていく。この2年だけでこの負担金の半額化を終わりにするかしらないかというのも、これによって占うことができるのではないかと考えております。

以前からお話をしておりますように、この合併浄化槽のこの市町村整備という会計につきましては、非常にいい決算をいつも行っております。ですので、法定外の支出という形ではやっておりません。となると、そのところへどういう形で町から支援をできるか、そういったようなところがある程度見えてきたような気もいたしますので、まずはこの負担金の奨励金によってどのような推移があるか見守りたいと思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 年々こういう水をきれいにするという、国でも県でも力を入れてきておりますので、年々この設置には有利な方向に向かっているのではないと思うんですが、また去年と同じに申し上げますけれども、10年前、この合併浄化槽設置のアンケートをとっておるんですね。ですから、その辺のところ、去年も申しあげましたけれども、その

辺のところをうまく利用して、強制にならないようにお伺いをするというのも大きな手段だ
と思うんです。このアンケートをとったんですけれども、これはとっただけで何のあれにも
なっていないというような状況でこの二、三年推移をしているようなことでございますので、
その辺のところを、町長におかれましては、ひとつ念頭に置いて執行していくというんです
か、拡大を図るようにしていただければいいのではないかなと思いますけれども、その辺の
お考えはいかがですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 担当課とよく相談をして進めてまいりたいと思います。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、
その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第3、議案第9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案について、
提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出合計は5,391万5,000円で、前年度と比較いたしますと178万9,000円の減額とな
ります。

歳入につきましては、分担金及び負担金18万9,000円、使用料及び手数料2,964万3,000円、

繰入金2,307万3,000円、繰越金100万円などです。

歳出につきましては、簡易水道費3,808万4,000円、公債費1,583万1,000円でございます。

詳細は担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） それでは、4ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項の分担金でございますが、新設加入分担金2件で18万9,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、水道使用料として1,245戸分で2,901万9,000円、量水器使用料が490戸で62万4,000円ほど見込んでおります。

3款1項の財産運用収入ですが、基金積立金利子でございます。

4款1項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2,307万3,000円をお願いするものでございます。

5款1項の繰越金ですが、前年度からの繰越金100万円でございます。

6款1項の雑入につきましては、ごらんのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、6ページの歳出をお願いいたします。

最初に、1款1項の維持管理費3,808万4,000円をお願いでございます。簡易水道は、昨年萩生の大谷給水区を西榛名給水区に統合し、今現在17給水区となりました。それら施設の維持管理費と職員2名分の人件費でございます。工事としては、西榛名給水区内の黒原地区の老朽管布設がえを予定しております。

次に、2款1項の公債費でございますが、元金、利子、合わせて1,583万1,000円計上させていただきました。

8ページからは給与費明細書、10ページの下段には起債内訳明細書が記載してございますので、ごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） この予算書を見させていただきますと、水道使用料が2,964万3,000円、それと繰入金で2,307万3,000円。これ非常にアンバランスに思えますけれども、この辺のところはどんなお考えをしておられるでしょうか。

議長（一場明夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） 簡易水道につきましては、上水道もそうなんですけれども、使用料、要するに水道の使用料金の落ち込みが、上水道ほどではないんですが、伸び悩んでいると。そういった中で、維持経費等は必然的に係るということで、足りない部分を一般会計からのお願いで賄っておるわけですけれども、一つここで、合併のときの協議事項とありますように、現在旧吾妻と旧東では料金格差があります。それらを、やはり5年をめどということでございますので、22年度にその辺を調整、統合等をさせていただければ、したいというふうに考えております。そうすれば料金も多少は、もし仮に吾妻町の料金に合わせた場合には、料金収入は増収になります。それでもまだ、やはりそれだけでは一般会計からの補助というのはなくならないとは思いますが、当然経費節減には常に努力しなければならないと考えております。

そんな中で、水質検査を定期的に水道法に基づいて毎月実施しているんですが、その水質の検査手数料等、21年度から業者をかえて、安い業者といたしますか、安くてできる業者ということで、これは町単独でなくて郡の水道協会のほうで、どこも同じ悩みを抱えておりますから、そういったことで水質検査手数料でも下げるといような、そういった経費の節減には努めておるところでございます。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 今、課長にお答えしていただきましたけれども、その程度のことで、はともこのアンバランスを解消できるというところには到底届かないものではないかなと思います。常々この簡水と上水との関係、話題になるというんですか、上っておるんですけども、簡水と上水、同じサービスを受けるということからして、この統一料金、早急にこの統一料金を考えなくてはならないということがあると思うんですけども、これについては、課長ではちょっと、政治的な判断が必要なものですから、町長にこの辺のところはどうお考えになっているかお尋ねしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まずは合併の問題を片づけること。そして同一料金であれば同一料金にすることということになると思います。ただ、それでもこの内容については、さしては変わらないというようには思います。簡水の役目というもの、それと公共上水道というもの、やはり違いがあるんだというのを最近感じるようになりました。地域的な問題であるとかそういうような問題でやむを得ないという問題もあるんだということも、最近はわかってまいりました。極論すれば、今の料金を倍にしたら大体追っつくじゃないかというのが計算の方法だと思います。そういうわけにはいかない、そのようには感じております。ただ、それぞれのところでの経営努力というものは当然やって、経費を落としたり、そして安全で安心できる水の供給というのに努めるのが町の仕事かなと思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 町長のおっしゃっていることもわからないでもない。しかし、私どもが住んでおります、よくチベットというんですけれども、非常に山の奥のほうに住んでいる人、これは簡水もない、もちろん上水もない。自家水の、沢から水を引いて飲んでいくというような、現代の生活とは非常に遠い生活をしておるんですね。そういう人たちも税金は平等に払っておる。その辺のところと言いたかったんです、この水道料金と一般会計からの繰り入れ。ですから、町長が先ほどおっしゃったようなことを言うのであれば、もっときめ細かな水の行政というんですか、こういうものを積極的に出していただきたかったなと思うからこそ言うんですけれども、この予算案からいきますと、前年の延長というような感じでありますので、その辺の考え、ひとつ水行政、その辺のお考えを町長にお尋ねをいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり安全で安心な水を廉価で供給できること、それに尽きると思います。議員がおっしゃっているところは、その制度の谷間ということかとは感じておりますが、そういったものについてはケース・バイ・ケースという中でうまく対応ができるようになればいいなと、そのようには考えています。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これについては非常に、町長、平素から考えてくれているということとは私よくわかります。またこの数年、町長にもいろいろお願いをして、大分、徐々に改善はしてきているということも私は認識しております。しかし先ほど言ったように、集落から

離れた1戸、2戸、そういう家がまだ何軒もあるんです。そういう人は本当にこういう恩恵は全く受けていない。自助努力をして生活をしておると。それを全部網羅するというのは非常に難しいということは私も知っておりますので、ぜひそういうことも念頭に置いて、水行政にも力を入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 一生懸命考えたいと思います。そういったケースにつきましては、議会の皆様方の情報をいただきながら町としてできること、そういったことを一緒に考えさせていただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（一場明夫君） 日程第4、議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は、給水戸数4,445戸、年間総配水量162万立方メートル、1日平均給水量3,650立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、総額で1億9,334万6,000円となり、前年度比1,100

万8,000円の減額となりますが、これは水道使用量の落ち込みによるものであります。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2,470万円、資本的支出1億4,871万5,000円でございます。不足する額1億2,401万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額322万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2,964万2,000円、当年度分損益勘定留保資金5,000万円、建設改良積立金4,115万円を補てんするものとしたします。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） 昨日は議案の差しかえ、大変失礼いたしました。

それでは、予算書の2ページをごらんください。

1条から8条までありますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第7条、他会計からの補助金ですが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4、5ページをお願いいたします。

実施計画書でございますが、後ほど見積基礎のところの説明させていただきますので、省略させていただきます。

6ページは資金計画、7ページから9ページは給与費明細書ですので、よろしく願いいたします。

10ページにつきましては、平成22年度予定貸借対照表でございます。

資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて28億3,581万4,401円です。

11ページへいきまして、負債合計が501万円、資本合計は28億3,080万4,401円となりまして、負債資本合計と10ページの資産合計は同額となります。

次の12ページは、21年度の予定貸借対照表となっております。

資産合計といたしまして28億7,232万9,724円、13ページの負債資本合計も同額ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

21年度の予定損益計算書でございます。

当年度は水道使用量の大幅な減収が見込まれることから中ほどの営業利益も減益となり、

全体では、下から3行目にありますが、816万8,000円の純損失とならざるを得ない状況でございます。したがって、当年度未処理欠損金は2,258万1,852円の見込みでございます。

続きまして、15ページ、本年度、22年度の見積基礎でございます。

まず収益的収入ですが、水道事業収益の営業収益では、水道使用量がここ数年減少し続けておりまして、給水収益は前年度対比6.9%減の1億7,278万円、分担金は210万円、他会計負担金といたしまして560万2,000円、その他営業収益として237万9,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では、他会計補助金として一般会計から1,000万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当したいと考えております。

続きまして、16ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは営業費用の原水及び浄水費といたしまして393万4,000円、配水及び給水費で1,793万5,000円、総係費で5,529万7,000円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次の18ページをお願いいたします。

減価償却費で7,316万7,000円、資産減耗費で110万円、その他営業費用で150万円見込ませていただきました。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税450万円、支払利息及び企業債取扱諸費で3,581万3,000円、雑支出として10万円でございます。

続きまして、19ページの資本的収入でございます。

最初の負担金ですが、一般会計負担金として1カ所の消火栓設置負担金50万円、工事負担金としては、駅北の工事負担金1,420万円を見込んでございます。

次の補助金でございますが、一般会計から1,000万円の補助を受けて石綿管の布設がえを急ぎたい考えですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の総配水設備工事費8,261万円ですが、公共下水道関連工事が完了しましたので減額となりました。工事請負費は7,650万円を計上し、ごらんの工事を予定しておりますが、概要は、郷原古谷地内など4カ所、延長750メートルの老朽管の布設がえと田辺橋に添

架されている配水本管の布設がえ工事などです。田辺橋の工事につきましては、橋台と橋げたをつなぐ部分、シューというんですが、それを交換する際に水道管が邪魔になるということで、中之条土木事務所から布設がえを要請されております。

次の機械及び装置につきましては、50個の量水器購入費でございます。

次の固定資産購入費355万円でございますが、現在使用中の水道統合システムサーバーのリース期限が切れますので、今回は購入を予定してのお願いでございます。

水道施設情報システムは、地図上に水道施設を落とすシステムソフトの購入でございます。

最後に、企業債償還金といたしまして6,243万7,000円のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、3月17日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前11時05分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時15分）

議案第11号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第5、議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに5,600万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を100億541万6,000円とするものであります。また、債務負担行為、繰越明許費についてはそれぞれ追加補正、地方債補正については変更のお願いでございます。

歳入の主なものは、町税を5,712万7,000円減額、国庫補助金として国の2次補正予算に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金を1億1,723万8,000円追加、県委託金は、街路事業用地買収業務委託金を1億90万減額、繰入金は、地域開発事業特別会計繰入金を5,467万1,000円追加、諸収入では、吾妻溪谷自然公園整備事業に係る下流都県負担金を3,374万1,000円の減額などでございます。

歳出については、事業費の確定などによる補正が主でございますが、国の緊急経済対策である地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、道路補修や施設改修など7事業に対して合計1億4,550万円の追加でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） それでは、説明させていただきます。

予算書の6ページをお願い申し上げます。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1件の追加ございまして、東吾妻町土地開発公社の宅地分譲事業の残地販売事業のための損失補償契約ございまして、期間は平成21年、22年度の2年間で、限度額3,000万円でございますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページ、第3表、繰越明許費補正でございます。

追加をお願いします事業につきましては、記載の15事業、金額で申しますと7億4,333万1,000円でございます。昨日皆様のお手元のほうに、この中にありますきめ細かなというのがありますけれども、これについての資料を昨日お渡ししたと思いますので、それらと見比べながらお願い申し上げます。

まず、上からちょっと説明申し上げます。

総務管理費になりますけれども、地域情報通信基盤整備事業の関係でございます。これが3億8,700万円のお願いでございまして、これにつきましては、岩島、坂上地区の情報通信事業でございまして、光ケーブルの関係でございます。

その下にまいりまして、東支所等の施設改修工事、これがきめ細かなということで臨時交付金を使ってやる事業でございまして、300万円のお願いとということでございます。これは、東支所におけます空調設備等の補修工事を計画してございます。

その下にまいりまして、温泉施設改修工事、これもまたきめ細かな臨時交付金を使っているものでございますけれども、1,000万円のお願いとということでございます。

その下へまいりまして、特別養護老人ホームのスプリンクラー設置事業でございます。これにつきましては、括弧内をごらんいただくとわかりますように、経済危機対策臨時交付金を使ってやるわけですが、5,000万円のお願いとということでございます。

その下にまいりまして、子ども手当システム開発事業、これにつきましては410万円のお願いとということでございます。

その下にまいりまして、草地林地一体的利用総合整備事業でございます。3,056万4,000円でございますけれども、西ハルナファームと、そのところで実施する事業でございますので、よろしく願いいたします。

その下にまいりまして、町道維持補修・舗装工事でございます。これにつきましては、括弧内にございますように経済対策臨時交付金事業ということでございまして、4,121万円のお願いでございまして、これにつきましては大戸の上宿地内で現在実施しております事業でございます。

その下へまいりまして、同じく町道の補修事業ということでございまして、これは、きめ細かなということでございまして、4,000万円のお願いとということでございます。場所につきましては、分去・オリジン線ほかということでございますので、よろしく願い申し上げます。

その下へまいりまして、町道の改良工事、これも同じくきめ細かな臨時交付金事業ということでございます。7,400万円をお願いでございまして、平沢線及び山田川線等を実施していきたいということでございます。

その下にまいりまして、町道岩下・川中線道路改良改修工事でございます、これは括弧内でございますように、地域活力基盤創造交付金ということでございまして、1,235万円でございます、2期、3期の工事分ということでございます。

その下にまいりまして、街路事業ということでございまして6,560万7,000円ということでございまして、これにつきましては家屋の補償費ほかということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

その下にまいりまして、全国瞬時警報システム、J - A L E R T というものでございます。これの700万円をお願いということでございます。

その下へまいりまして、給食調理場改修工事、これがきめ細かなということでございまして、450万円をお願いでございます。これにつきましては、原町、坂上の調理場の床の塗装工事ほかということでございます。

その下へまいりまして、中学校施設改修工事でございます。きめ細かなということでございますけれども、800万円をお願いでございまして、東中学校の外壁工事、それと坂上中学校のフェンス工事を予定してございますので、よろしくお願い申し上げます。

その下へまいりまして、社会体育施設改修工事でございます、きめ細かなということでございまして600万円をお願いでございます。これにつきましては、町民体育館の床の工事と、それと町のスポーツ広場のフェンス工事を予定してございます。

以上、15の事業の繰越明許費でございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、8ページをお願い申し上げます。

第4表、地方債補正のお願いでございます。

地方債の変更で、2件のお願いでございまして、1件目が街路事業でございます。事業量の確定に伴う限度額の変更でございまして、限度額を6,040万円から、補正後につきまして4,690万円に変更するものでございます。

2件目が体育館耐震補強事業でございまして、財源組み替えに伴うところの限度額の変更でございまして、補正前の限度額920万円を補正後600万円にするものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、歳入の事項別明細の説明に入りますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） それでは、11ページをお願いいたします。

町税関係、ほぼ調定が固まりつつありますので、ここで補正、主に減額になってしまうんですけれども、補正をお願いします。

まず町税、町民税の個人、1目個人ですけれども、385万円の減額になります。これ右側の説明ですけれども、予算のところでもちょっと説明しましたが、昨年の10月から年金特別徴収というのが始まりまして、細目、細節といいますか、これをふやして管理をしております。その関係で普通徴収、特別徴収で最初は予算を組むんですけれども、そこから移動するのが結構最近ふえています。予算のときにも説明したんですけれども、どうしてもこういう景気低迷の中で、特別徴収じゃなくて普通徴収に移るといようなことが起きていまして、そういう関係でこういった数字になっております。

続いて、法人なんですけれども、法人につきましても9月に補正をお願いしまして、ちょっとそこで見切れなかった部分になります。均等割についても、大きな8号法人が、ちょっと法人が落ちたというようなことで、均等割もかなり落ちているような状況になっています。後は若干予算で組んだときと、当初始まったときにもう既に法人が少なくなっているという状況もあります。

続きまして、固定資産税に移ります。固定資産税についても2,995万円、これ大分大きな減なんですけれども、現年分の2,900万円の減につきまして、内容としますと、どうしてもこの景気の中で償却資産というものが例年ほぼ横ばいで来たんですけれども、これの落ち込みが税収にして約1,140万円ほど落ちています。

それと土地と家屋の関係なんですけれども、21年評価がえのときに土地をかなり見直しております。その主なものとして、まず雑種地を見直しました。いわゆる宅地並みの雑種地というのがかなり高かったりとか、しっかり現地を見直して原野に戻すとか、そういった作業を前回の評価がえから今回の評価がえの3年間で行いまして、それと同時に、例えば駅北地区とかの駐車場用地等の雑種地評価についてもかなり高い水準にいたということで、何カ所か雑種地に鑑定士に鑑定を入れていただきまして、9割、7割、5割、3割というような、そういった減額できるような措置をとらせていただきました。

それと、家屋についてなんですけれども、家屋はちょっと評価がえでミスがありまして、申しわけなかったんですけれども、いわゆる積雪と寒冷で級地というのがありまして、両方

とも1級地でありました。これが10%、5%という軽減ができたんですけれども、その積雪の部分の10%が合併になって、いわゆる総務省の見直しの中でなくなりました。評価がえをするときにそれで落ちないだろうというような見込みでいたんですけれども、よく考えましたら非木造については積雪関連関係ないもんですから、その分をちょっと見落として800万円ほどの見違えがあったということであります。土地が約910万円、家屋が約850万円という減額になっております。

それと、2目の交付金の関係ですけれども、これも予算段階で確定し切れなかった部分を確定されたということで、国・県、他の自治体等からの交付金87万3,000円の増額になります。

続いて、軽自動車税ですけれども、これについては若干伸びているということで、ほぼ調定が固まって徴収率98.4%で推移していますので、その額で若干の増額となっております。

続いて、町のたばこ税、これは例年5%ずつぐらい落ちてきています。ちょっと見切れなくて、もうちょっと落ちたということで、ほぼこれも状況を踏まえて、あと2カ月ぐらいの収入ですので、その辺の見込みをしながら470万円の減額になります。

続いて、入湯税ですけれども、入湯税については、これももう実績で上がってくる、これ申告納付の部分でありますので、ほぼ固まってきた段階で昨年等の状況を見ながら50万円の減額ということでお世話になりたいと思います。

以上、雑駁ですけれども、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続きまして、2款の地方譲与税から説明申し上げます。

1項地方揮発油譲与税から説明させていただきますが、2款地方譲与税から6款の地方消費税交付金につきましては、県の推計数字をもとに修正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、13ページをお願い申し上げます。

7款のゴルフ場利用税交付金でございますが、お願ひする補正額につきましては371万8,000円の追加のお願いでございます。

次に、9款地方特例交付金でございます。1項の地方特例交付金と2項の特別交付金につきましては、確定による追加のお願いでございます。地方特例交付金222万5,000円、特別交付金10万6,000円のお願いでございます。

次に、12款2目の民生費負担金でございます。今回お願ひいたしますのは43万2,000円の

追加のお願いでございます。説明欄の記載のとおりでございます。広域入所者の負担金でございます。前橋市と東久留米市より入所の方がございまして、その関係でございます。

次に、13款1項使用料220万9,000円の追加のお願いでございます。

1目の総務使用料でございますが、天狗の湯仮浴場の源泉ポンプ故障によります営業日数の短縮によりますところの70万円の減額をお願いでございます。

2目の民生使用料につきましては、園児数の増ということでございまして290万9,000円の増額をお願いでございます。

続いて、14款1目国庫負担金、中の民生費国庫負担金でございますが、児童手当の確定によりますところの769万4,000円の追加のお願いでございます。

14ページをお願い申し上げます。

14款2項国庫補助金でございます。1億79万円の追加のお願いでございます。

1目総務費補助金9,458万1,000円の追加のお願いでございますが、説明欄記載のとおりで、地域情報通信基盤整備推進交付金につきましては、総務省の指示による減額となっております。合併補助金につきましては確定に伴う減額、公共投資臨時交付金につきましては事業費の減に伴うところの減額でございます。

また、繰越明許費補正のところでもご説明申し上げましたが、きめ細かな臨時交付金でございますが、この交付金に係る事業予算につきましては本補正予算でお願いするものでございます。

2目の民生費国庫補助金でございますが、363万8,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

子育て応援特別手当事務費交付金につきましては、確定による減額でございます。子ども手当準備事業費補助金につきましては、新政権公約の22年4月より実施予定の子ども手当に係る準備事業費補助金でございます。

次に、3目農林水産業費国庫補助金4万2,000円の追加のお願いでございます。

5目の教育国庫補助金252万9,000円の追加のお願いでございます。安全・安心な学校づくり交付金につきましては、国の配分基準の変更による増額でございます。公共投資臨時交付金につきましては、事業費変更に伴う交付金の追加でございます。

15ページ、お願いいたします。

3項1目総務費委託金でございますが、事業費確定による300万円の減額をお願いでございます。

次に、15款 1 項県負担金、1 目民生費県負担金でございますが、児童手当等確定による373万8,000円の追加のお願いでございます。

16ページをお願い申し上げます。

2 項の県補助金、1 目総務費補助金でございますが、確定によります311万2,000円の減額をお願いでございます。

次に、2 目民生費補助金でございます。福祉医療費分の追加で705万円をお願いでございます。

3 目の農林水産業費補助金でございますが、690万6,000円の追加のお願いでございます。また、草地林地一体的利用総合整備事業補助金の追加が主なものでございます。この事業につきましては、繰越明許費補正でもお願いしてございます。

次に、3 項委託金でございます。1 目の総務費委託金でございますが、農林業センサス委託金33万5,000円の追加のお願いでございます。

2 目都市計画費委託金 1 億90万円の減額をお願いございまして、街路事業用地買収事業の確定によるものでございます。

次に、17款 2 目民生費寄附金15万9,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、福祉指定寄附ということでございまして、岩島婦人会、吾妻職工組合、ファームドウ様からの寄附金でございます。

次に、18款繰入金、1 項基金繰入金、2 目公共施設等整備基金繰入金でございまして、3,374万1,000円の減額をお願いでございます。

17ページ、20款 5 項 7 目雑入との関係もございまして、吾妻溪谷自然公園整備事業の減に伴うものでございます。

17ページをお願い申し上げます。

2 項特別会計繰入金、3 目介護保険特別会計繰入金 6 万8,000円の追加のお願いでございます。

4 目の地域開発事業特別会計繰入金でございますが、情報通信事業よりの繰入金でございまして5,467万1,000円の追加のお願いでございます。

次に、20款 1 項 1 目延滞金90万円の追加のお願いございまして、固定資産税、町民税の延滞金でございます。

次に、5 項 7 目雑入でございますが、2,965万7,000円の減額をお願いございまして、説明欄記載のとおりでございます。

次に、21款1項町債1,670万円の減額のお願いでございまして、土木債、教育債ともに事業確定に伴う減額でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） それでは、18ページをお願いいたします。

2款総務費、1目一般管理費でございますけれども、684万1,000円のお願いでございます。これにつきましては経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 続いて、7目財政調整基金でございます。積立金2,915万9,000円の追加のお願いでございます。

次に、8目企画費5,832万円の減額のお願いでございまして、総務省からの指示による減額でございまして、岩島、坂上地区の情報通信機器基盤整備事業分でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、9目運輸対策費882万円の減額のお願いでございます。これにつきましては、矢倉駅の仮設道の改修工事費の確定、それと地域公共交通の活性化協議会の補助金の減額によるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 続きまして、10目の支所費でございます。300万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、先ほど説明がありましたように、東支所の施設改修ということで、きめ細かな交付金を利用いたしまして空調設備の改修250万円と自動ドアの改修50万円で300万円のお願いでございます。よろしくお願い致します。

続きまして、20目の諸費でございます。48万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、街路灯設置負担金6基を見込んでおります。その48万円の追加でございます。よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 19ページをお願い申し上げます。

5項の統計調査費でございます。今回お願いいたしますのは60万円の追加のお願いということでございまして、説明欄記載のとおりでございまして、農林業センサスに係る部分でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、7目ダム対策総務費でございますが、今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で7,484万円減額をお願いでございます。

今回減額をお願いする内容であります、説明欄をごらんください。

まずダム対策費総務費ですが、ダム関連団体補助金が300万円の減額、これは確定によるものでございます。各ダム対の会議の実績による減額ということでございます。

次に、共同浴場管理運営事業につきましては、総額で110万円の減額。内訳といたしましては、電気料が昨年9月から11月での源泉ポンプの修理時の休業と3月11日からの仮浴場解体のために必要がなくなりました費用70万円、それから委託管理費用も営業日数減などにより40万円の減額ということでございます。

次に、ハッ場ダム水源地域整備事業であります、総額で7,074万円の減額をお願いでございます。内訳につきましては、土地購入費が3,700万円の減額、これはサイクリングロードの土地購入を予定していましたが、相続関係、それから財務協議関係が長引いてしまい、22年度に対応するという事での減額でございます。

次に、積立金であります、今申し上げましたサイクリングロード用地購入の関係で、下流都県の負担分3,374万円の減額ということでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 9項1目桔梗館管理費でございます。1,000万円の補正のお願いです。これにつきましては、桔梗館の空調設備の改修工事を予定しております。よろしくお願い致します。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 3款1項1目社会福祉総務費でございますが、寄附金の積み立てでございます。6万円でございます。よろしくお願い致します。

2目の障害児者自立支援費でございますが、1,400万円ほどの追加のお願いでございます。サービス給付費が増加して、今年度につきましては予想より大分多く増加しておりますので、1,400万円ほどの追加のお願いでございます。

4目老人福祉費でございますが、この部分につきましても事業確定等に伴う423万2,000円の減額のお願いでございます。

5目の福祉医療費でございますが、1,410万円の増加のお願いでございます。この福祉医療費につきましても、見込んだ金額より大分福祉医療費、出ておりますので、増加のお願い

でございます。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 6目の国民健康保険費であります。今回国民健康保険特別会計繰出金172万円の減額であります。当初及び補正予算で組み込みました出産される方の人数がほぼ確定したため、出産育児一時金の減額や確定数値に基づいた財政安定化支援事業の減額などが主なものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 7目の町民センター管理費でございますが、経済危機対策事業の設計監理委託料26万円の追加のお願いでございます。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 8目後期高齢者医療費であります。後期高齢者医療広域連合への負担金、金額が確定によりまして療養費負担金649万1,000円の減額でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 2項児童福祉費の1目児童措置費でございますが、子ども手当のシステム開発委託料ということで410万円の追加のお願いでございます。

なお、このシステム開発委託料につきましては、22年度へ繰り越しをお願いをしたいというふうに考えております。

次の児童手当は増額をお願いでございます。確定に伴う部分でございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、子育て応援特別手当交付金事業でございますが、事業確定に伴いまして減額ということでございますので、よろしく願いいいたします。

2目の保育所費でございますが、10万円の補正のお願いでございますが、岩島地区の婦人会より岩島保育所へ10万円ということで指定寄附をいただきましたので、備品購入費として10万円の補正のお願いでございます。

4款1項1目の保健衛生総務費でございますが、244万9,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、精神障害者の地域活動支援センター負担金ということで補正のお願いでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（一場明夫君） 町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） 同じ1項の6目環境衛生費であります。火葬場の運営負担金119

万2,000円の追加でございます。よろしくお願い申し上げます。

続いて、4款2項の1目清掃総務費であります。し尿、可燃物処理、粗大ごみ処理及び最終処分場施設負担金等、それぞれ減額を含めまして2,289万円の減額のお願いであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 22ページをお願いいたします。

6款1項3目の農業振興費でございますが、289万円の減額のお願いでございます。これは、農業近代化資金等利子補給金の事業確定に伴う減額でございます。

続きまして、4目の農業経営基盤強化対策事業費でございますが、92万4,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、認定農業者農用地利用集積促進奨励金でございます。新規及び再設定の減に伴うものでございます。

続きまして、5目畜産振興費ですが、683万7,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、草地林地一体的利用総合整備事業計画の変更に伴うものでございます。

続きまして、6目農地費でございますが、28万9,000円の追加のお願いでございます。経済危機対策事業の計画変更に伴うものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2項1目の林業振興費でございますが、304万7,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

林業振興費につきましては、公共間伐補助金が県費負担になることによる減額でございます。有害鳥獣捕獲事業につきましては、事業確定に伴います減額のお願いでございます。

続きまして、7款1項2目の商工振興費でございますが、経済危機対策事業は原町地区の街路灯設置補助金の追加のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 続きまして、8款1項2目道路維持費であります。今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で4,179万1,000円追加のお願いでございます。

今回の追加につきましては、説明欄をごらんください。

まず道路維持費で179万1,000円追加のお願いで、内訳につきましては、町道除雪委託料144万円と機械借上料35万1,000円で、この35万1,000円につきましては、町内各地各行政区からの区の皆さんにお世話になっております除雪時での委託金であります。除雪につきましては1月4日と2月につきましては1日、6日、11日と4日間積雪があり、除雪費が不足した

ためでございます。

次に、道路維持補修事業4,000万円追加であります、きめ細かな臨時交付金事業での町道の舗装オーバーレイを、特に悪い路線を優先して補修するためのお願いでございます。

次に、3目道路改良費であります、総額で6,305万3,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

まず、経済危機対策事業が1,094万7,000円減額、町道改良事業がきめ細かな臨時交付金事業として7,400万円の追加のお願いでございます。

次に、24ページをお開きください。

2項3目街路事業整備費であります、総額で1億394万円減額のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

街路事業減額の内容であります、今年度に予定をしておりました土地購入交渉が引き続き時間がかかることから1,824万6,000円減額と、補償金につきましても、土地購入と同様で8,100万9,000円の減額のお願いでございます。

以上ですが、よろしく願います。

議長（一場明夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） 続きまして、5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金78万6,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところの説明させていただきますので、よろしく願います。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 続きまして、10款1項5目給食調理場運営管理費について450万円の追加のお願いであります。本件につきましては、教育委員会事務局で維持管理しております町立学校給食共同調理場の改修を行うものでございます。主な工事といたしましては、経年劣化によりボイラーにふぐあいが生じておりますので、その入れかえ工事でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費800万円の追加のお願いでございます。本件につきましても、教育委員会事務局で管理しております町立中学校の施設改修を行うものでございます。主な工事としましては、特殊建物定期調査の指摘により東中学校の壁面の改修工事を行うものでございまして、この工事の設計監理の委託料と工事請負費でございます。

続きまして、6項保健体育費、3目施設管理費600万円の追加のお願いでございます。主な工事としましては、平成23年度に当町を会場として郡民祭が行われますので、その準備と

ということで町民体育館の床の改修を行うものでございます。

なお、この財源であります、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当させていただいております。

以上です。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 次に、12款公債費でございます。1目の元金、2目利子、合計いたしました3,099万2,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、13款1項公営企業債、1目水道事業会計補助金でございますが、3,442万5,000円の追加のお願いでございます、経済危機対策事業補助金の追加でございます。

2目の国民宿舎事業会計補助金でございますが、1,000万円の追加のお願いでございます。

以上で一般会計補正予算の説明でございます。簡単ではございますが、よろしく願います。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第12号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第6、議案第12号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第12号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国・県からの支出金、交付金の変更申請及び決定通知を受けてのものです。

最初に、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ8,754万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,997万4,000円とするものであります。

内訳としては、歳入で国庫支出金5,861万9,000円の増額、療養給付費交付金1,103万3,000円の増額、県支出金64万9,000円の増額、共同事業交付金1,896万7,000円の増額、繰入金172万円の減額であります。

次に、歳出では、保険給付費9,578万5,000円の増額、共同事業拠出金935万4,000円の減額、諸支出金105万7,000円の増額が主なものであります。

次に、施設勘定では、歳入歳出それぞれ271万9,000円を追加し、9,351万3,000円とするものであります。

歳入で診療収入55万4,000円の増額、県支出金43万8,000円の増額、繰入金105万7,000円の増額、繰越金67万円の増額であります。

次に、歳出では、総務費10万円の減額、医業費281万9,000円の増額であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきましてご議決くださいようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

町民課長（猪野悦雄君） それでは、事業勘定から説明をさせていただきます。

事項別明細書4ページ以降、ここからですが、5ページ、歳入をお願いいたします。

3款の国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金ですが、現年過年度分療養給付費等負担金5,872万2,000円の追加でございます。

4款療養給付費交付金1,103万3,000円の追加でございます。

6ページの8款共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金2,057万9,000円の追加、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金ですが、出産育児一時金繰入金を含めた172万円の減額であります。

以上が歳入の主なものでございます。

7ページ以降、歳出ですが、2款の保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費とも前々月までの療養給付費、平均で計算しまして、その年計で不足分をそれぞれ7,375万7,000円、2,400万5,000円、それからまた、4項の出産育児諸費につきましては、先ほど言いましたが、年度内該当者がほぼ確定したため198万円の減額、7款の共同事業拠出金は、県の確定を受け935万4,000円の減額、11款の諸支出金は施設勘定への繰出金105万7,000円の増額であります。

以上が事業勘定であります。

続いて、施設勘定に移ります。

事項別明細書 9 ページ以降ですが、10 ページをお願いしたいと思います。

まず歳入ですが、1 款診療収入ですが、新型インフルエンザ等の診療分を合わせまして55万4,000円の増額、3 款県支出金は僻地運営費補助金の増額でありまして、43万8,000円の増額であります。4 款繰入金は事業勘定からの繰入金105万7,000円の増額、5 款繰越金は前年度分67万円の追加のお願いでございます。

以上、歳入主なものでございます。

次に、歳出ですが、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費10万円の減額をお願いしたいと思います。

2 款 1 項医業費につきましては、新型インフルエンザ等のワクチン代、消耗器材等の増額281万9,000円であります。

以上が主なものでございます。

以上、事業勘定、施設勘定とも説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後 1 時とします。

（午前 11 時 59 分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

議案第 13 号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第 7、議案第 13 号 平成 21 年度東吾妻町特別養護老人ホームい

わびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第13号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、5,000万円のスプリンクラー設置事業の繰越明許費補正でありますので、よろしく願い申し上げます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、説明を申し上げさせていただきます。

今回の補正につきましては、繰越明許費補正でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。スプリンクラーの設置事業で、経済危機対策臨時交付金で5,000万円ほど予算をいただきましたので、この事業が今年度中に完成するという見込みがないものですから、22年度への繰越明許費補正でございますので、よろしく願います。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第14号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第8、議案第14号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第14号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出ともに3,341万8,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ11億5,172万円とするものであります。

歳入は、保険料減額215万5,000円、国庫支出金減額847万2,000円、支払基金交付金減額1,015万7,000円、県支出金減額490万2,000円、繰入金減額773万2,000円であります。

歳出は、保険給付費減額3,385万7,000円、諸支出金増額43万9,000円であります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、説明をさせていただきます。

歳入歳出ともに3,341万8,000円の減額でございます。

4ページをお願いしたいと思いますが、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等でございますが、歳入につきましても歳出の介護給付費のほぼ確定に伴いますそれぞれの調整をした中での減額補正でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

続きまして、6ページの歳出でございますが、保険給付費3,385万7,000円の減額でございます。これにつきましては、やはりこの減額に伴いまして歳入の減額を伴ったわけでございますが、本年度につきましては、当初見込みより思ったほど介護給付費の金額が伸びなかったということで減額でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

6款の諸支出金でございますが、過年度分の地域支援事業交付金の返還金が生じまして、それに伴います37万1,000円の増額並びに他会計繰出金で6万8,000円の増額ということでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議長（一場明夫君） 日程第9、議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに5,467万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,916万3,000円とするものでございます。

歳入として、地域開発基金繰入金5,467万1,000円、歳出として同額を情報通信事業へ繰り出すものでございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） それでは、説明させていただきます。

4ページをお願いしたいと思います。

今回の補正につきましては、平成22年度より情報通信分については一般会計のほうに計上したことに伴いまして、地域開発基金積立金の情報通信分5,467万1,000円を取り崩して、それを特別会計に入れまして、同額を一般会計へ繰り出すというものでございます。よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第16号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第10、議案第16号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第16号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業の確定等により歳入歳出それぞれ1,773万8,000円を減額して、総額をそれぞれ6億2,934万3,000円とするものでございます。

主なものは、建設費と施設費の減額でございます。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長(加辺光一君) それでは、4ページをお願いいたします。

繰越明許費補正でございますが、公共下水道の建設事業費3,506万2,000円の繰り越しをお願いするものでございます。現在新井地内の2カ所の町道敷で下水管布設工事をしておりますが、支障物である水道管や温泉管の仮設工事に遅延が生じ、本下水道工事を繰り越すものでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、5ページの地方債補正でございます。

下水道事業、過疎対策事業、それぞれ減額になっておりますが、事業費の減額に伴う地方債の減額でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、7ページの歳入をごらんください。

事項別明細書でございます。

1款2項1目の公共下水道負担金につきましては525万9,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、2款1項の使用料でございますが、1目の公共下水道月額使用料につきましては427万円の追加、2目の浄化槽につきましては設置時使用料が81万円の減額、月額使用料も175万8,000円の減額でございます。3目の農業集落排水、岩下矢倉地区につきましても、月額使用料が50万1,000円の減額でございまして、使用料トータルでは120万1,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、3款1項の国庫補助金ですが、公共下水道、浄化槽ともに汚水処理交付金の

精算に伴う減額でございます。

続きまして、8ページ、4款1項の県補助金ですが、公共下水道、浄化槽ともに補助金確定によるところの追加でございます。浄化槽は、本年度93基の設置となります。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金78万6,000円の減額ですが、事業量の確定等に伴うものでございます。

7款の諸収入ですが、1項の預金利子で基金積立金利子33万5,000円の減額、2項の雑入では、浄化槽の駐車場等付帯設備工事費43万5,000円の追加のお願いでございます。

次に、8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債で900万円、2目の過疎対策事業債で190万円の減額となりまして、トータルで1,090万円の減額でございます。

続きまして、9ページの歳出をごらんください。

2款1項の建設事業費1,099万5,000円の減額でございますが、この中で唯一の追加となります公共下水道工事請負費341万2,000円につきましては、温泉管移設を補償費から工事費に組み替えたことによるものでございます。その他は事業の確定に伴うものでございます。

次に、3款1項の施設管理費704万3,000円の減額でございますが、ここではごらんのとおりすべての項目で減額となります。各施設における業務委託契約の確定に伴う減額と不用になった電気料の減額が中心となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第17号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第11、議案第17号 平成21年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第17号 平成21年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）

案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、6月の臨時会で議決をいただいた地域活性化・公共投資臨時交付金3,442万5,000円を国庫補助金から一般会計補助金へ組み替えを行うとともに、事業量の確定等に伴うものでございます。

収益的収入及び支出については、水道使用量の落ち込みから水道事業収益が838万6,000円の減額となり、収入支出それぞれ1億9,596万8,000円とするものでございます。

資本的収入につきましては、工事負担金の確定による397万3,000円の減額と、先ほど申し上げた公共投資臨時交付金3,442万5,000円の組み替えであります。

資本的支出につきましては、駅北関連工事費1,420万円の減額です。

今回は収入を上回る支出の減額ですので、補てん財源である建設改良積立金で調整するものいたします。

詳細は担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（加辺光一君） それでは、4ページをごらんください。

見積基礎によりまして説明をさせていただきます。

収益的収入でございますが、水道事業収益で838万6,000円の減額のお願いでございます。

営業収益の水道使用料につきましては、ここ5年間の使用料を見ましても毎年減少しており、特に今年度の落ち込みはひどく、対20年度比6.2%減、1,000万円を超える見込みです。したがって、今回1,031万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

加入分担金につきましては、逆に190万円の追加でございます。

営業外収益では、預金利息3万2,000円の追加でございます。

続きまして、収益的支出でございますが、収入同様に838万6,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、不用となったもの及び人件費の確定に伴う減額でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、6ページの資本的収入では397万3,000円の減額のお願いでございます。これは、工事負担金の確定に伴います減額でございます。

次の補助金につきましては補正額欄がゼロとなっておりますが、これは、先ほど町長が提案理由で申し上げましたように、公共投資臨時交付金3,442万5,000円を、国からの指示に

より国庫補助金から一般会計補助金へ組み替えるものでございますので、よろしくお願いいたしますします。

続きまして、資本的支出1,420万円の減額でございますが、これは、駅北関連工事費の減額でございますので、よろしくお願いいたしますします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第18号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第12、議案第18号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第18号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出について、歳入歳出ともに836万2,000円を減額し、2億3,709万円とするものでございます。

なお、営業収益の減収による資金不足を補てんするため、町費補助金は1,000万円を追加し、1億5,160万円とするものでございます。

詳細については担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

事業課長。

事業課長（富沢美昭君） それでは、国民宿舎事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

資料の3ページをごらんください。

見積基礎によりご説明申し上げます。

収益的収入につきましては、国民宿舎事業収益を836万2,000円減額し、2億3,709万円とするものでございます。

営業収益につきましては1,836万2,000円減額し、1億6,408万6,000円とし、営業外収益を1,000万円追加し、7,300万4,000円とするものでございます。

利用収益につきましては、利用者の減少によるもので、予算設定数値に対し宿泊利用者が1,600人減少したことによる宿泊料等の減額をお願いでございます。

支出につきましては、食事材料費、酒類飲料費、売店材料費、委託料の減額でございます。

なお、一般会計補助金につきましては、当初は6,300万円を予定しておりましたが、今回1,000万円を追加して7,300万円とするものでございます。これによりまして、昨年6月30日の臨時会の際にご説明いたしましたが、運営に対する補助金9,400万円が1,000万円を追加しましたことによりまして、運営に対しましては1億400万円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第13、議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第30号 群馬県市町村事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

理由については3点ございます。

1 点目が、平成22年3月28日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である六合村が廃され、その区域が同組合の組織団体である中之条町に編入されるためであります。

2 点目が、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である下仁田南牧医療事務組合が、平成22年3月31日限りで常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を取りやめるためであります。

3 点目が、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である館林邑楽農業共済事務組合が、平成22年3月31日限りで解散するための規約の変更でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第14、議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第31号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議につ

いて、提案理由を申し上げます。

この協議につきましても、平成22年3月28日から群馬県市町村会館管理組合の組織団体である六合村が廃され、その区域が同組合の組織団体である中之条町に編入されるためであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第15、議案第32号 「核兵器廃絶平和の東吾妻町」宣言についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第32号 「核兵器廃絶平和の東吾妻町」宣言について、提案理由を申し上げます。

吾妻町では、平成8年6月に同様な宣言をした経過がありますが、合併により消滅したままになっておりました。昨年の第4回定例会において同趣旨の陳情が全議員の賛成によって

採択されております。核兵器を廃絶し、恒久平和の実現は人類共通の願望でありますので、改めて東吾妻町として別紙のとおり宣言をしたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第16、議案第33号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第33号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月28日から群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村である六合村が廃され、その区域が同広域連合の構成市町村である中之条町に編入することに伴い、同広域連合規約を変更する必要があるため提案するものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第17、議案第34号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第34号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年3月28日から六合村を廃し、その区域を中之条町に編入することになっております。3月28日から31日の間は、旧六合村区域の一般廃棄物に関する事務は西吾妻環境衛生施設組合及び西吾妻衛生施設組合へ中之条町から委託し、ごみ処理に関する事務は、4月1日以降についても中之条町から西吾妻環境衛生施設組合へ事務を委託するとのことであり、それにより、4月1日から旧六合村区域のごみ処理以外のし尿及び浄化槽に関する事務は、吾妻東部衛生施設組合の共同処理する事務になるため、規約変更が必要になりました。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第35号、議案第36号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第18、議案第35号 町道路線の廃止について及び日程第19、議案第36号 町道路線の認定については一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第35号、議案第36号につきましては、関連がございますので一括してご説明をさせていただきます。

まずは議案第35号 町道路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

まず今回の町道路線の廃止につきましては、町道1034号線を含め15路線でございます。議案書にはそれぞれの路線など記載してございますが、今回の廃止路線につきましては、太田地区植栗土地改良事業の完了に伴う路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第36号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、議案書のとおり町道1393号線を含め41路線でございます。

まず、認定路線の1393号から1430号の38路線につきましては、植栗地区土地改良事業の

完了に伴う新たな認定路線でございます。

次に、5323号の1路線につきましては、原町駅前から原町赤十字病院手前までの間の認定と、4500号、5500号の2路線につきましては、ダム関連事業で進めております国道145号ハッ場バイパスと県道林・岩下線の一部を地域住民の利便性と吾妻溪谷現国道の豪雨などによつての通行どめ回避のため、国から一時的な町道認定を依頼され、今回お願いするものでございます。

ご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

建設課長。

建設課長（市川 忠君） それでは、議案第35号 町道路線の廃止につきまして、詳細の説明をさせていただきます。

今回町道路線の廃止につきましては、ただいま町長が提案理由を申し上げたとおりでございます。

廃止路線につきましては、次のページをごらんをいただきたいと思ひます。

整理番号で1から15までで、路線名が1034号から1320号までの15路線でございます。これは、先ほども申し上げましたが、太田の植栗地区内の土地改良事業が完了し、廃止するものでございます。

次の位置図をごらんをいただきたいと思ひます。

土地改良工事前の町道位置が赤線で表示した箇所でございます。これが15路線ということでございます。位置図の中央に太田中学校と太田小学校、手前が県道ということですが、位置的なものに関しましてはおわかりいただけるかと思ひますが、この15路線の廃止につきまして、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

続きまして、議案第36号 町道認定につきまして説明をさせていただきます。

議案書の次のページをごらんをいただきたいと思ひます。

先ほどの廃止と同様に一覧表で整理番号が1から41までとなっており、路線名では、1番が1393号線から次のページの5500号線までの41路線の認定のお願いでございます。

まず1ページ、1番の1393号線から次のページの38番の1430号線までが新たに土地改良事業完了後の認定路線38路線でございます。

1枚めくっていただきまして、位置図をごらんをいただきたいと思ひますけれども、やは

り太田中学校、小学校ということで、同じ赤く示したものが38路線でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、一覧表39番の5323号線でございますが、1枚また位置図をめぐっていただきたいと思えますけれども、原町駅前から原町日赤方向への町道の認定でございます。位置図のこの赤く塗った駅前のところの表示ということで、これは福祉ふれあいロードの最終工事という中での最終認定ということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、一覧表の40番、4500号線と41番の5500号線でございます。

図面を見ていただきたいと思いますが、一番最後の図面でございますけれども、まずこの4500号線につきましては、ダム関連事業で進めております県道林・岩下線の一部ということで、これが下の図面の部分の4500号とあるところでございます。ほとんどがトンネルでございます。

それから、上につきましては5500号というのが国道145号線ハツ場バイパスの一部ということでございます。国・県道の暫定開通ということで平成19年12月20日ごろだったと思えますけれども、新聞紙上で開通していくという当時報道がありましたけれども、この開通がおくれているという中で、国におきまして、今回町道認定をしていただく中で一時的暫定区間の開通を目指して地域住民の利便性と豪雨による吾妻峡現国道145号線の通行どめ回避をするためのもので認定依頼をされ、今回お願いするものでございます。したがって、この部分につきましては町道ということで、住民の利便性、それから豪雨による回避のためにお願います。

なお、この2路線につきましては、当町といたしましては、初めて国・県道が一時でも町道になるということから、主管委員会であります産業建設常任委員会、それからダム対策特別委員会、それから議員全員協議会におきまして、国土交通省ハツ場ダム工事事務所の職員が詳細なご説明をする予定になっておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上が議案第35号 町道路線の廃止と議案第36号 町道路線の認定についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

陳情書の処理について

議長（一場明夫君） 日程第20、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しますので、その審査を3月17日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

散会の宣告

議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は3月18日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時40分）

平成22年 3 月 16日 (火曜日)

(第 3 号)

平成22年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第3号)

平成22年3月16日(火)午後1時30分開議

- 第1 議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案撤回の件
- 第2 議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第3号)案撤回の件
- 第3 議案第37号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 一場明夫君 | 2番 | 竹淵博行君 |
| 3番 | 金澤敏君 | 4番 | 青柳はるみ君 |
| 5番 | 須崎幸一君 | 6番 | 浦野政衛君 |
| 7番 | 角田美好君 | 8番 | 日野近吉君 |
| 9番 | 大関広海君 | 10番 | 中井一寿君 |
| 11番 | 上田智君 | 12番 | 橋爪英夫君 |
| 15番 | 加部浩君 | 16番 | 菅谷光重君 |
| 17番 | 原田睦男君 | 18番 | 高橋基雄君 |

欠席議員(2名)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 13番 | 前村清君 | 14番 | 佐藤利一君 |
|-----|------|-----|-------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 茂木伸一君 | 副町長 | 関口博義君 |
| 教育長 | 小林靖能君 | 総務課長 | 渡辺三司君 |
| 企画課長 | 蜂須賀正君 | 保健福祉課長 | 高橋啓一君 |

| | | | |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町民課長 | 猪野悦雄君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 武藤賢一君 |
| 産業課長 | 角田輝明君 | 建設課長 | 市川忠君 |
| 上下水道課長 | 加辺光一君 | 事業課長 | 富沢美昭君 |
| 教育課長 | 先場宏君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|--------------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤正己 | 議会事務局長 議係 | 田中康夫 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

議長あいさつ

議長（一場明夫君） 本日は、急な本会議招集にもかかわらずご参集をいただき、ありがとうございます。

突然ではありますが、町長から議案撤回の要求がありました。

つきましては、これより審議していただくこととなりますが、本日の本会議開催に当たり、議会広報対策特別委員会に時間を差し繰っていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

開議の宣告

議長（一場明夫君） それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は、入院中のため家族から欠席の申し出がありました。また、佐藤利一議員も欠席の申し出がありました。

議案第11号、議案第15号の撤回の件、説明、質疑、採決

議長（一場明夫君） 日程第1、議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案撤回の件及び議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）案撤回の件は、一括議題といたします。

町長から、議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案撤回の件及び議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）案撤回の件の理由を説明願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第11号と議案第15号につきましては、関連がございますので一括して理由を申し上げます。

まず、議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）の撤回についてですが、今回の補正予算案の歳入に、東吾妻町地域開発基金条例第6条により不適切な処分による繰入金を組み込まれていたため、撤回をお願いする次第でございます。

続きまして、議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）の撤回については、今回の補正予算案の歳出に、東吾妻町地域開発基金条例第6条により不適切な処分による歳入及び一般会計繰出金が組み込まれていたため、撤回をお願いする次第でございます。

事前に気がつかず、申しわけございません。お手間をとらせます。また、広報委員会の方々におかれましては、時間の差し繰りをしていただいたということで、大事な時間を差し繰りをしていただきまして、ありがとうございます。申しわけありませんでした。

以上、一括して理由を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） お諮りいたします。議案第11号平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案撤回の件は、承認することにご異議ございませんか。

（「議長、質疑はありますか」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑の申し出がありますので、質疑を許可します。

9番、大図議員。

9番（大図広海君） 今、撤回の理由に、基金条例による不適切ということがありましたが、果たしてそれだけでしょうか、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 一応理由といたしましては、基金条例の第6条の処分の仕方に不適切があったというようなことで撤回させていただくということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、自治法第209条、この部分について制定された特別会計条例、当然に我が町も持っています。それに抵触するという考えはないのでしょうか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 特にございませぬ。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） でも、地域開発特別会計という形で条例が制定されたのが平成18年3月27日という日付を目にしております。以後その条例に基づいて肅々と通信事業と宅地分譲事業といいますか、2事業が予算、決算をこなしてきて、当然に所管の委員会にもそれが審議の対象となり、付託されました。ということは、この特別会計条例の中にその2事業が含まれたものであるんです、厳然とそれが含まれているという相互認識の中でそれが消化されてきた事実があるわけです。いいですか。当該条例がかなり乱暴に書かれている。アバウトに書かれているといったほうがいいですか、それを読む限り、裁量権があるかには見えるけれども、でも法の本旨はどこにあるか。特別会計を行うについては、それにふさわしい、一般会計とは区別して会計処理をすることが望ましいものは特別会計にせよという話なんです。法がそういうことをやっています。それを受けた特別会計の中に2事業が含まれて、平成18年以来肅々と今4年がたとうとしている。

この事実をどうやって受けとめるか。じゃ今まで行われていたことが条例違反になるのかという話です。伺っておきましょう。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） これが条例違反云々という以前に、この条例の、今大図議員ご指摘のように、条例のつくり方、条文そのものもかなり何ていいますか……

（「乱暴というんですよ」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） 乱暴とまでは申し上げませんが、ちょっと何て表現したらいいんだかわかりません。ちょっと大ざっぱな面はあったかなと、そのようには思っております。そしてそのところに、なぜ申し上げるかといいますと、ご指摘の中で情報通信事業と宅地開発事業、この二本立てというような、明文化していなかったということがその主な理由ということで、ほかにも細々としたことはございますが、まずはそれであったと。明文化をしていなかった、そこで甘いと言われれば甘いかもしれませんが、情報通信事業につきましては一般会計の中に組み入れをさせていただいたという経緯がございます。

そして今議員がご指摘の特別会計にするのが当たり前だというような表現だったように思

いますが、この国等々のいろいろな今までの指摘の中では、確かに独立採算で収入及び支出、それがある程度のバランスをとれるものであったら、確かに特別会計へというものが当然であるというような見解でございます。ただ、この情報通信事業につきましては、一般会計からの繰入金が使用料収入等に比して非常に大きいと。こういった会計につきましては、当面は一般会計の中でやるほうが正しいかのような指導を受けております。そういった中でさまざまな観点からこの情報通信事業を検討をした結果が一般会計化という形で、そしてそのほうがわかりやすいのではないかという判断を我々がいたしました。

そういったことですので、この条例に違反をしている、そして自治法の第209条に抵触する、そういったような考えではなくさせていただいたという経過でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうなってきますと、今後情報通信事業に対しては一般会計化にするんだと。そのほうが好ましい状況なんだと。50歩譲ってそうだとしましょう。いいですか。でも、合併以前の問題は当面問題にしないと仮定しても、18年3月27日以降共通理解のもとに粛々としてそれが進んできた。そこにちょっと条例の成文上好ましくない記述が確かにあると。でもこの4年間その実績がある。今後そういうことのないようにするにはどうしたらいいか。条例の改正案を提示して、条例が成立した後こういった処分行為を行う。いいですか、特別会計の中の事業がこういうものだという明記した条例の改正案、それが成立して後にこの予算が、あるいは同時進行で提案される。少なくとも議事の順位は条例の改正のほうが先になる。そうじゃないと、今のままの条例でまたこれが行われると、ここなんですよ。宅地開発事業も、じゃもうやめましょうかと。今度はどうにしましょう、あるいはまた逆に、特別会計の中に何を含まれましょうか、私の裁量です、だって事業種別が書いていないから。どうも法が条例主義を定めた、第209条が特別会計によるといったその背景は、そういったような裁量までも首長に与えていないという。条例主義だから、出た条例が甘いのは、それは結果論であって、だから何でも裁量権で行使していいんだということにはならない。

だとすると、撤回は撤回で結構ですけれども、撤回の理由がまたちょっと違う。また来年度当初予算にもこれは当然に関連してくる問題だ。考え直す余地があるや否や伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 熟慮した上での結論ではございますので、これで、まずはお認めをい

ただきたいということをまず先に申し上げておきます。

確かに大図議員がご指摘のものについてうなずける面、多々ございます。ただ、総務委員会の委員の方から、昨年の9月の定例会のときに、わかりにくいとのご指摘をいただいた。それを担当者が、わかりやすくする方向は一般会計に入れるんだと思い込んでしまったような節がございます。そういったようなところからスタートをしている中で、そして条例の読み解きも甘かった。そして不適切な部分があったという中で最大の知恵を振り絞った中で今回の撤回という形で、情報通信に関する基金を地域開発事業の特別会計の中の基金に5,471万円……

(発言する者あり)

町長(茂木伸一君) すみません、数字が違っていたかもしれません。それをまずは置いておくままにするということであります。そして、来年度予算につきましては補正をお願いするなりして、この特別会計の情報通信の基金から一般会計の情報通信の不足する分に充当させていただくなり、また23年度の一般会計予算の中に繰り入れるなりという形で、あくまでも特別会計の基金で、目的は情報通信に対する支出ということに規定をされておりますので、その基金条例に抵触しないような使い方をまた議会にお諮りをした中でさせていただく予定でありますので、ご理解をいただければと思います。

議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

9番(大図広海君) どっちに転んでも東吾妻町の公金の処分先という形で、その手続は一般会計であれ特別会計であれ、その事業の収支がそれで好転するというのではなさそう、そこまでは理解できる。ただ、民主主義のルールというのは結果オーライじゃなくて、やっぱりそこに至るまでの手続も同じ比重で求められる。一連の手続の透明性ということなんだと思います。その認識が今あるように聞いていた。その原因もどうやら不勉強にあるらしい。だとすると、ここの撤回理由も、もう1行つけ加えて、そうですね、特別会計条例の改正を待たずしてそれができなかった、あるいはまた同時に、時間的な余裕はあったんです。要するに本会議に改正条例案が提案されてもまたしかるべきだと。それで区分されて地域事業特別会計については、この事業が特別会計の対象なんですよということを明記をする。それが学習機能として働けば、ほかの特別会計にも当然にそういった配慮がなされる。そうすると1回の間違いが次の間違いを生まずに済むということなんだと思いますよ。果たしてそういう手法をとるや否かです。

議長(一場明夫君) 町長。

町長（茂木伸一君） その手法もいろいろ考えた中ではありました。ただ、今回のケースですと、撤回をさせていただき、そして一般会計の予算案につきましては修正をさせていただき、それが一番よろしいという結論にはなりました。

この特別会計の基金についてであります。これが単なる条例の改正という形、ここのものの条例の改正というものよりは、こちらの今お願いをしております撤回という手法のほうがよろしいという判断からでした。確かに大岡議員のおっしゃる方法論というのはわかりません。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案撤回の件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案撤回の件は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）案撤回の件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）案撤回の件は、承認することに決定いたしました。

議案第37号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第3、議案第37号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第37号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど取り下げをさせていただきました議案第11号につきまして、不適切な処分による繰入金金を削除、修正をいたしまして、改めて提案をさせていただきます。

補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億1,067万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を99億5,074万5,000円とするものであります。

債務負担行為、繰越明許費、地方債の補正につきましては、議案第11号と全く同様でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

企画課長(蜂須賀 正君) 先ほど、議案第11号、15号、撤回をお認めいただきまして、ありがとうございます。

それでは、変わったところをご説明申し上げます。

前回お渡ししました補正予算に対しまして、今回5,467万1,000円の減額ということでございます。

それでは、変わったところから申し上げますと、まず1ページの第1条、総額、歳入歳出それぞれというところなんですけれども、これが1億1,067万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,074万5,000円にするということでございまして、この数字が変わっております。

次のページ、3ページをお願い申し上げます。

3ページの18款繰入金でございます。この部分が数字が変わってございます。変わってございますのは、2項の特別会計繰入金のところ6万8,000円だけになりまして、その部分が変わってございます。

その関係で、その2段上の繰入金の合計額でございますが、そこが3,367万3,000円に変わっております。

同じくその横へいきまして、合計、計の欄ですけれども、そこが変わってございまして、変わった後の数字といたしまして、ここにございますように3億5,436万7,000円、1段下

にいきまして、2,497万8,000円というふうに変更でございます。

それに伴いまして、歳入合計欄でございますが、補正額の合計欄のところではマイナスの1億1,067万5,000円、計といたしまして99億5,074万5,000円と、このように変更でございます。

次のページをお願いします。4ページ、5ページにかかります。

歳出になりますけれども、まず変更でございますのが、2款の総務費でございます。

総務費、変わったところは1項の総務管理費でございます。補正額につきましては今回変わりました8,233万1,000円、それに従いまして、その上の総務費の合計のところでは1億4,657万1,000円というふうに変更でございます。

その横へいきまして計の欄でございますが、総務費計といたしまして30億4,590万1,000円というふうに変更でございます。

その下の欄へいきまして、16億7,658万3,000円というところが変更でございます。

5ページへいきまして、当然ですけれども、歳出の合計欄でございますが、補正額のところに変更になります、この欄が1億1,067万5,000円、計の欄へいきまして99億5,074万5,000円と、このように変更になってございます。

続きまして、9ページをお願い申し上げます。

9ページも変更ございまして、ここのところも、先ほど来申し上げますように、18款の繰入金のところでは変更ございまして、補正額のところでは3,367万3,000円、計といたしまして3億5,436万7,000円というふうに変更でございます。

当然歳入の合計のほうも変更ございまして、1億1,067万5,000円、計のところでは99億5,074万5,000円というふうに変更でございます。

次のページをお願い申し上げます。

10ページでございますけれども、歳出のところでございます。

歳出のところも、2款の総務費でございます。補正額のところでは変更ございまして、1億4,657万1,000円というふうに変更でございます。

隣にいきまして計のところでございますが、30億4,590万1,000円というふうに変更でございます。

財源内訳のところへいきまして、一般財源のところではございますけれども、6,415万8,000円というふうに変更でございます。

歳出合計のほうも当然変わってくるわけでございますが、補正額のところでは1億

1,067万5,000円、隣にいきまして99億5,074万5,000円、財源内訳のところ、一般財源のところの7,461万7,000円というふうになってございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、事項別明細のほうに入らせていただきます。

ページで申し上げますと、17ページをお願い申し上げます。

17ページ、18款繰入金の2項特別会計繰入金というところございまして、ここが6万8,000円だけになりまして、ここに、前にお出ししていますのは4目がございまして、4目のところで地域開発事業特別会計繰入金ということで5,467万1,000円というのがございました。この部分を取り下げてございます。

続きまして、歳出へお願い申し上げます。

18ページになります。

歳出なんですけれども、18ページの7目になります、財政調整基金。このところの2,551万2,000円、隣へいきまして、計といたしまして2億584万円で、財源内訳のところ、一般財源のところの2,551万2,000円ということございまして、この財政調整基金のところこの5,467万1,000円ですか、この部分を調整させていただくということでございますので、その欄の、18ページのところの計のところ、当然補正額のところでございますけれども、の8,233万1,000円、隣にまいりまして16億7,658万3,000円、ずっといきまして財源内訳のところでございますが、一般財源のところの2,802万4,000円ということでございます。

以上、簡単でございますが、今回修正したところ、数字が変わったところを申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

散会の宣告

議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は3月18日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたし

ます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時00分)

平成22年 3 月 18日 (木曜日)

(第 4 号)

平成 2 2 年東吾妻町議会第 1 回定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 2 年 3 月 1 8 日 (木) 午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 1 9 号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 2 議案第 2 0 号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第 3 議案第 2 1 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 2 2 号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例について
- 第 5 議案第 2 3 号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例について
- 第 6 議案第 2 4 号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 2 5 号 吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例について
- 第 8 議案第 2 6 号 吾妻峡温泉天狗の湯の使用料条例について
- 第 9 議案第 2 7 号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 2 8 号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 2 9 号 東吾妻町国民宿舎事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例
を廃止する条例について
- 第 1 2 議案第 1 号 平成 2 2 年度東吾妻町一般会計予算案
- 第 1 3 議案第 7 号 平成 2 2 年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第 1 4 議案第 2 号 平成 2 2 年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第 1 5 議案第 3 号 平成 2 2 年度東吾妻町老人保健特別会計予算案
- 第 1 6 議案第 4 号 平成 2 2 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 1 7 議案第 5 号 平成 2 2 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会
計予算案
- 第 1 8 議案第 6 号 平成 2 2 年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第 1 9 議案第 8 号 平成 2 2 年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第 2 0 議案第 9 号 平成 2 2 年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第 2 1 議案第 1 0 号 平成 2 2 年度東吾妻町水道事業会計予算案

- 第22 議案第37号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案
- 第23 議案第12号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第24 議案第13号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第3号)案
- 第25 議案第14号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第26 議案第16号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第27 議案第17号 平成21年度東吾妻町下水道事業会計補正予算(第2号)案
- 第28 議案第18号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算(第1号)案
- 第29 議案第35号 町道路線の廃止について
- 第30 議案第36号 町道路線の認定について
- 第31 議案第38号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第32 発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第34 閉会中の継続審査(調査)事件について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13、日程第22から日程第34

追加日程第1 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件

追加日程第2 議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件

出席議員(17名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 一場明夫君 | 2番 | 竹淵博行君 |
| 3番 | 金澤敏君 | 4番 | 青柳はるみ君 |
| 5番 | 須崎幸一君 | 6番 | 浦野政衛君 |
| 7番 | 角田美好君 | 8番 | 日野近吉君 |
| 9番 | 大関広海君 | 10番 | 中井一寿君 |
| 11番 | 上田智君 | 12番 | 橋爪英夫君 |
| 14番 | 佐藤利一君 | 15番 | 加部浩君 |
| 16番 | 菅谷光重君 | 17番 | 原田睦男君 |

18番 高橋基雄君

欠席議員(1名)

13番 前村清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-------------|-------|
| 町長 | 茂木伸一君 | 副町長 | 関口博義君 |
| 教育長 | 小林靖能君 | 総務課長 | 渡辺三司君 |
| 企画課長 | 蜂須賀正君 | 保健福祉課長 | 高橋啓一君 |
| 町民課長 | 猪野悦雄君 | 税務会計課 補佐 | 轟守君 |
| 産業課長 | 角田輝明君 | 建設課長 | 市川忠君 |
| 上下水道課長 | 加辺光一君 | 事業課長 | 富沢美昭君 |
| 教育課長 | 先場宏君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|--------------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤正己 | 議会事務局長 議係 | 田中康夫 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

開議の宣告

議長（一場明夫君） おはようございます。連日大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は入院中のため、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

議場が狭いため混雑して申しわけありませんが、傍聴される方に申し上げます。傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

議案第19号～議案第21号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第1、議案第19号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第3、議案第21号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については一括議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

9番、大図議員。

9番（大図広海君） 1点お伺いします。この時短をなし遂げなければいけないという基本的な概念はどこに求めたか伺っておきます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 今回の条例改正につきましては、平成20年に人事院勧告等がございまして、それによりまして今回条例改正を行うものでございますので、よろしくお願

たします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうしますと、平成20年当時から現在にかけて、人事院から東吾妻町に対して勤務時間を是正せよという勧告が出ていたと解釈してよろしいでしょうか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 勧告等はありません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると先ほどの説明と矛盾しますが、いかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 県のほうから全国的にこういう変更等があるというようなことで、県のほうからは通知が来ております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） その通知というのはどういった性格のものですか。

議長（一場明夫君） 内容を確認しますので、少しお待ちください。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 県の市町村課長名で勤務時間の改正等についてということで通知が来ておりますので、それに基づいて全国的にも改正が行われているというようなことで、町のほうでもそのようにするというで改正するものでございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、県の市町村課長は地方公共団体に対して勤務時間の定め方についてまで言及する権限をお持ちだと考えていますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 権限はちょっとわかりませんが、人事院の通知を県のほうで受けて、県のほうから町村のほうに、人事院のほうがこのように改正になりましたというようなことで来ているという解釈でございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、常々自治ということが今話題になっていますが、今までは住民自治という形でいろいろと話題がありました。

改めて伺います。団体自治というのはどういうことになりますか。

議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、質問と関連が出てきますか。

9番（大図広海君） はい。重要な問題です。

議長（一場明夫君） 執行部のほうで答弁をお願いします。

副町長。

副町長（関口博義君） お答えさせていただきます。

私の知る限りでは、団体自治とは自分の自治のことは自分で決めるというふうな認識であります。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、先ほどの総務課長の説明は大分矛盾点をはらんでいます。整理してもう一度答えてください。

議長（一場明夫君） 副町長でよろしいんですか。

9番（大図広海君） だれでもいい。

議長（一場明夫君） 副町長。

副町長（関口博義君） 今申し上げましたように、みずからのことはみずから決めるという原点にしまして、それぞれの上部機関と周りの状況も踏まえた情報の中でみずから決めていくという観点の中で、今回の案に関しましては今回上程させていただいたような形にさせていただきました。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、周りの状況と。この周りというのは周辺の自治体ということをとらえていますか。それとも町内あるいはその近傍にあるところの各民間企業、その勤務時間がどういう設定になっているか、そこまでもしんしゃくした周りという表現になっていますか。

議長（一場明夫君） 副町長。

副町長（関口博義君） 当然周りの自治体等の情報も参考にさせていただきますし、既に通知がありました内容には近隣等の情報も含めたものとして入っているというふうに認識しております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） でも、その通知は人事院勧告に基づいた県の市町村課ということになっています。果たして大手町や霞が関でそういったものをつくった作成過程の中に、この辺地であるところの農業従事者や商業従事者、いろいろの医療従事者等々あります。そういった辺地の勤務実態などを加味してこれが策定されたという解釈でよろしいでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 通知は通知でございます。この吾妻郡、そして群馬県、そして関東圏、そういった全国的なものまでも参考にさせていただきまして、大分私どもではこの勤務時間についての変更が遅くなりましたが、最終的に決めさせていただきました。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、提案の過程までが非常にあやふやだ、深くは考えず、勧告が出たからそれに従うんだ。そんなふうな行動様式に受け取れるかと思います。

質問を変えます。労働基準法はどういった記述になっていますか、説明してください。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） あやふやだという発言がございましたが、私どもはそういったあやふやな考えで上程をしたわけではございませんので、お考え直してください。

議長（一場明夫君） 労働基準法がどうなっているかを聞いていますが。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 申しわけございませんが、労基法のほうまではちょっと内容まで確認しておりません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） だからあやふやと言われるんです。労働基準法は週40時間、明記してあります。ただし、町内においてはその週40時間さえなかなか実現が難しいのが実態です。多くの勤務実態。いいところで隔週、だから4週6休制ぐらいのところでしょうかね。ただし、これは事業体にもよっていろいろ違います。

ところで、伺っておきます。この労働基準法の中に休憩時間、休息时间等々明記がありますが、休息時間の取り扱い方についてはどういう記述になっていますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 現在、休息时间等はとっておりません。

（「質問に答えて」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 休憩時間も踏まえて。

（「いや、休息时间というのはどういう記述になっていますかと聞いています」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 休息時間の記述を聞いているようですが。

（「労働基準法に対して答える必要は」「あるんだよ、それ。はい、9

番」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) ちょっと待ってください。今答弁させますので、余分なことは言わないように。

総務課長。

総務課長(渡辺三司君) 休息时间につきましては勤務時間に含まれております。

議長(一場明夫君) 9番、大函議員。

9番(大函広海君) その程度の内容でこういった勤務時間条例を提案してくると、その担当の総務課長自体が大分あやふやな答えをします。いいですか。労働基準法では休息時間には一切触れていない。与えなければいけないとか、勤務時間に含むとも含まないとも一切触れていない。いいですか。かつてはこの休息時間を15分、ともに午前と午後ですけれども30分、これを勤務時間に含むという条例があった。それで長らく運用されていた。今現在はその記述が削除されて、基本的には休息時間をとらないシステムになっている。ただし、現実的に休息時間なしで仕事ができ得るかどうかが伺っておきます。

議長(一場明夫君) 執行部より答弁願います。

総務課長。

総務課長(渡辺三司君) 今の質問で、休息時間がなく、なし得るかどうかということではちょっと理解ができないんですけれども。

議長(一場明夫君) 休息時間がなくても勤務できるかどうかを問うています。

総務課長。

総務課長(渡辺三司君) 現在の状況ですと休息時間はとっておりませんので、休息時間なしという形で勤務しております。

議長(一場明夫君) 9番、大函議員。

9番(大函広海君) 質問の要旨がわかっていないようです。現実の話をするれば、トイレに席を立ち、ちょっとたばこを吸い、場合によるとお茶を飲む、雑談を交わしながら。これは日常的に我々が目にする光景です。これを休息時間を消化しているという話です。ただし、この休息時間を勤務時間に入れるとも入れないとも、とっていいともだめとも記述がない。メリハリがないシステムになっている。いいですか。本来、休息時間というものがなければトイレにも立てない、ましてや嗜好品であるたばこを吸うなんていうことはもってのほかになります。これが公務に携わるものの求められる姿勢だと思います。いいですか。そうすると、連続した4時間を緊張状態を保ったまま仕事につくということは、通常人の健康状態で

あるとちょっと苦痛になるというのが社会的な常識になっています。それで2時間、おおむね2時間を経過したところで一呼吸置く、それでまた緊張を2時間継続する。これが通常の人の行動パターンになっている。この休息时间、勤務時間に入れるか入れないかは法律が規定していない。団体自治なんだからみんなで考えて決めていく、こういうことだと思います。

ところで、そうすると休息時間は特にない。そうすると4時間きっちりした緊張状態で職員が仕事をしている。そういう前提で物事は図られたと考えてよろしいのでしょうか。

議長（一場明夫君） 執行部より答弁願います。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 休息时间につきましては、平成18年7月から廃止されたというようなことで、その4時間は緊張を持って勤務するということで解釈しております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、東吾妻町の職員は人並み外れた体力と集中力を持ち、その事務方のトップであるあなたたちが、いいですか、そうすると人並み以上の以上になくなってちゃいけない。どうも先ほどの答弁を聞いてみると、体力はいざ知らず、そのほかの部分はどうもそこまでは追いついていない感じに見える。

伺っておきます。質問の要旨を変えます。いいですか。この実質的に1日15分時短になったとします。その15分部分を金銭に置きかえるとどういった数字になりますでしょうか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 時給にしますと今の単価よりは上がるかと思えます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そういったアバウトな答えじゃなくて、これは特別職まで含めての総人件費で計算しましょう、皆さん動かなければ我々も動きにくいというところがありますので。ことしの当初予算含めて総人件費が約24億円あります。かつては年間労働時間が2,000時間。そうしますと1時間当たりが120万円につきます。15分ですから30万円につきます。これが年間250日労働になりますので金額にすると7,500万円。この1日15分の時短が財政に対して7,500万円の負担を強いるという単純計算が成り立ちます。いいですか。実質公債費比率はともかくとしておいて、経常収支比率等々で比較してみますとまだまだ安心ができるところではない。ましてや、今、答弁がありましたように、町内の、あるいはこの経済圏内の企業の労働実態等々把握せずに、ただ単に人事院勧告に基づくとこの国家公務員の労働時間が短縮になったので東吾妻町もそれに見倣うと、東吾妻町の職員の勤務時間もそれに

比準するという形での条例改正かと私理解しますが、こういった形で真に住民理解が得られるかどうか非常に疑問に思うところなんです、この部分について町長としては住民に対して説明責任をどう果たすか、一言伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今の最後の財政的な問題ということについてのことで、この15分間というのは勤務時間にして3%の減ということになります。ということは給料の3%アップというのと似た形、労働時間に対しますとそういった形になります。これは約1年前から県内あちこちでこのような15分の短縮をやっておりました。吾妻郡の中でも我が町が最後の形になります。そういったもので、ほかの自治体との比較ということがまずひとつ1点はございます。

それともう1点、残念ながらなし得ませんでした、昨年暮れに定期昇給を取りやめということで職員の給料の減額という削減案を1回実行に移しましたが、条例に抵触するということがその後わかってしまい、そしてその撤回を結果やりました。このあたりのところは労使交渉の場でもはっきりと申しておりまして、人件費の削減というものとこれがある程度セットというように考えておいたのは事実です。でもそれがなし得なかったということにはなりません。そういったことで、これからことしいっぱいですが、12月という中でこの労働時間の短縮ということも一つのテーマといいますか、視野に入れた中で人件費の削減というものの話し合いをしていきたいと考えている次第です。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） また見方を変えますと、町長はふだんから「協働」という言葉をよく口にしています。住民総参加だと。形はそれぞれなんです、どうしてもやっぱり住民に対して負担を求めるといふ部分ではまあまあ同じことなのでしょう。そのところを、ああさすが職員は頑張っているなということもやっぱり範を示して、それで協力を願うというのが協働という意味合いになるのかと思います。先ほどの労働基準法の問題も含めまして、メリハリをつけた休息時間をきっちり条例上に明記する。それで、その休息時間を勤務時間を含めないという形にします。形に実働8時間で、始業が8時30分だとすると終業が6時になります。これで実働8時間になります。ああ近隣町村にはないしっかりとした勤務体制だという評価が得られるならば協働ということもまた一歩前進するかもしれません。それで労働基準法何にも違反することはない。

さて、勤務時間条例という形での改正なんです、今、先ほど時短ということはありません

が、時短だけではない。給与削減だけではない。効果が出ればいいんだ。その効果を示す、あるいは私たちが変わったんだという表示の第一段階が就業時間が午後6時。そうすると、住民の中でも勤務時間が終わった後、まだ役場の窓口十分に間に合う。いいことなのかとは思いますが。そういった検討をする余地があるや否や、最後に伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 窓口時間の延長についてはさまざまな観点から検討を続けております。
（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかに質問はございますか。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 1点だけお伺いいたします。この時短です。今、問題になっていました時短。これをやることによって町がどの程度有利になるか。町民に対してのサービスがどれほど有利になるか。その辺のところの見解をお尋ねしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 町が有利、町民が有利、ほとんど変わらないという想定のもとで考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 時短ということは勤務時間が短くなるわけですね。それによって町民へのサービス低下というものは生まれてこないですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 基本的には生まれないと考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） どういうことで生まれないとと言えますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） どういうことでの想定はしておりません。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そのような町民、町、町民を優先して考えて執行するのが町長ではないんですか。何も考えずにただ上から来たからやると、それは無責任過ぎはしませんか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどから、上から来たからやったのではないというようにしております。そして、町民に対してサービスが少なくなるということは考えておりません。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） やりとりしてもしょうがありませんのでもう一度聞きますけれども、それではどういふことで、具体的にこういふことでこうだからサービスは低下しませんと。例えば今まで5時30分まで勤務時間であったのが今度は5時15分になると、例えばね。そうなった場合、15分間、その15分間も非常に際どい人がいるわけですよ。15分あったから窓口に来られた、15分なくなったからこれはあずに回す、次の来られる日にするというようなことがあるわけですよ。その辺のところ、私はその1点だけを言ってもサービスの低下につながっているんですね。だから、その辺のところ、答えをじゃああれですけども、時差をして勤めさせて、一応今までの8時半から5時半までは職員は、各課の職員はいますよと、そういうことであつたら同じ形態でサービスは低下していないと思うんです。その辺のところを私は今聞いているわけなんです。ただ上からこういふ通知が来たから、周りも今、課長か副町長からお答えを聞きますと、周りもやっている、うちだけが残ったからそれじゃうちもしょう。その理由は何かと聞けば、その根拠はありませんじゃ、これはちょっと無責任きわまりないと私は思いますので聞いただけです。見解を聞きまして私の質問は終わります。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 当然ながら5時半までのシフトはしいております、既に。そして、ただ残る公民館がちょっと心配だなというのがございました。2人体制で、公民館というか出張所、そのところですね。そして、今まででも、今でもこれからも同じですが、5時半までに来られない方に例えば電話をいただいて6時くらいになるとか、5時45分くらいになるんだけれども住民票を何とかしてくれないか、そういったようなご要望があつた場合にはそのように普通にやっておりますので、これからも当然ながらやっていく、そのように考えております。窓口だけでなくすべての課で5時半までは何がしかの対応はできる。全員がいるというわけではございませんが、それは当然の既に想定済みではございますので、ご心配をなさらないでいただけたらと思います。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

7番（角田美好君） 本当に単純な質問なんですけれども、15分、単純に15分と言いますけれども、これ職員全員の数からすると毎日毎日7人から8人の人が足らなくなるという考え方もできると思うんですけれども、日ごろ職員の方々目いっぱい仕事している中でこの7人から8人の仕事分をどのような努力で埋めるのか、その点だけ伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 日々3%の効率アップを図らないといけない、それは職員も十分に承知してやってくれるものと思います。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

初めに、議案第19号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第20号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第21号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第19号 東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第20号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第21号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第22号の質疑、討論、採決

議長(一場明夫君) 日程第4、議案第22号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

7番、角田議員。

7番(角田美好君) この削減案は5級、6級職に限ってするということですが、根拠はどこにありますか。

議長(一場明夫君) 町長。

町長(茂木伸一君) 管理職ないしは管理職に近い職にある者ということです。

議長(一場明夫君) 7番、角田議員。

7番(角田美好君) 説明ですと逆転現象が起こるということを聞いておりますが、その点については、町長、どのように考えていますか。

議長(一場明夫君) 町長。

町長(茂木伸一君) 逆転現象多少ございますが、管理職手当等々でカバーできる。ただ、一部できない者もおりますが、何て言ったらいいんですか、一つのシステムという中でやむを得ないということで考えていただきたいと思います。

議長(一場明夫君) 7番、角田議員。

7番(角田美好君) 聞くところによりますと、対象が92人のうちで逆転現象が26人、これが少々と言えるのでしょうか。

議長(一場明夫君) 町長。

町長（茂木伸一君） 全くの逆転が26人ということではなく、管理職手当等でカバーをしていきますとその数はもっと少なくなりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） ちょっと質問変えますけれども、昨年、総務委員会で二度ほど削減案を提出し、一たんは可決し再議にかけてきたわけですけれども、その再議理由の中に「逆転現象が出るので」という文言があったと思いますけれども、今のあれからすると町長の考えが一貫していないような気がしますけれども、その部分についてはいかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 考え方、それと程度の問題だと思います。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

11番、上田議員。

11番（上田 智君） この案ですと、今まで実施されてきました現給保障の削減70%の削減というような措置を講じてきたわけなんですけど、それと同等の金額が出ております。その中で、非常にこの数字だけを見ますと大変何ていうんですか、6級の職員は一定の減額を現行の削減案よりも下がる。また、5級の方たちは逆にその6級から4級、3級の方々の今まで削減をされてきたものがそっくり入ってしまうのではないかというふうに私は思いますが、その辺の状況等はどのような考えでやったのか教えていただければというふうに思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 全員がそのような形ではないということですので、ケース・バイ・ケースなのではっきりその辺についてはお答えができません。ただ、今回この削減案を上程している背景といたしますと、平成22年度の予算を組んだ場合に、町税の収入が7.7%減少という事態もございます。そういった中で、地域の民間企業の状況を視野に入れ、そして結果、管理職等を中心とした職員ということでこのような形にお世話になろうと。そして、これの件につきましても群馬県の職員の管理職というものを対象にした削減という方法等もいろいろご指導をいただいた中でやっております。ですので、ちょっとお答えになっているかはわからないんですが、それとこの条例をことしの12月31日とまでしておるわけで、この間に職員の人件費の削減というものを労使協議の中できっちりとやって、先ほどの時短で3%という条件等も含めた中で労使協議をしっかりとやっていきたい、そのようにこの9カ月の時間、その時間をこの削減ということによっていただくという、そういう予定になっております。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 今、先ほど可決を見ましたその時短の関係がここで急にまた出てきたわけなんです、説明の段階ではそういう説明はなされなかったというふうに私は認識しております。ただ、この内容ですと非常に管理職等を中心としてやったということであるわけなんです、常々この議会では、財政状況等の事情もありなるべく等しく皆さんに、職員の方にも我慢してもらおうというようなことで現給保障が出たんだというふうに私は認識しています。そのような状況を、常々町長のほうから基本給を要するに下げないとラスが下がってこないというようなことを言われているわけなんです、現行で現給保障額をやっていることに対して、当然保障額といえども基本給になっているような状況であると思います。そんな中、ちょっとしたこの表を見ますと大体同額の形で出てきているということ。それと、まず幅広くそういったものを削減して我慢をしてもらおうという認識をもとにした場合には、当然不公平感が生まれてくるのではないかなと。また、特に先ほど同僚議員が申し上げたとおり逆転現象等が4級、5級の中にあっては必ず起きてくるのが筋ではないかなというふうに私は思います。

それともう1点は、期間限定で12月31日までの期間というふうになりましたが、私とすれば、現行の現給保障額等で同じような数字ですのでそれを継続してやっていく中で、現町長がまた采配を振るって給料の改定等を行っていく必要があるのではないかなというふうに私は思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 現行の現給保障の70%の削減というものも当然ながら考えました。ただ、現行の70%の削減、現給保障70%の削減の期間も3月31日と迫っております。そういった中で、全体にご理解をいただく内容というもの、そしてこの現給保障70%削減というものの条例を制定というところにもさまざまなストレスがございました。そういった中で、今回はいろいろな方とご相談をした中でこのような案を上程させていただいたというわけでございます。

議長（一場明夫君） 逆転現象の不公平感を問うていると思いますが。

町長。

町長（茂木伸一君） 不公平感は先ほどもちょっとお答えをいたしましたが、人数がある程度は少ないということと、やむを得ない措置だということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 人数が少ないということではないというふうに思います。実際に執行部案の数字を見ますと92名の方が該当になってくると。やはり現給保障についても92名の方がやっているんで、その人数的にはマッチしているんですね。ただ、職員が167名というような数字でその中の92名というようなことでありますから半分よりはちょっと多いというようなものがあるかと思えますけれども、非常にこの5級の、要するに子育てが最終段階に来て非常に苦しいような状況下にある年齢層が多分5級をいただいている方だというふうに私は思うんですけれども、そういった中でそこにまた極度に金額が多くなっていくというような状態だけは私は避けていただきたいというふうに思います。

そんなようなことで、ぜひこの管理職等に限らずやっぱり幅広く皆さんに減額を願って、少しでも1円でも多く財政に寄与していただくような方策をとっていただくのがベターかなというふうに思います。私とすれば、現状の現給保障額等をその期間延長等をしていただければある程度職員の方にも納得できるし、また町民の方についても、削減をしないんだということではなくてこれだけの譲歩をやりながら削減をしていった経緯がありますので、そういったものも認識いただけるのではないかなというふうに私は思います。そんなことで、もう一度町長のほうの方針等、お伺いをいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） このように、要するに給料の3%の削減ということで上程をしておりますので、そちらでご理解をいただければありがたいと思います。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） また何点か質問しなくちゃならない場面が起きましたので聞きたいと思えますけれども、この3%とした根拠は何だったですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 県庁の部長職が3%、課長職が2%だったでしょうか。そういったようなときにちょうど県の市町村課のほうと相談に行った、いろいろな形でそして計算をかけたみました。そういった中で6級課長職については5%の削減、5級は3%の削減等々の案もいろいろなシミュレーションがありました。そのような中で最終的にこの3%の削減ということで上程をさせていただいたわけです。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） わかりました。ただ、常々町長は東吾妻町は東吾妻町なんだという認識を持って町長についていらっしゃると思うと、どこだかがこうだからああだからというんじゃないで、せめて町財政がこうであるから管理職にも少しその一部を担ってもらうんだというような方法で言うだけでいただけたら非常にありがたい。ありがたいというか、非常にこれはふだんから町長がおっしゃっていることとマッチしているんじゃないかなと思いました。これは私が思っただけのことでいいんですけども。

それで、先ほどから出ておりました逆転現象。これは非常に憂慮すべき問題だと思うんですね。ただ、全体で26名。これ、町長、今までの回答からいきますと数少ない中だからやむを得ないというんですけども、決してそうではないと思うんですよ。5級、6級というのは幹部、職員で言えば幹部職員ですよ。幹部職員のその何ていうんですか、士気を低下させるおそれのあるようなことをしてはいけないと私は思うんですよ。幹部職員は本当に町長の左右の手になって動いてくれる人なんですね。その人の士気を低下させるようなことをしては絶対にこれは町はよくなる。職員の士気も上がってこないと思うんですけども、その辺のところを1点聞きたいと思います。

それと、この逆転現象を、今、町長の答えの中で管理職手当で補充するんだということをおっしゃいました。これはそうすると逆転現象が起きた該当職員の管理職には管理職手当をまた余分に払うわけですか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 手当を余分に払うという形ではございません。手当があるので実質的な手取りはという、そのようなことで当然のことだとお考えをいただけたらと思います。

それから、町の財政についてということですが、町の財政は合併以来まずまずというところになっておると思います。これは労使協議の中でも彼らなりに組合で調査したという中でもそのような形になっているということで、私は町の財政そのものを理由にして人件費の削減ということを図っておりません。それとは別な観点から人件費の削減はすべきということで考えております。

そして、幹部職員の士気をそぐようなことはするなということではございますが、私のそもそもの現給保障の削減案は5割でございました。議会の発議によって7割になったということで私は認識をしております。これがよいのか悪いのかいろいろなことがあった中で今の現給保障の7割削減ということになっておりますけれども、それはそれで今の状況としてとらえております。ですので、幹部職員がみずから町の方々のように一緒に痛みを分け合うと

いうそういったようなみずからがそのように考えるというものが幹部職員、管理職だと考えております。ですので、3%の削減というものは幹部職員が先頭に立って考えていただけたのだと、そこまでははっきりは申しませんが、私はそのように幹部職員は考えていただきたいと常々思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 本当に町長に申しわけない、お言葉を返すようですけども、70%の現行しいております現給保障額の70%の削減、これは確かに議会で議会主導でこれは言ったことは間違いございません。そうしたらどうですかという条例改正をしてやりました。しかし、執行は町長が行ったんです。議会が執行を行えませんから、執行は町長が行ったんです。

それと、管理職がみずからこれは何か申し出てきたような雰囲気な発言にもとれるんですけども、決して今回の町長案は本当にこれは一部の、町長を含む一部の人のみで決めて出してきたというのがこれが今回の町長案だと私は思います。また、いろいろな調査をした結果、そうであったと私は思っております。まあそれはそれとしていいです。

期間がことしの4月1日から12月31日までということに町長案はなっております。これはこの9カ月の間に職員と話し合っ理解を深めてどうのこうのと先ほど町長お答えいたしましたけれども、その辺も町長ちょっとお考えになったほうがいいんじゃないかと思ってお尋ねするんですけども、御存じのとおり4月には町長選挙がございます。多分、現町長当選してくると思いますけれども、思いますけれどもそれもわからないんですよ。私がお考えだと言っているだけで、選挙というのはわからないんです。ですから、4月中旬以降、任期は下旬ですか、4月下旬以降は町長はここにまたお座りになれるかなれないかこれ五分五分だと思うんですよ。私は多分座ってくれると思っておりますけれども、そうすると、これはまたもし万が一町長が変わるようなことがあった場合、このことはちょっと町長お考えになったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。町長が変わればまたその町長はどのような施策、職員に対する給料をどういう方法で考えているかということは全くだれにもわからないことですね。ですから、その辺のところはお考えにならなかったですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 当然そのことは考えております。ですので12月31日までということ。これはだれが町長になってもその件については、この懸案事項は乗り越えなければいけないわけですね。これは、ですから次に町長になる方が職員の給料は減らさなくてもいいんだ、も

とに戻せばいいんだということだったらそれはそれでよろしいんでしょう。もっと減らすんだということでもそれはそれで労使協議の中でこれと違った形で来年1月1日からどのようになってしまうかということは一つの方針として出せるわけではないでしょうか。そして、先ほど議員おっしゃいましたが、議会主導でという方法があるということにもなります。それがいいか悪いか非常に難しいところだと思いますが、それはそれで少なくとも5月から11月の間の六、七カ月の間ではきちんと集中審議をした中で決めていかなければならない、これはだれが町長になろうとも同じことだと、そのように考えております。

議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時20分とします。

（午前11時04分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時20分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） であるならば、では休憩を挟みまして質問させていただきます。

今、町長がお答えいただきましたことであるならば、町長、もっと早く職員の給与削減ということができたのではないですか。ここへ来てそれほどの勢いであるならば、なぜもっと早くこういうことができなかつたんですか。例を出せば、町長は任期中に段階的に下げたいと、職員給与は段階的に下げたいとおっしゃったのを覚えていると思います。任期中に2段階、3段階という方向で考えていますと。町長もし忘れていたらこの本を見てください、議事録の中にちゃんと載っていますから。それで議会としても期待をしていたんですよ。しかしなかなか出てこない。業を煮やして議会側から出てきたのが基本給調整額70%削減というのが出てきたんです。これについては職員から大分年賀状を厚くいただきましたけれども、その辺のところ、ここでなぜそんな思いまでしてこれを出してきたか。なぜ

現行案の延長ということを考えなかったか。その辺のお答えをお願いしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 現給保障額の70%削減であります。これは私が現給保障額を50%削減ということをもとに一番最初に提案を差し上げました。ところが、議会のご理解が得られなかったということで一回その案は流れました。順番がそのようになっているわけです。そしてその後、次の議会のときには現給保障を45%削減という形で出しました。これは一回職員組合と協議をして妥結をした数字です。職員組合とまず妥結、そののちから始めていければもっとスムーズに給与の抑制措置ができたとは私はかように考えております。ところが70%の削減がいきなり出てきた。そしてそれも再議を提出しました。ところが、そのときにこの議場に来ていただく議員の数が足らなかった。ですので議会が流会になったわけでございます。そして議会が流会になって、70%削減が可決されたまま。そういったときに私はどのように判断すればいいのか。議会を軽視するわけにはいかない、議会の決定に対してやむを得ずその削減案を飲んだわけです。

以来、労使の間というものがやはり難しくなった。給与の決定は基本的には労使交渉の中で行われるべきものです。そういった中でいきなり70%の削減ということは、やはり職員としても問題があったのではないのでしょうか。ですので、その後の協議はなかなか思うようには進んでいないということも現状だということをご理解をいただきたいと思います。全部でなくて結構です。それは私の力が足りない、そういったことはあるかと思えます。でも、その障壁となった一因というものも現給保障の70%ということにあったと私も職員も……、これは職員のことですから言いません。もとい、私は一因としてはそういったようなものが根強く職員の間にある。そして条例の中に何%の削減ということ为例えに入れたとする。そうしたらその数字がまた変わってもっと違う数字になって議会の議決になってしまうのではないかと不安は私自身もあるし、職員の方々にもあります。そういった中で給与の抑制措置というものが非常に難しかったということをご理解をいただきたい。

ただ、このところでまた5月以降も私が町長であったならば、そういったことに向けてはやはり腰を据えた中でやっつけようと考えておるから12月31日まで。そして、なおかつ先ほども申し上げました。だれが町長になってもこの問題は一つの問題としてとらえなければいけない、そのように考えているということでございます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） いろいろな困ったこと、弱ったこと、みんな議会に押しつけないで

もらいたいと思います。議会は議会なりに町を思い、町民を思い、18人一致団結してこの町の発展にどうしようか真剣に考えていることでございます。ですから、先ほど町長おっしゃいました給与のことも議会内でいろいろと意見がありましたけれども、その中でそう決めて提案をしこのようになっているわけです。よく言いますけれども、二元代表制で我々は町長も議会もいるわけですよ。二元代表制という我々は町長から出てきた提案をただチェックするだけが仕事ではないんですよ。我々が町長にいろいろのものをお願いすることだけが我々の仕事じゃないんですよ。我々も町に対してこうであれああであれというものが出せるんですよ。その一環がこれなんですよ。それをそれはこうだと、それだからこうだと、議会のせいにはしないでください。議会は議会なりに一生懸命考えてやったことです。まあこれはこれでいいです。

先ほども出ました逆転現象。これ非常に、町長、考えてもらいたいんです。冷静に考えてもらいたいんです。同じに入ったものは大体同じに給料が上がっていくと。それはまあ若干これは年々で変わってくるものもありますが、何年か後から入ってきたものが上に行ってしまうと、何の支障もないんだけども上に行ってしまうと、これが逆転現象なんですね。何か悪いことをしたり何か重大な間違いを犯したりして懲戒をもらったものが低くなったというのはこれはやむを得ない。しかし、同じまじめに勤めていながら逆転をしてしまうということは、その職員にしてみれば非常にこれはきついことなんですよ。町長、その辺のところ、法的においても問題はないか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず最初に、議会のせいにするなということでございますが、先ほど加部議員がおっしゃったのは、70%の削減をいきなり議会が提案したからだ、そのようにもおっしゃってありました。ただその前に私が50%、45%というそれで労使協議ができ上がっていたというそれがスタートになってそれから70%という、私から見ると乱暴な数字になったということを申し上げて、それ以来私はやりにくくなっております。ですから、それが議会のせいかどうかという、おわかりいただきたいというように私は加部議員に申し上げました。議会のせい、そのようには申し上げたつもりではございません。まずはそれはおわかりいただきたいと思います。

それから、二元代表制の件でございますが、これは町長という執行者と、そして議会という議決機関、それは相互補完するものであって仕事の役割はまた違うものでございます。ですのでそれぞれに責任はございます、当然ながら。でも、その中は混同するということでは

なくお考えをいただきたい。当然ながら政策の立案等々一生懸命やります。そういった中で政策提言、いろいろな中で議会の方々にもいろいろなお話を伺った中でお互いの責任においてやっていくということだと思っておりますので、その辺のところはよろしく願いをしたいと思います。

そして、公平性についてでございますが、法的な問題はないと解釈はしております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 前段のところもちょっと触れておきますけれども、町長もちょっとこの二元代表制、勉強する必要があるんじゃないかなと思いますけれども、私どもも最近勉強をだんだんしてきましてそういう方向でわかってきたんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、私どもは町長から出てきた提案してきたものをチェックする機関ではないと、それだけが仕事ではないということは言えるんです。だから二元代表制なんです。両方とも町民の皆さん方の票を得て来ている。町長が今言ったようなことであるならば、一步譲ってね。あるならば、これちょっとこの議案に外れたというのであれば議長とめてくれて結構ですけれども……

議長（一場明夫君） 方向を戻していただきたいと思います。

15番（加部 浩君） 若干ちょっと言わせてもらいますけれども、もうちょっと議会とすり合わせがしてくれたっていいんじゃないですか。それだけ言います。今までは全くない。こういう本会議の場で論戦を戦わせるだけ。それでいいとすればそれでいいんです。いいですけれども、それでは戻します。

何にも欠点もない、一生懸命やってきた職員。その人が逆転してしまうんですよ、町長。それでいいんですか。それでいいんですか。一生懸命やってきたものが逆転してしまうんですよ。普通、職員、我々、何でも裁判でも何でも行き着くところはお金ですよ、お金。行き着くところはお金。これを人間のこれは性根、欲があるんですからこれしようがないんです、これはもうどうしようもないことなんです、これだけは。それが踏みにじられるわけですよ。それをやれやれとむちくれてもやりますか。やれなくなりますよ。その辺のところを防ぐために法があるんですよ。総務課長、企画課長あたりによく命じてその辺のところをもう一度調べるとぜひそれは言って調べさせて、町長、認識を新たにしてください。少しだから逆転現象が起きていい、そんなことはありません。これは法が許しません。これ絶対許しませんよ、これ本当に。その辺のところをもう一度見解をお尋ねいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） もしそれを違法と考え、そしてそれが不服とあらば公平委員会に申し出るということではできるといえるようにもそれはちゃんとなっております。ですので、これが法に触れるということはないものと考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） もうこれで質問は終わりにしますけれども、町長、その程度の認識で職員管理をやってもらっては困りますよ。そういうことになった場合、町長と職員との関係はどういう関係になりますか。町長と職員との関係が信頼がなくなったからそういうことになるわけでしょう、そういうところへ訴えるようになるわけでしょう、職員が。そんなことがあっちゃだめですよ、町長。いい町にはならないですよ、いい役場にはならないですよ。それがひいては町民にそのサービス低下が繋がっていくんですよ。先ほどからサービス低下、サービス低下言いますが、せつかく町長がこの4年間、大ごとをしてこの役場をよくしてきたではないですか。それがまた前に戻ろうとするんですよ、こういうことをすることによって。町長が今までやってきたそれが本当になくなっちゃうんですよ。だから私はあえて言うんですよ、強い言葉で言っているんですよ。町長、わかってくださいよ。その辺のご見解をお聞きしまして私は質問終わらせていただきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほども申し上げましたように、これにより職員の士気が低下するということはないと考えております。

以上です。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 1点だけちょっと確認させていただきたいことがあります。同僚議員がこの逆転現象が起きるということをおっしゃった中で、92人中26人が逆転現象が起きると。町長の答えとして、管理職手当で対応していくというような表現がありましたけれども、ちょっと私理解ができなかったものですから、もう一度その辺を確認のためにお答えいただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 細かい数字が手元にはっきりとお答えはできませんが、管理職手当で補完するとは申しておりません。基本給に対して課長補佐ですと6%の管理職手当を支給しております。そして、その6%ということになりますと3%の削減ですから全く同

じ給料だった人が3%はまだ差が出るということですね。管理職になっている、課長補佐になっている方は。ただ微妙なのが、職務が複雑という形での5級になっている方については多少なりとも3%の削減ということで手取りが現実には違うという方も何人かは出るというようなことになります。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） まだちょっと理解がしにくいんですけども、じゃあ何人かそれは複雑だということで、その26人の中の何人がそうなるかわからないというような答えなんですけれども、本当にそれは少数の人間だけになるというような認識を持ってよろしいんでしょうか。

議長（一場明夫君） 答弁できませんか。

（「ちょっと、もうちょっと」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

町長。

町長（茂木伸一君） すみません、時間をいただいて。26人のうち7人が職務が複雑だということに5級のものがありますので、そのものは管理職手当の支給をしておりません。ですので多少の逆転が出る。ただ、期末手当の役職加算率が多少違いますので、その辺で補完できる数字かどうかそこまではちょっと検討が進んでおりませんでしたので、ご理解をいただけたらと思います。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 26人中7名が逆転が出るんだという今数字が出ました。本来ならば当然この案を出してくる時点で当然もうつかまなければいけない数字だと思うんですけども、今まで出てこなかった、やっと出てきたという、こういうことがいかにも稚拙だなと感じてしまうような内容だと思います。町長、同僚議員の質問の中で、議会が乱暴なやり方で出してきたそれでやりにくかったというような表現していましたけれども、今回のこの案に対しては町長のほうがすごく乱暴なやり方で出してきたのではないかというような感じを受けるんですけども、それについてのご意見いただけたら。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まことに稚拙、乱暴だというご意見をちょうだいしました。ただ、議員もちょっとお考えいただけますか。議案調査という中で、この逆転現象が何人これだけ出るのかということもこれは聞いていただければその実務レベルの中で十分にわかっていたこ

とです。そうすれば、例えば今質問をいただいてもそれはもうデータで持っていたかもしれませんが。その辺、私のほうが確かにその辺の準備までがちょっと悪かったということはこれはもう今気づかされました。ただ、議案調査ということも真剣に考えてやっていただきたい、そのようには思います。確かに乱暴と言えば乱暴なのかもしれませんが。でもいろいろな観点から見て真剣に考えた結果を議会に上程をさせていただいているつもりです。稚拙、乱暴という表現が当たるかどうかは私からは答弁はしません。

議長（一場明夫君） 町長に申し上げますが、町長のほうからの反問権は現在認められておりませんので、その辺は注意して発言をお願いします。

ほかにございますか。

（「9番」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） よろしいですか、3番議員は。

（「じゃあ最後に一言」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 議案調査があるということ、今、町長おっしゃられましたけれども、じゃあ私としては執行部のほうに対して情報開示をしていく、情報を公に出していくというような積極的な姿勢で今後の町政を行っていただきたいとお願いをしまして、私の質問は終わらせていただきます。

議長（一場明夫君） 続いて、9番、大図議員。

9番（大図広海君） 先ほど来の質疑を耳にしまして、はたと疑問が起きました。伺っておきます。地方公務員法第24条第1項、どのように解釈していますか。

議長（一場明夫君） 大図議員、内容がわかっているようでしたらちょっと説明をしていただくほうが早いと思いますので、お願いします。

9番（大図広海君） 先ほど来の同僚質問もそうですが、いいですか。こういった改正案を出すときにはそこに何が書いてあるか熟読した上で恐らく検討なされ、自分なりの判断をして提出するんだと思いますよ。ちなみにこれは職務職階制のことを言っています。現実には国家公務員もまだ職階制は導入されていません。これは人事院のほうでその制度をあえて発表しないからです。難しいんでしょうね。ただ、現実的には東吾妻町においとも旧来から職務分類という形で号給表の適用になっています。これがその地方公務員法24条が言っているところのものにかえるものだということで長らく適用になってきました。その中で、給与条例の中にも同様な記述があります。それは、その職務と責任に応じる、職務の難易度に

応じて給与を払う、決めると。この場合の給与というのは要するに号給表の適用対象ということになる、何号俸に処するかということになるかとは思いますが、その解釈の上で今までやられてきました。この判断というのは間違っていますでしょうか、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 答弁できますか。

町長。

町長（茂木伸一君） 基本的には正しいご判断だと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） まあそういうことになるでしょう。そうしますと、今ここで5級職のもの、6級職のものに対して決められた号給表で計算されたものから3%の控除をとるということで、そうすると4級職もの等々に関して逆転現象が起きると。このところに地方公務員法24条が定めたその職務と責任に応ずるものにならない部分が発生する。どうもこれを認めるわけにはいかないというのが適正な理解だと思いますがという意味で、どなたかがこれを法令違反という表現をしたようです。理解が進みましたか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 多少、進んだような気がします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ところで、管理職手当が支給されるから逆転しないんだという発言がありました。この現実、職務分類でされた号給表の適用とほかの手当では性格は大分異なります。これを一緒にたにして手当があるからいいんだというようなもし発想にするならば、ほかの職員には扶養手当が多額に払われているからいいんだ、またほかの手当に対しては、いいですか、通勤手当が払われているから実質高いんだというような論理まで認めざるを得ない。これは少し乱暴以前の問題です。そうしていきますと、この職務、すみません、今で言えば管理職手当、この部分が6%以上払われている、だからということになれば、この手当の削減でも総支給額は確かに上がる。でもそうすると、ラスパイレス指数が変わらないという思惑がそこにあるや伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほど扶養手当、ほかの手当、通勤手当にしても児童手当にしてもというようなことと管理職手当を比べられたように思いますが、管理職手当というのはやはりそういったただの状況、家庭を取り巻く状況であるとか例えば扶養手当ですと子供さんがいる、奥さんがいるということだけの手当でございます。ただ、管理職手当というものはやは

り仕事の難易度であるとかそういったようなものに対して支給がされるということで考えておりますので、全く異質のものだと。ですので、管理職及び管理職に準ずる者という意味合いで5級と6級を対象にしたということではありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

それと、ラスパイレス指数についてのお問い合わせですが、管理職手当はラスパイレス指数には反映はされません。基本的な基本給ということになっています。

議長（一場明夫君） 手当削減ではラスパイレス指数は下がらないという思惑があったかということを知っているようでした。

町長。

町長（茂木伸一君） それはラスパイレス指数というものは全国的な指数でございますので、そのラスパイレス指数というのはほかの町村と比較するのに非常に重要な指数であると思っておりますのでラスパイレス指数ということは常に念頭に置いて、給与の抑制措置というのはそれに関連をしていくということはいつも念頭に置いております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） というので少々こそくな手段に陥るといことになるかと私は理解しますが、いいですか、管理職手当はほかの手当とは違うんだと、性質が違うんだ、次元が違うんだということですが、これが全く理解を超えるところでありまして、管理職たるもの何が求められる姿だと思いますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 管理職に求めるもの、それはそれぞれの資質、能力、そういったようなものにそれぞれの個性によってもまた違うものかという、かなり広い範囲で考えたほうがよろしいかと私は思っております。この役場の中ではいろいろな経験を積み重ね、そしてこの町役場、そしてこの東吾妻町のこれからの進むべき場所、それから日々のいろいろな出来事を解決し、そういったようないつも前向きで行くようなものが管理職というくくりに入るか、そういったように考えています。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） それは管理職ならず全職員そうでなければいけない。これは当然のこととあります。公務に携わる者はその線から一步も出ないと思えます。建前だけであっても、言います。管理職に求められるもの、これは社会通念上というより、実例上というよりは労働基準法もそうやって明記してあります。東吾妻町の実態はそこが多くかわっていると

ころです。いいですか。それは、管理職とって特別手当をいただくものについては勤務時間と休日に関する制限……、すみません、制限じゃないです。労働基準法上の保護が与えられないということです。いいですか。深夜であれ休日であれ常に働きバチのように働く。その見返りとして手当がいただける。どうも条例上はそうはなっていない。だから今のように管理職手当はもらっているから。いいですか。号給表の本給部分をいじってもまだ3%の削減してもまだ有利なんだというような、そうすると管理職手当が本給に上乘せになった感じになっている。いいですか。概念上は勤務時間と休日に関する保護は与えられない。その見返りとしてというよりは、経営者と一体のものとなって、この場合には町長と一体のものになってでしょう。その責任の負う形で、こういう前提で管理職手当が支払われる。どうもそういう概念がなさそうである。また勤務実態がそうになっている。また条例も緩いからそれを許すようになっている。残業手当だけは出ないようですけども、ほかのものは有給休暇も与えている。休日出勤特別手当も出ているようであります。だから、管理職手当が号給表で決められた本給の上乗せ部分である。トータルで高いんだから、こうじゃないんだというような発言がある。どうもこれ認識が違い過ぎる。抜本的な見直しが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） ですから、その抜本的な見直しをするためにことしいっぱいの期間が必要だということで、便宜的な措置でこの4月1日から12月31日までという期間を限定した中でこの条例を提案しておるわけでございます。その辺の理解をお願いしたいと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） じゃあまとめます。そうなりますと、抜本的なものに向けての、でも4年間そんな同じことを言い続けた記憶は、私聞いた記憶はあるんですが、抜本的なものを見直す、そのためだったらば、ここなんですよね、だからといって、要するに法令が定めた職務と責任に応じるもの、これを逸脱してまでそういったものをする必要性があるか。もっとほかに手順、やり方があるんじゃないか。なぜ。今も言ったように、管理職たる勤務実態が果たされていない。この事実は何度となく指摘してあります。その部分については一つも手が入っていない。なぜ。それは手当をいじってもラスに響かないからなのかと。もし、そのラス一点だけでそういう話になるんだったらばなかなか全体が見えない。

首長たるもの全体を見通すということなんだと思いますが、そんな部分で伺っておきます。この事例に限らず早急に全体を見直すと、あなたの責任で見直す。その用意があるや伺って

おきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） そのための期間を限定した中でやると先ほどから申し上げているわけです。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「反対」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかに討論の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） それでは、加部議員、反対討論をお願いします。

（15番 加部 浩君 登壇）

15番（加部 浩君） それでは、時間をいただきましたので、議案第22号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例についての反対討論を行います。

提案内容は、東吾妻町職員給料表適用職員で職務の級、5級及び6級に属する職員を平成22年4月1日から平成22年12月31日の間、3%を減じて支給するとなっておりますが、これでは4級で2名、5級で24名、合計26名の逆転現象が生じてまいります。これは非常に法で守られている公平性が保たれなくなるとともに職員の士気をそぐことになり、町民のサービス低下を来す要因につながると思います。また、町長が、先ほどから議論の中でも出てきておりますが、昨年に行いました再議の理由の中でも逆転現象と公平性を欠くので再議とするとおりました。あれは何だったのでしょうか。まさに逆転現象が起きて公平性を欠く提案をしてきたことは、とても同じ人が提案してきたとは思われないことが現に行われております。全く信じられません。

また、数名の職員に聞いてみましたが、現行の基本給調整額の70%減というのが今行われております。これはこの3月31日で期限が切れますのでもとに戻ります。それと町長提案の3%、どっちのほうがいい、聞いてみました。私が聞いてみた範囲内、若い人からベテランの職員まで何人が聞きましたけれども、100%、どうせどっちかが減額になるんだったら今のほうがいいと100%言っておりました。

また、町長が言いますラスパイレス指数を見ますと、現行でも98.1、今の制度を延長しても98.1、町長提案を取り入れても98.1と全く変わっておりません。そんなことを考えますと、現行案を延長することがいいのではないかなと私は思っております。

よって、原案には反対をし、追って現行の延長の手續を執行部でとっていただくか、また私どもで何らかの措置をとっていくことを考えていきたいと思ひまして、反対討論といたします。

以上です。

議長（一場明夫君） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（一場明夫君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどといたします。

（午後 零時07分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

議案第23号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第5、議案第23号 公益的法人等への東吾妻町職員の派遣等に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第24号の質疑、討論、採決

議長(一場明夫君) 日程第6、議案第24号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第25号、議案第26号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第7、議案第25号 吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例について及び日程第8、議案第26号 吾妻峡温泉天狗の湯の使用料条例については一括議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

9番、大図議員。

9番（大図広海君） 議案第25号、天狗の湯の設置、これで初めてこの条例提案となりますが、いささかふぐあいなことが起きているので、これから天狗の湯の建設に取りかかるのでしょうか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 現在、最終工事に至っております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、どうしても自治法244条の2、公の施設は条例によるということになっていますので、建設の前段階で条例が制定され、その後予算化され、その後工事の着工になるというような手順があるべき姿なんじゃないかなと思われるところなんです。まあ不幸なことにして予算は先に成立しました。ただ、予算が成立したからといって、法244条の2が求めるところの条例主義というのが治癒されたという形にはなかなかなりにくい、その辺の所感を伺っておきます。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 244条の2の関係、公の施設でございますけれども、今回の例につきましては、八ッ場ダム関連事業の中で前々からこの計画を基金事業としてとらえてきて、議会でも何度となくその都度一段一段説明してまいりました。その今やることは何か、今できることは何かという中で地域と一体となって進めてきた中で、今、議員がおっしゃるような形の中が望ましいのか。望ましいとすれば、それは現状の中ではぜひご理解をいただきたいということをお願いをしたいと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） それで、これはまあそれはそれとしておいて、今後の課題かになるかと思えます。別にこの事業だけにはとどまらない話になっています。その中で指定管理者という話が先ほど来から問題になっていますが、この新施設オープンに関してなぜそういった手法がとれなかったか伺っておきます。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 指定管理というお話につきましては、前々から議員からもそういったご指導をいただいております。ただ、今、建設課、以前はダム対策課、以前はダム生活環境課という中で、ダム関連の主管として地域の皆さんといろいろな交渉条件の中で進めてきたという責任の中から基本的に仮浴場が平成7年にオープンした、そしてその仮浴場の前提としては本浴場を建設して対応していく、その中に地域の皆さんが管理をしていただけないか、地域の皆さんが第三セクター的なものという話もあったようでございます。しかし、そういったものが現実的に無理という中で、計画の中では町が管理する、そして直営という形をとってきたという説明経過等々がありまして、現実的なオープンの中では前々から議員にも説明をしておりますとおり、主管として指定管理者については今回のオープンに当たっては直営という形をとらせていただきたいということで以前もご説明をしたとおりでございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） その流れの中で今度は利用条例という話になるんですが、この部分について、現況3施設の部分、同様な施設が3施設ということになります。利便性の向上ということになると、同一料金ということで同一チケットで入館ができるということがいいのかなと先ほど来提案はしておったところですが、なぜ今回その実現がなかったか、その部分について伺っておきます。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 今、議員がおっしゃった内容については私も聞いております。ただ、ダム関連の主管課、現在は建設課でございますが、その建設課として過去の経緯の中で現状に至ったということと、あと一つは、そのほかに現状として2つの温泉があるというものにつきましては町の統一的な見解の中で対応していただくと。私どもは、現在のものを地域の皆さんのお約束の中で現実的なものにするその下段階での、するまでの過程というものを今まで一生懸命日々努力をしてきたつもりでございます。したがって、いろいろなご意見を伺っておりますけれども、その特性という中で、今回の天狗の湯に関しては天狗の湯としての特性の中でやっていきたいということで今回オープンをしていきたいという考えであります。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 後に含みを残したということなので、それは次期政権についたものの

宿題かということになります。

1点だけ伺っておきます。管理に関する条例の第7条の2項です。この「盗難によって生じた損害」という表記なんです、これですべてが担保されるとお考えでしょうか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 第7条の「町は、天狗の湯において、盗難によって生じた損害」ということでありますけれども、施設内においての例えば備品であるとか、例えばガラスであるとかその施設そのものの盗難によって生じた損害、またはお客様自体が入られた中での自己管理という部分についての損害ということで意識をしましたけれども、実際的にどういふものが起こるか想像をした中での文言となっておりますので、すべての部分について間違いないような形でとったということでご認識をいただければと思っています。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 実際にどのような設備が入るかという話はまた待たなければいけないんでしょうけれども、例えばコインロッカー入れた。恐らくは100円コインが入るでしょう、かぎが来るでしょう。その結果、盗難に遭った。コインロッカーには貴重品は入れないでくださいという表示があったか否かとかいろいろ問題があると思います。多くの場合だけでもかぎがかかるロッカーであれば期待度は高い。はて、そこで盗難が発生した場合にこの条文で担保されると思いますか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） コインロッカー、100円有料として払っていただくということで基本的には安全性は高くなると考えております。ただ、以前にも議員にも指導されましたけれども、そのかぎの中に液剤みたいなもので短時間に固まるものを入れられた場合、それをつくられてあけられたときにだれが管理する問題なのかということでもあります。ただ、コインロッカーに入れましたけれども、これがあけられた場合にはお客様の責任になりますとまでは書けません。それと、あとタイミングでたまたまそのロッカーに大金が入っているという条件と、そしてそれがたまたまいなかったという条件と幾つかのものが重ならない限り、そういったものは起きないという観点の中から、例えばかぎを落としてしまってそれを拾われてとられたということになりますと個人の責任という部分がありますけれども、そういう部分の中では、通常の中では安全性というのは高くなると考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 現実的な話をしますと、使用料100円のコインロッカーの安全という

のはさほど高くないんです。やる気になれば何ともなる。それで、一度かぎを手にするわけです、お客さんがね。その段階で型をとってもいいわけですよ。そうすると、日に日にかぎの交換はできないわけですから何とかなるでしょうというような考えを起こす人もいるやもしれません。そうすると、ここなんですよね。そういったものを有料にすることによって発生する管理責任とこの条例の案とのバッティングが起こった場合にどうになるかということまでを解釈して設備をするか、あるいはこの条例をつくるか。難しいものになると思いますけれども、いかがお考えですか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 確かにそういう悪性がある方とタイミングとお金が入っているという例えば3つの条件が合えば、またお客さんがいないというようなことがあればなんですけれども、基本的には通常こういう形でのロッカーというのが多いと思いますし、また例えばかぎでなくて暗証番号を以前にも議員にも指導いただきましたけれども、暗証番号のセットを、自分のセットということも考えました。しかし、経費の部分とコインロッカーを簡単に使っていただくというのはやはりかぎがいいのかなと。例えば暗証番号ですと、なれない方もいらっしゃる、番号を忘れてしまう方もいらっしゃる、そういう中でいろいろな問題があったということで、暗証番号の場合にはその都度その本人が特定な暗証番号を入れれば済むわけですが、かぎでも通常はこれで安心というのが基本的な考え方ではないかなと考えております。

それと、これがこの7条の中で大丈夫かという話ですが、現状の中では大丈夫というところの中でぜひご理解をいただきたいと思っております。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

7番（角田美好君） それでは1点だけ、使用料の条例の関係なんですけれども、4条でこの施行に関し必要事項は町長が定めるとあるんですけれども、回数券の販売方法等についてはどのような方法で考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） ここに記入してありますとおり、回数券につきましては1冊というのが10枚単位で3,500円、2冊の場合が6,000円、4冊というのが単価でいきますと250円になるということで1万円。これで例えば3冊というのはないんだという解釈でございます。

1冊、2冊、4冊という単位で売っていくということでございます。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 販売方法について伺いたいんですけれども。うがった話をすると、個人を特定していなければ4冊をまとめてみんなで分ければ2,500円になりますよね、なりませんか。個人を特定して売るということですか、回数券の販売ですけれども。

議長（一場明夫君） 執行部がわからないようなので、もう一度詳しく質問してください。

7番（角田美好君） 回数券の販売、1冊が3,500円ですよ。まとめて買うと1万円ですよ。1冊当たり2,500円ですよ。悪く受け取ると、個人を特定していなければ2,500円でみんな買えるということになると思うんですけれども、そういう部分はどんな検討をなされましたか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） すみません、ちょっと理解できなくて申しわけなかったんですけれども、例えば1冊ですと10枚で3,500円ですから350円単価になると、ところが私が4冊買って、角田議員さんとか竹淵議員さんとか日野議員さんにおれが買ってくるから分けるよということですか。それは基本的にはその本人が4冊くださいと言えば売ります。知恵の部分だと思えますから、逆に多くお客様来ていただけると思えますから。それがいいとは言いませんけれども、基本的にはその方が例えば4冊買ったとします。買って、例えば私の家族が、お客様が来たときにこれ行って使ってくれということでも構わないと思うんですよ、それは。買った本人でなければ使えないということはないと思うんですよ。だから、細かく言えばそういうことでしょう。1冊の場合は3,500円だけれども4冊買えば1万円だから250円単価になるからって、じゃあ1冊ずつ分けようかというのと同じでしょう。ですから、差し上げてもいいんだと思えますよ。だから4冊買って差し上げたって構わないと思えますよ。ただ、それが3,500円で売るということになると問題になると思えますよ、公になった場合は。そういう意味です。

（発言する者あり）

議長（一場明夫君） 余分な発言はしないように。

7番、角田議員。

7番（角田美好君） 確かにそうなんですけれども、言うことはわかるんですけれども、実質はだけれども2,500円で売るといふ、そういううがった話をすればそういうことになると思うんですよ。そうじゃありませんか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 本人に対して売りますので、それは本人に対して売ること
で、それ以上のことは考えておりません。買う方のモラルだと思うんですね。ですから、そ
の辺はぜひご理解をいただきたい。余りあなた以外には使えませんよという意味では決して
売っておりませんので、ですからその辺をぜひご理解をいただいて……

（発言する者あり）

議長（一場明夫君） 静粛に願います。

建設課長（市川 忠君） 議員にもぜひ買っていただければありがたいと思っています。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） やはり1人の方に4冊、何冊といっばい買って安くして売るとなれば、
年間パスという考え方はなかったんですか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

（「あるよ」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。

（「訂正します」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） よろしいですか。7番、角田議員、再度お願いします。

7番（角田美好君） 特に回数券の部分なんですけれども、当町には3つの施設があります
けれども、将来的に考えて、こういった要するに4冊買えば1万円ということで安く入れる、
特に安く入れると思うんですけれども、ほかの施設にそういったものを広げていくという考
え方は持っておりますか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 先ほどから申し上げますけれども、私どもはダムの対策主管
課としてずっと以前から対応してまいりました。そういった中で、今ここに到達するまでの
長い道のりの中でのいろいろな条件の中で考えてきたものが、地域の実情にできるだけおこ
たえしたい、それから12月の議長あてに地元から陳情まで出ている。そういった内容を網羅
してきた中で、今回のその回数券の方法論というものをいろいろな人からご指導をいただい
た中で、地域の皆さんもとにかく使ってほしいという中でこういった方法をつくったという
ことでございます。したがって、これで集客を高め、そして経営の中でも安定したもの
を図りたいということで地域にも説明をしてきて、議会でも昨年12月から素案としてご説
明してきたものでございます。したがって、これがほかのほうにすぐ影響をどうのこ

うのということは、現状としてはとにかくオープンをさせ、この条例をお認めいただいた中でまた新しい一歩ということで、先ほどの大図議員さんの施設の考え方というものと全く同じだと思いますけれども、主管課単独でのほかにこういうほうがいいんじゃないかということで現状としては動いていないということでもあります。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） よろしいですか。ほかにございますか。

4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） 定期券の使い方というのはどういのでしょうか。個人特定なのか、家族でもいいのか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） 定期券につきましては、購入者本人のみ1年間ということであり、まして、つけ加えるならば、現状としては今3月10日でおしまいになりましたけれども、その月単位の販売ということでありまして、例えば今きょうが3月18日ですから、18日に買って2月末で終わるという形でしたけれども、今度はJRの定期と同じように、買った日から前日までということで、個人としてそれ以外の方は使うことができないということでもあります。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。議案調査にかかわる部分は極力本会議では避けていただきたいと思いますが。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） よろしいですか。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第25号 吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第26号 吾妻峡温泉天狗の湯の使用料条例についてを採決いたします。
本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第27号、議案第28号の質疑、討論、採決

議長(一場明夫君) 日程第9、議案第27号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第28号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例については一括議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第27号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第28号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第29号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第11、議案第29号 東吾妻町国民宿舎事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 1点だけ確認をしておきたいと思います。この条例を廃止することによって吾妻荘関係の条例がすべてなくなってしまう。以前にも確認はいたしましたけれども、これによって現段階の公開関係、公開する関係、これはどのようになりますか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 国民宿舎につきましては、現在、指定管理者が管理運営をしておりますのでその国民宿舎の設置に関する条例がまだ残っております。情報公開につきましては、町の情報公開にのっとりまして実施することになります。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 私ちょっと理解が薄くて申しわけないんですけども、そうすると情報公開関係は今までどおり町に行けば大丈夫だとそういうことで、そういう解釈でよろしいですね。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） そのとおりだと思っております。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

動議について

議長（一場明夫君） 日程第12、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び日程第13、議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を一括議題といたします。

なお、角田美好議員から、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を撤回し、組み替えの上、再提出を求める動議が提出されております。この動議は、所要の賛成者があり成立しておりますので、両議案とあわせてこの動議を審議いたします。

初めに、動議について提出者から趣旨説明を願います。

7番、角田美好議員。

（7番 角田美好君 登壇）

7番（角田美好君） それでは、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を撤回し、組み替えの上、再提出を求める動議についての提案理由を説明いたします。

町は、地域開発特別会計予算のうち情報事業に係る部分について、平成22年度から突然一般会計に組み替える予算案を議会に上程しました。この行為は条例に抵触すると判断されることから容認できません。

理由として、1つ目、地方自治法209条第2項の規定により、町村合併した平成18年3月27日から地域開発事業の円滑な運営と経理の適正化を図る目的で地域開発事業特別会計を制定しました。特別会計設置以来、今年度までに年度ごとに予算書、決算書の中で具体的に2事業に目を設けて議決していることから、2事業が設置条例の適用に当たることは否定できません。条例の中で具体的な事業内容は明記されていないが、4年間既成事実として処理してきた中で、今回、情報通信事業を特別会計から一般会計に移すなら、事前に地域開発特別会計を宅地造成事業に限定した条例改正が必要と考えられます。

2つ目に、宅地造成事業及び情報通信事業の2事業は、同じく平成18年3月27日に地域

開発基金条例を制定し、以降、地域開発基金を設けて事実上情報通信事業と宅地造成事業を明確に分けています。このため、今回、情報通信事業部分だけを一般会計に移すことは、基金の一部が直接一般会計と繰り出し、繰り入れを行うこととなります。このことは条例で定める目的外使用につながる可能性が否定できない上に、基金条例第6条で定める基金の処分の際にも問題が生じる可能性があります。このことは、総務委員会の指摘を受け執行部が補正予算案を撤回したことで、執行部は不適正と認めていることも明白であります。また、基金条例第4条では、基金の運用益は地域開発事業特別会計の歳入歳出に計上してから基金に繰り入れることを明記しています。このことから、情報通信事業を特別会計から一般会計に移行すれば情報通信事業分の運用益は情報通信事業を組み入れた一般会計でなく、それを外した地域開発事業特別会計に一たん計上してから基金に繰り入れる不可解な処理をすることとなります。よって、事前に特別会計同様、基金条例も宅地造成事業に限定する条例改正が必要と考えられます。

3つ目に、執行部は予算案を提案した議会の質疑の中で、情報通信事業を一般会計に移すように総務委員会から指摘があったとの趣旨説明をしておりますが、委員会では基金管理がわかりづらいとの指摘があったものの、事業そのものを一般会計に移行するような指摘はしておらず、執行部の勝手な判断を総務委員会に移行の責任を転嫁するような説明は誤解を招くおそれがあり、容認できません。その後、3月10日の総務常任委員会において、町長は執行部も議会も納得した上でやっていくべきと答弁しています。また、総務課長も総務委員会の指摘からではなく課長の認識の中で判断したと説明を変えております。

4つ目に、毎年度の決算監査報告の際にも、監査委員から情報通信事業を一般会計に移すべきとの指摘は一度もなされておられません。

以上の理由から、今まで執行部も議会も同意の上で加入負担金や使用料などを徴収し、独立採算を前提として特別会計を設置し運営管理、さらに基金条例を制定して基金を適正に管理し処理してきたものを現時点で突然切りかえるだけの必要性が見当たりません。かえって不適正な行政執行につながる要素が多いことから、現行のまま継続することが適当と判断されます。

については予算組み替え動議を提出いたしますので、趣旨をご理解いただき、適切な対応をお願いし、趣旨説明といたします。

議長（一場明夫君） 続いて、去る3月9日に総務常任委員会にその審査を付託した議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案について、審査結果の報告を願いま

す。

7番、角田総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

総務常任委員長(角田美好君) それでは、付託審査の報告をいたします。

議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案について、それでは審査報告をいたします。

去る3月8日、当委員会においてその審査を付託された議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案については、3月10日、第4委員会室において委員全員出席のもと、町長及び渡辺総務課長より説明を受けながら審査に入りました。

委員からは、21年度まで土地開発事業と情報通信事業が2本立てで予算提案されていたもののうち情報通信事業が一般会計に移してあったために、特別会計の意味をなさない、条例整備もなされず突然することは理解できないとする意見が多く、調査が進まず、結果を3月12日に持ち越す結果となり、審査を行いました。

結論として、一般会計に情報通信事業を移してしまったことは、先ほどの組み替えとほとんど趣旨は同じになりますが、条例の中で具体的な内容が明記されていないが、4年間既成事実として会計処理してきた中で、今回、情報通信事業を特別会計から一般会計に移すなら、事前に地域開発特別会計を宅地造成事業に限定した条例改正の必要と考える。また、今回、情報通信事業部分だけを一般会計に移すことは基金条例にも抵触するおそれがある。よって、事前に特別会計同様、基金条例も宅地造成事業に限定する条例改正の必要があると考え。また、執行部は予算案を提案した以外の質疑の中で、情報通信事業を一般会計に移すように総務委員会から指摘があった旨の説明をしている。しかし、委員会では基金管理がわかりづらいと指摘した部分もあったものの、事業そのものを一般会計に移すような指摘はしておらず、容認できないとした内容及び条例の不備については3月10日の総務常任委員会において町長に投げかけたところ、執行部も議会も納得した上でやっていくべきと答弁をしており、総務課長も先ほども言いましたが、総務委員会の指摘からではなく課長の認識の中で判断したと説明を変えるところから、執行部も条例に不備があることを認識していることも確認されました。

よって、付託された案件について慎重に審査した結果、委員全員の判断で否決すべきものとなりました。つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上です。

すみません、訂正いたします。付託された日は3月9日です。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案については去る3月8日議案調査としてありますので執行部へ、また議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案については委員長報告に対する質疑を、さらに動議につきましては提出者に質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「11番」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。委員長、自席へ戻っていただいていたと思います。

反対ですか、賛成ですか。

（「動議に対する賛成」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 動議に対する賛成討論ですね。ほかにございますか。

（「14番」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） どれに対する。

（「執行部の提出議案に対して賛成の討論です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 議案第1号に関することですか。

（「1号です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） わかりました。その賛成討論ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかにはございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） では、最初に、動議に対する賛成討論をお願いいたします。

11番、上田議員。

（11番 上田 智君 登壇）

11番（上田 智君） それでは、動議に対する予算組み替え動議について賛成討論をさせていただきます。

去る3月8日に提案説明を受け、一般会計予算案と議案調査案件、地域開発事業特別会計予算案は、総務常任委員会に付託審査案件として審査並びに調査を実施しております。予算の案につきまして全般を否定するものではありませんが、両予算案の中において疑問視する予算計上措置が講じられていることにより、下記予算の組み替えを求めるものであります。

地域開発事業特別会計予算案から一般会計予算案への移行については、合併後、現条例により基金内容の明記はないものの、今日まで実施されてきた経緯や補正予算における執行部から条例に抵触するとのことで撤回された認識を踏まえた場合、当然新年度予算編成についても移行する行為については法に抵触するものと認識することになります。条例改正の措置を今後講じた後に移行すべきものと考えております。

また、議会運営委員長の立場といたしましては、議会と執行部が質疑等での議論を高める中にあっても疑義等払拭すべき譲歩等の調整等を図って、禍根を残すことのないよう努力をしていただき、執行部、議会が一体となって新年度に向け住民のための施策の向上を目指した予算を示すことを願っております。

ぜひ執行部におかれましても再考の上、予算の組み替えを実施されることを要望して、動議に対する賛成討論とさせていただきます。

議長（一場明夫君） ほかに動議に対する分がございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を撤回し、組み替えの上、再提出を求める動議については討論なしと認めます。

続いて、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案について討論を行います。

（「14番」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 14番、賛成ですか、反対ですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 賛成ですね。反対討論の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） いないですか。

それでは、14番、佐藤議員、賛成討論をお願いします。

（14番 佐藤利一君 登壇）

14番（佐藤利一君） それでは、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案につい

て、賛成討論をさせていただきます。

昨年の11月、政府はデフレ宣言をし、デフレについては大変な危機感を持っていると財務大臣が表明しております。今日のような厳しい経済情勢では大規模な経済対策が必要であり、特に個人消費の下支え、民間経済への活性化が必要であると訴えられております。このような状況下では、町の予算が地域経済に与える影響ははかり知れないものがあります。町の財政規模の大小が町の発展にいかに関係しているかは、我が町と近隣町村の状況を比べてみて歴然としているものがあると思います。

この観点から、平成22年度の当初予算を見ると、第1点に、子ども手当交付金、医療費の無料化、緊急雇用創出事業等は、デフレ下における個人消費の下支えに直接有効な政策であります。また、第2に、地域活性化事業補助金、商工業振興対策事業、太陽光発電導入事業、原町小学校体育館新築事業等は、民間経済活性化に有効な経済政策であると思います。さらに、第3点といたしまして、国の地域活性化緊急危機対策臨時交付金を活用した総額7億4,000万円に上るさまざまな政策は、デフレに対する対策ということだけではなく、町長が目指そうとしている行政サービスの質の向上にもつながることが期待される事業であると思います。

ところで、不透明感のあるハッ場ダム事業においては、完成間近な天狗の湯やダム関連道路事業、農地改良事業等、生活再建に関する事業に計画どおり予算配分したことは、ハッ場ダム建設推進という方針に沿うものであります。また、評価されるものであると思います。

以上のことから、平成22年度予算は厳しい経済情勢下に対応したものとして評価し、賛成するものであります。

終わります。

議長（一場明夫君） ほかに討論はございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を撤回し、組み替えの上、再提出を

求める動議を採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を撤回し、組み替えの上、再提出を求める動議は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 1時55分)

議長(一場明夫君) 大変お待たせをいたしました。再開いたします。

(午後 3時15分)

日程の追加

議長(一場明夫君) 3月8日、町長から提出された議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案について、本日付をもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件を日程に追加し、追加日程第1、第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件を日程に追加し、追加日程第1、第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案第1号の撤回の件について

議長（一場明夫君） 追加日程第1、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件を議題といたします。

町長から、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件の理由の説明を求めます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案の撤回について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を撤回し、組み替えの上、再提出を求める動議が可決したことと、諸般の事情を勘案し、住民のためを思い、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案を撤回いたします。

再度ご審議をいただくように考えておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件は、承認することに決定いたしました。

議案第7号の撤回の件について

議長（一場明夫君） 追加日程第2、議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件を議題といたします。

町長から、議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件の理由の説明を求めます。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案の撤回について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を撤回し、組み替えの上、再提出を求める動議が可決したためでございます。よろしく願いいたします。

議長(一場明夫君) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案撤回の件及び議案第7号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案撤回の件が承認されましたので、日程第14、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案から日程第21、議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案までは後日の審議とし、日程の順序を変更し、日程第22、議案第37号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案から順次審議したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第22、議案第37号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案から順次審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

(午後 3時22分)

議長（一場明夫君） たびたびお待たせをいたしました。再開いたします。

（午後 4時00分）

議案第37号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第22、議案第37号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

本件については、去る3月16日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第23、議案第12号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第24、議案第13号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第25、議案第14号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長(一場明夫君) 日程第26、議案第16号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第27、議案第17号 平成21年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第18号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第28、議案第18号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第35号、議案第36号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第29、議案第35号 町道路線の廃止について及び日程第30、議案第36号 町道路線の認定については一括議題といたします。

本件については、去る3月9日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

初めに、議案第35号 町道路線の廃止について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第36号 町道路線の認定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第35号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第36号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第31、議案第38号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第38号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県では、小口資金を含めた制度融資について平成15年度から平成20年度まで借りがえ制度を実施しており、平成22年度においても景気情勢等を踏まえ借りがえ制度を継続することとし、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正になりました。町でも中小事業者等を取り巻く状況等を踏まえ、平成22年度についても借りがえ制度を継続するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

産業課長（角田輝明君） それでは、説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、借りがえ制度の1年間の期間延長をする改正でございます。

借りがえ制度につきましては、中小企業金融円滑法の施行に伴いまして、群馬県の制度融資の取り扱い変更になります。小口資金については借りがえで対応することになりましたので、平成22年度についても借りがえ制度を継続するものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

加部議員、着席をお願いします。加部議員、着席をお願いします。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長 (一場明夫君) 日程第 32、発委第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

11 番、上田議会運営委員長。

(議会運営委員長 上田 智君 登壇)

議会運営委員長 (上田 智君) それでは説明を申し上げますが、過日、全員協議会で皆さんにお示しをいたしました内容でお願いをしたいと思っております。ここでまた改めて言うことではないというふうに思いますので、ぜひよろしく願います。

議長 (一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

9 番、大図議員。

9 番 (大図広海君) この附則の部分について。施行するという話ですが、適用はいつからかということが明示されていないので、実例があるところからすっきり整理しなくちゃいけない。その部分についてはどうやって行うか伺っておきます。

議会運営委員長 (上田 智君) それは 4 月 1 日というふうに考えております。

議長 (一場明夫君) 9 番、大図議員。

9 番 (大図広海君) ですから、4 月 1 日から施行するということになると、4 月 1 日にこの条例が有効になるわけですから、普通に考えると 4 月 1 日以降、連続した 2 回の定例会並びに云々の部分が適用になるという解釈でよろしいですね。

議会運営委員長（上田 智君） 前段でも説明を申し上げましたが、2定例会という文句が入っていると思います。それを考えますと、当然4月1日からの条文になろうかというふうには私は思っております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） それで、だから後に誤解を招かないためにということなんです。そうすると、4月1日には置いといて、22年4月1日ですね、置いといて、もう既に2定例会以上をこの条文に当てはまる適用対象者が既にいると。そのものについての措置はひょっとするとということも考えられなくはない。そのところを整然とする必要があるので尋ねています。

議会運営委員長（上田 智君） その件につきましては確かに存在するわけですが、そういったものは視野に入れるということではなくて、新たに要するにこういうものをつくって、それから始まりがあるんだということで認識をしていただければというふうに思っています。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ないようですので、自席へお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議長（一場明夫君） 日程第33、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

平成21年請願4号については総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をしていただきたいと思います。

7番、角田総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

総務常任委員長（角田美好君） それでは、請願4号についての報告をいたします。

家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願についての審査報告をいたします。

継続審査となっていたこの案件については、去る12月9日、この請願書の紹介議員である金澤敏議員及び武藤税務会計課長に対し説明員にお願いし、審査に行ってきました。

請願内容については、政府に対し所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出するというものです。

提出者については、吾妻民主商工会婦人部代表神保敏子氏によるものでした。

審査経過ですが、冒頭、金澤議員に内容説明をいただき、議員退席後、武藤課長に所得税法の内容説明を受けた後、審査に入りました。

所得税法第56条について、所得税申告のうち個人事業者の所得税の申告における一般に言われる白色申告については、憲法上問題があるので廃止を求めるという内容でした。

審査の結果、この条例の特例措置である青色申告で対応できるであろうし、この条例のために特に不平等が感じられないなどの意見が多く、現時点では意見書の必要性はないとの判断でしたが、金澤議員の説明の内容の中で、白色申告の場合、所得証明書は出ない、青色申告に対応してくれないことがあるとの不平等部分が認められるとの説明がありましたので、その事実確認ができないために、金澤議員に対し、その確認ができる資料提出を12月9日の委員会で求め、その後、判断しようということで継続になっておりました。その後、この議会前に金澤議員より再審査の要請がありましたので、再度資料請求をし、議員にも説明を求め、3月12日に再度審査いたしました。説明内容については12月同様であり、特に不平等とされる資料も提出されなかったこともあり、多くの委員の考え方を覆すことはできず、意見書の提出の必要はなしとの判断となりました。委員会では不採択です。

以上、報告といたします。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 自席へお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。平成21年請願4号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案についてお諮りいたします。平成21年請願4号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願について賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長(一場明夫君) 起立少数。

したがって、本件は不採択となりました。

陳情1号 本宿甘酒原地区における大型養鶏場建設反対に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る3月9日、産業建設常任委員会にその審査を付託してあります。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査の申し出があります。

本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会中の継続審査(調査)事件について

議長(一場明夫君) 日程第34、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務常任委員会。

7番、角田総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

総務常任委員長(角田美好君) それでは、閉会中の審査報告をいたします。

日を追って報告をいたします。

平成21年12月22日、議会基本条例の調査、検討を行いました。その時点で草案に対するものを専門機関にその時点での草案の確認を行うことを決めました。

それとあわせて研修会を行うことを決めました。研修会の日時ですが、22年1月25日、東京財団主催の講演会「二セ議会基本条例を切る」と題する参加を決めております。

続きまして、平成22年1月25日ですが、先ほども言いましたように、東京財団のほうに研修に行ってきましたので、その報告をまずさせていただきます。

1月25日、東京都港区赤坂1-2-2で行われた東京財団が主催する「二セ議会基本条例を切る」と題する講演会に参加をいたしました。講師は財団会長加藤秀樹氏、元栗山町議会事務局長中尾修氏、元我孫子市長福嶋浩彦氏等の講演を参加者三百数十人とともに聞き、熱気あふれる研修をしました。各先生方は過日行われた民主党政権の事業仕分け人であり、議会に対する考え方も斬新でした。話の一部として、二元代表制の一翼を担う地方議会の基本条例には町民参加と情報公開を実施するルールが明確にされていなければならない。そして、議会主催の正式な公開の場において、議員がみずから支持者とは限らない町民と議論することが保障されることが必要であるといったようなことでした。今後、基本条例策定に参考となった講演研修会でした。

続きまして、平成22年2月23日ですが、榛名吾妻荘の管理について調査をいたしました。委員会開催日前に、竹淵議員の12月議会一般質問によるところの不適正なサービスとされる資料等を求めていました。提出された資料をもとに事業課長の説明を受けながら調査検討を行いました。このときに不適正と思われる3件の資料請求を改めて決めました。このとき調査が済まなかったため、会期を3月5日まで延長し審査することとなりました。

それと、この日に基本条例の検討を行いました。それ以前に、2月17日に東京財団のほうに加部副委員長とともに行って調査してきたことは報告したと思いますが、その内容の調査結果をもとに議会基本条例の草案の検討をこの日に行いました。

それと、2月24日の議員全員協議会において、その日までに検討された草案を各議員に配付し、共通理解を得ることを決めております。それと、町のホームページに載せ、町民等からパブリックコメントをいただくこともそのときに決めております。

続きまして、平成22年3月5日ですけれども、榛名吾妻荘の管理について調査検討を行いました。2月23日に求めた資料が23日の審査の結果として請求したにもかかわらず、23日以前に委員長との事前の話し合いで確認が済んだとして資料が全く提出されなかったために調査検討ができませんでした。そのため、期限を3月10日とし、2月23日に求めた資料の再請求をこの日に行っております。

それと、議会基本条例の検討もその日に行っております。内容については、2月24日の議員全員協議会での議員の質問であった議会の規則、要綱の扱いについて協議をいたしました。結論は、条例公示後、試行期間を3ないし6カ月とし、その間にそれぞれの関係する委員会で協議することをこのときに決めております。それと、町民からのパブリックコメントについても協議をいたしました。3月16日の全協で諮った後、23日からの議会報告会で配布し、また4月5日の文書配布日にあわせ、毎戸配布することもこのときに決めました。同時に、先ほども言いましたけれども、ホームページにも記載し、4月末日までにコメントを求めることといたしました。

次に、職員給与の適正化についてもこの日に検討しております。従前に3月議会に委員会発委を予定していましたので、この段階になって執行部より3月定例会において削減案が提出されることが示されたことから、総務課長にこのときに内容説明を求めました。

以上で委員会報告といたします。

議長（一場明夫君） 文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 産業建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。

8番、日野ハッ場ダム対策特別委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、ハッ場ダム対策特別委員会より報告をさせていただきます。

平成22年1月29日午前10時より、第1から第3委員会室においてハッ場ダム対策特別委員会を開催いたしましたので報告いたします。

委員5名と一場議長の6名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、町ダム対策室に説明員として出席を求め、ハッ場ダム建設中止発言に対する検証と天狗の湯についての説明を受けました。

調査事項に入り、まず、前原国土交通大臣のハッ場ダム中止発言以来、明確な根拠などについて説明できる方の出席を求めて検証作業を進めてまいりましたが、議長より再三再四の出席要請をしておりましたが、当面の間、副大臣、政務官を含め日程の確保が極めて困難であることから要請には応じかねるので、状況についてご理解をいただきたいとの回答でした。

これとあわせて、民主党にもマニフェストに掲げる前提の経過と資料の提供をお願いしてまいりましたが対応はしていただけませんでした。しかし、1月19日、民主党より連絡があり、早急に必要ならば来ていただければ説明するとのことでしたので、日程調整の結果、21日に一場議長、橋爪副議長、市川建設課長と私の4名で民主党に出向き、資料の提供の要請をしてまいりました。対応していただいた阿久津副幹事長によれば、2004年以前から検討はしてきていたが、11月にプロジェクトチームが設置され、利水面、治水面で検証し、2005年の衆議院選挙マニフェストに載せたとのことでした。2008年、現地調査を行い、パブリックコメントを実施したり、再度衆議院選挙のマニフェストに載せるかどうか検討をしてきた。マニフェストに載せるかは別のマニフェストチームで行い、細かい検討や議論もたくさんしているが、公共事業の見直し、全体の流れが変わってくる部分での議論であり、その象徴という部分で載せた。最後は政治判断でゴーサインを出したということでした。マニフェスト掲載に当たっての明確な根拠を示す資料はいただけなかったことは科学的、理論的な根拠を示す資料はなかったとも判断されます。このような経過を踏まえて検証した結果、引き続き対応を検討していくことになりました。

続いて、町より天狗の湯本浴場工事変更契約と天狗の湯仮浴場の営業終了について説明があり、8月4日に契約議決した天狗の湯本浴場の建築工事契約1億5,855万円を202万6,500円の増額及び設備工事契約8,032万5,000円を119万7,000円増額したいことの詳細な説明がありました。内容は、建築工事では、露天ぶろの塀を高くし、緊急時避難用扉を設けることにより事故のない安全で安心な露天ぶろの入浴ができるように変更したいこと、設備では、浴槽用緊急給湯補給回路を6カ所新設して緊急時のお湯の入れかえをより短時間で対応復旧できるようにする、また、温泉流量計を8カ所設置して温泉流量を数値管理できるようにするとのことでした。最後に、天狗の湯仮浴場の営業を3月10日までとし、それ以降は仮浴場の取り壊し、本浴場への源泉の切りかえ工事と器具の点検、準備作業を行っていくことの説

明がございました。

続いて、3月15日午後1時30分から午後4時15分まで、第1から第3委員会室において委員会を開催いたしました。

委員6名と一場議長の7名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について国交省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の21年度総括と22年度予定について説明を受けました。

調査事項に入り、まず、轟ダム対策室長より、平成21年12月15日から22年3月11日までのハッ場ダム対策事業の会議調査の経過報告があり、12月18日、須賀尾地区ダム対策委員会を初め、12月22日の岩島及び坂上地区ダム対策協議会臨時総会で事業説明とダム建設の早期完成を求める決議を行ったこと、1月20日から2月1日の間に三西、松谷、岩下の各地区ダム対策委員会で天狗の湯の使用料の説明を行ったこと、また、3月4日の大柏木地区ダム対策委員会と3月9日の坂上ダム対策委員会で要望書の検討を行ったことなどの報告を受けました。

引き続き、国土交通省の説明に入り、22年度の国の事業予定については、来年度予算の実施計画が明らかになり次第説明をするとのことであり、21年度の進捗状況のみの説明となりました。鈴木事業対策官ほか各担当課長より、町管内全体的な説明があり、事業全体の進捗率では12月末時点で用地取得率では84%、つけかえ鉄道では88%、つけかえ国・県道では83%、事業費ベースでは今年度末で事業全体の75%の進捗状況とのことでした。岩島地区の工事関係では久々戸橋が今年度完成すること、県道林・岩下線は舞台地区で厳しい地形と予想以上のかたい岩盤で工事が難航していること、岡原盛り土造成地は今月中に完成を予定していること、JR関係では第二吾妻川橋梁が2月19日に完成していること、坂上の大柏木地区では本体関連工事が2本あり、いずれも盛り土造成地点の工事で、1本は今年度中に完成をさせること、また残り1本は引き続き工事をしたいなどの進捗状況の説明を受けました。町道認定関係では、雁ヶ沢ランプ入り口から2,961メートルの間と町道4009号線の先1,332メートルの間を大雨時による交通確保と生活道路としての利便性の向上のために認定をしてもらいたいこと、また、町道として供用している期間、維持管理に関する覚書を結び、道路の修繕に関する費用は国交省で負担したいことなどの説明がありました。

次に、群馬県の説明に入り、島田次長ほか各担当者より説明があり、用地買収状況は鎌田沢砂防関係で95.3%であること、雁ヶ沢ランプ工事及び町道5284号線は今年度中に完成予

定であること、町道松谷・六合村線は川中橋までの改良はすべて終わっていること、その他県道林・岩下線土地改良、県道川原畑・大戸線の工事進捗状況の説明がありました。

そして、最後に、町より、吾妻峡温泉天狗の湯の設置及び管理に関する条例、使用料条例が地元から提出された陳情書の内容を組み入れた素案であるとして理解を得ることができたこと、工事の進捗状況では現在内装工事を進めており、左官工事や照明器具、空調設備の取り付けなどを残すのみとなっていること、また、工事と並行して管理人の追加募集や管理運営マニュアルの検討など本浴場オープンに向けた準備作業を進めていること、ふれあい公園については22年度は駐車場の残り部分と屋外トイレを中心に整備をすること、渓谷遊歩道補修整備については今年度の工事が完了すれば十二沢から見晴台まですべて完了すること、また、22年度には十二沢パーキング予定地までの約1,000メートルの給水管を埋設していくことなどの説明がありました。

その後、ハツ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、町道認定についての質疑が行われ、閉会といたしました。

以上、報告を申し上げます。

議長（一場明夫君） 地域活性化対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

12番、橋爪議会広報対策特別委員長。

（議会広報対策特別委員長 橋爪英夫君 登壇）

議会広報対策特別委員長（橋爪英夫君） それでは、第71回全国町村議会広報研修会に参加いたしましたので、報告いたします。

今年の2月25、26日の2日間、東京平河町の東京シェーンバツハサポーにおいて第71回町村議会広報研修会が開催され、当町の議会広報委員会が参加いたしましたので、報告いたします。

なお、事務局田中康夫係長に随行をしていただきました。

第1日目は、午後1時に全国町村議会事務局事務総長高田氏の開講のあいさつに始まり、3人の講師によりそれぞれの講話を受けました。

最初の講師は、佐竹秀雄氏、武庫川女子大学言語文化研究所長、同文学部教授で日本広報

協会広報アドバイザー、日本話しことば協会理事をされており、経験豊かな方であります。

「わかりやすい文章表現、表記について」と題して受講しました。

2人目の講師は、株式会社宣伝会議取締役編集室長田中里沙氏で、大学卒業後、広告会社を経て現在の会社に編集部にて企業宣伝部、広告会社担当記者をやっております。海外情報デスクなどを担当し、現在、編集室長として活躍中。専門は企業の広報、宣伝戦略など。政府、自治体の審議会及び委員会の委員、NHK番組審議委員、日本広報協会広報アドバイザー、広報紙コンクール審査委員などを務めております。「読まれる広報の作り方」と題し、広報紙の役割、企画の立て方、ポイント。読者はだれか、読者視点の編集。紙面構成、デザインの重要性。読まれるメディア、読者を飽きさせない内容を検証し、マンネリ化していないか読者を引きつける紙面づくりが重要である等、これからの広報紙づくりに参考になる話でありました。

3人目の講師は、株式会社ニュース・ツー・ユー社長神原弥奈子氏で、氏はインターネットにはまり、卒業後会社を創業、ウェブサイトの制作を主な業務としてジャンルのコンテンツ、サイトの企画、制作に携わる。以後、現会社を設立、活躍している方であります。「ネットPR発想で考える自治体ホームページの活用方法」と題しての話でした。自治体のホームページの目的、役割、基本構想について、またホームページは情報を24時間365日提供でき、ホームページは独自のメディアで情報伝達のためのルートが飛躍的にふえたということであります。一方通行の情報発信の時代が終わり、だれでも手軽に情報発信できる環境は整ってきた。これからの情報通信時代の話でありました。

2日目は、議会広報クリニック第2分科会に参加いたしました。栃木県岩舟町議会広報、新潟県関川村議会広報、京都府京丹波町議会広報を参考に、編集出版アドバイザー芳野政明氏のクリニックを受講しました。氏は、現職埼玉県コミュニケーションセンターの理事長で、日本広報学会の会員であります。全国に広報研修会や編集セミナーなど数多くの講師として活躍しております。経験豊富な方でありました。3町村の議会広報をもとに忌憚なくよいものはよい、悪いものは悪いと評価し、読まれる、親しまれる、役に立つ議会報づくり、簡潔、わかりやすい紙面づくりについて受講しました。

各委員それぞれ参考になる実り多き研修会であったと思います。これからの紙面づくりに期待して報告を終わります。

以上です。

議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

発言の訂正について

議長（一場明夫君） 訂正をお願いいたします。

先ほど請願4号の採決の結果のところ「否決されました」と申し上げましたが、「不採択となりました」の誤りでしたので、訂正を願います。

延会について

議長（一場明夫君） 本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

延会の宣告

議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次の本会議は明日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 4時49分）

平成22年 3 月 19日 (金曜日)

(第 5 号)

平成22年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第5号)

平成22年3月19日(金)午前10時開議

第1 発委第2号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第2 町政一般質問

第3 会期延長の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 一場明夫君 | 2番 | 竹淵博行君 |
| 3番 | 金澤敏君 | 4番 | 青柳はるみ君 |
| 5番 | 須崎幸一君 | 6番 | 浦野政衛君 |
| 7番 | 角田美好君 | 8番 | 日野近吉君 |
| 9番 | 大岡広海君 | 10番 | 中井一寿君 |
| 11番 | 上田智君 | 12番 | 橋爪英夫君 |
| 14番 | 佐藤利一君 | 15番 | 加部浩君 |
| 16番 | 菅谷光重君 | 17番 | 原田睦男君 |
| 18番 | 高橋基雄君 | | |

欠席議員(1名)

13番 前村清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 茂木伸一君 | 副町長 | 関口博義君 |
| 教育長 | 小林靖能君 | 総務課長 | 渡辺三司君 |
| 企画課長 | 蜂須賀正君 | 保健福祉課長 | 高橋啓一君 |

| | | | |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町民課長 | 猪野悦雄君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 武藤賢一君 |
| 産業課長 | 角田輝明君 | 建設課長 | 市川忠君 |
| 上下水道課長 | 加辺光一君 | 事業課長 | 富沢美昭君 |
| 教育課長 | 先場宏君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|--------------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤正己 | 議会事務局長 議係 | 田中康夫 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

開議の宣告

議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は入院中のため、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第1、発委第2号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は、趣旨説明を願います。

7番、角田総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

総務常任委員長（角田美好君） それでは、東吾妻町職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をさせていただきます。

去る3月16日の議員全員協議会で説明したとおり、昨日の本会議において、町執行部案が、審議の結果、不公平な部分が認められる等の理由で否決となったために、委員会発委で削減

案を提案します。

現在行われている職員給与の現給保障額70%削減については、条例で平成22年3月31日と定めているために、4月1日から100%支給に戻ることを決まっています。経済不況などにより民間との格差が広がる中、いま一段の職員給与削減を模索しているときに、結果的に職員給与が増額されることになってしまいます。こうした状況は、町民理解が得られないと思われま

そこで、委員会で協議の結果、100%削減でなくしては、今まで進めてきた委員会の対応に反するとの意見もありましたが、協議の結果、委員会発議で削減案を提案することと決まりました。

提案内容については、現在実施している現給保障額の70%削減を23年3月31日までの期間延長とするものです。期間限定としたのは、我々議員の任期に合わせた形をとり、区切りの年度末としました。削減額については、年額1,928万8,276円となり、対象者は6級職で20名、5級職で62名、4級職で3名、3級職で7名、合わせて92名です。ラスパイレス指数は98.1になります。

以上、事情をご理解の上、議員全員の賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） よろしいですか。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

町政一般質問

議長（一場明夫君） 日程第2、町政一般質問を行います。

橋 爪 英 夫 君

議長（一場明夫君） 12番議員、橋爪英夫議員。

（12番 橋爪英夫君 登壇）

12番（橋爪英夫君） それでは、通告により一般質問をさせていただきます。

質問事項は、治山事業の推進について、それから2つ目が、町が運営する温泉（食堂を含む）について、現在運営している2つの温泉であります。

質問事項のまず1つ目は、治山事業でありますけれども、榛名山ろくに広がる我が町は広大な面積の多くが山林であり、近年集中豪雨等により崩壊する場所も多くある。砂防堰堤設置は効果が大いだが、予算も伴い、なかなか進まないのが現状と思われる。現在の状況についてお伺いいたします。

1つ目としては、申請（計画箇所数）及び調査の状況についてであります。

それから、2つ目としては、事業の取り組み、進捗状況、これは合うか合わないかわかりませんが、達成率、上部への対応や地域への対応についてであります。

2つ目の温泉事業については、各町村で日帰り温泉施設を持つ時代の温泉運営は、町の財政を圧迫し大変と思うが、現在の状況と今後の取り組みについてお伺いします。

まず1点目は、歳出予算に対して町の負担が大いと思うが、数字を示して答弁をお願いします。

2つ目としては、予算の取り組みについてお伺いします。

3つ目は、今後の運営方法についての考えはいかがか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（一場明夫君） 続いて、答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 治山事業の推進について、それと町が運営している温泉についての橋爪議員の質問でございますが、まず、治山事業について答弁を申し上げます。

治山事業は、森林を維持造成する極めて重要な国土保全政策の一つであり、これは、山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養や地域環境の保全及び形成等を図るもので、安全で安心できる豊かな暮らしを実現するために必要不可欠な事業でございます。

まず、1点目の治山事業の推進で、申請（計画箇所数）及び調査の状況であります。各行政区に毎年要望申請を取りまとめ県へ要請をしており、申請件数につきましては、19年度新規8件、継続申請19件、20年度につきましては、新規5件、継続申請21件、21年度につきましては、新規6件、継続申請26件と、3年間の新規及び継続を含めての申請件数は85件でございます。ただ、過去の年度新規申請で実施されなかった箇所につきましては、翌年度再申請を県にお願いしつつ、引き続き県でも完了していただく努力はしておりますので、3年間の合計申請件数につきましては多くなっております。

次に、申請現場で治山事業に該当するか否かを判断するため現地調査を県と町で実施し、状況把握を行い、大規模なものは公共事業、小規模なものは県単独事業で優先度をつけて工事を行っていただいております。そして、公共事業につきましては、山地の河川に堰堤をつくり、のり面を保護し、護岸を整備することが基本でございますが、公共工事の採択基準は保安林に指定することが原則で、費用対効果が大きく改修規模も比較的大きい場所が対象となり、県の環境森林部の審査を経て林野庁で認可し工事実施となります。公共事業工事につきましては町の負担はございません。

次に、県単独事業でございますが、比較的小規模なもので公共事業に採択されない小規模崩壊地等の復旧や山地災害防止のための事業であります。この事業につきましては、総事業費が平均で6,000万円程度、県予算で実施されておりますが、その1割、つまり約600万円が町負担金となっております。

続いて、次に、治山事業の進捗状況であります。まず、公共事業が19年度8カ所、総額2億4,955万円、20年度が4カ所、総額1億2,740万円、21年度は見込みで6カ所、総額約1億7,000万円で、達成率につきましては平均で約60%でございます。県単独事業であります。19年度が14件、総額8,400万円、20年度が4カ所、総額3,800万円、21年度が見込みで5カ所、約5,800万円で、達成率では約40%でございます。

治山事業につきましては、まだまだ未実施箇所も多く、荒廃している山地の河川を引き続

き整備していただけるよう県に要請し、災害が少しでも発生しないよう、一つ一つ解決に努力し、住民が安心して生活できるよう対応していきたいと考えております。

次に、日帰り温泉の経営状況についてとのことですが、年間で町の負担は6,700万円ほどの持ち出しとなっております。利用者の状況は、今年度の予想として22万2,000人としております。平成22年度予算につきましては、利用者に安心・安全な施設を提供することを重点として編成をいたしました。

今後の運営方法についてとのことですが、地域の福利厚生施設としてとらえた中で、利用者のご意見を反映しながらそれぞれの施設の特性を生かし、住民の健康増進に寄与していきたいと考えております。当然ながら、引き続き経費の削減等経営状況の改善は目指しますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） ありがとうございます。それじゃ、2次質問をお願いしますが、まず、治山事業であります。

治山事業については、おおむね公共が約6割で、県単独が4割であるという答弁をいただきましたが、今後においても、引き続き国及び県に対して強力に推進できるよう努力していただきたいをお願いをする次第であります。

また、事業推進についてお伺いしますが、例えば、私、岡崎地区で申請をしようとした場合、地区として申請後の事業を推進するためにはどのようなことを、何をすればいいのか、地区でできることがあるのかについてお伺いしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 治山事業、非常に重要な、我々が住んでいる上の山の防災事業ということですので、非常に重要な事業だと考えております。これからも引き続き県・国に対して要望を上げ、そして努力をしていきたいと考えております。

もう1点の地区でできることということでございますが、まずは、地元の合意が必要であるということになります。地元の全体という中で申請をいただくことが、まず必要。それから、その事業部分の地権者の同意、その方々の同意が必要になるということで、その辺地元議員ということで、同意作業をぜひお願いできればありがたいと思います。なお、受益者の個人だけ、その人が申請をということ、その採択は非常に難しいということを申し上げさせていただきます。いずれにいたしましても、国・県に対し、引き続き事業推進が図られるよ

うに努力をしてみります。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） ありがとうございます。

これは質問にない事項なんで、ひとつ町長に受けとめていただければよろしいかなと思いますが、今、国では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案というのが、これ、進められているようでありますけれども、いわゆる岩手県、それから宮城県の陸地の大地震等、それから新潟の地震等で災害があった場合に対応すべき一部改正かなと思うんですが、法改正の目的は、大規模な土砂災害が緊迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、国または都道府県が被害の想定される区域、時期の情報を提供。それから、高度な技術を要する土砂災害については、国その他土砂災害についての都道府県の役割や関与を法律上明確にするということであります。

私が住んでいるところも、榛名山系の一部でありますけれども、あそこに流れている沼尾川があります。かつては、あの沼尾川も榛名山の噴火によって、沼尾川から東のほうは軽石、沼尾川から北側のほうは一切軽石がないんです。噴火によって、あの川がだんだん荒らされて、あそこに砂押という地区がありますけれども、これは明確ではありませんけれども、私が子供のころから聞いた話では、なぜ砂押という地名がついたかということ、かつては下の川のほとりから人家がずっとあったと。だけれども、災害によって、今行っていただけるとわかりますけれども、20メートル、30メートルの絶壁のがけになっているんです。これは、全くこういうものに対応する法律はないんだそうです。もちろん、あのがけを工事でどうする、こうするとはできないんでしょうけれども。

そんな状況の中で、何年か前だったでしょうか、下がさらされて、相当土砂が崩れた経緯があるんです。今の現状を見ましても、人家から約50メートルあるかないかというようなところまでがけが来ているんですよ。今度もし大きい土砂崩れがあれば、まさにその人家のみ込まれる危険性があるかないか、これはわかりませんが、そのくらい危険なところ、それから、県道からほとんど、もう20メートルくらいのところにがけがあると。そんな状況もあって、この法律改正があるようでありますけれども、これは、特に質問どうこうではなくて、そういう町の中に、状況のところもあり、国でこういう法律の一部改正がされているという状況でありますので、ぜひ町でも、こういうことに対して危険性のあるものは調査して、やっぱり確認はしておく必要があるかなと思いますので、答弁は結構ですけれども、

ぜひ、その辺のところをお願いしたいと思っております。

それでは、続いて温泉の関係に入りたいと思いますが、先ほど、数字を示して答弁をいただきましたけれども、私が20年度の決算を単純に一般会計の中、収入と歳出関係を見ると、温泉2つ、それと食堂を合わせると、約8,000万ぐらいの収入が、欠損というか、収入が少ないという状況、私のこの足し算が正確であるかどうかわかりませんが、約8,100万であります。こういう大きい数字で、住民福祉、健康増進というたいがありますけれども、町の事業は、やはり町の活性化のために、つくるときには、これは起債を起こして、金を借りたり何かしてつくらなくてはならないということで、その中には目的として健康増進や住民福祉ということをやって金を借りるんでしょうけれども、実際は町の活性化ということで、その目的が事業そのものの内容は、やはり単なる住民福祉だけに置いていいのかなという疑問があるわけでありまして。その辺のところ、きのうも特会と一般会計の関係の話が若干ありましたけれども、私は、その関係と、この特会の関係はまた違うのかなと思うので、この辺のところについて町長のあれをお聞きいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 失礼しました。

先ほどの年間で6,700万円、3施設という形で、私のほうで考えた数字でございまして、岩櫃城温泉がざっと4,900万円、8年間の年平均で4,900万円が持ち出しというようにしております。そして、桔梗館が450万という数字で、桔梗館が1,400万の持ち出しという数字で……。

それと、もう一つ、天狗の湯、これが300万円というようにしております。そして、岩櫃城温泉を、ことしの予想としては9万7,000人、桔梗館が6万5,000人、そして天狗の湯が6万人というようなことで、数字としてあらわしておりました。ただ、ちょっと私と事業課長のそごがございまして、8年間の平均で約4,900万円という、その数字です。確かに、橋爪議員がおっしゃっている平成20年度の決算といたしますと、8,157万1,000円、そういった数字も出ております。いずれにいたしましても、持ち出しが売り上げに対してはかなり大き過ぎるという、前にもちょっとご説明申し上げましたが、特別会計とするに至らないほどの収支決算という、そういったような形態がございまして。

前にも申し上げましたけれども、決算統計の中では、やはり一般会計というような範疇で、ずっと国のほうには報告をしておるわけですが、いずれにいたしましても、今、桔梗館、岩櫃城温泉、そして天狗の湯と3施設ということ、それを総合した中で、これからも運営方法、

運営形態、いろいろなことを考えていかなければいけないと、思いは同じというように思っております。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） いずれにしる、大きい額の歳入、欠陥というか何というのが正しいんでしょうか。不足するものが大きいわけでありまして。収入については、一般会計の中では町民の法人、それから個人の税の関係、それから普通交付税、特別交付税、そういうものが歳入のもとでありますけれども、じゃ、特別交付税、普通交付税の中に、この赤字分を果たして出してくれるものが算入されているのかどうか、私わかりませんけれども、赤字分は県が交付税に入れるとか、そういう何かあれはあるんでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 全くそういった形はございませんので、これは町の一般財源という中から拠出されるということになります。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） となると、町民の税金からこれをあてがいするということになるんだと思うんですが、単純に考えると、8,100万の金を1万6,000人の人口で割ると、1人当たり5,000円くらいになるんじゃないでしょうか。おぎゃあと生まれた子から100歳までのお年寄り、全く温泉使えない人も、へ理屈な話になるかもしれませんが、5,000円を払うというか、それだけするような状況になるわけでありまして。

ですから、健康増進、福祉といううたいもよろしいんですけども、やはり、この3年間の予算を見てもみますと、全くの予算計上の中変化はないんですね。その予算の中身を見ても、消耗品はいいや5万円上げておけ、手数料はいいや何万上げておけというような、本当に単純な予算計上じゃないかと私は思うんです。そういう中で、今度は機械が壊れました、さあ500万、何々が壊れました、はい800万、そういう経費もかかるということがあるので、この辺は町長責めるんじゃないかと、職員もやっぱりその辺は十分に考慮して考えて運営をしていただければありがたいと思うわけでありましてけれども、町長その辺はいかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに、桔梗館が平成元年だったでしょうか、ですから、もう二十一、二年が経過している。そして、岩櫃城温泉が平成6年か7年、そのころだと思います。15年近辺になるかと思えます。ボイラーの寿命というのは、やはり15年程度というのが一般的だと思います。桔梗館のボイラーはよくもってくれて、20年もって、もうこのところ、でも、

この四、五年の間、ボイラーに対する不安感、そして修理をしなければいけないということがずっと続いてはありました。そこで、ことし思い切ってといいますか、ボイラーが壊れてしまったという状況になります。そういった中で、今年度の予算が、桔梗館の中では大分、エアコンも壊れ、ボイラーも壊れというような形でやっています。ただ、指定管理であるとか、そういったようなことを考えるに当たっても、建物の持ち主はどうしても町になりますので、しっかりとした施設にした中で、指定管理であるとか、いろいろな方策をこれから考える必要があるかと、そのように思って、桔梗館の整備については進めております。

ただ、予算のところ、かなり大まかな形でというようなことをご指摘だと思いますが、かなりその辺も絞り込んであります。壊れたら対処するというような形でのことのように今は思っておりますけれども、甘い予算とはなっていないつもりなんです、ご指摘、もう一度よく考えてやってみたいと思います。

なお、この収入が大体1億円ございますが、もし、仮になんです。この町に温泉施設がなかったら、それがほかの地区の温泉のところに消費がされていたという可能性も否めませんので、その辺が民間の日帰り温泉、センター、そういったところとどのように、町が運営している温泉が競合してしまうか、そういったようなことも含めた中で、今後3つの温泉という位置づけになりますので、それはしっかり考えていく必要があるかと思っております。当然議会の方々にもご相談をしながら進めていく問題、そのように考えております。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） 食堂の関係についてお伺いしますけれども、岩櫃温泉の食堂、付随している温泉の食堂関係でありますけれども、これらについても、相当支出に対して収入は少ない。これも私、計算したわけではありませんけれども、単純にこれだけの支出を必要として、収入はこれだけの金額ということになると、カツどんをつくるのに経費が1,000円かかりました、そのカツどんを500円でお客さんに提供します、ラーメンつくるのに1,000円かかりました、お客さんに400円でお安く販売しますと。やっぱり幾ら考えても、この辺のところも早急に改善していかないと、こういう経営そのものでは、私はほかのいろいろな施策に対する圧迫が非常に大きくなるんじゃないかと。全体の流れの中で、22年度の予算編成基本方針を読ませていただくと、非常に大変よいことが書いてある。そういう中から見ても、全くこちらのほうに関しては、そういうものが理解されていないというような形になると思うんですけれども。

町長、ちょっときつい言葉で申しわけありませんけれども、100円のカツどん500円で売

るという言い方、これは失礼かもしれませんが、実際はそういう計算上になってしまうんですね。ですから、もう早急にこういうものは検討していただきたいと私は思うんです。温泉も食堂もすべてやめろということじゃなくて、必要であれば改善をすべきじゃないかと思うんでお願いいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私も、この岩櫃城温泉、議員のときには、全く議員と同じ表現をしておって、今でも私自身の考えも、先ほど町民が1人5,000円、その当時は6,000円の負担だというような表現もしておりました。そして、カツどん1杯につき500円をつけて売っている可能性がある。その金額はともかくとして、そういったようなことは今十分に感じております。

事業課というくくりの中で、今作業をさせていただいておりますので、榛名吾妻荘が、まずひとつ指定管理という形での決着を見て動き出した。そんな中で、次に事業課が取り組むものはどのように考えるか、そういったことも、これから、議員のご指摘を真摯に受けとめまして検討をしてみたいと思います。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） 余りしつこく質問するのも何かと思うんで、町長十分理解をさせていただいたと私も解釈して、改めて今後の運営方法について、今、食堂関係の例えばの話が出ましたけれども、指定管理とかいろいろ方法論はあると思うんですが、最短でどのくらいの期間でどうというのはご答弁いただけるかどうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まだ端緒についておりませんので、期間等については、今即答は控えさせていただけたらと思います。

まだまだいろいろな、さまざまな観点からということもありますので、もうしばらくそれはご猶予いただければと思います。早急に負担の削減ということには取り組みます。

議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

12番（橋爪英夫君） 23年度の当初予算が22年度の当初予算のような形でなく、ぜひ改善されて出てくるような方向で検討いただければありがたいなと思っております。

質問を終わります。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 1年後を目指してということでございます。それに向かって努力いた

します。

議長（一場明夫君） 以上で12番、橋爪英夫議員の質問を終わります。

青 柳 はるみ 君

議長（一場明夫君） 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） 4番、青柳です。

救急キット、子育て支援、文化活動の推進について質問いたします。

我が国では、世界に類を見ない速度で少子高齢化が進んでいるとのことですが、我が町もそのとおりであります。平成20年度国民生活基礎調査によりますと、65歳以上の高齢者のいる世帯は1,977万7,000世帯、全体の41.2%、そのうち高齢者の単独世帯は435万2,000世帯となっています。今後も高齢者のみの世帯や単独世帯が増加し続けると推測されます。ひとり暮らしの高齢者の方々が最も不安に思われていることは、病気になったとき、災害に遭ったとき身の安全を守れるかどうかだそうです。そこでお尋ねいたします。

当町のひとり暮らしの高齢者と、ここ数年の傾向をお知らせください。

当町のひとり暮らしの高齢者数は613人ということですが、これに高齢者夫婦世帯など高齢者のみの世帯を加えると、かなりの数になるのではないかと思います。日常生活への支援は、現在地域の民生委員さんにお世話になっておりますが、その中で個人情報の収集に大変苦労されていると聞きました。

高齢化が進むほど体調が変化し、社会活動にも参加できなくなり、孤立してしまいがちです。急病や災害時にも、その方の情報が乏しく、迅速な支援ができにくい場合があります。そこで、安心カードの制度の導入を提案します。

安心カードとは、万が一の救急時に役立つ個人情報、例えば住所、氏名、血液型、子供や親戚などの緊急時の連絡先やかかりつけ医、常用している薬などを記載し、特定の場所に備えておくものです。情報シートを玄関のドアの内側や冷蔵庫のドアに張るなどします。このような高崎で取り入れているカードもあります。これです。後ろに、氏名、住所とか親族1、2とかかかりつけ医、既往症、常備薬とか、これを冷蔵庫に張るのが高崎方式ですが、これは高崎ですが、このカードを100円ショップで売っている、パスタを入れる筒状の透明容器

の小さいものに入れ、どの家にもある冷蔵庫に保管するという方法があります。阪神・淡路大震災のときにも、冷蔵庫の中は壊れなかったのだそうです。個人情報を入れたら民生委員と、また、できれば近所の人と一緒に冷蔵庫に保管するのがいいと思います。こうすることで、民生委員や近所の人でも家庭に入りやすいし、個人を守る体制が一つ整うと思います。

京都府亀岡町というところのことですが、町じゅうで救急キットは冷蔵庫と丁寧に高齢者の1軒1軒に設置した結果、周知徹底し、あるおばあちゃんがぐあいが悪くなり、救急車を呼んだときに、すぐに近所の人から冷蔵庫へ、アレルギーが書いてあって大変助かった。また、ふだん離れている娘さんにすぐ連絡できてよかったということがあったそうです。救急で駆けつけた消防隊員が迅速に対処できるよう、また地域のお年寄りの情報収集に大変苦労されている民生委員の方々がやりがいを持って活動していただくために大変有効ということです。ひとり暮らしの高齢者の方々が少しでも安心して暮らしていけるよう、当町でもぜひ取り組んでいただきたと思います。ご見解をお伺いします。

次に、子育て支援、特に発達障害の発達支援についてお伺いします。

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群、多動等いろいろありますが、しつけが悪いとか育て方が悪いとかではなく、脳のアンバランスが原因ということです。発達障害とわかるためには専門の医師の診断によりますが、障害とまでいかななくても、発達支援を必要とする子に対する環境を整えることを提案します。

国の発表によりますと、各学級に6.3%の発達支援を必要とする子、4.3%の発達障害児がいるとのこと。1クラスに1人か2人は発達障害とされる子がいることになり、当町の先生も出会っていることになります。こうした子は、特にライフステージが変わるときが大変で、幼稚園から小学校に入学し、学習障害や人とのかかわりが上手にできない、うまくできないということが出てくる時期と言われます。小さいころに適切な支援があれば、成長とともに個性を伸ばしつつ、コミュニケーションがうまくとれるようになるということです。人とのかかわりがうまくできない、自分の思いをあらわしにくいというと、大人になっての社会生活も大変になってきます。発達障害ということを知るとともに、当事者、親の実際の声を聞くことをお願いしたいし、強く求めます。

これには、自閉症の親の会、アスペルガー当事者の話を聞く会、発達障害の親の会などセミナーや講演会など、年間50回もやっているのだそうです。先生方、行政の担当者が発達支援を必要な子を知り、その個性を伸ばすためにも勉強していただきたいと思います。

こうして学んだことは、すべての子に役立つのではないのでしょうか。また、子供の保護者

への支援も重要になってくると思います。地域の人が子供に会う機会が少なくなっていますが、地区の体育祭や行事で出会う子は皆元気であいさつもよくしてくれます。これは、教育現場での毎日の指導の結果だと思います。その中でも、地域では、ふだんの生活の中で少し支援をしてやれば伸びると思われる子が見られるという声や、子育てに悩む親の声も聞かれます。人は人に支えられ育てられると言います。必要なところへ必要な人数の支援の手を求めます。子供の現場はどうなのでしょう。大切な地域を支える未来の大人、一人一人をよく見てほしいと思います。

次に、文化活動の推進についてお伺いします。

町の文化行事に各文化団体が出演していただき、我が町は生活文化があると思います。文化は、野蛮に対抗する最大の武器である。また、多様な文化を排除するか受け入れるかと言われれば、受け入れるというほうにイエスがつくと思います。多様な文化を認める社会を築くため、芸術文化をもっと大切にすべき。また、継続してこそ地域文化となるので、支援をしていかなければならないものと思います。

この町は、仏画、切り絵、墨絵、油絵、絵画の優秀な画家が出たところであり、太古の昔から出土したハート型土偶は、この地域が愛情にあふれた土地柄であることを思わせるものではないでしょうか。こうした芸術を生み出した町の文化を再評価していきたいと思います。

一たん町を離れ戻ってきた者にとっては、祭りのおはやしは子供のころから親しんだりリズムがあり、懐かしいものです。こうした伝統文化を守ってくださる方々から、この間の生涯学習大会で披露して下さったフラダンスのような文化まで、町の中でいろいろな活動が自主的に活発になっています。今、町では文化協会がこうした団体をお世話してくださっています。参加団体は幾つあるのでしょうか。団体により支援の形は違うと思いますので、一律の補助金だけではなく、一つ一つの団体に要望・意見を聞いていただき、継続できるよう支援していきたいと思います。

昭和56年3月26日群馬文化宣言、平成20年国民文化祭でも文化宣言をしている群馬です。青年団活動や婦人会が活発だったころに比べ、ライフスタイルが変わり個人の動きになってきました。反対に、余暇活動が重要視されてきています。今、地域のリーダーで活躍して下さっているのは、若いころ青年団等で活動し訓練された方が多いと思います。今、趣味の活動であっても、団体でやるときには何らかの役員やお世話係をすることで、人の役に立っていると同時にリーダーとしての訓練にもなっていると思います。こうした人材育成にもなる文化活動に実感できる支援をすべきと思います。

終わります。

議長（一場明夫君） 続いて、答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 4番、青柳はるみ議員の質問にお答えをいたします。

まず、安心カード、救急キット等についてでございます。正式には救急医療情報キットと呼んでおるようでございます。

この制度は、高齢者や障害者などの安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報提供書の写し、診察券の写し、健康保険証の写し、本人の写真などの情報を専用の容器等に入れ自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものと考えております。保管場所といたしましては、冷蔵庫が一般的であるようであります。先ほども議員がおっしゃっていたパスタ容器等に入れるというのはすばらしい考えなのではないでしょうか。また、ステッカーが2枚配付され、玄関に1枚、保管場所に1枚張りつけることも行っている自治体もあるようではあります。

町では、民生児童委員が、6月1日の調査で独居老人や高齢者世帯などを把握しておりますが、これらの情報を消防署や警察署との共有をしていく方策も検討課題としなければいけないと考えております。民生児童委員協議会のご意見や協議等を進め、また区長会にもご相談を申し上げ、ネットワークづくりに向け前向きに検討してまいりたいと思います。また、このカードですと、非常に重要な情報ではございますが、費用も少なく済み、そして地域の方々が安心できるということも非常にメリットがあると考えております。

続きまして、お尋ねの発達障害の発達支援についてでございますが、議員ご指摘の6.3%は、文部科学省による通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国実態調査の調査結果の一つの領域、知的発達におくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童・生徒の割合を示した数値かと思えます。

本町の小学校、中学校の先生方や幼稚園の先生方も、気になる子供がおり、気になる子供への教育のあり方に関心を持っております。子供たちに障害があるかどうか、学校で断定はしません。しかし、子供の様子から発達に障害があるかもしれないと感じることは、長年多くの子供とかかわってきた経験値から、気になる子供が気になります。そして、複数の教員で気になる子供の様子を把握し、学校全体で気になる子供たちの行動パターン及び子供の立場に立った接し方などを共通理解をします。その過程では、スクールカウンセラー、教育相

談員、保健師等に相談をし、指導を受けて、気になる子供への理解を増してまいります。一方で、校内分掌に位置づけている特別支援教育コーディネーターの教員を中心に対策を考え、学校全体で共有理解し、子供の気になることに直視しつつ、子供の学び、成長を促す指導に努めております。さらに、町としては、平成22年度も町費負担のマイタウンティーチャーと特別支援員の方を小学校で8人、中学校で5人お願いして、各学校で学級担任、教科担任の補助者として子供に寄り添っての支援を進める所存でございます。

発達障害の発達支援についての研修は、各学校で取り組んでおります。県総合教育センターの指導主事、吾妻教育事務所の指導主事、県立養護学校の教員等々の方を講師としての校内研修の積み重ねなど、さまざまな形で取り組み、気になる子供への教育を考え、進めております。議員がおっしゃった一人一人と密接に向き合うということが大切なのだと思っております。

さて、町内の文化活動についてでございます。

地域文化の創造を目指して、文化協会を初め各種団体が地域の公民館やコンベンションホール等を拠点として活動をしていただいております。町の文化協会には105団体が加盟し、延べ1,472人の会員が趣味や技術の向上を目指して活動しております。そして、懇親を深めて、さまざまな団体として活躍をしていただいております。

ご質問の青年団活動や団体活動についてでございますが、現在も地域によっては青年の組織がお祭りや運動会などの世話役として活躍をしていただいている地域もたくさんあります。青年団活動ですが、昭和40年代には約200名の会員が奉仕活動や文化交流活動を中心に、町全体の組織として活動しておりました。その後は、町内の産業人口や就業構造が農業や商店など中心の産業から町外への就職や会社、工場などへ2次産業や3次産業へと変わり、日曜日や夜間の仕事に従事する青年が多くなる中で、徐々に団員数も減少し消滅をしてしまったように思われます。

現在、学校教育を終わると、青年層の活動の場は体育活動が中心となりがちですが、今後は、多くの青年が参加できる教室や講座を開設し、芸術文化の推進と交流の場としていきたいと考えております。

実感できる支援、さて、どのように考えたらいいのか、一生懸命考えてみたいと思います。議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前10時56分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4 番、青柳議員。

4 番（青柳はるみ君） 答弁ありがとうございました。

最初の救急キットなんですけれども、町長おっしゃるように、玄関と冷蔵庫というのが、2カ所というのが普通だそうですけれども、実際に、ひとり暮らしの高齢者が、亡くなって2日後に見つかったとか、いろいろありました。これは民生委員さんに要望されたことなんです。現場の民生委員さんは、そういうときに、今、個人情報とかいって余り近所でも交流しないようになっているので本当に困るということを知りました。今、警察も入って交番とか、そういうのもお聞きしましたので心強く思いましたけれども、これは、こんなことですから、早急にできることでもありますので、早く手を打って民生委員さんの心配を酌んでいただきたいと思います。

ただ、民生委員さんが一番困るのは、施設や入院したときに、いついなくなったのかわからないというんですね。そういうときに、必ず救急キットを通して入院しますとか施設に入ります、いつごろ出る予定ですか、そういうのを聞かないと、いるんだかいらないんだかわからないんで困るというふうなお話聞きましたので、民生委員さんとか近所の人と密接に連絡をとっていただいて、ひとり暮らしでも大丈夫ですよという安心をさせていただきたいと思っております。これは早急に、昨年は防災の説明書が配られまして、皆さんの家でいろんなところに張って、ぶら下げておりますけれども、この救急キットというのは、もう一刻も早くやっていただきたいなと思っております。

次に、発達支援なんです。発達障害児となると医師も必要になってきますけれども、ぜひとも関係担当者の職員、教育長さん、一人一人の子供がわかるほど現場に行っていて、お話を聞いていただいて、どんな手が打てるのか考えていただきたいと思います。

次に、発達障害のことなんですけど、こんなことを聞きました。

今、入学のシーズンを迎えますが、自閉症児となれば、そういう施設に入るんでしょうけれども、そういう「ぎみ」の子、そういうこだわりを持ってしまう子というのがいまして、そして、こだわり持つ子に、いきなり入学式だとパニックを起こすんですね。知らないところへ、そういう傾向を持った子ですよという、いた幼稚園教諭からのお手紙があったので、その子呼んで、前の日に会場準備ができた会場へ連れてきて、事前の入学式の練習を、その子1人としたそうですけれども、その子は、1時間ぐらいかけて、体育館じゅうどんなものがあるのか、こだわりを持つ子ですから、いろいろ調べて、それでやっとここに座って、こういうふうにしてやるんだよという話を聞いて、それまでに1時間以上自分でものをさわったり確かめていたという、こだわり持つ子ですね。

次の日はパニック起こすことなく、普通に入学式に参列できて、お母様は一安心。それが同じような子供を持ったお母さんがいきなり入学式に行ったときに、ぎゃあと騒いで、親子ともども大変な思いをして、また、それを見ていた父兄の方も、ああいう子がいるんで困ったなということになったということで、こだわりを持ってしまう個性を持つ子、いろんな個性を持つ子がいますので、それ一人一人対応するの大変です。どうしたら対応できるかというと、やはり手が必要だと思いますので、何かしら手だてがあればと思っております。

次に、文化団体なんですけれども、文化活動なんですけど、私自身、ママさんコーラスは地域文化のパロメーターだよと言いながら、コーラス団体を立ち上げて、もう25年になります。また、今年の今ごろ、オカリナ団体を立ち上げて1年になりますが、保育園や敬老会や町の文化行事に参加して、来ていただいた保育園とかの子供たちも喜んでいただいたし、参加した皆さんがすごく喜んで、自分たちが趣味でやっていることが、こんなに喜んでもらえるのかということで、相互作用でますます皆やる気になって、喜んでやっています。今まで家庭にこもって年寄りの面倒も終わったし、子供も一人前になったし、何かしたいなと、できることあるかなということで出てきたお母さんばかりですから、自分がやるのがこんなにお互いに楽しいかということに気がついたというのがすごくあります。

また、その文化団体の中で、東と吾妻町が合併したときに、やはりそんなに交流がなかったんですが、その趣味を通じてお互いの地域を、どこに住んでいるとか、お互いの地域を交流することで人間的なつながりができます。合併といっても、人と人とのきずながつながることで、やっと合併になると思います。それには、こういう文化活動が一番いいななんて思いました。文化といってもスポーツも含まれるわけですが、こうやって人と人との交流で

もって合併が完了するんじゃないかななんて思いました。

また、原材料支給工事で、地域でもやっておりますけれども、その中で、うちの地域は3分の2以上が70歳以上だ。とても原材料支給で作業できる人いない、あきらめなくてはいけないということですが、崩れたところをそのままにするわけにはいかないし、そういうことで、大丈夫ですよ、できますよという励ましをして、とにかく地域の人がやろうという気持ちだけあればということで、支給される金額以内でいろんなことできるから、職員も応援するんだからということで、当日、75歳以上の方ばかりだったですけれども、若い人はみんな勤めに行っていなかったもので、その中で、みんな支度だけは一人前にしてきたんですが、とても作業できるような感じではなかったんですけれども、オペレーターが来て、職員が来て、工事を完成させたときに、ああ自分たちもできるんだ、高齢者だけの地域だけでもできるんだということで、すごく自信持ったというんですね。それで、すごく晴れやかな顔していましたけれども、そうやってみんながまとまって、地域の人が一生懸命まとまってやるということがどんなにか自信につながるか、活性化につながるかというのを目の当たりにしました。

文化活動でもさまざまな行事に発表の機会を設けてくださっていますけれども、今、町長がどんなことができるでしょうかということがありましたが、補助金の手当てもそうですけれども、今4月、5月の入学時期に、子供たちが張り切っているときに、大人も何か始めようということを考える時期なんですね。それで、広報に、こういう団体があります、こういう団体は参加者を募集しています、そんなことを広報で知らせ、この団体はだれが入っても大丈夫ですよということ、スポーツ吹き矢なんていう珍しいことをやっている団体もあるそうですから、文化、スポーツともども、この団体は、人、参加を呼びかけていますということを広報で知らせるとか、回覧板してくださるとか、そういう後押しでいいので、ぜひお願いしたいと思います。

また、文化団体それぞれ頑張っているところありますので、ぜひ教育課長さん、教育長さん、そこへ出向いて、知っていただいて、知っていただくということが一番団体ではうれしいことなので、どうか出向いて激励をしていただきたいと思います。

第2質問を終わります。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） いろいろなお提案ありがとうございます。

まず、救急キット、この安心カードの件でございますが、確かに入院したとき、しているのか、それとも施設入所しているのか、いつ帰ってくるのかというのは、意外とこれは盲点

であるというようにも思いました。やはりその辺のところは民生児童委員会、委員協議会の方々ともよく相談を申し上げて、何か地元の方々と、そういった密接な関係をいつでも持ち続けられるように、その救急キット、その安心カードがそういったようなことを取り持つ縁になるというのもあるかと思しますので、先ほど申し上げましたが、どうも費用もさほどかからない、そういったような中で、早くに取り入れられるように協議を進めたいと思います。

前にご提案をいただいた子育て広場が昨年8月からだったでしょうか、開所して以来、2月くらいで1,000人を超えたというようなこともございました。こういったご提案をいただけるということは非常にありがたいことで、この場をかりて御礼を申し上げます。

さて、先ほど、私どもの答弁では、気になる子供というような表現をさせていただきました。こだわりを持つお子さん、個性が非常に強いお子さんという中で考えますと、エジソンが子供のころは非常に何やらそういうこだわりを持って、気になる子供だったということを知った覚えもございます。こだわりを持つことによって、それがうまく発達していったということが発明王になるというような個性だったのかなというようにも思しますので、そういった子供さん方、やはり一人一人とうまく接した中で、個性を伸ばしていけるようなことを教育委員会ともども、そして学校の現場、そういったところをもう一度よく、そういった方々と協議した中でやっていくというのが重要だということを思いましたので、もう一度教育長、教育課長等々と相談した中で、どうやったらいいのか考えていきたいと思えます。

文化活動のことでございます。久しぶりに青年団活動という言葉を知り、私は、今でもこの青年団という組織ができれば素晴らしいことになるなというように思います。今が50歳くらいの方までというくらいでしょうか。この青年団活動を通じて結婚されたというカップルは、この町の中でかなりの数もいるのではないかと、そのようにも思っています。このあたり、どのような仕掛けをすれば、その青年団活動ができるのか、それについても何かみんなと一緒に考えていきたいというように常々考えております。

先ほど、オカリナグループを立ち上げていただいた。やっぱり合併の町の一体感の醸成ということもでございます。そして、原材料支給という制度が東の中で、地域の気持ち盛り上がり、そんな中でやっていただけた、そして自信を持っていただけたというのは、やはりこれは文化活動の中でも、団体の気持ち、その強い気持ちという、一つの構成するメンバーというものの方々の気持ちというのは大事で、本当にさまざまな団体があって、活躍をしてくださっているというのは、非常にありがたいことだと思います。

スポーツ吹き矢というの、私もちょっとやってみましたが、結構難しいことでありまし

て、昨年からでき上がったんでしょうか、ちょっとよくわかってはいませんが、そういった文化団体の広報、文化協会の何やらの広報の中にあるようには思いましたが、町としても、そういったことを別な形で支援していく、そういった中で、広報で団員、クラブ員を募集というようなことも考えていきたいと思います。前に一度、いわびつ連だったでしょうか、広報に載せて連員を募集をしたいということで、2年、3年ほど前に広報に載せたのを見たことがございました。やはり、町の方たち全般にこういった文化団体、文化活動をしてくださっている団体があるんだということも、まだまだ浸透していないと思います。一度、そういった一覧表、そういったようなもので皆さんに告知をさせていただくのはいいことだなと思って進めていきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

発達障害なんですけど、先ほど研修もやってありますとおっしゃいましたけれども、この間、アスペルガー、本人の話を聞いたんで、その方は男性なんですけど、今、前橋国際大学に行っていて、そして、県立図書館とかのボランティア、整理のボランティアをしながら社会生活、社会に出て、人とのコミュニケーションが上手にできるようにということ、自分でそういうところへ飛び込んでやっていますということ、話を聞きました。

研修ということで、向こうから来るのを待つだけではなくて、そういう本人、家族がお話する機会はとてもあると思います。県のほうでも、広報には出すようにしますということだったり、今回の県議会で言っていましたので、担当者、家族、親御さんと、そういうところへ聞きに行くことも大切なんではないかと思いました。

今、町長がおっしゃったこと、19年6月に私が子育て広場と絵本、ブックスタートの一般質問をしましたときに、たしかお返事が、保健福祉課長だったと思うんですけども、子育て広場ということで、場所もないという、余りいいお返事ではなかったと記憶しております。今思えば1,000人も入っている。場所は、あそこのふれあいの郷の3階です。すごくわかりにくい場所なんです。それなのに1,000人も来ていると、この間行ってみたら、すごくにぎやかに、親子ともども、親御さんは知らないお母さんと話していたり、子供も喜んで飛び回っていましたけれども、こんなに喜んで使っただけなのが現実です。最初は、渋い顔をされていたのを記憶していますが、こうなりますので、私どもは、今の安心連絡メモであっても、こういうことであっても、町民の方々の声を吸い上げて、今こういうところで提案したり申し上げているものですから、やはり議員1人が言っていることではないので、よく

深くって、取り上げていただきたいと思っております。

以上です。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） ちょっと気になる、気になるような答弁だったということをおわびを申し上げます。いずれにいたしましても、さまざまな面で前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもいろいろご指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（一場明夫君） 以上で4番、青柳はるみ議員の質問を終わります。

須 崎 幸 一 君

議長（一場明夫君） 続いて、5番議員、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

5番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたしたいと思っております。

町が総合計画等の町づくりに基づき、さまざまな事業を進める上で必要なことは、まず財源の確保であると考えます。借金をしないで自主財源で賄えれば一番よいと思っておりますが、違うのが現実であると思っております。社会基盤の整備、生活環境の向上、産業の振興、保健・医療・福祉や教育・文化の充実、行財政改革の推進を図ることで住民が誇りを持って暮らす町づくりを目指すとして町の第1次総合計画では明記しております。その実現のために、たくさんの施策を講じていかなければならないと思っております。しかし、そのための必要な費用はどうするのでしょうか。町単独では、財源の確保は無理であります。国や県からの支援をもらいながらの財政運営がされているのが現状であります。

そんな中で、起債、いわゆる借金による財源で事業を進めることもあるわけでありまして。この起債について質問をさせていただきます。具体的に申し上げますと、合併特例債と過疎債についてであります。

合併特例債事業について、合併特例債を財源とすることができる条件は何か。合併特例債を財源として実施した4年間の主な事業実績は、その事業による効果として、どのようなことが上げられるのか、今後予定する事業は何なのか。

次に、過疎債事業についてでございます。これは東地区限定でございます。

事業実施に向けて、どのような過程を経たのか。事業の優先順位をどのように決定したのか。合併後の4年間に実施された主な事業内容は、後期過疎計画と実施された事業を比較した場合の違いをどう考えるのか。

以上のことについて質問をいたします。

議長（一場明夫君） 続いて答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 5番議員、須崎幸一議員からのご質問について答弁させていただきます。

まずは、合併特例債事業についてのご質問でございますが、合併特例債を財源とすることができる条件は、まず1つ目として、合併後の町づくりのための建設事業であります。具体的な要件は、旧町村間の一体性の確立や均衡ある発展に資するための公共施設整備事業で、合併後10年間に限り新町建設計画に基づいて行う事業でございます。

もう一つは、基金造成事業でございます。

これまでに合併特例債を活用した事業では、原町小学校校舎新築事業や原町小学校、坂上小学校のプール建設事業、原町小学校体育館の新築設計事業でございます。今後予定する事業といたしましては、平成22年度当初予算にも計上をいたしました原町小学校体育館建設事業のほかに、公債費負担適正化計画でお示しをしております統合中学校の校舎建設、統合給食調理場の建設、基金造成事業などがございます。

事業効果といたしましては、合併に伴う国からの財政支援措置を必要最小限の範囲で最大限に有効活用することができました。この結果、先ほど述べたように、老朽化した学校施設の建てかえ等により、子供たちに安全・安心な教育環境の整備を図ることができました。また、少子化対策としても、今後効率よく持続可能な行政運営ができるよう、この合併特例債を有効に活用していきたいと考えております。

続きまして、合併後の過疎債事業について答弁をいたします。

最初に、事業実施に向けての過程でございますが、平成12年4月に施行された過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる第4次過疎法に基づき、町では合併前の東村過疎地域自立促進計画を引き継ぐ形で、東吾妻町過疎地域自立促進計画を平成17年度に策定し、過疎地域の自立に向けて過疎対策事業を進めてきたところであります。

事業の優先順位については、旧東村地区の実情等を勘案し、必要度の高い事業を優先し実

施してまいりました。合併後の4年間に実施した主な事業内容は、小規模土地改良事業3カ所、林道舗装事業、道路改良事業、消防自動車購入事業、防災無線連携事業、浄化槽整備事業、国保診療所内視鏡システム事業がございます。

次に、後期過疎計画と実施された事業を比較した場合の違いをどう考えるかというご質問でございますが、現在の東吾妻町過疎計画は、最大限の優遇措置を受けられるよう計画策定を行いました。事業実施に当たっては、財政状況並びに旧東村地区の実情等を勘察し事業を実施してまいりましたが、結果的には計画と実施事業量に大きな差が生じております。計画では48億円、実施事業では10億円ということでございます。

これらにつきましては、国において第4次過疎法の6年間の期間延長等を初めとした過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案が可決、成立されましたので、当町においても、これまでの事業の精査、見直しを踏まえた上で、これから策定する新東吾妻町過疎地域自立促進計画に反映させ、計画の実現に向け努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 再質問をさせていただきます。

最初に、合併特例債事業についてでございますけれども、先ほどの町長の答弁によりますと、事業の実績についていろいろ、原町小学校等の説明をいただきましたけれども、これに関する事業費、全体的な事業費、今まで4年間ですか、町長、就任して以来4年間の間に使われた事業費等がわかりましたらご説明願いたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 原町小学校、坂上小学校プール等々の事業費ということでございますが、平成19年度原町小学校の新築事業で3億9,500万、20年度では、同じく原小の新築事業6億400万、そして坂上小学校のプールの建設で9,200万、そして原町小学校のプール設計で200万、平成21年度になりますと、原町小学校のプール建設で1億100万円、そして原町小学校の体育館の設計で770万円ということでございます。これで、ざっと合計事業費は12億円となります。

それに対しまして、起債額は8億1,000万ということになりまして、起債のときの一般財源は4,360万円でございます。そして、8億1,000万の借入金に対して、我が町が結果的に借入金返済の中で負担をする割合は3割でございますので、2億4,000万を負担すればよろしいと。この2億4,000万と、先ほどの一般財源の持ち出しが4,360万、約2億8,000万円の

自己負担ということで12億円の事業ができたという結果になるかと考えております。これを逆算をいたしますと、12億円の23%くらいの負担ということで考えております。

議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 今の答弁を聞きますと、旧吾妻町に集中しているということが理解できるんですが、なぜこのような偏った結果になったのか、この点について、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） この原町小学校の新築事業に、当初、合併特例債が適用になるかどうかということでありました。先ほど申し上げたように、合併特例債が、旧町村間の一体性の確立、均衡ある発展に資するためということに該当いたしまして、旧東地区の小学校、そして中学校等におかれましては、新築がなっておりまして、安心・安全な学校になっていると。それと比べまして、原町の小学校は危険な建物とまで考えてよろしいのでしょうか、ちょっと、古い建物ということでしたので、合併特例債の適用になった。そして、小学校のプールにつきましては、坂上、原町についても使用が不可能という状況だったもの、それを東地区と比して一体感、均衡ある発展という中で合併特例債の適用ということがありましたので、このように非常に有利な起債ができたということで、これは合併効果ということの一番大きなものと考えております。ですので、東地区では既に整理をされているということがございますので、東地区に対するこの合併特例債の適用というのは、今現在ないわけでございます。

議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） そうしますと、結果的に、この町村合併を旧東村と旧吾妻町がして、この合併特例債を使ってかなりの分で旧吾妻町においてはインフラ整備が進んだというふうに、かなり合併した効果が出たというふうに町長認識しているというふうに考えます。しかし、これが、この先どのような形でこの町にかぶさってくるのかと。起債でございますので、今説明の中で2億数千万というふうな形が言われましたけれども、確実に返済をしていかなければならないことが言えると思います。

この町では、実質公債費比率が18%を超えていますんで、そういった意味の中で県に対して公債費の負担適正化計画ですか、これを策定する中で、この起債事業における実質公債費の比率を引き上げた主な原因であるというふうに分析をしているわけでございますので、その辺の絡みが、これからどういうふうになってくるのかということも心配されます。

それと、次に、過疎債事業について質問をさせていただきますけれども、東地区限定である後期過疎計画の中で、この過疎事業も今年度で終了します。先ほど、町長の答弁の中で、また継続的にこの過疎が適用になると。今度は東限定ではなく、全町的という答弁がございましたけれども、この過疎債事業は、実際には平成18年6月の定例議会ですか、町長が就任して最初の定例議会だと思いますが、そのときに改めて過疎地域の自立促進計画というものが出されたというふうに思っております。東村時代に、17年度からの策定をして実施をしてきたところですが、実際の実施事業を見ますと、計画とはかなりかけ離れたもので終わってしまったということがあります。

そういったところから、東地区の住民からしますと、私だけではなく、当初の期待感がそがれてしまったというふうな気がいたしますので、先ほども申しましたけれども、今後について、過疎債の期間延長が全町的というふうな中で、どうか、町長の答弁の中では過去の過疎計画も踏まえてということでありましたけれども、それだけではなくて、私は、住民参加の中で計画決定をしていただきたいというふうに思っております。

町長、どのように考えるかお聞きをいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの答弁、もう一つだけ追加をさせていただきます。

なぜ、東地域で合併特例債が使用されなかったか。それは過疎債がございまして、過疎債は全額補助裏であろうと全額であろうと過疎債が使えます。その3割負担ということがございます。合併特例債については事業費の95%、その3割負担という形で、5%はその段階でまず一般財源を持ち出さなければいけない。どちらかという過疎債のほうが有利という結果になるかと思っておりますので、特例債というものは、過疎債と比べると、まだ過疎債のほうが率はよろしいんではないかと考えております。

それで、次の答弁に移りますが、先ほど申し上げました48億円の東吾妻町過疎計画がありました。そして、先ほど申し上げた10億3,300万なんです、これは平成17年度も入っております。そして、平成17年度が東吾妻町の過疎計画に入っておるとするのは、17年度に5日間東吾妻町がございまして、そのときの決算という形で過疎債を計上しているということになります。その中では、岡崎の公民館、新巻の公民館等々、それから有線テレビジョン放送というものの、今の光ケーブルですね、そういったものがいろいろありまして、コミュニティーバスの購入等々もございまして、そういった中で利用をされておりました。そして、平成18年以降の過疎事業ということであると、事業費の合計は1億7,650万、そして過疎債は1億

1,100万円ということになります。その中で、0.3、3,351万と、それと、この事業におきましても、交付金、それから補助金等々がございますので、やはり一般財源の持ち出しは非常に少なく、トータル考えますと、3,840万くらいの負担で済むのではないかと、将来に向かって。ですので、結局我々の支払いは22%くらいに抑えられるというように考えてはおります。

そしてこの48億円の事業を、この4年間の中で計画どおりにすべてを行った場合となりますと、これは、もう財政健全化団体に陥るくらいの借入金過多の町になってしまうのではないかと考えてはおります。ですので、過疎計画というものの中には、いろいろな事業全般についてを盛り込んでおいた中で、緊急的な必要な事業というのがあった場合でも、過疎債に適用ができるように大きなパイの中で考えておくということが、この東吾妻町の過疎計画の中でご説明をしておると思います。

すべてをやるのでなく、実施計画に基づいた中でさせていただくということでありますので、その額の多寡というものにつきましては、まだこれから先も当然ながら計画の中にあるので、必要なところには必要な事業をやっていくということになるかと思っておりますので、ご期待くださいとまでは申し上げられませんが、必要なものは必要、そのように考えておりますので、皆様方のお考え方も、そういう形でとらえていただければありがたいと思います。

議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 合併特例債事業、東地区のほうでは、そういった事業はしない。そのかわりに過疎債事業で、そちらのほうは財政的にも有利だというふうなことのご説明でございましたけれども、合併をしなくても、東地区においては、この過疎債事業はできますよね、実際に。ですから、今、私申し上げたのは、この合併をして合併特例債を使えると。その効果を十二分に発揮できたのは旧吾妻町だ、合併の効果が出たんだというふうに私は、この起債の関係で認識しておるんですけれども、町長、その辺はどうでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） はい、これは、吾妻にも合併効果は出ておりますし、東地区にも、当然ながら合併効果は出ておると。実質公債費比率であるとか、そういったような中の問題というのを、まず全般的な中で費用負担が少なくなったということは、全体に広がっているわけです。そして、総体的な借入金というものも少なくなると。そういったことで、どちらにおいても財政効果は出ておるというように考えております。

合併をしたからこそ、地方交付税の優遇措置もございましたし、それぞれが合併特例債というものを使えると。例えば、これが東地区に過疎計画が適用になっていないとすれば、何

がしかの合併特例債というものもあったのではないかと考えられます。

議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 私が申し上げたかったのは、私が今一般質問している合併特例債事業についてのことでございます。これを使って、最もインフラ整備が順調に進んだのは旧吾妻町ですよねと。旧東村においては、過疎債事業でもって賄ったというふうなことを私は認識しているものですから、その辺をしっかりと町長も認識いただいているのかなというふうに思ったもので、何回も質問させていただきました。

ですから、過疎債事業については、東村が合併をしなくても使えたわけですが、この事業において。ということでございますので、そのように認識をしていただければありがたいなと思います。

それから、実施計画の中で、過疎債事業でございますけれども、必要なところに必要な事業を行うということで、今年度で後期過疎計画に基づいた事業は全部終了ということでございますけれども、先ほど、総事業費見直しの中で48億という、その中で実際に、町長が就任してからお使いになったのは1億1,000万ですか、今の説明ですと、4年間で。ですから……

（「7,000万」と呼ぶ者あり）

5番（須崎幸一君） 7,000万ですか、失礼しました。そんな中で、平成17年度、合併をする前年ですか、平成17年4月1日から平成18年3月26日までの間には、かなりの事業を後期過疎計画の中で旧東村においては行ったということで私は思っておるんですけれども。ですから、合併をした後については、この過疎債事業については、合併特例債事業に比べれば少なかったような気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの質問の答弁を、まずさせていただきます。

インフラ整備については、合併により合併特例債が使えることによって、吾妻地区の整備は進んだということは十分に感じております。ただ、全体の財政という形であると、どちらにも効果はあるのではないかという表現でございました。

それで、先ほどの過疎の件でございますが、平成17年度が8億7,000万円の借入金ということになります。この8億7,000万の中に、岡崎公民館が4,000万、新巻公民館3,500万等がございます。診療所が1,700万、それと、やはり大きいのが、先ほど申し上げた有線テレビジョン放送5億3,000万ということになります。そういった中で、17年度の借入金という

のがかなりの金額になっておりましたので、実質公債費比率が、その翌年から発表されるようになってきた。そういったところで、18%を超えていた、そして、公債費負担適正化計画を作成せざるを得ない段階になっておるということで、その辺は過疎債、合併特例債も含めて慎重に使わざるを得なかったということではございます。ただ、今現在の公債費比率、単年度でいいますと、18.1だったと思います。正確な数字かどうかはわかりません。3年間を平均した実質公債費比率は18.5でございますが、平成22年には17.幾つかになります。そして、23年度のところでは18を切ります。そうしますと、起債制限という、そういったようなことは全くなくなりますので、そういった中で、まずは基金造成事業であるとか、10億円ですね、9億9,000万、そういったものも含めて計画をしていけると思います。

それと、この過疎債の過疎計画という過疎法ですね、この過疎法については、いつも、民主党も自民党も公明党もいろいろな政党がございまして、そういった中でも、いつも満場一致で過疎法は決まっていたということもございまして、まだこの先も継続をできるのではないか、そのような考えも頭の隅にはございます。いずれにしても、借金は借金でございます。しっかりとした計画を立てて、優先順位を決めてやっていきたいと考えています。

議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 最後に申し上げますけれども、この町の借金体質から脱却を図っていただき、健全な財政支援を行って、総合計画に基づいて事業をこれからも展開していただきたいというふうに思います。

起債、いわゆる借金でございますけれども、ふえれば住民負担も多くなるわけでございますので、そのバランスを考慮して、起債事業をどのように行うのか、これから執行部の手腕が試されるのではないかなというふうに思っております。

また、私は、住民参加の町づくりこそ、この町が活性化する原点であるというふうに常々思っております。そうしたことを念頭に入れて、これから行政執行されることを期待をいたしまして質問を終わります。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 合併効果による余裕財源というものを、やはり繰上償還に回していく。22年度の当初予算では3億円を、まずは予定をしました。そういったことを計画的に繰上償還をしていくことで、借入金の残高は減らしていくことができると思います。

それで、あとは、先ほどの答弁でちょっと漏らしてしまったんですが、住民参加で過疎計画を決めていくというのも非常に有効な手段だろうと思っております。そもそもが総合計画

においても住民の参加をもって、最後の策定をしていただきました。今度は、当初段階、素案をつくった段階で住民の方々に参加していただいて策定をしていく、そういったような手法も考えられると思いますので、十分に検討した中で計画を策定する、そのように考えております。これからもご指導をよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（一場明夫君） 以上で5番、須崎幸一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時とします。

（午後 零時04分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

金 澤 敏 君

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

3番（金澤 敏君） では、通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。

都市計画は、駅北地区においてはそれなりに進んでいますが、それでも、いまだ完成に至ってはいない状況だと認識しております。

ところで、吾妻川を挟んだ川戸地区、この地区の都市計画、用途地域指定の進捗状況はいかがでしょうか。

川戸地区の住民の声は、20年前の計画に今でも翻弄されていると聞いております。計画が始まってからの経過を調べましたが、時間がたち過ぎて、さまざまな方の記憶が定かでない、そのようなことが現状として聞こえてきます。駅北はそれなりに進んでいますが、川戸地区は全くといっていいほど進んでいないのが現状だと思いますが、町は、このような現状に対していかなる認識を持っているのか伺いたいと思います。

そもそもこの事業は、国の方針で地方公共団体に大型公共事業をさせる政策の一環の計画だとは思いますが。計画当初はバブル経済で、そのもとの計画が今でも脈々と生き続け、現下の不況下でも、駅北、多少の計画見直しを行いながらも進んでいます。では、そのバブルがはじけた後の経済悪化の中で、今までにどのような視点、観点から計画の見直しを行ったのか、どんな事例があったのかを伺いたいと思います。

川戸地区に関しては、最初の計画が示された当初は保育園の入り口から16メートル道の開通と仮称吾妻大橋の建設、そして川戸と金井の一部の都市計画に絡む地域の公共下水道整備案が示されたと聞いています。該当地域の住民は、計画を受け入れるのを、自身のためというより、町のため、地域住民全体のインフラ整備の向上のために仕方なしに、やむなく計画を受け入れたと、行ったと言っております。しかし、その後どうでしょうか。何が実現できたのでしょうか。20年たつ今も何も実現していないというのが現状だと思います。公共下水道に関しては、これ以上先延ばしをしても計画を遂行できないと判断して、一昨年に合併浄化槽への変更を住民に示し、昨年3月に変更が決まったとのこと。

さて、具体的に伺ってまいります。

駅北は、何度目かの見直しにより現在の形になったと認識していますが、では、川戸地域の見直しは、今までどのように行われてきたのか伺います。

これは、地域住民が20年間、公共下水道や道路建設の行方を、いつ始まるのかと見守っている間に、家の増改築などを控えていて、床が抜けて仕方なく改築した方の声も聞いております。方向性がはっきりしないため、息子は別の場所に土地を求め移り住んでしまい、70歳を過ぎた老夫婦だけで暮らしている家族の話も聞きます。なまじっか都市計画の線引きの中に組み込まれてしまったゆえ、地域全体が元気がなくなり衰退を招いている。この地域は死んだも同然と発言する業者もいるのが実情です。これは全くハッ場問題と、住民を苦しめているという点では重なるのではないのでしょうか。

2点目は、地域住民が不利益をこうむっている第1種住居地域指定の解除は考える考えがあるか、このことについて伺います。

建設課にこの辺のことを尋ねると、指定によってデメリットを受ける人もいれば、メリットも受ける人もいるはずだとの答えがありました。では、町当局は、第1種住居地域指定を外すことでどのようなデメリットが発生するのか、町の考え得限りの答えを出していただきたいと思います。それをもって地域住民を説得すべきではないのでしょうか。20年近くなしのつづてで置かれた住民に対する姿勢を今示すべきだと考えますが、そのような説明会を

行うような考えがあるかを伺いたと思います。

3点目です。

指定解除を行うに当たり、どのような手順が必要なのか。都市計画審議会にかけ、審議結果が解除の方向性が示されなければいけないという認識はしていますが、そのような5年に1回行われる見直しを行わなくてはいけないのでしょうか。これは仮定の話になりますが、見直しがなされ、指定解除の方向性が示された後の町の行う手順の進め方を伺いたと思います。これは、あくまで仮定の話としてお答え願いたと思います。

4点目です。

にわかに仮称吾妻大橋の建設と保育所から橋をつなぐ県道建設を進める考えを打ち出していますが、今、不信感を町に対して募らせている住民の同意を今後得るのは困難と考えますが、そのことに関してどのような方向性や態度で臨むのか、その点も伺いたと思います。

5点目、今後、川戸地区の都市計画についての意見を聞くために地域アンケートなどを行う考えはあるか伺います。

国交省は、ハツ場ダム湖面1号橋でアンケートをとって、結果がきょうの新聞報道としてあらわれています。このように、しっかりと地域住民の声を聞くという姿勢が大切だと思います。

以上の点について、町長のお答えをいただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 3番議員、金澤議員の一般質問に対して答弁をさせていただきます。

ただ、通告書の内容と多少違うところがあったように思いますので、通告書に基づきまして答弁をさせていただきます。

まずは、質問3の解除を行う法的な手順について、説明を一番先にさせていただきます。

これは、決定された地域の変更でありますから、地域住民全体の皆さんが将来をまず考ええていただき、その後町は検討会等を立ち上げ、意見集約を行い、まず素案の作成を行います。素案による住民の意見を反映させるため、都市計画法第16条による住民説明会、公聴会を開催いたします。

次に、都市計画の案の公告を行い縦覧に供します。ここで、法第17条により、住民及び利

害関係人は案について意見書を提出することができます。そして、法第19条による町の審議会において審議をし、その後県知事の同意を得ます。最後に、法第20条による都市計画決定の告示を行い縦覧に供します。これが法的な手順でございます。

金澤議員には、先般、川戸地区公共下水道の区域除外変更で住民説明会に同席をしていただき、その後、先ほどの手順により決定された経緯は十分にご承知のこととっております。都市計画の用途地域決定も、当然先ほどの手順を踏み、住民の総意で決定されたことであるとの認識をまず持っていただきたいと思います。

質問1のなぜ業者を立ち行かなくなさせるような枠をはめたのかであります。町がそのような考えで枠をはめることはありませんので、ご理解をよろしく願いいたします。

川戸地区の一部を都市計画に組み入れた基本的認識についてであります。都市計画法第5条の要件を満たし、将来を展望した計画的な町の整備が図られることを利点に、昭和55年に都市計画区域の決定、指定を行い、川戸地区において工場誘致や生活圏域の拡大、良好な都市環境を具現するために節度ある有効な土地利用と必要な都市施設の整備、開発事業を行い、一体の都市として総合的に開発し、整備し、保全することを目的として、平成元年に用途地域の指定を行っております。

決定当時の平成元年3月に行った用途地域原案地元説明会で、用途地域はどうして決定するのかを説明しております。その中で、用途地域を定めないと人口や産業が集中し、さまざまな活動が行われる都市では、ほうっておくと、いろいろな用途や形態の建物が無秩序に混在し、その結果、騒音、悪臭、日照妨害などにより生活環境が悪化するばかりでなく、生産、交通、レクリエーションなどの都市の機能が混乱し、住みにくく不便な町になってしまうため、用途地域設定を行いたいと説明しております。

そして、用途地域を定める基準は、都市計画法第13条第1項第2号に基本的方針が規定されておりますが、それを受けて昭和47年4月28日付都市局長通達の用途地域に関する都市計画の決定基準で、都市のどのような地域がどのような用途地域に指定されるべきかについての一般的原則があり、この基準に基づいて群馬県と調整し、当時用途地域が定められたようであります。当時としても、町の未来、地域の将来を考え、また、住民の意見を十分取り入れ、平成元年に用途地域を定め、現在に至っていると認識しております。

続きまして、質問2、第1種住居地域の指定の解除についてであります。最初にご説明をしたように、さまざまな手続を経た上で用途地域の指定をしており、住民の方々の考えも十分に反映されているはずですので、いきなり解除しますとは言えません。

第1種住居地域指定につきまして、用途地域設定後、居住者が全体としてどのように不利益をこうむっているかは把握できておりませんが、第1種住居地域に住んでいる全体の意見として用途地域解除の要求があれば、当然町としても都市計画変更を視野に入れ、対応していかなければならないと思います。

しかし、用途地域解除につきましては、解除することで工場などは建設できますが、結果、騒音や悪臭、日照妨害などで生活環境が悪化するおそれもあり、また、いろいろな建物が混在してしまい、住みにくく不便な町になってしまうこともあり得ます。しかし、現在、工場等を持っている方については、工場の拡大等ができるようになり、そういう方にはメリットがあると考えます。金澤議員の言われる指定解除につきましては、確かに20数年前からの状況と現在の状況は変化しておりますが、個々の意見があったから一方的に変更とは、なかなかできないと考えております。

いずれにいたしましても、第1種住居地域指定に住まわれている方全体のご意見や、これからの地域や町の将来を考え、検討し、都市計画変更につきましては慎重に進めてまいりますが、現在の機運として、住民みずからで検討し、町づくりに積極的に参加しようとする動きが広がりつつある中で、町としても、地域住民と協働で川戸地域の実情やニーズに適した町づくり、都市計画を展開していくことが大切であると考えております。

金澤議員には、地元の議員として意見集約や住民協働のリーダーシップをとっていただけるようお願いをいたします。

また、5年ごとに行う都市計画基礎調査の結果に基づき、土地利用の現況や動向と合わなくなった場合は、総括的に変更を行う場合がございます。

次に、質問4の川戸地区住民の不信感から地権者同意は難しいのではとのことでありますが、現在街路事業として進めている原町駅南口線は、右肩上がりの経済情勢の中、計画された町のシンボリックな橋から、時代に合った機能を重視し、コスト縮減を考えた橋に都市計画道路変更の進捗を進めておるところですが、町の将来を考えた中で、学校に通学する方や病院、JRを利用する方、商店を利用する方々、高齢者などが安心して安全に通行できる道路及び橋梁の必要性があると考え、事業を進めております。これからの町の将来のためにも、住民の方、また地権者の方のご理解及びご協力をいただき事業を進めてまいります。地元議員の方々にも、ぜひともご協力をお願いをいたします。今回の変更が決定された後につきましては、ご理解をいただけるように一生懸命対応していきたいと考えております。

最後に、質問5のアンケートについてでございますが、少子高齢化社会の到来、経済のグ

ローバル化、高度情報化などに伴い都市計画においても、成熟した都市型社会のあり方を考えていかなければならない時期に来ております。そのような中でも、公共事業については地域の環境に配慮しつつ、住民の参画と協働を得ながら必要な事業は着実に進めていく必要があると同時に、より透明性の高い効率的な事業の推進を図る必要がありますので、住民説明会の開催、住民アンケートなど住民の声を反映することが重要だと考えております。ただ、先ほど申し上げたとおり、個人的な意見があったから、すぐアンケートとは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

しかし、川戸地区一部指定地域の住民の皆様方が、今後変更に向けての将来展望を住民全体の意見として積極的に検討していただく環境を整えれば、変更も検討していかねばならないと考えております。なお、既決の都市計画道路をこのまますべて存続させると、土地利用の制限を長期にわたり不要にかけ続けることとなり、同時に、効率的な道路整備プログラム策定の支障となりかねないといった問題がございます。今年度、街路事業原町駅南口線の見直しを行ったところでありますが、これが都市計画変更のスタートであり、今後についても都市計画道路の見直しを順次行っていく考えであります。

あわせて、用途地域についても、土地利用状況の変化に応じ、適切な用途地域に見直し、変更を行っていく考えであります。今後におきましても、よりよい都市計画のためご助言、ご協力をお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、答弁といたします。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 今いろいろお答えいただいたんですけども、法的手順として説明を受けて、地域住民の総意だということが語られていました。こういう法的手順に対して、こういう手順を行えば用途地域指定等解除できますよというようなことを地域住民に説明したとか、一番最初の都市計画、川戸地域が入るというときに説明してあるのかどうか、その辺ちょっと伺いたいんですけども。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 詳しいところはわかっておりません。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 最後のほうで、一番最後になりましたけれども、駅南の道路変更が、これがスタートであって、これから都市計画について、またしっかりと見直していくんだというような発言がありました。川戸地域については20年たっても何も進んでないというところ

るで、はい、これからまたスタートですよと言われても、地域住民の今までずっと都市計画、地域指定によってこうむってきた不利益、その辺のことをどれだけ考えているのかちょっとわからないんですけれども、この20年間近く、何をなさっていたのか。特にこの川戸地域の都市計画について、その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、川戸地区に関係をする都市計画というのが原町駅南口線であります。まずは、その原町駅南口線を早くに完成をさせる、それがまず一番先の仕事だという認識であります。これがなかなか遅々として進みません。

以上のような状況です。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） ということは、駅の南口線ですか、これは当然仮称吾妻大橋とかかわってきます。じゃこの橋はいつごろ完成を考えているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 平成25年度ということで、以前にもご説明を申し上げていると思います。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） それは説明を受けています。受けていますけれども、そのように本当に計画が25年に進むかどうかをちょっとお聞きしたかったわけです。それはなぜかというと、今までの計画は、順調に進んできたとはとても思えない。今後も、本当に進められるのか、その辺の認識を伺いたかったわけです。それをもう一度お答えください。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今のスケジュールで大体いけると思います。ただ、地権者の対応というものが決してスムーズにいつているわけじゃございません。今年度も大分繰越明許をさせていただいておりますが、このあたりのところにもうちょっと力を入れれないといけない。結果的に地権者の方々のご理解をいただかないといけないというふうなところは残っておりますが、25年度目指して一生懸命やっているわけでありませう。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 本当に、これから見直しもスタートをしていくんだというような最後に発言がありました。そして、25年度には橋の完成だという、今発言がありました。どっち

かということ、もう地域住民としては、不信感のほうが強いもんですから、じゃ25年に完成しました、橋が完成しました。では今の保育園にあるところからリンテック、その橋につながる県道をつくるというような話は聞いていますけれども、それに関して、また用地交渉等を行っていかなくちゃいけなければと思いますけれども、町当局としてはどのくらいの計画性を持って完成を目指しているのでしょうか、その県道に関してです。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今のところ、県道部分については県が直接的に工事をするものですから、予算等々のものはわかっておりません。ただ、当初の予定では、南口線の橋ができ上がると同時に工事を始めて、一緒くらいにかぎの手になっているところを開通させたいという、そういった考えでおると聞いております。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） それでは、25年度に県道も開通すると判断してよろしいのでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） そう申しておりません。橋ができ上がって、そこから県道をやっ飛ばしていきましょうということです。ですので、県道部分、保育所のほうが県ですね、それでこちらが県と町でやっていくという、そういった形で、橋をまずつくった後、道にいこうということです。それが3年なのか5年なのかということだと思います。だから、いずれにしても、まずは橋というものを完成をさせないといけないのではないかと、このように考えております。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） どうも25年に橋をというような話、その後、道、でも保育園のほうから来るのもうちょっとおくれるという話で、まだ、基本的にはもう10年もかかってしまうような計画として判断してよろしいのでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私からはお答えできません。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） はい、わかりました。

これ以上聞いても、きっと答えが出ないと思いますので、このことに関してはやめておきますけれども、町長、私の第1質問に対しての個人からの意見に対しては外れないんだよというような言い方をなさって、それは重々わかっておるんですけれども、私が川戸地域の方

にいろいろ聞いてみると、大方の人の意見がそういうことになっています。ただ、確かにその地域の方が集まって総会等を開いて、その中で、本当に今一番最初におっしゃったように、法的手続になる地域住民からの総意をもって変更していくんだというようなことなんですけれども、本当に一部の人間だけが言っている問題ではないということだけはしっかりと認識してもらいたいと思います。

本当に長い時間、何の計画も進まない。見直しをしているのかどうかもわからない。というか見直しなんかしてないんじゃないかということも聞かれます。何のためにおれたちが都市計画の中の用途地域指定にされてしまったのか、それすらも 町長の説明では、ちゃんと説明会を開いて納得してもらったんだというような発言だったんですけども、地域住民は、そういう認識にはなっていないんですね。私も、用途地域指定の地域に住んでいないから、ちょっとはっきりどういう経過でというのがわからないんですけども、どのような説明会を開いて、その地域の人たちに納得してもらったのか。それにはきっと膨大なエネルギーが必要だったと思うんですけども、その資料等はしっかり残っているんだと思うんですけども、どんな資料が残っていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 資料としては、レジュメであるとかということを説明するとか、そういう文書としては残っておりますが、会議録というような形で、ご意見をいただいたとか、そういったような箇条書きではあると思いますが、全文の会議録ではございませんので、その内容については箇条書きの行間でどのように説明したかということまではわかっておりません。ただ、一般的な中で、それは建設課のほうで調査していただければ、十分におわかりいただけると思います。

それで、先ほどの地元の方々はそのような認識がないということでございます。それはやっぱり地元の議員として、そのあたりのところをご説明をいただけないか、そうやってご説明をしていただいた中で、どちらに行こうか、そういったようなことも皆さんと協議をし、そしてどういう運動につなげていこうかというようなことを考えていただくのが、一番町にとってはありがたいわけです。町は、だから、先ほど二、三人だか10人だかわかりません。ただ、それによって、町が解除の方向で動こうというように一気にはいかないということだけは認識をお願いできますでしょうか。それで、その辺のところアンケートという手法だけで、アンケートをとる前の情報をどれだけ皆さんに持っていただくかということ。これは外したほうがいいのか、外さないほうがいいのかということだけでやったら、外し

たほうがいいというだけの話になります、きっと。でも、それは、やってはいけないことだと思います。ですから、情報を十分に、右の情報も左の情報も十分に持っていただいた中で、さてどっちを皆さん選びますか、そういったようなことを皆さんでやっていただけるとありがたいなと思います。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） ですから、そのようなことを考えて、私の今の、通告用紙では番号が何かちょっと変わったみたいですがけれども、2番目に言いましたように、第1種住居地域指定を外すことで、デメリット、メリットがあるということを聞いていますけれども、そのデメリットはどんなことを町は考えているのか。町長は、工場等できて、環境が悪くなった、騒音がひどくなるかもしれない、あと建物の形がいろいろ、まちまち、余りにもそれが統一とれてないというような表現しました。それだけなんですか、デメリットって。それで、地域の住民に対して説得するだけの答えとは、私はちょっと思えないんですけれども、もう一度その辺のことをお答え願いたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 基本的なところは、そんなことだと思っています。

ちょっと資料が出てまいりましたんで、先ほどのお答えになるかと思うんで、読み上げさせてもらいますが、決定前の説明会で、既存する工場などの関係の方には、決定前であれば、例えば工場の電気容量、設備の増大等可能であります。決定後につきましては規制対象になり、拡充などができなくなる内容も当時説明させていただいておるようですということ、ようです、ですので、そういった中で住民の方々にはご理解をいただけたということと、法的な手順を通じてという、ちょっと私としても自分で言うのが嫌なんですけれども、そのような手順は一つ一つを踏んでやっておるようです。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） ということは、今さら地域住民が、当局としてはしっかり説明したんだっし、そこで納得したんだから判こを打ったんだろというようなことで、地域住民が悪いという表現は申しわけないんですけれども、悪いというんじゃなくて、もうあんたら納得したんだろということに聞こえてしまうんですけれども、これは余りにも私のうがった見方でありましょか、どうでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） その当時はということになるかと思いますがね。時代が変わったとい

うことも、それはあります。ですから、リーダーシップをとって、その中で新しい方向を模索していただくということがあれば、それは町も十分に対応しますよということです。ただ、この決定の中で、本当にこれを、第1種住居地域指定でなければいけないのか、ほかのところには何にするのか、そういったことまでは私は、まだ細かい知識は持ち合わせていません。ただ、法的な手順を踏めば変えることはできる。じゃ何に変えるのか、そういったようなことも十分にこれから検討していけばよろしいのではないかと考えていますけれども。

議員の質問の中では、どうも第1種住居指定がいけないというように聞かれているようにというか、ちょっと思ってしまうわけです。だから、そういったことでなく、何にどのように、今後どうしたらいいのか、それを全体を考えるとという作業も、それでよろしいのかと思います。せっかくですから、この地域の住民の方々にとって一番いいものは何か、そういったようなことを皆さんの意見を拾い上げて、吸い上げてくださった中で町にご協力をいただければありがたいと思います。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 本当に、今、後ろのほうからちらっと何か声がしたんですけれども、私は、確かに地域の議員という立場でもありますけれども、あなた方は町を運営する執行部なわけですよね。こちらの議員は、ただ単に地域住民の声を聞く、それをつなげるという仕事も、本来の仕事ではないんですけれども、あります。でも、町を動かしていくのは執行部ですよね。何かちょっとそれを議員のほうに振ってくるというのは、ちょっと筋が違うんじゃないかなと思うんですけれども、その点はちょっともう一回お聞かせ願いたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） それは議員の仕事ではないと言われれば、それまでかもしれません。ただ、外野席ではないですよね。どこのポジションから、それはわかりませんが、ですから、そういった中でお互いに協力してやるのが当たり前だと、単なる評論、批評というような形だけでなく、一緒になって考えてくださいということを先ほどから私は申し上げているつもりです。ですから、それは一生懸命私どもも、そういう声が1人でもあるといえ、その1人を何とか納得をしていただくためだけにでも、1日でも2日でも時間は割くんです。先ほどは、全体の総意とまでは申し上げました。でも1人で、1人嫌な人、嫌だと考えた人、これが嫌だと考えた人に対しても、これはこういうわけだから、これで我慢してくださいということにするか、さもなくば、これはじゃやめにしましょうというのか、それとも現状の上

で、どうしてもだめなんですよというのをご理解いただくであるとか、そういった作業は町の職員一生懸命今やっているわけですよ。地権者交渉なんていうのは、まさにそのとおりだと思います。嫌なことを何とか理解していただいてやるわけですから。ですから、そういったところの一人一人の考えというものもそれぞれおありでしょう。そういったのをまとめて、やはり区長さん、区長会長さんとかという1年任期の方々ではなかなかまとめ上げる作業まではいかない。それを4年という任期の中で、お互いに協力をし合って、その人のため、その人たちのため、その地域のために動いていくという考えはいかがでしょうかというように申し上げています。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） おっしゃることはわかります。ただ、ただなんて言うともた反論するとか言われてしまうかもしれませんけれども、地域住民の声がなかなかこの執行部側に伝わらないのではないかと。伝わったとしても、動きが悪いんじゃないかと。その辺をもう少ししっかりと考えてほしいなと思うんですよ。もう20年近く、川戸地区の住民が一番最初におっしゃった言葉を私言いましたけれども、もう翻弄されているんだと。あとは、この地域は死んだも同然だというような声も出てきているということをやっぱり真摯に受けとめてもらいたいと思うんですよ。あんな、総意がなければだめだし、あと説明会はちゃんと開いて説明しているんだからと、そんな聞く耳を持たぬような発言は 発言じゃない、すみません、そういう住民のほうがおかしいんだみたいな言い方をされるんじゃないかと、やっぱり一つの意見を真摯に受けとめて、議員かもしれないですし、町長かもしれないですけども、そこへちゃんとつなげて、その地域の住民の意見を聞くというような、その態度が必要じゃないかなと思うんですけども、その点に関して、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） いつでも、それを聞く準備は整えておりますし、説明会等々も、違った公共下水の説明会であるとか、南口線の道路変更であるとかというところの意見もございしますが、その辺のところからもう一歩進んだ中で、きょうは公共下水だよ、きょうは南口線だよみたいな感じのところがあったのかもしれませんが。ですので、ちょっとそういったところも総合的にもう一回見直すためにも、いろんなご意見を建設課のほうと協議をしていただければありがたいと思います。建設課長、十分聞く準備もございしますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） はい、わかりました。

もうこれ以上この問題を追及しても、大体答えは同じかなと思うんで、最後にしますけれども、今さっき町長もおっしゃいましたけれども、公共下水を合併槽に変えるときに、地域住民から、この道の問題、県道の問題やら橋の問題が出たときに、これはもう本当に公共下水を合併槽に変えるだけなんだから、もう完全に切り離して考えてくれというような感じで言われて、住民は、言いたいことがいっぱいあったのに、それで矛をおさめてしまったみたいなことを見聞きしましたんで、きょうはこのような質問をさせていただきました。

本当にしっかりと見直すというようなスタートにしたいんだというような発言をいただきましたんで、私は、これで私の質問を終わりにしたいと思います。どうも。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、道路網の見直し、用途地域は、実は特には今まで考えてなかったですが、それも一緒に協議をさせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長（一場明夫君） 以上で3番、金澤敏議員の質問を終わります。

大 岡 広 海 君

議長（一場明夫君） 続いて、9番議員、大岡広海議員。

（9番 大岡広海君 登壇）

9番（大岡広海君） 議長の許可を得ましたので、ごくごく簡単に町政一般質問を行います。

自治法第240条をひもとくと、地方公共団体の保有する債権について触れています。また、その保全については、強行規定が明示されておるところです。ここに町内の事象を思いやると、その実態が必ずしも同法に従っているとは言いがたい部分が見受けられます。そこで、東吾妻町が保有している債権について、消滅時効の問題を含め幾つかの事例を挙げながら今後の債権回収方針について町長の基本的な考え方をお尋ねします。

詳細は、自席から一問一答方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 続いて、町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 大図議員の地方自治法第240条第2項について、そして地方自治法236条についての適用後の処理についてということで通告がございましたが、金銭債権の消滅時効の定義でありということでございます。自席において回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 事例はどれがいいかということ、今思い合わせているんですが、金額の小さいのからいきます。

育英奨学資金の例を挙げます。ちょうどこのシーズンになっております。

資料によりますと、債務不履行に陥っている、陥っているというよりは、その債務を、すみません、返還金をどういうわけか返還が滞っている人という表現にしますか、9名おります。返還対象者が49名ということなんで全体でいいますと20%に相当する。数字的にもこれは少々大きいと。普通の金融機関だと、まずまずこれで倒れてしまいます。育英奨学資金の基金というものが800万円積んであります。累計の未返済額が670万円となると、その対比からしても、少々ここにメスを入れなければいけないと。この方向性について町長の所見を伺います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） これは、かなりゆゆしき問題だなと思っております、回収の努力をかなり一生懸命やっておりますが、取り立てが厳し過ぎるのではないかというご指摘を担当者が議員から受けたりもしたことがございまして、やはり保証人も立てておるわけでございますので、そして、なおかつこの債権につきましては、消滅時効ということはないという形で考えられますので、その時効にならないような手続というのをいつもしっかりとって、そして回収に努めるというように考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） それはまた、質問がとんでもないところに飛ばざるを得ないんですが、この貸付金について、公法による処分ではないです。法236条が言っているところの、その他の法令に合致する。その他の法令は何かというと、当然民法になる。民間人に対して町が資金を貸し付けた。これは民法の規定ですから当然に時効はあります。行き着く先が一般債権になるか、あるいは定期給付債権になるかという問題があるんですが、恐らく、短いほうという段階で、それはやっぱり1年より短い期限を設定して、定期的に返すということで定期給付債権という判断をとったとしましょう。すると、やっぱり時効は5年で成立します。

ところで、この事例で見れば、18年下期の支払いで、最後として、そのときまでの返還額が1万3,000円です。貸与総額は54万円です。返済額は3%にも満たない金額となっています。はて、これをもうしばらくたつと、町長のような見解で、時効はないということでこれを放置されると、時効は完璧に成立します。

伺っておきます。こういった事例に対して、法はどういう措置をとれと規定してあるか。町長の認識を伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） どういった行動をとれという認識は、私は、法については存じ上げておりません。ただ、先ほどの時効は5年ではありますが、時効中断の効力を有すると、要するに通知及び督促でということだから、時効ということにならないような手続を進めているということなのです。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 公法による督促も時効の中断ということが明記されていますが、民法による催告というのは、いいですか、時効の中断が6カ月間しか認めてないです。それで、その催告の期限内に法的な手続を着手しなければ、着々と時効は進行しております。

今回は、官民の中での貸借ですので、これは民法の適用対象になります。となると、いささかこのまま放置したでは難しくなると思います。ちなみに、問題となる地方自治法240条において、地方公共団体の長は、債権について強制執行、その他保全及び取り立てに対して必要な措置と規定しております。となると、事は育英奨学金という形では片づけられない。債権全般について平等に扱わないと、まじめにこれを返済している人、あるいはまじめに納税している人、この人たちに対しても不平等になる。所見を伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 税金は税金、この育英資金につきましては育英資金という担当の中でやっておりますが、収納というところに昨年4月から人員を増加をいたしております。そういったところにこういった収納を持っていくというのも考えておりますので、そういったところでうまく判断をしながらやっていけたらよろしいかと思っております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） それはまた、半歩の半歩ぐらいの前進かと思えます。

今、税の問題が出ましたので、ついでにお聞きします。

国有資産等所在市町村交付金、これはかねがね問題になっております。その法第2条で、

この交付するという形で強行規定になっています。当然に、これは払う側に対しての強行規定だと思うんです。その認識があるや否や、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに、交付するとございます。ただ、あの施設がどういう性格の施設であったかというようなところで、ちょっと平成14年の前と後ろで違うのかなと、そのように考えておりました。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 私、実はそのような概念は持っておりました。14年以前は、ぎりぎりどうかなと、線の上上で。14年以降は完璧に線の内でしょうと認識は持っておりました。

ところで、そうすると、ここなんです、この2条、交付する、当然に、その後の対策として話し合いということがあるや否やは別問題としておいて、同法7条、これを固定資産の所在市町村に通知するものとする、後段のほうですね。ということは、今回の場合でいくと、コニファーを例に挙げれば、杉並区が、区長が町長に対して通知するという、この義務がここに課せられている。どうでしょうか、見せてくださいよというものじゃないんですね。義務なんです。となると、杉並区はその義務を果たしたか否か伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まだ、そのような事実はございません。

議長（一場明夫君） お待ちください。

質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

（午後 2時00分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

9番、大図議員。

9番（大図広海君） 杉並のほうからの通知がないということなんで、そうしますと、同法18条になります。台帳等の閲覧請求ということで、ただし、これは記録された事項を記録することができる。だから、でも、あえてしないわけじゃない。この台帳の閲覧請求が起きた場合に、正当な理由がないのにこれを拒んではならないと。だから、東吾妻町が杉並区に行って、その簿価がどういうふうになっているか、台帳を閲覧して、それを記録とすることは、すみません、この同法18条の規定により、わかりましたと言うと、これが拒めない。この行為を平成14年以来恐らくはやっていないでしょう。

18年から新町長になりまして、この行為を実行に移しましたか、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） ちょっと経過を申し上げます。

町長に就任しまして、それを確認を、閲覧ではないんですが、この固定資産税相当というような意味で国有資産、区市町村交付金というものを調べて、その当時の県の見解等につきましては該当しないであろうということが、まず1回ございました。そして、平成19年に財政関係のコンサルを県にお願いをしたところ、その報告書は20年2月くらいだったんでしょうか、来たようで、そのころだと思いますが、来ました。そのころに、やはり国有資産等所在市町村交付金はいただくべきであるというような記載がありまして、それから、杉並区との交渉に入っている状況であります。この閲覧の請求については、20年に請求をしております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、請求はして、正当な理由がないとこれは拒んではなりませんから、恐らく拒まなかったんでしょう。すると簿価がわかる。そうすると税率を掛けて、とうにこれが実行に移されていなければいけない。さもなければ、正当な事由がそこにあったのか、それは何なのかということになります。明示してください。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 協議という形で現在も進めておりますので、大丈夫だと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 協議は閲覧請求にならない。話し合いの中です。これは、法に基づいて交付要求をする基礎固めということですから、そもそも、この交付金そのものが強行規定になっています。本来は、杉並のほうからその資料が来なくてはいけない。常々信頼関係、友好都市ということですが、住民の目から見て、信頼に値する対象かどうかという疑問がま

た1点浮いてきます。それはそれでいいです。

そうしますと、これがどういうんか、台帳といいますか、資料がそろって交付請求になりました。その交付請求のときに、ここですね、交付対象の起算点をどこに求めるか、その根拠をどういうふうにするか伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今、協議交渉中でございますので、起算点は21年度かと、そのように、確定ではないんですね、そのように今思っております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ええ、ついでなんで。そうしますと、ふれあい公社が、今、形的には使用貸借みたいな形で、建物を借りて営業しているみたいな形になっております。これは、民間といえども出資が半分役場のほうで、議論の対象になるかと思えます。これは判例なんです、使用貸借で借りていた物件についても、税相当のいわゆる賃借料を要求された場合に、当初の契約が使用貸借という形で明記してあっても、判例はそれ、税相当までは許します。当然に、コニファーもそういうことになってくる。ふれあい公社もコニファーの使用料という形ではなくても、この交付金相当は杉並区に納付するという前提で物事を考えていかないと、整合性が保たれなくなる。コニファーの経営がそれに対応できるようなものであれば結構ですけれども、もしそういうことが脳裏にかすんで困ったな、あちらを立てればこちらが立たぬで行動が鈍っているんだったらば問題があります。もしもコニファー、ふれあい公社は撤退すると。この道が潔い道かと思えます。所見伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 全く切り分けて考えておりますので、ご心配無用かと思えます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） また、じゃほかの事例にいきます。

どうしますかね、いっぱいあるので。重要な問題について、時間の制限がありますから。平成19年12月19日に東京高等裁判所から判決が出ました。町長が控訴人となっております。その判決は重々承知しておると思いますが、問題の事柄から、平成14年12月期に支払われたボーナスについての争いです。支払い時期からおよそ1年後に監査請求が起き、以後ずっと係争になっていました。ということは、平成19年12月19日の間で時効期間が1年経過した。この訴訟は定義づけ訴訟ですから、実体法とは関係ないです。ということであっても、定義づけの期間中、要するに、だから、この訴訟の期間中は時効が中断されると。しますと、

判決が確定した後、残りの2年の時効が着々と進行していきます。現時点では、常に時効の援用手続きを許す時間が経過しています。この部分について、先年、町長のほうに質問してあります。本会議場で、弁護士に相談して適切な処置を行いますというようなニュアンスの発言がありました。さあ、その適切な処置というのは、どのような処置をとりましたでしょうか、伺います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） その時点でお答えをしておと思いますが、そこには債権は、結果発生していないとお答えしたつもりでございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） はい、定義づけ訴訟ですから債権は発生していない。その判決はそういう形です。ただし、支払われた事実、これは厳然にあるわけです。事実を争ったことではないので。そうしますと、第1審判決を高裁が支持している部分について、そうですね、要するに、地方公務員法、あるいは地方自治法違反であるという認定は既にそこに下されています。ただ、定義づけ訴訟として、期間制限に、受けて、期間制限の適用のために請求期限が徒過されたということになってます。ただ、ここです、支払った事実に対しては自治法違反であるという認定が既にそこに記載してあります。ということは、財産の管理者として、その自治法違反の、金銭の給付を目的とした請求行為を起こさなければいけない。という意味では、それは吾妻町が保有する債権になるわけです。その債権回収の努力を怠ったために、時効の援用手続きが成立する期間を迎えてしまったということです。

そうしますと、いいですか、時効成立後にどういう行動をとるか、そこは問題になります。伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 判決の結果が請求を求めていなかったというように解釈をしております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうにもまた解釈できるやもしれません。ただ、ここが、平成14年の自治法の改正で、直接請求から定義づけ請求になりました。もし、そういう形で時効の停止が認められないならば、ここですね、時効が成立するまで判決が延びれば、あるいは最高裁までいって訴訟期間が延びれば、それで時効が成立するということになると、本来の住民訴訟の意味がなくなってくる。だから、少なくとも監査請求の時点から訴訟が終了するまでの

間の期間は、やっぱり時効が停止するという考え方にならざるを得ない。これは、法が改正されてからまだ間もないもので、これからの判例いろいろ、争いの中で定着していくんかと思いますが、少なくとも、ここですね、監査請求が起きた後に訴訟になった。その時点で、いや期限の徒過があった、なかったと。その時点では、既に時効がとまると。

そうしますと、結果的に期限の制限を受けて、定義づけ訴訟が認められなかった。それでまた次の日から時効が、残された部分についてスタートすると。ということになりますと、平成19年12月19日からおよそ2年の上ちょっと。これが時効の援用手続きを許す期間という解釈にならざるを得ないと思いますが、そういった認識ございませんでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） ちょっと今のは理解がなかなかできません。監査請求以前の時効だったように思っておりますが、違いますでしょうか。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 余りこの問題に時間を費やせないんで申しわけない。

監査請求以前の時効ではない。支払いがあったという時点が時効の起算点になると思います。損害賠償請求は、その行為があってから3年です。その行為のときから1年が過ぎたところで、私が訴訟を起こしました。その訴訟が継続しているうちは時効はとまると思います。いいですか。そうすると、訴訟は定義づけを認めませんでした。だから、残された2年が着々と進行しています。もう既に、その2年が過ぎましたという話です。そうすると、財産の管理者として適切な請求行為を行わなかった人の責任というのはどうなりますかという話をしています。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 議員の論理とすると、適切な財産の管理ではなかったと。私は、適切な財産の管理ということでよろしいのではないかと考えているということだと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） それはなかなか難しいと思います。私のほうもぎりぎりどうかなという感じは持っているんです。ただ、どうも線の向こう側に行って話すわけにいかない。ならば伺っておきます。今の立場でお答えください。

当時、平成14年12月期、現実には15年のお正月に払われた臨時職員に対するボーナス、870万円ほどあったと、これ記憶していますが、30でしたか。この部分について、この支払いは合法でしたか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） その当時は、特別にみんながやっていたみたいなのところがありました。ところが、その後いろいろな条例、規則等の読み解きの中で、それは公務員法だったか、そういったようなものに抵触するのではないかということで、今は大体の自治体がやめているという、そのような認識であります。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） だから、今の立場でお答えください。いいですか、そうすると、条例に基づかない給与の支払い、すみません、この場合には賃金と言っていました。支払いが地方公務員法及び地方自治法に抵触するんだと……

（発言する者あり）

9番（大図広海君） いえ、判決は「する」と断言しています。ただし、請求は期間制限で認められませんでした。となると、違法行為が現にそこにあるという認定は受けているんです。そうすると、公金の管理者としておいて、その違法行為を是正する責任がある。それを現実化しなかった人の責任というのはどうなりますかと聞いているんです。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり、それは、それがあつたとすれば問題であるとして、ただ、私はそのような認識はしておりません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 認識してなくても、事実はそこにあるわけです。あなたが当事者として、控訴人として争ってきた。その中でも、一審の部分については、あなたが当事者でなかったというより、もとの首長が当事者でした。いろいろと合法性を主張しておりました。タイミングよく茂木町長が誕生した段階で判決が出た。そのまんま高裁に控訴なされた。その訴状の中では、この払った賃金の正当性については一切触れていない。よって、高裁も払った事実は違法であると、これはまず認定している。

ただ、請求については期間制限があつたという判決になっています。ただ、今も言っているように、時効の起算点から1年スタートした段階で訴訟が起きた。だから、訴訟が終了して、だから、判決が確定した後、およそ2年がたった段階で、これが時効の援用手続きがとれる期間を迎えている。それがもう優に過ぎた。三月、四月過ぎたんですかね、三月過ぎたというところなんです。となると、となるとなんですよ、この措置をどうやって住民に説明するかということになります。お答えください。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 請求するという認識を持っておりませんでしたので、そのように申し上げるしかありません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、町長はそういった認識はないと。ということは、過失であったということになります。首長には過失責任が問われますので、承知おきください。

次の事例にいきます。

認識がないということになると、さあ、どういうふうにしましょうか。

甘酒原開発対策協議会、これ古い話なんで、金額によると1,600万円です。資料が手元がないので、それを信じるしかありません。ところで、まだ決算書にも毎回これが載ってきます。まだ債権として生きているかと思えます。役場サイドとすれば、果たしてこれが債権になっているのでしょうか、伺います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私が町長になってから4回目くらい話題になりますでしょうか。これは債権として、やはり貸付金として載っておりますので、債権だと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） これが債権ならば、法240条がいているように、しっかりした措置をとらなくてはいけない。なぜとらなかったか。単純明快な答えです。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 昭和50年12月時点の貸し付け人が加部町長、借りた人も加部会長という形で1,600万から始まっておるようです。ところが、その後が、さてだれに請求をしたらいいか、だれが本当の債務者であるかというのがわからないというところで、この前の質疑等についても終わっているかと思えます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ですから、その間勉強していただくというほかはないんですね。現実の話今、しますと、この対策議会、皆さんで話し合っただけという話は聞いていますが、条例上の根拠はどこにもない。性格上、権利能力団体とは区分されると思います。行為能力はあっても、権利能力がない。そういった団体の代表者と、無限責任である町長とが法律行為しました。金銭の貸借という形です。さあ、どっち転んでも、町長としてみれば、やっぱり公金の処分が適正でなかった。代表者とすれば、権利能力は認められない部分について、

そういった法律行為は代表者個人の責任になると解釈するのが一番妥当なんでしょう。どっち転んでも、同一人であるということで、不幸にして今この世にいないという話になります。

でも、よくよく見ると、どうやらこれは、外見的ですが、単純相続があつたらしい。はあ、そうすると、その相続人に対して、この負債をどうやって善処していただくかというようなことも片や頭の中に置いておかななくてはいけない。財産の管理者として、そういったことを実行に移す用意はありますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはりそのあたりが不明ということになりますので、相手が間違いなく、その相続をされた方だということになれば、それは請求もいたします。それよりも、時効の援用手続きに入らせていただくというのも一つの道だと考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 現実には、後者のほうでしょう。

そうすると、時効の援用手続きをとるのにも、債務者が特定できなければ、手続きのしようがない。それで、この1件はもう決算書からも消える。ただ、若干危惧されるのは、債権の放棄の事由が時効を迎えたという事由で、債権放棄という部分でやっぱり議決が必要かと思えます。すれば、来年度にはそういった心配がもうなくなると、それですっきり終われると。まあまあ残された道はそれしかないかなと思うところです。果たして、その手続きするや否や伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 相手の方が特定できない。その相手の方が、また申し出ていただければ、そして時効の延用の手続きができてということになればということになるんでしょうか。私からは、だれだということが現実に特定ができませんので、つらい思いをしております。

議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で、大図広海議員の質問を終わります。

加 部 浩 君

議長（一場明夫君） 続いて、15番議員、加部浩議員。

（15番 加部 浩君 登壇）

15番（加部 浩君） 時間をいただきましたので、4年間の総括を問うということで一問一答方式にて、通告書にのっとり町長にお考えをお尋ねいたします。

まず、1期4年の締めを迎えようとしている今、行政執行を振り返り、町長は今どのような心境であるか、お尋ねをいたしたいと思います。

以後は議席にて質問をさせていただきます。

議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 15番、加部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

節目ということで、現在の心境でございますが、やはりいつも同じ考えではいけません。合併後の10年が重要だということ、そして、まだその道半ばであると、このように思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） さて、今、合併の10年が重要であるということをおっしゃっていただきました。その中で、この4年間、町長は町長として、執行者として、どのようなことを行ってきたか、具体的に二、三でいいですから上げてください。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やっぱり合併の効果を最大限に引き出すことというのがまず一番です。そういった中で、やはり後は行政のスリム化、そして、一番力を入れてきたのは財政力の強化、そういったことだと思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 財政力の強化、これが本当に今、当東吾妻町には一番大切なことだと私は思います。

さて、その中で、執行段階においてこの辺の強化、どのような政策、どのようなことでいこうかということの方向、町長の方向が私にはどうであるかというのがはっきり見えてないんです。その辺のところをわかりやすく答えていただけますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 財政力の強化の方向と言われましても、ちょっと私はピンとはこないんですが、財政力の強化ということは、もうすべてにかかわることだと思っております。経費の節減にしてもそうですし、有利な起債を使うであるとかもそうですし、もうさまざまなこ

とによって財政力の強化ができるんだらうと思います。これは、町が貧乏だからということだけで縮こまってお金を使わなければいいんだ、経費を使わない、予算の規模を削減すればいいんだということでは、間違いなくないと思っています。

我が町は、幸いにしてハッ場ダムのこともございました。それから、経済対策の臨時交付金等、バイオマスの補助金、そういったようなものからして経済規模、予算規模はすごく多くなってきています。でも、この町にほかの地域からお金がそれだけ余計に入ってきた。町税がざっと20億、そのほかの80億円が国・県から来たという中で、この町にしみわたっていくということでの経済活性化ということも必要ですし、その中からいかにして余裕財源を生み出すか、そういったことが財政力の強化につながって、もう多岐にわたってということですから、1本の筋がどのように通るのかわかっていません。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） この町、悲しいかな自主財源に乏しいということが言えると思うんですね。恐らく町長もその辺のところ、この4年、非常に苦勞してきたと思うんです。その辺のところを町長はどのような考えでおったか、お尋ねをいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 自主財源は、単なる数字の上という形に、自主財源の比率であるとか、そういったような形でよろしいかと思っています。基本的には、合併による地方交付税の特例による二本算定の優遇措置であるとか、そのほか特例債、先ほど須崎議員のおっしゃっていた特例債、過疎債、そういったような形、それから臨時交付金、そういったようなことがございますので、自主財源の少なさを嘆いているということではありません。

議長（一場明夫君） 15番。

15番（加部 浩君） 私が言っているのは、自主財源が少ないというのを嘆いておるとか、そういうんじゃなくて、自主財源を確保するにはどのような努力をしてきたか、それが聞きたかったんですよ。その辺のところをもう一度お尋ねをいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） とりあえず、自主財源の一つとして、私なりに考えてきたのはハッ場絡まりの、先ほどの固定資産税ないしは国有資産等所在地交付金、そういったようなものももくろんで一生懸命やってまいりました。

それから、東村時代からの継続ですが、バイオマス発電所、そちらからも十分な法人税であるとか、固定資産税も可能になります。そういったものは、バイオマスの発電所に対して

も十分に協力をしてきたつもりではあります。そして、そのほかには住宅が1軒でも余計にできればいいとか、それと、工場、企業誘致というような中でいろいろな模索もしてまいりました。そして、あとは役場の不用な、今現在は不用になった土地の公売等にも力を入れましたが、今のところの土地の下落等々で、公売についてはなかなか今現在はうまくいってない。ほかにもさまざま、いつでもそういったことは常日ごろ考えながらやっておるわけですが、すけれども、自主財源をというより、地域、町の活性化というような、そんなつもりですべての行動、こういったような行動はやっておるような気がします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 今、ダム関連、自主財源の中で、町長ちょっと口にしましたけれども、これは確かに国の指導でいけば、自主財源に上げてもいいという指導であったということは、一昨年この予算議会で私ども勉強しましたし、執行部もそのようなお答えをしておるんですね。しかし、そのときに、同僚議員も言っておりましたけれども、こういうものを自主財源、自主財源と上げますと、どうしても予算規模が大きくなる。そうすると、我々議員も、それだけ収入があるんだなと。町民も収入があるんだなと思ってしまふんですね。これは時限的なもので、私は、これは自主財源ではおかしいんだなと思っておるんですけれども、町長、去年はお答えいただいておりますけれども、もう一度、その辺の見解をお答え願えますか。

（「導水管の話ではない……と思いますが」と呼ぶ者あり）

15番（加部 浩君） 自主財源というものは、どういうものかという質問で、ダム関連も自主財源なんですよと。それは自主財源じゃ実質上ないでしょうと言ったら、国の指導があるから、国の指導でこれは自主財源に上げていいんですよというのがここにあるんですね。

だから、それを同僚議員も同じことを言っていますけれども、私が思うのは、そういうものを自主財源に入れてしまうと、何かこの町は裕福だなと。だから、そういうものは時限で、特に今回もう民主党になりましたから、これは消えてしまう、来年度はもう消えてしまう可能性もあるんですね。だから、その辺のところをどう、これを自主財源と上げて、今町長が、これも自主財源の中だというような雰囲気でしたんで、どういう考えでおるかということをお聞かせください。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 自主財源の区分が云々とかというつもりをしていたのではないんですが、私が申し上げていたダムの関連のと申し上げたのは、ダムの堤体の直下に発電所ができ

る。そして、そこのところから導水管を引く。その導水管の8割が我が町の中にあるので、固定資産税なり国有資産等所在市町村交付金になると、そういったようなことを申し上げて、それが自主財源というかどうかは私はわかっておりませんが、要するに余禄のお金で、今現在得られていないお金が、これから先何十年かにわたっては入ってくるということができるわけですから、それも目指したということでもあります。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） わかりました。

それで、そのようなのを町長がこの4年間、この町はずかかってきて、執行してきたという中で、一番大変だったなと思うことはどんなことだったですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） さきに答弁されてしまいましたが、私の行政の手法が議会の皆さんになかなかご理解いただけなかったということが、私、職員等にも随分迷惑かけたなというように思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 迷惑をかけたなと思うこと、どんなことだったですか。とにかく、これは通告もしてありますけれども、下のほうにしてありますけれども、議会との関係、これ私どもも執行部との関係、この4年間、ですから町長とつき合って4年間、非常に苦労しました、はっきり言って。その辺のところは、町長、どんなお考えですか。とにかく、接点が少なかった。議会と執行部との接点が少なかったということで私は苦労しました。町長、その辺のところはどう考えていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 肅々とさりげなくというようなところでやってきたつもりではありますが、その辺、私の至らないところがあったのかなと、最近はやっぱり反省をするところではございますが。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君）きのうも言いましたけれども、今、町長、前哨戦の真っ最中でございますので、私はまたきょうも言いますけれども、今度また町長がこの席に戻ってくると私は思っております。また、私どもも担保されているものは1年ありますから、また1年間の中でその辺のところも町長とよくお話をしていきたいと思っております。

次に、この4年間、町長、何か、おれはこれをこうしたんだと誇れることというんですか、

これだけは町民におれはこうしたんだというようなこと何かありますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 特に。普通に仕事をしてきた。ただ、最近になって思いますが、以前からの懸案事項という問題がございました。これはもう10年も20年も30年もという問題がございました。先ほどの甘酒原の協議会の問題もそうですが、その解決が幾つか図られました。そして、その幾つかはまだ進行中というようなものがあります。そういったようなところは、まあ、誇るというほどのことではないんですが、ある程度はラッキーだった面もあったかなというように考えています。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） それで、町長4年前に就任いたしまして、就任するまでの間に、私は町長になったらこうしたい、ああしたいというものが幾つもあり、この町をそういうことにしたいということがありましたんで、町長になってくれたんだと思うんですね。それで、この4年間に全部できるのは無理です。しかし、考えていたとおりに、町長が町長に就任するときに考えたとおりになりましたか。

もし、それがまだ考えたとおりにならなかったということであれば、その理由は何であったか。考えたとおりに進んできているということであれば結構ですけれども、それを聞きたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） いや、考えたとおりになんか、やっぱりなかなかありません。理由とすれば、力不足、そのように思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 力不足ということで、ばかにここで、昨日あたりからちょっと町長の弱い面というんですか、普通の人間になったというような考えを私は持っておるんです。今までの、昨日までの町長は、ちょっとおかしかったんじゃないかと、私は思っておるんです。それで、その4年間、一番これをやりたかったんだけど、どうにもなんなかったというような、これは残念だったなと思うことはありますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 幼保一元化が具現化されなかった。それに尽きるか、いや、まだいろいろあるんでしょうが、一番はそこです。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 一番懸案というんですか、町長が懸案になったことは教育行政、特に幼保一元、これは、私議員のとき、町長議員のとき一緒にやってきた中の一つだったので、今それが何もできなかったというのを残念に思っておるというのは、本当の心だと思います、気持ちだと思いますけれども、しかし、その幼保一元が全く進んでない、現在。この辺のところを先日も申し上げましたけれども、PTAの若い奥さん、この中でもこの辺のところ、これは必ずやってもらえと思ったと。しかし、その入り口をも戸を開いていないと。現在はそういう状況であるというのは非常に残念であるということをお聞きしました。

これは、何で町長、それだけ残念に思っていたんなら、なぜもっと積極的にこれを動かさなかったか。何が原因であったか、町長、本当にこれはちょっときつい質問かもしれませんが、お尋ねしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり、省庁の壁みたいのところなんではないでしょうか。それと、それだけ理由がわかっていたら、もうちょっと進んでいたかなと、そのように思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ばかにきょうの町長は、本当に真人間になったかなと思えるくらい。今の町長の心境、町長の考え、思っていることでこの4年間来たならば、もうちょっと議会ともうまくいき、事も運んできたかなと。町長は誇れるものがもっともったできたかなと、私も非常に残念に思っております。今後、またこの席に座るようでしたら、今の気持ちを忘れないように、素直な気持ちで町長の執行者として、行っていただきたいとします。

機構改革を1年前に行いました。機構改革をして何か、する前と変わったことがありましたか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私は、全くきのうもきょうもおとといも変わったつもりはございませんで、加部さんの感覚が変わっていらっしゃるのではないかと、そのように思います。

機構改革でございますが、昨年4月、20課を10課ということになりました。1年になります。まだ、これは経過観察中みたいところです。それぞれの課がそれぞれの課の中で、まだまだ模索をしております。そして、それぞれの課の中での人事というものは、それぞれの課長に任せてあります。そういったようなものが、これからまだ多少の人事異動があったり、いろいろ適材適所であるとか、いろいろなことを経て進化はしていくと、そのように考えています。

それと、まだまだ機構を変える、わざわざ改革とか言わないでも、改善という点はまだまだ幾らでもあるのかなと、そのようには考えながら、それぞれが日々努力していけばいいかと考えています。

議長（一場明夫君） 少しお待ちください。加部議員、ちょっと待ってください。ちょっと時間の都合もありますんで。

ここで休憩をとります。

再開を午後3時15分とします。

（午後 3時01分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 3時15分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 機構改革を行った町長の回答をもらいましたけれども、その回答の中で、まだまだ不十分なところがあるというような意味合いで私は聞きました。

しかし、町長、これは町長、我々もっと早くやってくれ、やってくれと言ってきたんですけれども、最初の1年は、これはやむを得ない。できれば2年目のときに、この改革をやってもらいたかった。3年熟慮に熟慮を重ねて、町長が本当にこれだというものを3年目に出してきた。それにもかかわらず、まだまだ十分でないところがあるというようなことを、この1年足らずで町長が口にすることを非常に私は残念に思います。

それはそれとして、前の幼保一元化ですか、これ、この改革で子ども係までつくって改革をしたと、機構改革をしたというようなことで、その辺のところをもっと進むんじゃないかと期待をしました。その辺は、町長、どんなお考えでおられますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 3年ですが、その半年ぐらい前に一度機構改革案をもってお願いした

んですが、やはりご理解いただけなかったという経緯もありましたね、それはそれで。

子ども係については、やっぱりまだまだだということで、とりあえず便宜的な措置で、わざわざ教育委員会に行かなくても何とかならないかいという、そういうような感じでやりましたが、なかなかうまくいっていないようではあります。ただ、幼保一元化、これと同じような理由が、やはりそこにはあるんだと思います。ですので、住民に身近な、一番住民と直接向き合うこの自治体として、どういうように上の省庁とは関係がない、そういったようなシステムをつくれるか、そういったようなところが非常に問題で、これからしっかり取り組まなければいけない、そんなようには思っています。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 今となってみれば、何を言われてももう取り返しのつかないことですけれども、もっともっと指導力を発揮して、その辺のところを進めてもらいたかったなというのが今の私の実感でございます。

行政改革、この辺のところは町長、うまくいきましたか、どうですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） そうすべてにうまくというわけには、やっぱりいいいきません。ぼちぼち日々少しずつでもという感覚でいつもやってはおります。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 行政改革がうまくいけば何も苦勞はしないんですけれども、このぼちぼちということなんですけれども、うまくいっていないと言っていたほうがいいと思うんですが、うまくいかない理由、町長、少し酷ですかね、もし、こうだというものがあれば、お答え願いたいんですけれども。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり行政というのはいろいろ複雑多岐な、いろんな分野にもわたり、いろいろな考えの中で行政執行ってやっていく必要があると思います。ですので、一口に行政改革、これはどういうようにやっていく、やはりケース・バイ・ケースという中で、いつも改善に向けて職員ともども進めていくという、そういった感覚でやってはおります。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そのお答えはどの首長さんに聞いても同じようなお答えになると思うんですけれども、だから、機構改革、幼保一元、何もできていないということはないんですけれども、いつまでたっても入り口の戸があかないと。この辺のところは町長、きついけ

れども、指導力というのがそこに必要になってくるんじゃないですか。多分、この4年間、執行の座に座っておりまして、今振り返ってみれば、その辺のところ町長、多分頭のいい人ですから、おわかりになっていると思いますけれども、その辺の考えは答えられませんか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） わかっていれば進んでいたか、そのようなこともあるかと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 非常に、町長いいところも、私議員のときに1期と3年つき合ってきていますんで、いいものを持っているんですよ。それがこの4年間出し切れていなかったかな、これ非常に私残念に思うんです。これからでも遅くはないですから、ぜひ初心に戻ったつもりでお願いをしたいと思います。

次に、財政問題でございますが、何度も何人かの議員さんが聞いて、お尋ねしておりますけれども、常々何か町民のところへ行ったら青信号だと町長は言っていると。私は直接聞いたことはないんですけども、そういうことを町民から聞いているんですけども、これは何をもちってそういうふうに言っているか。実質公債費比率はまだまだ高いし、公債ということはあるんですが、何をもちって青信号と言えますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私は、この議会の中で青信号であると申し上げたことはございますが、外で申し上げたことはほとんどないと思います。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、青信号と言えるのは青信号と言っても全く問題はない、そのようには考えておりますが。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 町長、町長がそういう感じでいらっしゃるということは、逆に言うと、ちょっと町長は甘いんじゃないかねえかという町民もいるわけですよ。そんなつもりで執行者としていてもらっては困ると、そういう町民も少なくはないんですよ、町長。確かに町長が言う、貧乏だ貧乏だと言って萎縮して、それも困ります。その辺が執行者の非常に難しいところだと私は思うんです。

だけれども、町長は青信号とは言っていないと言っておりますけれども、ちまたではそういうことが、もう町民の口から聞こえてくるんですよ。これ非常に恐ろしいことだと思うんです。この町は加部さん、そんなにいいんかいと。まあ実際はそんなにいいとは言いきれない町だと思うんですね、全く悪いとは言えませんけれども。だから、その辺のところを町長、

余りこれ、うちの町は大丈夫ですよ、それを吹聴すると、今度は逆に町民は、ああ大丈夫なんだわ、じゃ何もやってもらおう、これもやってもらおうと。言ったってやってくんねえじゃねえかというのが私どもの耳に届くんですよ。その辺のところを町長もう一度ご見解をお願いいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） だから、青信号だという表現は普通には私はしていませんけれども、先ほど議員がご指摘したような、やはり貧乏だ、自分の町が貧乏だ貧乏だ、こんなことを言い続けるとやっぱり心が貧しくなっていくなと思いますよ。やはり必要なところには必要なお金かけなければいけないと思います。ですので、それは優先順位をどこに置くかという表現の中で、皆さんと協議した中で大体やっていますよというようなことにはなっています。そして、なおかつ、余裕財源というような形で、平成22年度は3億円の繰上償還も、当初の予算の中に入れられた財政調整基金を取り崩すわけではなくですよ。それで、21年度の予算の中には6,700万円だったでしょうか、その繰上償還があり、それは5%以上の利率のものでしたよね。そして、先日の一般会計の補正予算の中では、財調がトータルで2億円の積み立てというような結果になったと。そうなりますと、2億6,000万財政効果はあったというように、途中経過でも言えるんだと思います。そして、20年度は1億2,390万だか、正確な数字ではないですが、そういうような形で6%以上の利率の借入金の繰上償還を当初予算で見ていた。そして、なおかつそのほかにも現金、財調等が積み立てられたということになりますと、そんなに、毎年毎年お金が足りないよ、財政調整基金から繰り入れないといけませんよという、そういったところまでには至っておりません。

そして、実質公債費比率も、単年度でいえば18.1までに下がっています。19.幾つからですね。そうやって3年間の平均が今18.5だということではあります。これは徐々に下がっていくということは目に見えているわけです。ただ、そのところで、先ほどの合併特例債にしても、過疎債にしても、いずれにしても借金です。それで、先ほども申し上げましたが、3億3,000万円の合併特例債を3カ年借りて9億9,000万円の財政調整基金の積み立てを行うということも予定をしているわけです、合併の特例によって。ですので、その財政調整基金に積み立てる、その金額とある程度見合うような形で借入金の返済、繰上償還もこれからしておかないと、また公債費比率が上がるというような問題もあります。

ですが、そういったある程度先まで見た中で、この町の財政をとらえた中でも青信号と言って問題はないのではないかと。レッドカード、要するに黄色信号と言われているのは、財政

の健全化団体ということで、実質公債費比率が25%以上の団体かと思っています。そして、財政再建団体、これが夕張がこの間指定されたんですか、そういったような中で考えれば、我が町は当然ながら普通の町というように考えたんで、豊かだという意味ではないですよ。普通に気をつけながら、支出に気をつけながら普通に使うことができる、そういったようなことで、それも使う量をちょっとだけでも少しにしていけば健全な方向に進んで行く。だから、みんなで一緒にそういった方向を考えていきましょうと、そういう考えではありますので、青信号と言って何ら問題はないというように考えてはいます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 青信号、町長はやたらのところで言ってないと言いますけれども、町民の間の中ではそういうことが流れているということで、これはどこから出たことか私はわかりません。しかし、私は町民から聞いた中で、そういうものが聞こえてきたから、ここで今町長に言ってみただけのことで、その辺のところだけです。

旧東村と旧吾妻町で合併をしたこの4年、もう過去のことを言っても仕方ありませんけれども、この4年間一番大切なときだったと思うんですね。この4年間で、その将来に対して力を蓄えなくてはならない、この4年間だったと思うんですよ。しかし、今町長がおっしゃってくれましたけれども、若干は蓄えられたとも、見方によっては言えます。しかし、完全に蓄えたとまではまだ言える状態ではないんですね、力は。私はそう判断をしておるんです。これは、見方によって若干違ってきますけれども。

次に移りますけれども、関連になって次に移りますけれども、きのうも私、町長に質問しましたけれども、2元代表制、これはばかみたいに最近私勉強していたもんで、2元代表制、2元代表制、年じゅうしきりに言うんですけれども、その中で、執行部と議会、これちょっとこの4年間ですか、潤滑油が入って、うまく回ってきたとまではいかないと思うんですよ。むしろ、少しギシギシし過ぎたかなというぐらいの感じで私はいるんです。しかし、私も2元代表制である以上、その責任は半分あるなど、私にもあるなどってはいます。しかし、そう思っても、執行部のほうでなかなか門戸を開いていただけないと。いただけなかったというのがこの4年間の私の執行部に対する感じなんです。その辺のところを町長、何か反省とか、これでおまえのほうが悪かったんだとか、何かコメントはないですか。ああいいですね、その笑顔でやりましょう、笑顔で。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり、この2元代表制、昨日のときにも申し上げましたが、やはり

役割の違い、そういったような中、お互いによく認識をし合って、町民のためにお互いを補完し合ってやっていく、そういったことなんだろうと思います。ただ、そういった中で、細部にわたってというものをもう一度議会、執行部、よくよく話し合うということが必要なのではないかと、つくづく思います。なお、2元代表制、両輪とよく言われますが、その中でやはり住民というもう一つの輪があって、三輪車ということ、その先頭にはだれが行くのかというのは、そのケース・バイ・ケースで変わっていく、そういったような感覚で行くのがよろしいのかと思っています。

ただ、100条委員会とか、そういったような形の中で、ちょっと職員がいろいろなつらい目に遭ったというようなところというのは、きっとあったのかな、そんなようにはちょっと思っております。それは私のほうの至らなかつた点は当然としてですよ、ただ、そこまでのやる必要もあったのかなというようなのはちょっと、振り返りますと、ありますね。今それは繰り返すということでございます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） まさに、昨日ありました。予算編成の組み替え動議、このようなものは、平素から執行部、議会がもうちょっと近づいていたならば、完全にこれは防げる。こんなことをして本当に、余りきょう新聞にでかく出なかつたからよかつたなど、私は、本当にそれは痛切に感じたんですけれども、町民にもよく映りませんし、近隣の町村にも、全くこれは東吾妻町何をしているんだということで非常に信頼を失墜してしまうということは私も感じておりますよ。だから、議会も反省しなくてはならないですけれども、執行部のほうももっともっと議会というものを、まあ軽く見たというわけじゃないんですけれども、議会というものがあるんだということを認識しておれば、こんなことはなかつたんじゃないかなと思うんです。

しかし、今となっては、町長はあと1カ月ぐらいしかもう、担保されているものはない。何度も申し上げますけれども、またここにきつと座ってくれると私は信じておりますけれども、ぜひ今の気持ちで、あと4年間、執行者となられた暁には、今の気持ちを忘れないように、ぜひお願いしたい。これは町のため、町民のためです。私どもは、いつでも門戸は開いております。ですから、ぜひその辺のところ、ここで言っているか、悪いか、すみません、まずかつたら議長とめるでしょうけれども、お体を大切に、ぜひともこの戦いに勝っていただいて、またここで議論を戦える日を私は願っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

先ほど言いました議会と執行部との間、ひとつどのような見解であるか、最後にお聞きいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（一場明夫君） 町長、答弁をお願いします。

町長（茂木伸一君） エールをありがとうございます。両輪、または三輪車という形で、うまく行けたらいいなと思っております。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で、15番、加部浩議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

会期延長の件

議長（一場明夫君） 日程第3、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、審議の都合によって3月25日まで、6日間延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は3月25日まで6日間延長することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は3月25日午前9時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時39分）

平成22年 3 月25日(木曜日)

(第 6 号)

平成22年東吾妻町議会第1回定例会

議事日程(第6号)

平成22年3月25日(木)午前9時開議

- 第1 議案第39号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案
- 第2 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第3 議案第3号 平成22年度東吾妻町老人保健特別会計予算案
- 第4 議案第4号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第5 議案第5号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案
- 第6 議案第6号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第7 議案第8号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第8 議案第9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第9 議案第40号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第10 議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 一場明夫君 | 2番 | 竹淵博行君 |
| 3番 | 金澤敏君 | 4番 | 青柳はるみ君 |
| 5番 | 須崎幸一君 | 6番 | 浦野政衛君 |
| 7番 | 角田美好君 | 8番 | 日野近吉君 |
| 9番 | 大関広海君 | 10番 | 中井一寿君 |
| 11番 | 上田智君 | 12番 | 橋爪英夫君 |
| 14番 | 佐藤利一君 | 15番 | 加部浩君 |
| 16番 | 菅谷光重君 | 17番 | 原田睦男君 |
| 18番 | 高橋基雄君 | | |

欠席議員（１名）

13番 前村 清 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町 長 | 茂木伸一君 | 副町長 | 関口博義君 |
| 教育長 | 小林靖能君 | 総務課長 | 渡辺三司君 |
| 企画課長 | 蜂須賀正君 | 保健福祉課長 | 高橋啓一君 |
| 町民課長 | 猪野悦雄君 | 税務会計課長 兼会計管理者 | 武藤賢一君 |
| 産業課長 | 角田輝明君 | 建設課長 | 市川忠君 |
| 上下水道課長 | 加辺光一君 | 事業課長 | 富沢美昭君 |
| 教育課長 | 先場宏君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|------|--------------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤正己 | 議会事務局長 議係 | 田中康夫 |
| 議会事務局 主任 | 角田光代 | | |

議長あいさつ

議長（一場明夫君） おはようございます。

連日大変ご苦労さまです。

開会に先立ちまして、発言させていただきます。

去る3月8日に執行部提案の平成22年度一般会計予算へ地域開発事業特別会計予算のうち情報通信事業を組み入れたことに対して、3月18日に議員から提出された組み替え動議が可決されました。その結果を受け、町長が真摯に対応して予算の組み替えをする判断をし、議案の撤回をされました。これに伴い、組み替えのための予算書作成に時間外や休日に出勤して対応し、本日の本会議に提案できるように努力された主管課長を始め関係職員に対して、議長として感謝を申し上げます。

開議の宣告

議長（一場明夫君） ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

なお、前村清議員は、入院中のため家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第1、議案第39号 平成22年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。

議案第39号 平成22年度東吾妻町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

過日撤回をいたしました議案第1号につきまして、組み替えを求める動議の内容に沿って修正を行いましたので、改めて提案をさせていただきます。

今回お願いする平成22年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額84億4,731万3,000円を計上いたしました。前年度対比では1.78%の減、金額にして1億5,268万7,000円の減額といたしました。動議に基づき、地域開発事業特別会計の情報通信に係る経費のみを組み替えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） おはようございます。お世話になります。

それでは、組み替えに関しましてちょっとご説明申し上げますけれども、その前に、議会初日に皆様のほうに平成22年度東吾妻町一般会計当初予算の款別総括表というものをお配りしました。それにつきましても、今回の組み替えに基づきまして数値が変わってございますので、今回もとのほうに、この頭のほうに22年3月25日という日にちを入れたものがありますけれども、そちらのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。数字につきましては申し上げますが、変わったところ、ちょっと申し上げます。

まず1ページなんですけれども、歳入につきましては、12款の分担金及び負担金の部分が変わってございます。

その次の13款の使用料及び手数料についても数字が変わっております。

次に歳出になりますけれども、2款の総務費の部分が変わってございます。

それと下へ行きますと、12款の公債費、この部分でも数字が変わってございます。

次に、2ページをお願い申し上げます。2ページでございます。

性質別の集計表でございますが、数字が変わってございますのが、まず上から2番目の物件費、その下の維持補修費、2つあきまして、下の普通建設事業費、また2つあきまして公債費、それから下へ3つほど行きますと、繰出金の部分が変わってございます。その下に行きますと、義務的経費から下の依存財源の部分につきましても、それぞれ数値が変わってきてございます。

次に、3ページをお願い申し上げます。

3ページにつきましては、一般会計の繰出金、補助金の部分でございますが、この中の会計名でいきますと、地域開発特別会計、この部分の数値が変わってきてございます。

次に、4ページをお願い申し上げます。

4ページにつきましては、会計別の予算額ということでございますが、会計名でいきますと、一番上の一般会計の部分の数値が変わってきてございます。

それと、ずっと下から3番目になりますけれども、地域開発特別会計の部分が変わってきてございます。

次に、5ページに飛びますが、5ページにつきましては地方債残高の一覧表でございますが、この部分につきましても、一般会計の部分の数値、それと地域開発特別会計の部分の数値が変わってきてございますので、後ほどごらんいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、きょうお配りしました組み替えの予算書をお願い申し上げます。

22年3月25日という上のほうに数字が打ってあると思いますので、そちらをお願い申し上げます。

まず変わったところを申し上げますと、まず議案第39とありますが、この部分が変わってございます。

それで、次に第1条のところの歳入歳出それぞれの部分で、先ほど町長が提案理由のところでも申し上げましたが、84億4,731万3,000円ということでございます。これにつきましては、前の予算書と比較しまして468万7,000円ほど減って、減額ということでございます。

下へ行きますと、平成22年3月25日に提出ということで、この部分が変わってございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3ページをお願い申し上げます。

3ページ、12款分担金及び負担金でございます。この部分が数字が変わってございまして、今回変わった数字といたしまして1億4,369万5,000円ということで、この部分が変わってございます。

次に、13款の使用料及び手数料の部分で変わってきてございます。項でいきますと1項の使用料の部分で数字が変わってきてございまして、変更後の数字といたしましては1億7,932万2,000円と。

続きまして、その上の1億9,091万8,000円の部分も変わってきてございます。

次に、4ページをお願い申し上げます。

当然ではございますが、4ページの歳入合計の部分の数字が変わってきてございまして、先ほど言いましたように84億4,731万3,000円ということでございますので、お願いいたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページにつきましては、歳出になりますけれども、2款の総務費でございます。この部分の総務管理費の部分が、数字が変わってきてございまして、今回8億1,989万4,000円というふうに変わってきてございます。当然その上の合計部分も変わってきてございます。

なお、この部分でございますが、2款の、今はここで見ますと9項まででございますが、差しかえ前の欄につきましては、これに10項がございました。10項に情報通信事業費ということで2,167万4,000円という部分がございましたが、その部分を今回削除したというものでございます。

続きまして、6ページをお願い申し上げます。

6ページの12款の公債費でございます。この部分が数字では変わってきてございまして、変更後の数字といたしまして14億7,704万1,000円ということでございます。歳出合計の数字も当然変わってきておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、9ページをお願い申し上げます。

事項別明細の部分でございますが、まず歳入でございまして、12款分担金及び負担金の部分が、数字が変わってきてございまして、本年度予算額の部分が、変更後の数字が1億4,369万5,000円ということでございます。ずっと右のほうへ流れてもらいまして、比較のところが変わってきてございまして、今回725万4,000円というふうに変わってきてございます。

次の13款の使用料及び手数料でございます。これが変更後は1億9,091万8,000円ということでございます。これも右のほうへ行きますと、比較の部分が変わってきてございまして、今回変更になりました数字が1,914万円ということでございます。歳入合計といたしまして、本年度予算の合計額の部分が84億4,731万3,000円、比較の部分でございまして、の1億5,268万7,000円という部分に変わってきてございますので、よろしく願いいたします。

次に、10ページをお願い申し上げます。歳出になります。

歳出につきましては、まず2款の総務費でございます。変更になって数字が変わってきてございますのは、本年度予算額のところでございまして、18億6,195万3,000円という部分が変わってきてございます。比較の部分も変わってきてございまして、の3億2,084万7,000円、財源内訳の部分で、一般財源のところの変更がございまして、ここが11億1,468万8,000円という部分に変わってきてございます。

下に行きますと、12款の公債費でございます。この部分も変更でございまして、本年度予算額14億7,704万1,000円、比較の部分で3億1,257万8,000円で、財源内訳のところでは一般財源のところは変更後といたしまして14億3,426万5,000円というふうに変ってきてございます。

当然歳出合計といたしまして、本年度予算額の部分で84億4,731万3,000円、比較の部分で の1億5,268万7,000円、一般財源のところでは、変更後につきましては58億7,803万円というふうに変ってきてございますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、事項別明細のほうで説明させていただきますので、よろしく願いします。

まず14ページをお願い申し上げます。

12款分担金及び負担金の1項負担金、1目の総務費負担金でございます。この部分の変更がございまして、情報通信関係の加入分担金30万円が前の部分であったんですけども、その部分を削除いたしまして、本年度予算額の部分は480万円という部分でお願いということでございます。

次に、15ページになりますけれども、13款の使用料及び手数料、1項の使用料でございます。総務費使用料の部分で数字が変わってきてございまして、変更後は113万8,000円ということでございます。情報通信部分の部分がそっくり削られたということで、変更前につきましては、ここに情報通信使用料の438万6,000円と使用料滞納部分というので1,000円計上してございました。その部分がすべて削除になったということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、36ページをお願い申し上げます。

36ページ、2款総務費、1項総務管理費の11目の支所費でございます。この部分が変わってきてございまして、今回お願いする数字といたしまして5,399万4,000円ということでございます。説明欄をごらんいただきますと、支所管理事業ということで5,269万9,000円ということで今回お願いするものですが、今回増額になっております。37ページのほうの、ちょっと見ていただきますと、説明欄のところに、この支所管理事業費の一番下になりますけれども、地域特会繰出金（情報通信）3,319万2,000円というものでございます。この部分が改めて加わったという部分でございますので、よろしく願いいたします。

次に、また飛びまして、56ページをお願い申し上げます。

56ページの2款総務費の9項温泉事業費というのがございまして、この下に、先ほどちょっと申し上げましたが、10項がございまして、10項1目で情報通信事業管理費ということで2,167万4,000円がございました。この部分をそっくり削除したというものでございますので、よろしく願いいたします。

次に、ずっと飛びまして、129ページをお願い申し上げます。

12款公債費、1項の公債費、1目の元金のところでございます。この部分が変わってございまして、今回お願いするのは12億6,941万9,000円、その下の利子の部分で2億760万2,000円ということでございます。これにつきましては、情報通信関係にかかわる部分の公債費の部分を削減したという部分でございまして、まず元金につきましては地方債の償還金の元金ということで4,143万1,000円と、それと繰上償還分を3,121万1,000円をふやすと。その差引きがございまして、その差引きの部分が減ったという部分でございまして、変更前につきましては1,022万円ほど減額となってございます。利子の部分につきましては地方債の償還金利子ということでございまして、その部分で598万5,000円ほど減額となってございますので、よろしく願い申し上げます。

次に、139ページをお願い申し上げます、一番最後のページになりますけれども。

今回変更になりますのは、これは区分でいいますと1の普通債ということでございまして、この部分の数字が22年度中の償還見込の部分で変更がございまして、ここが9億2,113万円と。それでいきまして、22年度末現在高見込額につきましても56億2,703万6,000円というふうに数字が変わってございます。

その下に(1)総務でございまして、この部分で数字が変わってございます。22年度中の見込みということで4億4,331万9,000円、22年度見込みということで6億5,700万3,000円とい

うことをございまして、この部分で繰上償還分3,121万1,000円の部分が増額になったという部分でございます。

下へ行きます、3のその他というのがございます。この部分でやっぱり数字が変わってきてございます。これにつきましては、20年度末現在高の部分で44億6,021万6,000円、21年度末現在高ということで46億7,937万4,000円、1つ飛びまして、22年度中の償還見込みのところ、3億3,663万5,000円。隣に行きまして52億8,363万9,000円ということございまして、これに係る分につきましては、その下にあります(2)の過疎ということございまして、過疎の部分が変わってきたということございまして、ここが、変更後が6億3,287万1,000円、21年度末現在高につきましては5億1,722万4,000円、1つあげまして、隣に行きまして9,633万7,000円。22年度末の現在高につきましては4億2,088万7,000円ということになりまして、この部分で22年度の部分で4,143万1,000円が減額になったということでございます。当然合計額も変わってきてございまして、合計額でいきますと、左から行きますと111億939万5,000円、隣に行きまして、111億3,538万8,000円、1つ飛びまして、隣のところへ行きます12億6,941万8,000円、次が109億1,517万円ということございまして、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、上田議員。

11番（上田 智君） 2点ほどお伺いをいたします。

まず1点目は、36ページの路線バス運行の関係でございますけれども、現在泉沢から原町保育所までのバスが出ていると思うんですが、前は保育園の園児の送迎的な役割を果たしてきたというような状況です。そんな中、今非常に何というか、乗客数もないような状況が見受けられます。そんな中、その辺の対策等はどのようなふうを考えているのか。また今後の方法とすれば、以前私が質問させてもらったことがあるんですが、路線バスの路線をちょっと変更していただいて、金井のほうをぐるっと回れるような方法をとれないものかどうかというような質問をさせてもらったこともあろうかと思いますが、その辺をどんなふう考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

それともう1点は、111ページですか、学校関係の土地の購入費の関係ですが、1,500万円ほど予算計上がされています。そんな中、今の現状では学校統合だとかそういったものが

今後議論が集中していく中で、なぜこれが必要なのか。またその経過というのは、前にもお聞きしたんですが、懸案事項だというような話だけのこの内容だったものですので、ぜひその辺の、地権者との話し合いをどういうふうに今までやってきたのか。またこの計上額について、今後どのようなふうに取り扱っていくのか。例えていえば、借地のままでいくとか、いやどうしてもこれは売買で購入をしたいんだというような方策もあろうかと思いますが、その辺を聞きたいと思います。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 議員お尋ねの、まず路線バスの関係でございます。

私が4月に来て、ちょっと詳しいことはわかりませんが、その川戸の保育所の部分に行っているバスということだと思いますけれども、その路線につきましては、既に2年前に廃止になっているということでございます。

それと金井のほうのバスにつきましては、現在担当と協議しておりまして、できるなら早い時期、今年度中早い時期に、金井のほうにつきましては、今バスが天狗の湯線というのがございます。そのバスが今どう回っているのかちょっとあれなんですけれども、日赤に来てぐるっと回っていくというものでございます。その部分を、今度日赤から、ただこれを折り返すんじゃなくて、日赤から金井のほうを回っていくような形の部分を今考えていると、計画しているところでございまして、そう遠くない時期にそちらの金井のほうにはバスを回したいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 東中学校の学校用地の購入関係でございますが、教育委員会としましては、学校の用地というものにつきましては、原則的には町で所有していきたいというふうに考えております。その関係で平成18年ごろからでしょうか、東中学校のテニスコート用地の購入に向け毎年予算計上をお願いしてまいりましたが、財政面での心配などから予算計上が見送られてきました。その後、今年度の予算編成に当たりまして、東中のテニスコート用地の土地購入費の予算計上に関して財政的に予算計上ができるような状況になったということで、今まで懸案であります東中のテニスコート用地の土地購入費を予算計上することにして、予算計上させていただきました。

なお、この関係につきましては、用地購入費1,500万円を予算計上しておりますが、不動産鑑定業務委託料ということで50万円をお願いしてございますので、今後不動産鑑定をしていただきまして購入にしていきたいということでございます。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 購入が決して悪いとは、こういうものではありません。ただ、今の現状を踏まえた場合、教育委員会サイドでは学校統合等の問題、既にアンケートだったかそういうものを取りながら推進しているわけです。そういう現状を踏まえた場合に、地権者とどういうふうな関係で、どういうふうな関係じゃなくて、どういうような状況で話し合われてきたのか、全く話がないままで、懸案事項だからそのまま計上して、財政が豊かになったら買うんだというような、そういう話しっぷりに聞こえるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 平成元年ごろからでしょうか、あのテニスコートについては、確かにそのころからずっと借地の関係でお借りしてまいりました。その間、東時代にどういう話があったか私もよくわからないところなんでございますが、合併後なんですけれども、やはり学校用地というものは町で所有していたほうが良いという観点から、合併後に予算計上をお願いしてきて22年度に予算が計上できたということで、今回計上させていただきました。

なお、中学校統合との関係もございまして、まだ何年後に統合というようなことははっきり決まっておりませんので、今回ぜひ購入をさせていただきたいということでございます。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 元年ごろと言いますが、その記憶は全く、記録等、そういったものはないのでしょうか。ないんでどんどん引き継ぎを、ただ懸案事項というだけで引き継ぎをされてきたのか。その辺もちょっと疑問に思うわけですが、やっぱり今の現状を見ますと、児童数も少なくなったりしてきている。当然合併という問題が出てくると思うんです。そういったことを教育委員会サイドでは十分に察知をしてやっていくのが通常なことだと思います。当然学校用地としての取得は、これは絶対必要なものであれば、これは購入しなければなりません。しかしながら今の現状を踏まえた場合に、どんどん縮小されていくような状況でそういうものがあるとすれば、やっぱり教育委員会サイドで地権者等とも煮詰めて、再度賃貸を継続してお願いをするとか、その統合だとかそういうもろもろの内容等が決まるまではそういうのをやっていくのが通常だと思います。財政がそれだけ買うだけの余力ができたから買うんだという、それは全然当てはまらないと私は思います。

まだほかにも、皆さんの管轄の中で不備な点もいっぱいあるかと思いますが、もっと教育

予算に、別の予算にかけたほうがいいということもあろうかと思います。そういったものを総合的に考えた場合に、どうも私は、ただ単に購入を進めてくるというものは非常に問題点が多々あるというふうに思います。

そこで町長にお伺いしますが、この購入費については、決して私は悪いとは申しませんが、今後その地権者等々の話し合いの中でどういうふうやっていったらいいのかというようなものも、町長としてのお考えがあらうかと思いますが、その辺を1点お聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 懸案事項ということですからずっと取り扱ってまいりました。少なくとも新町になって4年間待っていただいたということがございます。平成17年10月のときの地権者との交渉という中で、復命書がございます。そういった中では、代替地でもよさそうだということでもあったり、いろいろなことがございます。ただ、あの土地は借りてからであるか、形状の変更がなされております。そして崩落の危険性があるということで、それが地権者にとっては一番心配だという、そういったことであります。ですので、売買というのも1つ、貸借というのも1つ、いろいろなことがあろうかと思います。土地の値段も、これから不動産鑑定を入れて交渉にこれから入るということでもありますので、どのような結果になるかは私も全くわかっておりません。ですので、さまざまなことを協議しながら、これから決めていくということになるんだと思っております。

議長（一場明夫君） よろしいですか。

11番、上田議員。

11番（上田 智君） 私が聞いたところによりますと、やっぱり地権者の方も、どうしても売りたいんだというような気持ちはどうも持っていないようで、そういうような雰囲気なんです。だから貸しておいてもいいし、もし買ってもらえるんなら買ってもらったほうがいいというような、そういう状況が何か話の中で出てきておりますので、ぜひですね、これは慎重に今後検討していただいて、いずれかの判断でまたしてもらえるのがよろしいかと思いますが、それをつけ加えまして、私の質問は終わりにさせていただきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やっぱりお金を使うことですから、いつでも慎重を期して執行させていただこうと思っております。

議長（一場明夫君） よろしいですか。

11番(上田 智君) はい。

議長(一場明夫君) ほかにございますか。

3番、金澤議員。

3番(金澤 敏君) 今の学校用地購入に関連して、またちょっと、私が考えるところをちょっと質問させていただきたいんですけども、今、町長が、崩落の危険性があるということをおっしゃいました。そういう危険な土地に子供たちを置いてテニスをさせると、部活動でさせる。この危険性に対してどのような対応をとっていくという考えがあるのか伺いたいと思います。

議長(一場明夫君) 町長。

町長(茂木伸一君) 既に対策はとってございます。

議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。

3番(金澤 敏君) それはどのような対策でしょうか。

議長(一場明夫君) 町長。

町長(茂木伸一君) 一番上に畑がございます。その畑から水が流れてテニスコートの上、そしてその下はちょっとよく、もう大分前のことですので詳しいところはわかっておりませんが、木のくいを打って、そして土どめをしたということで、今現在は特別な問題は起きておりません。

議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。

3番(金澤 敏君) では今、その土地は危険ではないと。危険性はないと、なくなったんだということを判断してよろしいですか。

議長(一場明夫君) 町長。

町長(茂木伸一君) そういうことではございません。

議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。

3番(金澤 敏君) どういうことでしょうか。

議長(一場明夫君) 町長。

町長(茂木伸一君) 文教厚生常任委員会の中で課長が説明したと思いますが、こいう形状の山、土手でした。それをこうに削ったわけです。当然テニスコートの平地部分をつくるためですので、それから上のところは傾斜が急になる。そしてこの上に畑がある。そういった中で、この傾斜が急になった部分だけ余計に土砂が流れて来るといった危険性は多くなっているということです。そしてそれは10年近く前なんではないかと、そのころに測量をして、そし

て測量設計等を行い、くいを打って当座の危険性は回避をしてあるということで、その後、現実的には土砂が流れてくるとかということはおさまっているという状態であります。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） じゃ上に畑があって、畑から水が流れ出てくるとい、その基本的な根本というか、根本のところは何も直っていないということによろしいでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 畑の問題でなく、傾斜が急になったという問題なんだろうとは思いません。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 私も基本的には、どうしても必要な土地であるんだというものが教育委員会や町当局のほうから説明があれば、それはいたし方ないのかなと思うんですけども、文教厚生常任委員会の中でも課長の説明は、ほとんど私には理解できないような説明をしていただいたので、本会議の中でももう1回伺いたいなと思って今質問しているわけなんです。

今の危険性の土地を購入するんだと。それが危険なのは切ったからだ、急に。それで、土どめとしてくいを打ってある、今は。今後局地的な大雨が降って、その上の畑から大量の土砂が流れ込むのに、その土どめをしているくいは対応できるんでしょうか。

議長（一場明夫君） こっちのほうがいいですか。現場がわかっている教育課長のほうがいいですか。

教育課長。

教育課長（先場 宏君） 委員会での説明不足だったので、どうもまことに申しわけありません。

私が聞いたところによりますと、上の土地を基盤整備をいたしまして、さくというんでしょうか、あれを南北に切ってしまったということで、そちらのほうでその水が流れてしまって、切ったところが崩れてしまったというふうに話は聞いております。その関係で、もうそちら、そういうふうなさくの切り方というんでしょうか、それを東西に現在は切っている状況でありますので、水がそののり面のほうに出てくるような、直接出てくるようなことはないというふうに話は聞いております。ですから、現在では工事後、のり面については落ち着いているのではないかとはいえませんが、非常に大きな雨が降ればということにはわかるんですけども、そういうときになればテニスコートを使用しているときなどは先生がついてい

ますので、大雨が降っているとき、当然テニスコートですから使えないと思いますが、そういうことで、危険については防止していくようなことは、対策的なものはとっていききたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 文教厚生常任委員会の中では、その畑のさくの切り方を変えたなんていう説明はされていなかったということをもっと1つ指摘したいと思いますが、さくの切り方ぐらいで対応できる、そのくらいの問題だったんですか。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 委員会の中ではそういう、どういう工事をしたかということで質問されましたので、それは後で報告してくれということでしたので、そのときにはまだ話を聞いておりませんでした。それにつきましてはまことに申しわけありません。

そのさくの切り方を変えてからはそういう事案は出ていませんので、勾配的にも安定勾配になっていると思いますので、今は大丈夫ではないかというふうに思っております。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 3番。

それでは、地権者が危険な土地なので購入してくれと。これは何年ごろからというのがよくわからない、まあ平成元年ごろから賃貸でやっていて、平成17年ごろから買ってくれというような話なのかもしれないんですけども、それほど地権者が手放したいといっているような土地を、ただテニスコートで今使っているから買わなければいけないんだという緊急性がちょっと感じられないんですけども、その辺は教育委員会はどう考えているんでしょうか。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 先ほど申しましたように、教育委員会としましても、町村合併後毎年度予算計上を検討してまいりました。先ほど申しましたように、予算的になかなか難しい時期でありましたので、なかなか計上はできなかつたんですけども、ここへ来て予算計上ができたということで、ぜひ購入していきたいというふうに考えております。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 私の質問は、そういう危険性のある、地権者が危険性があるから手放したいんだというような説明が、そういう話の中で、今どうして町がそういう手放したいという土地を、危険性があって手放したいというところの土地を緊急に買う必要があるのかと

いうことを、もっとじっくり検討してみる、懸案事項だったという、それだけで済まされる問題かなと思うんで、そこをちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） その危険な土地というのは、そのときに崩れたということが、平成15年ごろだったと思うんですけども、そのときに崩れたということを地権者の方が経験したというんでしょうか、そういうことがあったもんですから、それで地権者の方は、そういうふうに危険なというふうに思っていたんではないかというふうに私は、直接その辺について話はしておりませんので、そういうふうに判断したんじゃないかなというふうには思っております。その後その工事をしてからは崩れていることはなかったということですので、ですけども、地権者としてはそのときのことが非常に印象が強かったんじゃないかなということで、その危険な土地という表現になっているのではないかなというふうには思っております。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 当座は事故、危険性というのは起きていないということは1つご理解ください。その前の大前提として、東村時代にテニスコートをつくるために斜面の形状を、東村として形状を変えたわけです。土をとって切ったというのは、村がやったわけです。要するにそれを引き継いだ東吾妻町として、どのように考えるかということです。原状復旧はまず難しい。1,500万とかそういったような金額ではとてもできる土の量ではないと思います。そして原状復旧して新しく土をそのところに、平らになった部分にこう斜めに何百立米だか何千立米だかわかりませんが、そのようにするという、それがどれだけの仕事になるかということも当然あるわけです。

（発言する者あり）

町長（茂木伸一君） 違いますか。

です、その辺のところはいろいろな観点から考える必要がやはりある、そのようにお考えをいただきたいと思います。ですので、まだまだ我々としてもいろいろなことを考えた中で、この土地に対して責任を持った対処をしなければいけないということでもあります。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 東村時代のことなのでということが出てきました。ちょっとじゃ視点を変えれば、このような事例はまだ出てくる可能性があるんでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） わかっておりません。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 確かにちょっと視点がずれてしまいますので、その点はもうこれでおしまいにしていただけますけれども、じゃ違う方向からちょっと質問をもう一つさせていただきたいんですけれども、今各中学校、どんどん子供たちの、生徒の数が減ってきております。そういう中で、部活も減ってきているのが現状です。例えばの話ですけれども、岩島中学校ではバスケット部がなくなるとか、坂上のほうでもその辺が危なくなってきている。東中学校においては剣道部がことして廃部になるというような話も聞きます。そういう中で、テニス部がじゃここ、統合のことを考えずに、テニス部がここ数年のうちになくなったときに、その用地はどういう目的で今度は使用するか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） テニス部のためにテニスコートがあるのではなく、学校の授業の中であると、そういったことはあるのではないかと思います。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） テニスコート用地だから、今テニスをお子たちがしているんだから買ってやりたいんだというのを私は説明を受けていたんで、学校行事でじゃテニス部がなくなって、そこでテニスをしなくなった後に、学校用地としてじゃどのように活用していくのか、その辺のことをちょっと具体的にお話しさせていただきたいんですけれども。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 例えば物事を何かしようとするときに、理由は1つだけということではございません。さまざまな観点の中から考えて最終的な結論を出すんだと思います。ですので、子供のテニスコートの、テニスをするためだけということではありませんで、この間のその地形の問題であるとか地権者の意向であるとかというものも大きく作用しているわけです。ですから、いろいろなものを総合的に勘案した中で、ことしは予算計上をして地権者の方と話してみよう。あくまでも予算でございますから、これからいろいろな形を考えていくわけです。その中には、当然一番最初に考えるのは子供たちのことということがございますが、そのような形でご理解いただけたらと思います。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 何をいってももう地権者との話し合いだということで、文書も何も残っていないところで、地権者が買ってくれ、じゃ買しましょう、ただ、今まで財政的にちょ

っと厳しかったから買えなかったのが、ここへ来て財政的に、町長の判断として大丈夫になったから買うんだと。ただそういうことで理解してよろしいでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほども申しましたように、そのような勝手な解釈はしないようにしていただきたいと思います。総合的な判断の中でということでございます。

議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 予算ですので何点かお尋ねいたしますけれども、まず84億4,731万3,000円ですか。去年より1億5,200万ぐらい少なく組んだようではございますけれども、まだまだ私の感としては大型予算のような感じを受けるんです。その中で、合併による優遇措置がある合併特例債、それと交付税の関係、有利な面があると思うんですけれども、その辺で執行部にちょっと財布のひもが緩んでいるんじゃないかなという部分が若干見える。私としては、あと最低1割は減額した予算を組んでもらいたかったなというのが私の指針でございます。その辺のところを、どなたでも結構ですから、どんなお考えだったかお尋ねしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず、この中には繰上償還を3億円入れております。繰上償還を3億円ということは、既に3億円予算を少なくしているのと似た形です。収入が84億円という数字が結果的にはありますので、その中にいかにして使って、うまく効率よく使うかということを考えて中で、3億円の財源が、強いていえば残りました。残ったものを繰上償還という予定を組みましたので、81億4,000万の規模の予算だということをイメージはしていただけるのかと思います。

それから、ことしにつきましては、子ども手当で2億1,000万という数字もございます。それから原町小学校の体育館の新築事業で3億円、そういった大型の昨年と違う予算もございますし、そういった中では決して大型が過ぎるということではなく、かなり経常経費的な中では緊縮予算という形にとらえてもよろしいのではないかとこのように思います。ただ、このお金が町内の中にしみていくということでの経済効果、そういったこともあるのではないかと考えます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 投資的効果を見込んでということでしょうけれども、今、私一般質問でもお尋ねいたしましたけれども、1期4年の節目を今、町長は迎えようとしておるんです。この4年間見ますと、よかったことも悪かったこともいろいろあったんですけれども、この22年度予算、町長としては続投するということだと思いますんでそれでいいんですけれども、1つの区切りの予算の思いを持って組んだと思うんです。その中にこの4年間、合併をした最初ですので、一番大切な4年間じゃなかったかなと思うんです。ですから、余り大きな予算を組んでしまって、後でやーやーと、振り向いたときにはその優遇措置がなくなった。そのときにやーやーと思ったってこれはもう間に合わなくなるんですね。ですから、今がこの力をつけなくてはならない時期だと思うんです、この東吾妻町は。そんな感じにいるんです。その中で、この22年度予算を組んだときに、将来に向かってそういう意味の準備が整っている予算と言えますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） わざわざの節目という思いを持って組んだわけではございません。やはり予算の組み方もその時々に合わせて、時代に合わせて組む必要があるということは感じております。ただ、この中で繰上償還の3億円、これは純粋に歳入、収入と支出のバランスをとるためだけというようには考えていただいて結構でございます。これをもうちょっと新しい形でのソフト面への投資であるとか、そういったような形で組み上げることができればもっといいんだろうというようには、将来に対する投資ということで、そちらのほうがよかったですらうと。ただ、今までの中で政府のほうからの経済対策の臨時交付金等々が十何億円か、この2年の間に入ってまいりました。そういった中でさまざまな懸案事項ということもかなり解決はできました。

そんな中で、これからどのようにするのか。実はこの予算を組むところの時間が少なかったという中で、新しい企画までは入れられなかったというようなことがございます。ただ、今回は繰上償還を3億円、そのほかにももうちょっと収入はある、そういうような見込みはしておりますので。それで一番大事なこと、収入に対して支出、そのバランスがしっかりとれているかとれていないかです。大型予算を組んだからといって赤字になったんでは絶対に問題が起きるわけです。大型予算を組んで、この町にお金をいかに、この町の中で動かすか。それによって経済効果がある、でもそれでも十分に黒字が出ているというのが昨年、一昨年の決算というようにはなっておると思っております。ですので、それでことしも十分な黒字決算ができる予算だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 町長の考えと私の考え、若干違うようではありますが、将来にわたっての考えを一部持っているというようなことをおっしゃっていただきましたので、次のあれに行きますけれども、この表を見ますと、自主財源の伸びが減じているという感じがあるんですけれども、この辺のところをもう一度ご説明をお願いできますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かに自主財源と言われるところで一番大きくマイナスになっているのが町税の7.66%マイナスになっていると。金額にしても、昨年の予算から見ますと1億5,000万ほどマイナスになっております。これに対する補充が地方交付税なり臨時財政対策債なりという形で補てんをされる仕組みになってはおります。もうちょっとこの、今回の景気の状態によってこのような結果になりましたが、この状況でも十分に耐え得る予算の立て方ということをいつも心がけてはおりますので、まずプライマリーバランスにつきましてはずっと黒字状態は続いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前10時10分とします。

（午前10時01分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前10時10分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

15番、加部浩君。

15番（加部 浩君） 少し飛ばして、スピードアップを図ります。

この予算案の中で、2款7項1目ダム対策総務費ですか。この中で特定財源として2億449万3,000円組んでおると思うんですけれども、これは水特基金の関係だと思いますけれど

も、この辺のところを自主財源と認識をしておりますか。

議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

町長。

町長（茂木伸一君） すみません、お待たせいたしました。

これは、ダム事業に係る特定財源という形で見ております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そうすると特定財源というのは自主財源としては見込んではいないんですね。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） はい、基本的にはそのようなことにはしていないものだと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） わかりました。私とこれは意見が一致しましたので、次にします。

次は、町税関係なんですけれども、18億3,342万8,000円ですか、これを組んで、前年度より減額をしておるようなんですけれども、この辺のところは、私としてはちょっと読みが甘くはないかなと思う感があるんですけれども、なぜかという、中央のほうでは若干経済は上向きというんですか、そんなようなことも言われているようなんですけれども、まだまだ現場というんですか、地方に来ますと低迷が続いているというようなことで、この辺は甘くはないですか。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） 議員ご指摘のご心配というのは確かにあるとは思いますが。ただ、国とか県と比べまして自治体というのは固定資産税というものがあまして、この税の中でも、内訳で見てもらえばわかりますように10億近いものがあります。固定資産税について1点心配があるのは、補正でお願いしたように、減額させていただきました。その心配というのが、やはり企業の景気低迷等による投資がないと償却資産が減るというようなことで、1点心配がありました。それについてはある程度仮決算をした中の数字を挙げさせていただきました。

あと、個人の住民税等です。法人についてはかなり落ち込んできているので、昨年から見ればかなりの落ち込みを見込んでおります。個人の住民税についての落ち込みが非常に計算しづらいです。ご承知のように3月15日で所得税の申告が終わりました。これにあわせて住民税も同じく申告を受け付けたわけなんですけれども、これを集計していかないところの調定が上がってこないというところもあります。ただ、国の所得税10%減というような報道の

中で、私どももそういった中で積算はさせていただきました。ということで、心配はあると思いますが、非常に読みづらい部分もあります。とういことでご承知おきをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） いろいろなものを勘案して心配をなさっているということで、私、理解をします。

次に、これはさっとはいけないかもしれませんが、町長就任以来非常に力を入れていたと思うんですけれども、都市計画税、この辺のところはまだ見えてきませんけれども、何年か前ですか、5,000万ぐらいかけて客体調査まで行っているわけです。その辺のところは現在どのようになっていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 12月の定例会、前回のときにもお答えをしたかと思います。都市計画税についてはいまでもって非常に難しい状況があるということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 難しい、私もこれは非常に難しい問題だと思いますけれども、5,000万も使って客体調査を行ったということについて、この辺のところは無駄とは言えませんが、この辺の考えはどうですか。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） ちょっと今数字を持ち合わせていないので、概略で申しわけないんですけれども、16年、17年度だったと思います。都市計画税に向けての固定資産の客体調査を実施いたしました。これについては、たしか900万円の消費税だったというふうに記憶をしております。ちょっと数字が違うかもしれないんですけれども、約1,000万、大ざっぱに1,000万、1,000万と言っていたような気がします。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 投資をしてしまった、それはありますが、やはり難しいという、投資の結果ということも1つは考えていただけたらと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 金井の問題、いろいろとこれありますんで難しい問題があったと思

うんです。金井の関係はもう済んでおりますけれども、ひとつ当町にとっては非常に大きな投資をしておりますので、この辺のところもこれが無駄にならないように、ぜひ今後お考えになっていただきたいと思います。

次は、国有財産等の市町村交付金関係です。

この辺は、杉並と板橋の関係だと思っておりますけれども、この辺はどうなっておりますか。
議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） いわゆる板橋区と杉並区のホテル的な保養所といいますか、そういった形式の施設が2つあります。これに関して歴史がありまして、板橋区は旧東村の榛名湖畔にございまして、この関係で交付団体に当初なっていました。税務上の解釈といいますが、いろんな解釈の中で板橋区のほうから旧東村に問い合わせがありまして、これは客体から外れるんじゃないかというような判断を求められた経緯がございます。これは平成10年ぐらいだったと思います。これによりまして、旧東村が県等と、担当等と協議いたしまして、客体から外れるだろうというような解釈をいたしました。ずっとそういう中で客体から外れていると。旧吾妻町にありましたコニファーいわびつについても課税客体からは外れておりました。

そういう中で、平成18年にまた板橋区のほうから問い合わせがありまして、18年の秋に調査をまたいたしました。そういう中で、また県等々の指導を仰ぎながら調査をして、当時の東村のときの解釈とほぼ同じではないかというような形で進みました。翌年19年に県の行政監査的な、指導監査的なものがありまして、町の行政全体を指導する中で、これは客体となり得るのではないかというようなまた判断が下されました。そういう中で、その報告が来ましたのが平成20年2月ごろだったと思います。その文書は議会の皆さんにも、多分お手元にあると思うんですけれども、そういう中で客体になり得るだろうということで、平成21年4月からまた調べ出しました。今回は慎重に調べて総務省等にも問い合わせをしながら調べて、客体となるだろうという結論を21年8月だったかにいただいております。20年ですか、すみません。交付金の法律によりまして、10月に各自治体から財産、こういった財産がおたくの自治体にありますよというような報告があつて、それに基づいて町のほうで来年4月に請求を出すというような、交付金の。法律上そういうふうになっております。

そういう中で、20年10月ですね、21年の予算化に向けて板橋と杉並のほうに客体となるというようなことの判断がなりましたと。判断についての総務省見解等を詳しく載せたものと、土地についてはうちの評価額と課税標準額についての部分を通知をいたしました。それ

が20年10月になります。

そういう中で、ご承知のように21年に、今年度については、板橋区からは交付金が来ております。ご承知のように杉並区とは都市交流等でいろんな問題を抱えながら行っていると。杉並区においてもこういった自治体がほかにあと3つあると。そういう中で、その3自治体の中で1自治体についてはこういった交付金を交付しているけれども、他の2自治体については交付していないというような経緯もございまして、今非常に協議を進めている段階であります。かなり協議についてはいい感触で進んでいると。今年度の予算について非常に迷ったんですけれども、まだそういった財産台帳等の報告がなされていなかったもんですから、杉並については見送らせていただいたと。ただ、22年度については粘り強くお願いしていきたいと考えています。

税の考え方とすれば、やはり21年度から板橋区に確定をさせていただいたと。ですから杉並についても21年度からの確定という形でお世話になればというようなお話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 板橋のほうは話がついておるということで、杉並区のほうも、今の課長の回答からして、見通しがある程度つきそうかなと私は感じておりますんで、ひとつその辺のところも努力をしていってもらいたいと思います。

次に、補助金関係なんですけれども、この中に補助金交付団体、非常に多くまだまだ出ております。この中で決算を各団体、決算を見ますと、大分繰越金を残しておると。そういう中にまだまだ補助金を出しておるといふようなところが見受けられますけれども、この予算を計上するに当たって、その辺のところはどんな経緯をもって上げてきましたか。

議長（一場明夫君） 副町長。

副町長（関口博義君） 補助金に関しまして、補助金審査委員会があることはご承知だと思いますが、一昨年から補助金に関しては繰越金の多いところ、それから事業費、運営費の見直しの中で、運営費ができるだけ事業費に振り向けてほしいということの指摘を再三指摘を行ってきました。その中で、全面的とはいいいませんが、大分改善されてきてまして、若干残っておりますが、その指摘に従って昨年もその見直しの中で予算を計上しまして、また今年度もその指摘につきましては今後していきたいというふうに思っております、改善していきたいと思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） この辺のところはちょっと時間をとって聞いてみたいと思ったんですけれども、いろいろと後の時間があるようですのではしよりますけれども、まだまだこの補助金についてはざるとは言えませんけれども、見直しが必要になるものが多いんじゃないかなと思われまますので、その辺のところもしっかりと精査をして交付をしていっていただけたらと思います。

次に、委託料関係なんですけれども、これも大分最近ずっと何でもかんでもとは言いませんけれども、委託をすると。委託をすれば当然委託料が、多大な委託料が発生してくるということなんですけれども、そういうことではなくて、現職員でもできるようなものまで委託をしておるといようなことが見受けられますけれども、その辺のところの精査はどのように行っておりますか。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 議員おっしゃるように、職員でできるものということでございます。それにつきましては、極力職員でできるものにつきましてはやるように努力しております。ただ、委託料の中で、他の同僚議員さんからもご指摘いただいたわけなんですけれども、大きいのが例えば電算関係の委託、これらにつきましてはどうしても1つの電算会社、システムをお願いすると、どうしてもそこしかできないというような現状でございます。またそれを他の電算会社のほうに変えるということになりますと、その何倍というようなまた費用がかかるような状況がございます。これにつきましては一昨年来の会計検査でも指摘はされてございますが、会計検査院のほうとしても、これは全国的な部分である程度やむを得ない部分があるのかというようなことは言われております。ただ極力できるものについては職員でやっていきたいというように努力いたしております。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そのとおり。私もこの委託料、非常に委託料の項を見ますと、電算関係に大分ウエートがかかっているんです。これは、現段階ではやむを得ないことだと思うこともあるんですけれども、これはやり方によっては改善できないこともないかなと私は私なりに考えるんですけれども、その中で、関連して、職員の採用関係、またこの委託料については後でまた出てきますけれども、職員の採用関係。これは、この予算の中に、新年度予算の中に入っておりますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 22年度につきましては、新採用の計画、1名ございますけれども、その部分の人件費は見ておりますけれども、ほかは見てございません。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その辺に非常に私は懸念を持っておるんですけれども、20代、30代の前半の職員、年齢でいいますと、非常に少ないと。極度に少ないと。45歳以上になって50歳代の人非常に多くなると。そうすると、いずれはその人は、定年制ですから穴があきますよね。そのときの対応が非常に私は厳しい対応になるのではないかと思うんですけれども、その辺のところはどうお考えになっておりますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 22年度につきましては1名ということでございますけれども、23年度以降につきましては、今後定年退職者等もふえてきますので、徐々に新採をとっていくような計画を持っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その新採を、何人かわかりませんが、徐々に新採をふやしていくと私、理解をしますけれども、そうしていただかないと困りますが、その新採というのは単なる新採、新規採用、そういうことで考えていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 新規採用という形ではいろいろな形が考えられるかと思えます。いろいろな、さまざまなことを考えた中でやっていきます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そこで、私、提案というんですか、提案じゃないんですけれども、私の考えなんですけれども、その辺のところでの今の近代機械というんですか、パソコン等々、情報通信関係、そういうもののプロとは言いませんけれども、セミプロ、そういう者を1人か2人、この役場の中におれば、先ほどのその委託料関係ですか、その辺のところも改善は図れるのではないかなと。委託料より多分人件費のほうが安いと思うんです。この委託料、非常に多く出しているんですね。ですから、その辺のところはお考えはなかったですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） それも検討はさせていただきますが、ただ、今現在の考えでは、やはり1人や2人、5人や10人では、そこまでの電算をやれるということはないのではないかと。国のシステム等々もいろいろな形で日々刻々と変わってまいります。そういったものに対応

ができるかどうか。確かにそういったお考えは貴重だと思いますが、ちょっと対応は難しそうだという、そうだということで、いろいろな形で検討はさせていただきます。結構強い人間も中に、今現在でもおるんです。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） いろいろなことから考えて人事運用を、採用ということを考えていただけたらいいかなと思ひまして、ちょっと言ってみました。

その中で、先ほどの年代的な穴があくと。ちょっと私、国鉄、JRにいたもんですからお話ししますと、国鉄、JRも非常に空間の期間があるんです。それが今発生しているんですよ。なぜかという、国鉄は四、五年前におきました山陽線ですか山陰線ですか、あの大きな事故があったですよ、運転士のミスによって脱線をして多大な死傷者を出したと。ああいうもの、小さい事故とかそういうものが非常に最近国鉄でも多くなってきていると。それはなぜかという、経験と知識がないからそうになってしまうんですよ。だから、この役場においてもそういうことが起き得るのではないかということがあるんで、そのぼっかりあいた穴、非常にこれは将来に対して懸念をされますので、ぜひ執行部の方々も、その辺のところも念頭に置いて、今後の人事関係をひとつ考えていただきたいと思います。

私ばかりしては申しわけないんで終わりにしますけれども、とにかく予算編成、今非常に、先ほど申し上げましたとおり、今力をつけるときなんです。合併に対しての優遇措置があるとき。また申し上げますけれども、入ってくるものがあるからいいやというんで財布のひもが今緩んでしまいますと、これがなくなったときに非常にまた困難が生じてくるということがありますので、ぜひ将来に向けての力をつける時期であるということ念頭に置いて執行に当たっていただきたいと思いますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 全く私も同感で、そのようにこの4年間やってまいりました。4年間で財政調整基金の積み立て、それから繰上償還が大分できております。そんな中で臨時財政対策の交付金、そういったようなもので経済の活性化も図れた。そういったバランスということを一歩念頭に置いてやっていく必要があるのだと強く感じています。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 最後の項目の質問になってきますけれども、細かいことです。10款5項4目、これ社会教育関係なんですけれども、これまた毎年私この予算のときには質問しております。非常にこの予算が少ない、144万6,000円です。去年よりは若干ふやしても

らってありますけれども、その辺の青少年対策、非常に今若者に対する対策がおくれているということを言われておりますけれども、これで十分であるかどうか、このご認識をお尋ねをいたします。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 青少年対策の質問でございますが、青少年対策につきましては、青少年の健全育成事業、これを推進していくというふうに考えています。これらの中に子供育成会団体の補助金ですとか杉並東吾妻わんぱく交流事業、こういうものが主な事業になっております。ただ、子供たちの健全育成のためにはこれだけの予算ということだけでなく、学校の部活動やさまざまな大会に行く費用であるとか、ほかにもいろいろなお金の使われ方はされているのじゃないかと思えます。そういう中で子供たちの健全育成には、町としてもさまざまな面から、予算的なものは出ているものだけでなく、さまざまなものが入っているんじゃないかというふうには思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 今、課長からのお答えをもらいましたけれども、私の認識としては、毎年同じものを載せてきているというような感じで、目新しいものが全くここ数年入ってきていないという感じを受けるんですけれども、その辺のところはいかがですか。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 議員おっしゃいますように、確かに毎年同じような項目が出ているかというふうには思います。その辺につきましては、また今後検討していきたいというふうには考えております。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これも私ずっと毎年同じことを言っておりますので、ぜひ若者をこれから育てていくという、これは町の姿勢に見られますので、ぜひひとつその辺のところをお願いしたいと思います。

それと、これよりちょっと上の20歳から30歳、まあ35歳くらいまでの間の青年対策というんですか、それは教育委員会でもいいし、町長でもいいし、副町長でもいいんですけれども、そういう若者の対策というものは、この予算の中にどこに入っていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） この中での特別に具体的な項目には挙げられていないようには思いません。ただ、先般青柳議員の一般質問の中でも、青年団活動、そういったものについての見解

を私も申し上げましたが、そういった中で婚活であるとか、そういったようなものが徐々にでもできればいいと、そのように考えてはおります。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これも非常に町長も執行者としても非常に頭の痛い1つだと思いますけれども、とにかく若者の定住、若者をいかにこの町にとどめさせるか、その辺のところ非常にこれは大きな問題、難しい問題ではありますけれども、その辺の対策が全くこの予算案の中には見られないという感じしております。これは非常に将来に対して、この東吾妻町の禍根を残すことになるのではないかなと、私非常に懸念をしておりますので、ぜひその辺のところも、これは積極的に考えていただきたい1つではないかなと思います。町長の見解をお聞きしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かにご指摘、そしてまたご提案をありがとうございました。若い人たちの新しい活動というの、例えば音楽であるとか、水仙まつり等も自主的に昨年度やっていただきました。そして今度は商工会の駅前での活動も、ある種若い方々の活動だというふうにも思います。それらとあわせて、若者たちのさまざまな活動をする場面で町としてどのような支援ができるか考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） 1つ確認をさせていただきたいと思っております。

東中の用地の購入の1,500万円、そしてまた不動産鑑定50万円の件でございますけれども、先ほど町長のほうからテニスコートをつくったんだと、テニスコートをつくるためにあののり面を切ったんだと。私の調査したところ、当初は下のグラウンドのほうに土を入れるためにあそこの山を崩したと。そして何とか使えそうなので、そこを測量設計してテニスコートにしたというような話でございました。結果的には今テニスコートですから、その辺はどうでもいいんですが。要は、委員会でも賛否分かれました。そういう中で、町長も購入に当たっては慎重を期するというような答弁もいただきました。

そこで教育課長にお尋ねしますが、どっちにしてもその不動産鑑定を入れて現状が幾らなのかということとをまずやらなければ、購入するに当たっても金額が出ないと。かといって余り安過ぎれば地主さんがそれでオーケーが出るかどうか、それもわからないということがございますので、不動産鑑定を行って、そしてそういう交渉をするにも当然予算計上しなけ

れば交渉にも当たれないということもわかりますので、まず私がここで確認したいのは、不動産鑑定を行ったその結果、そういったものを直ちに委員会につなげていただけるかどうか、そういったものを1点だけお聞きしたいと思います。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 議員おっしゃいますように、不動産鑑定を行った結果、先ほど町長もいろいろ売買であるとか代替地であるとかいろいろな考えがあると、相手方にですね、そういう考えがあるということもありますので、当然不動産鑑定を行った結果、予算で足りるものか、予算以下、ふえるものか、ちょっとその辺はわかりませんが、当然相談をさせていただきたいというふうには思っております。

2番（竹淵博行君） 結構です。ありがとうございました。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

7番、角田議員。

7番（角田美好君） 温泉事業関係でちょっとお伺いしておきます。

温泉事業については、収入見込みとしますと1億ほどありますが、支出を見ますと1億7,000円を超えている中で毎年不足額が生じているわけですが、そういった中で、どのような協議がなされてこの予算が組まれたかお聞きしたいと思います。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 温泉事業につきましては、現在、岩櫃城温泉と桔梗館の2施設を管轄しておりますが、その中の赤字につきましては委員会でもご報告したとおりでございます。その毎年出る不足額についての対応につきましては、22年度につきましては公共施設のあり方検討委員会などにも諮問いたしまして、今後の対応については考えていきたいと思っております。

なお、予算上では22年度、施設の安心・安全な運営をもとに予算編成をしております。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） あり方検討会に諮問するような答弁でありましたけれども、議会では、岩櫃ふれあいの郷については指定管理、または転用等も含めての議決をし、また桔梗館についても指定管理ということで、もう議会の方向は決まっていると思うんですけども、そういったものを加味しながら今後順序立ててはどんな方向でいくんでしょうか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 議会でのご指摘はいただいておりますが、

町としましては指定管理制度を導入するかどうかにつきましても、公共施設のあり方検討委員会などへの諮問をいたしまして、そのご意見を伺った中での判断をしていきたいと思っております。現在の段階では、そういった手続を踏んだ上での判断をしたいと考えております。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 2つの温泉施設ということですが、どちらが先とか後とかいうのではなくて、同時に諮問にかけるといえるのでしょうか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） それにつきましてはまだ決定してございません。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 入館者が今年度も数千人単位で減る中で、本当に早急に考えねばいけないことなんだと思うんですけれども、恒常的に毎年指摘されながらこれが進まないのは、早期に本当に進めてほしいと思うんですけれども、予算を組んであるんで、本当に信用していいのかなという部分があるんですけれども、大丈夫ですか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） ちょっとご質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お願いいたします。

7番（角田美好君） 間違いなく指定管理という方向には進みますか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 指定管理制度の導入につきましては、現在のところ決定してはございません。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 質問を変えます。

農業予算の関係で組んでありますけれども、民主党としても所得補償ということで、自給率50%を目指すというような形で進めるようなんですけれども、町としてはどんな形で今後農業振興については考えておりますでしょうか。

議長（一場明夫君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 町の農業振興ということによろしいでしょうか。議員ご存じだと思いますが、今農業の中の問題では、国の中でも問題になっています自給率の問題、それから町でいいますと耕作放棄地、後継者不足等が大きな問題だと思っています。その中で戸別所得補償モデル事業という形で22年度から行われるということになっておりますが、まだ細

かいところまではその制度も決まっておりません。いずれにしましても、農家所得を上げることが農業振興の一番の解決策というふうに考えていますので、所得をいかに上げていく施策をとれるかということだと思います。なかなか難しい問題なんですけど、できる限り放棄地及び所得を上げていくような方策をとっていきたいというふうに考えています。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 特に、具体的にどうこうという、所得を上げるのは当然の話なんですけれども、どのようにという考えはありますか。

議長（一場明夫君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 昨年から新規事業で認定農業者等施設整備事業補助金というものを創設してきましたし、専業農家をふやすこともやっぱり必要なことだと思っています。なかなかPR等もうまくいかなかったんですけども、新規事業につきましては昨年後半から幾人かが利用していただいて、認定農業者もふえてくるということになっています。それと、川西地区で圃場整備を計画してあるんですけども、これにつきましても認定農業者に農地等を集積することによって補助金等が上がると、整備する補助金が上がるというようなこともありますので、そのような努力等も行っております。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 先ほどの答弁で遊休農地の話がちょっと出たんですけども、農地法が変わって今度企業も農地を手に入れるような方向になると思うんですけども、そういった対応の遊休農地と、要するに企業の農業に対する参入については、今後町ではどのような取り組みをしていきますか。

議長（一場明夫君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 農地法との関係がありますので、農業委員会とも相談しながら行っていくということになると思うんですけども、現在二、三の企業等から農地のお話等は来ております。計画等をしっかり見ながら、町に有利になるというかですね、活性化につながるようなところをできるだけ進めていきたいというふうに考えています。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 当然遊休農地は分散しているわけですけども、当然企業とすれば1カ所に集中した農地等が欲しくなるということが考えられるような気がするんですけども、そういった部分で町の対応、要するに集積部分についてはどのように考えていますか、遊休農地の。

議長（一場明夫君） 角田議員に申し上げますが、この予算書の中の部分で、関係が出てきますか。

産業課長（角田輝明君） 農業関係ですからね。

議長（一場明夫君） 答えられますか。

産業課長（角田輝明君） 遊休農地の集積、集めるということによろしいでしょうか。それはなかなか、土地ですから動かすことは難しいと思います。その土地を利用させていただくという方向、遊休農地を少なくする、要は利用させていただくということになると思うんですけども、その方向で考えていきたいというふうに考えています。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 予算的に見ると毎年恒常的な予算だけで、余力を入れていないのかなという部分があったので質問をしたわけなんですけれども、ふえているのは、それこそ有害鳥獣の部分ばかりのような気がするんで質問させていただきましたけれども、以上で結構です。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

14番、佐藤議員。

14番（佐藤利一君） 私は合併以来の懸案だったんですけれども、というのは、国でもインフラ整備というふうなことを言われております。その中で、人口的には少ない東村と合併したわけなんですけれども、それをつなぐ社会的資本といいたまいますか、県道35号線ただ1本。私どもの旧村につきましては、渋川に出るには4本、中之条に1本というふうなあれがあります、道がありますけれども、それについて、これからのいろいろの学校問題のことが出てくるかと思っておりますけれども、その中で今バス路線として泉沢を往復をして伊香保のほうへ行っている、また原町のほうへ来ると。そういうことをかんがみて、現在旧東村においては、泉沢までは、途中までは6メートル、8メートルの道路ができております。いま少しです、あの松の木道路というんですか、あれを拡幅してもらえればずっとそれが、今まで1本しかなかった県道が町道を入れて2本になるというふうな形になるかと思うんですけれども、これから先を見た中で、町当局としてはどんなふうに考慮しているかをお聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） すごく雄大な構想というような形で、今の時点ですととらえざるを得ないんですが、やはりいざ災害とかそういったようなこと、それとふだんの生活道路として

の東地区と太田地区の一体感の醸成、そういったものを考える必要があるかと思います。合併をして4年が経過し、そろそろ4年が経過するわけですが、そろそろそういった新しいインフラ整備ということネットワークという形で考えていく必要があるのかと思います。逆に、先般都市計画道路網ということで、その見直し等々も随分指摘もされましたけれども、あわせ、考え、町の中で新しく道路をつくる場所、整備をする場所、そういったものの優先順位というものを一体感の醸成という中でもう一度考え直してみたいと思います。前向きに検討させていただきたいと思います。とりあえず今年度予算の中ではその具体的な項目としては載っておりませんが、前向きに検討させていただきます。

議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

14番（佐藤利一君） 過日も当地区の須崎議員が過疎債と合併特例債ですか、これについて、どんなふう新しい町が利用してきたかというふうなことを一般質問でなされましたけれども、旧東地区においては、過疎債を中心にしてきたから、この間町長さんが言われましたように、四十何億というふうなことが使われていると。それと勘案して、これからもそのあと5年、6年ありますから、十分その辺のところを加味いただきまして過疎債を、それからまた特別債ですか、を利用させてもらって、地域格差をなくすというふうな面を考慮してやっていきたいというのが旧東地区の住民であるかと思います。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） はい。ご提案のように過疎対策事業債、その中の合併特例債事業、そういった中で、これから新しく過疎計画をつくるという作業がございますので、その中での検討もあわせてさせていただきたいと思います。

議長（一場明夫君） よろしいですか。

14番（佐藤利一君） ありがとうございます。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「9番」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。

質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前11時01分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

9 番、大図議員。

9 番（大図広海君） それでは、順を追って聞いていきます。

まず歳入のほうから、今年度の町税の中で繰越滞納分、いろいろ項目があるんですが、合わせますと640万ほどになっております。ところで、平成20年度の決算によりますと、この決算段階で町税の未収部分について7,600万ほどの未収が発生しております。そうすると今年度の決算、21年度の決算においても同額か、あるいはそれ以上の未収が発生すると予想されるのですが、その未収について、22年度部分のこの繰越滞納分の収入が640万円、1割にも満たないぐらいの価格での予算計上なんですけど、この根拠について伺います。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） 滞納繰越分、年々年々滞納繰り越しをしていくわけですが、そういった中で予算上の計上というのは、その滞納繰越額に対して、当然平成21年度の仮決算上の未収金等を加味しまして数字を出します。それに対して、過去3年とか5年とか、税によって違うんですけども、そういったスパンでこういった収納率があるかというような収納率を確定をしまして出しております。一例を挙げれば、例えば固定資産税で考えますと、ずっとこの間滞納繰り越しして累積しています未収額が約4,400万円ほどございます。それに平成21年度の未収見込みを1,000万ぐらいを見込みまして、なおかつ平成21年度に滞納繰り越しがどのくらい収納されるだろうという見込みを約300見まして、その徴収率、率的にこここのところ6%ぐらいを推移していますので、6%という収納率を乗じて算出しております。こういった形の算出方法になっています。

以上です。

議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

9 番（大図広海君） そうしますと、過去の実績のほうからこの繰越滞納分の収受を行う予算ということになりますが、その差額というのは果たしてまじめなというか、正常な納税者

に対してどうやって説明していきますか、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） 当然税ですので、未納者をそのままにしておくというような体制ではございません。今年度の4月の機構改革で、税だけではない町の収入に対する、使用料、手数料の部分も含めて総括的な対策をしていこうというふうに進み出したところがございます。そういう中で、当然いろんな国税徴収法等にのっとりながら滞納処分等をしながらということもございます。いろんなケース・バイ・ケースにおいて対応をしているというふうに考えています。当然未収、滞納をふやすという、滞納者をそのままにしておくというのは、議員がおっしゃるように公平性、平等性に欠けますので、それについては毅然と対応していきたいというふうに考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 次の事項に移っていきます。

固有資産等所在地交付金の話なんですけど、この中で杉並の話、以前に関東森林管理局のほうから1,200万ほどの計上があるやに内部資料では見受けられますが、この根拠について伺っていきます。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） これについては、国有林等の、いわゆる森林管理署等で管理しております土地、それから建物等も少々ございます。そういう中で、当然国等との連携をとりながら当町の課税標準額等を、評価課税標準額等を国等の調査に入ります。入りますというか、調査があります。そういうものに回答しながら国等からその、いわゆる固定資産税の課税標準額に相当するような財産台帳に登録されている価格の通知がございまして、それに対して固定資産税と同等額の1.4%を乗じて請求するのが交付金ということになります。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） その中で1点、これは少々過去の話になるんですけど、榛名のふれあいの郷のことについて調査した記憶があります。今もその中では変わっていないということなんで、いいですか。ふれあいの郷の中の画地、あるいは借地でやっておりますが、借地権者、いわゆる権利金として、画地によって少々数字が動きますが、500万以上600万円ぐらいのところの中心価格帯で、いわゆる販売されています。多くの場合、こういった権利の設定料というのは、土地の代金相当額ということに想定して物事を動くというのが我々の常識の範疇なんです。そうなってきましたと、この交付金の算定のときにこの価格が基礎の金額になら

なくてはいけない。現実にはいいますと3割相当を開発用地として、後の7割相当は山林のまま残すという約定が入っているので、この交付金の算定は、山林の部分は山林評価にしてあるというような説明を受けています。税務当局はそれで納得するかどうか伺っておきます。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） その辺の細かい部分については、ちょっと見解といいますが、調査もしていませんでしたので、ご回答はできません。よろしくお願いします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） これはね、指摘しておいた事項の1つなんです。

その中で、当然にその交付金の算定の根拠がどうなっているか、それが他の東吾妻町の納税者に対して説明責任を果たすかという点から見ると、この国有資産等所在市町村交付金法第18条に基づくところの請求行為、台帳を見せてくださいと、計算の根拠が正しいですかということをやっぱり実行しないといけない。今まではしたことがないという答弁はいただいていますので、今後する必要はあると思いますが、その所感を伺っておきます。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） 本当に著しく价格的に違いがわかれば、そういった行為等を実行に移す可能性はあると思います。

以上です。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 著しくなくもやっぱり税の公平なんですね。だとすれば、我々が持っている宅地、建ぺい率が4割なり5割なりという宅地を持っています。そうすると、家の建たない面積はほとんど宅地としての評価はない。ですから家の建つ建ぺい率のみが宅地課税になる、そんな論拠にならざるを得なくなります。それでよろしいでしょうか。

議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） 宅地、いわゆる土地の評価等につきましては、固定資産の評価基準というものがあります。それにのっとってやっておりますので、大図議員の解釈といますか、論法とは少し違うと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ですから、そうするとふれあいの郷についても、いいですか、画地をされた、道路で画地をされた、その街区の中にぼつんとは言わないですね、歴然として、整然として並んだ別荘地がある。ただ、この別荘地が比較的広いために、それから自然を保護

しましうじゃなくて、風景を保全しましうという目的の中で、山林状態のままで残すという約定が入っているそうです。決められた画地の面積の中の3割相当と聞いております。あとはそのまま山林のまま残すんですよという条件の中で開発したから、この残りの部分については山林相当の交付金の基礎基準になっているんだという話です。でもこの画地が、ユーザーが権利金として500万、600万というお金を納めて家を建てています。そうなるこの算定根拠というのは、この納めた権利金を売買金額とみなして、やっぱりこの基礎金額のベースに置かないと税の公平感が保てないということを言っているんです。理解ができましたか。議長（一場明夫君） 税務会計課長。

税務会計課長（武藤賢一君） おっしゃっている意味は、理解はできます。1点、いわゆる売買的な実例価格を調査して評価基準の中で宅地評価をいたします。平成6年から不動産鑑定が入りながらそういった評価に入っています。ただ、そういった売買実例というのが、イコールではないとは思いますが、不動産鑑定価格とした場合には、その7割が評価になっております。宅地で、いわゆる、まあ住宅用ではないと思うんですけども、住宅用についてはそれから軽減措置等があるというふうな評価になっています。ですから、当然売買実例的な価格より評価は低く抑えられているというふうに理解しております。

以上です。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 時間が来ますので次に行きます。

同じく収入のほうで、そうですね、1点、これも考え方は同じなんですが、公営住宅の使用料の過年度分50万円が計上されています。それから滞納部分があって、それが50万円の精算ということですが、同じく平成20年度の決算によりますと、住宅の使用料について130万余の滞納があります。ことしも恐らく同じでしょう、あるいはふえるかもしれません、その決算がですね。そうすると、22年度の予算がうち50万円の収入見込みです。現にそこに住んでいる人がいます。それに対して約定書も連帯保証人も入っています。こういう状態が許されるのでしょうか。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） ご指摘のとおり、滞納者、住宅に生活されている入居者で滞納している方々が現状としてあります。今、議員がおっしゃられた数字につきましては間違いのない数字でございますけれども、22年度につきましても、その過年度分そっくり上げることがいいかどうかということも検討した中で、基本的な努力をしていくという中で、現状として

も悪質者に関しては、ぎりぎりとは言えませんが、法に触れない範囲での滞納整理というものを職員が一生懸命行っている中で、22年度の予算につきましては50万ということで対応させていただいている。ただ、実際にその生活貧困者がどこまでなのかという選択を、基本的に我々はその大家として考える必要はないのかなと思っています。ただ、実情の中でそういったものが現実にあるという中で、その人も生活をしているということで不公平感がありますけれども、1円でも滞納のない形に努力をしているということでご理解をいただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） その使用料というのは条例上の話になります。裁量権がそこにかかると、例外規定が若干あるようですが。ただ1点、別の角度から見ると、公務扶助になった場合に、住居費として3万5,000円までは公務扶助の中にカウントされます。なのになぜこの滞納が発生するか。理解に苦しむところがあります。制度とすれば補完制度がありますね。公務扶助という最終的な手段に訴えてでも3万5,000円の住居費はきちっとカウントされてきます。そうすると、公営住宅の家賃は未納が発生しないという感覚にならざるを得ないんですが、そうするとその対応がぬるいということに、答えが出ざるを得ない。その辺の所感を伺っておきます。

議長（一場明夫君） 建設課長。

建設課長（市川 忠君） まず公務扶助という表現なんですが、住宅扶助だと思うんですけども、違いますか。

9番（大図広海君） 公務扶助になった場合の住宅扶助とか……

建設課長（市川 忠君） 生活保護の中の、例えば生活扶助であるとか学校扶助であるとか医療扶助であるとか、住宅扶助という部分でございますけれども、我々大家というか、建設課の住宅管理といたしましては、その払わない者がすぐその住宅扶助に該当するかどうかということで、そちらの指導でなくて、基本的な部分に関しましては、それは保健福祉のほうでのきちんとした1つのルールがありまして、その生活扶助の一部ということに認定されるというものは、その主管でやっていると思います。

私どもに関しましては、とにかく悪質者のまずリストアップをした中で、その本人とまず電話、それから訪問、通知をまず差し上げて、その通知もだんだん、とにかくこれ以上払わない場合には退去をいただくことも検討しなければなりませんということから、退去していただきますという、この段階があると思うんですけども、それと本人の面談。それとその

人の生活力の中で、例えば1万円ずつ、今月の家賃のほかに過去の分は8,000円ずつ払うから、何とか努力をしますというようなことを申されて実行に移っている方も何人かいらっしゃいます。それから、過去においてしばらくの間払わなかった方々も、もうじきその説得によってその未納分が完了するという部分もあります。生ぬるいか生ぬるくないかというのは非常に難しいところですので、ただ生ぬるくという感覚は持たずに、できるだけ相手に理解をしていただいて、生活をしている以上は当然払うのが筋ですよという説得を続けながら努力しているということをご理解をいただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 時間ももったいないので次に行きます。

35ページ、光ケーブルの電柱添架料360万円が計上されております。これは説明の中で、岩島・坂上地区の光ケーブルの配線に対して工事完了までという説明を受けましたが、この光ケーブルの敷設の契約関係というのはどういうふうになりますか。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） まず契約につきましてはまだ正式なものは結んでございません。と申しますのは、まだ総務省のほうから交付決定通知が来てございませんので、それを受けた段階での契約という形になります。

議員おっしゃられたことなんですけれども、総務委員会のほうでご指摘いただきまして、それも再度確認いたしまして、私の説明不足だということがわかりまして、改めて説明をさせていただきますと、この光ケーブルの電柱添架料360万円につきましては、電柱が約4,500本あるということでございます。添架料の場合、1カ月1本100円ということございまして、1カ月45万円ということを基本にいたしまして、添架工事が終わって、議員おっしゃられたように、その工事が終わった段階で町にその部分が、品物が、製品が引き渡ると。その後このサービスが始まるまでの間、最大8カ月を見た関係でその360万というものをここで計上させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、これらの契約等につきましては、きょう現在まだ総務省のほうから交付決定が来てございませんので、多分今月末には決定が来るという話が来てございます。それを受けまして、4月に入りまして臨時議会をお願いを申し上げまして、この契約についてはお認めいただきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうしますと、いいですか。工事が完了した。完了の中に完了検査が

当然入る。そうすると運用開始が引き渡しの時期という設定になるという考え方をもちませんか。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） その辺の見解につきましてはまだはっきりしたものを持ってございません。ただ、今聞いておりますのは、添架工事が終わった段階でまた引き渡すと。この引き渡す段階からその光ケーブルのサービスが始まるまでの間の添架料について最大8カ月を見たということございまして、これが8カ月になるのか3カ月になるのか、ちょっとそれについてはわかりませんが、最大8カ月ということで、この8カ月につきましては、郡内でおります高山村、中之条町、それと嬭恋村、それらについても同じ手法の契約というふうに聞いてございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） だから工事が、要するに現場工事が終わりました。それで引き渡されても、結局町が使うわけじゃないでしょう。これが最終的にNTTが光回線事業の中に使ってくる。そうしてそれが使用可能かどうか試験をし、ふぐあいを直し、それで運用開始となるわけでしょう。その時点で引き渡しがあった、完成品が引き渡されるかなんですよ。架設が終わった段階ではまだ完成かどうかはわからない。

そういう考え方に立てば、この添架料は要らなくなるということになる。伺っておきます。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 議員おっしゃることも一応理解できておりますが、現段階では、先ほど来申し上げていますような形で予算案360万をお認めいただきたいということでございまして、議員おっしゃることにつきましてはまた再度業者とも検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） 次に行きます。

同僚議員の質問にもありましたが、39ページの電算業務費です。

7,000万円ほど出ていますが、うち備品購入費の3,300万円について伺います。このところで、議案調査の中でいろいろ資料が出ましたが、私がなかなか理解ができないので改めて伺います。

どれでもいいんですが、サーバー本体1台買います。どんなサーバーかが明記されていない。尋ねても、私もわかりませんでしたという返事でした。まあいいです、本体は、名称は

いいとしましょう。その次の欄にCPUメモリ変換、どんなCPUからどんなCPUに変えるんですか。伺っておきます。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 議員ほど詳しくないのでまことに申しわけございませんけれども、私どもあのCPUにつきましては、このサーバーに使えるCPU、何ていうんですか、サーバー専門のCPUだそうで、ジオンというんですか、ジオンプロセッサXの570というものが使われるようでございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） なかなか難しいですね。

ハードディスク変更とあります。変更というからには、既存のものが、要するに既製品としてあるものを撤去してまた新しいハードディスクをつけなくてはならない。つけるということで解釈しますが、いいですか。新品のサーバーを買うんですよ。新品のうちからハードディスクは変更する必要があるんでしょうか、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 変更というと、ちょっと言葉のあれでわからないんですけども、今回お願いしますのは、サーバー7台を新品のものを買うわけでございます。それについてオプションといたしましてハードディスクをつけるというようなことでございますので、取りかえるということではないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 詳細は切りがないということなんですが、実は、尋ねるほうも無知で答えるほうも無知なんですね。これを言いたかったわけなんです。それで3,300万なんです。なぜかという、業務受託者がそうにしてくれと言ったから。そこで提案なんですが、これはチェーン店を展開している企業等々もそうです。こういった間接経費の部分については本部一括、これがとにかく経費を落とす要素になっていると思います。広域連合、吾妻広域町村もありますけれども、国保会計なんかもみんなそのようにやられているようです。そうになると、こういった業務というのはどういう形でか統一ができる可能性がある。それは県がやるか、あるいは広域圏でやるか。そうやってコストを落とす。どうも先ほど来の答弁を聞いていますと、町単独では無理がある。だとすれば、その次の手を考えなくてはいけない。それでコストが落ちるんならなお結構。その検討の用意があるや否や伺っておきます。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） それらにつきましても、議員さんから指摘してもらっております。そのような機会といたしますか、また広域なり県でそういった動き、私どもの町だけではないものですから、そういったものがございましたら検討し、できるものについてはやっていきたいというふうに考えております。これにつきましては、町長もふだんからこのリース料については高いということでもかなり気にしておりますので、それにつきましても、そういった機会がございましたらそのように変えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） よく言葉じりをとらえてと、私は詰問される場面が多いんですが、いいですか。必要がありましたら、機会がありましたらじゃないんです。必要を認識し再度精査し、機会を積極的につくってそういった働きかけを行うと。少なくともそのぐらいの答弁が出ないと、なかなか議会としては納得しがたい部分があるんですが、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） 議員おっしゃられることで検討させていただいておりますので、よろしく願いします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ちょっと大きい数字が続きましたので、今度一番小さい数字に行きます。

49ページ、監査委員費です。

4万1,000円の食料費が計上されています。この部分について、根拠を伺います。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 監査委員会の食料費4万1,000円でございますけれども、監査時の食料費でございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 監査時の食料費、そうじゃないですね。監査委員が食べる昼食代。少なくとも本年度予算において2人分とは思われます。1,500円未満から1,000円までの間で推移しています。2月末現在で予算配当残がまだ1万6,000円残っています。そうすると、これで年度末までにおいて恐らくその消費で適正な処分だという返事が返ってくるんだと思いますが、今、総務課長が答えたので、総務課長にお伺いします。いいですか。この監査委員が食べる昼食代、これは適正な処分だと思いますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 適正か違法かは私には今のところ判断はつきません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 判断がつかないままに予算計上、あるいは予算執行がなされている。ゆゆしき問題があります。監査委員といえども特別職公務員になっている。中には議会推薦で議会人が監査委員に就任している。ここなんですよ。監査という、監査委員は何を本来本旨としているか、総務課長の口から答えてみてください。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 町の事業に対する歳入歳出等の監査をしていただいていると認識しております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると1点、要するに収支が合っているかということを見たんじゃない意味がないわけです。収支が違っているもの、要するに計算のミスがあるものが提出されるわけがない。今は財務会計でやっているからほとんど端数まで計算間違いというのはない。要するにその支出が適正であったかどうか見る、これが本来の監査委員の業務なんです、いいですか。そうしてくると、給与条例主義、報酬ももちろんそうです。条例により支払う。それによって監査委員には日給幾らなりが払われています。ところでこの昼食代、給与相当額に該当するか否か、所感を伺っておきましょう。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 報酬の中に含まれているかどうかということにつきましては、ちょっと調べた段階では明確に答弁ができませんので、よろしくお願いします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 条例主義でいきますと、ここの昼食代というのは、その代金相当の部分を現物として報酬で支払ったという解釈にならざるを得ないんです。ところで、報酬条例の中に、あるいは職員も含めてですが、昼食費条例というのがあって、残業した場合には払っていいというような条例があるならば、それは条例主義の中に合致する、譲ればそういうことになります。現実に条例がない。監査委員は日給7,700円でしたか、の支払いにとどまっている。そのことについて、お昼ですからといって昼食、これは金500円です。これが出たら、これは条例違反、要するに給与条例主義に違反するので不当支出になる。この概念を持って監査に当たるのが監査委員なんです。自分がやっていることです。また、その予算

計上は、執行部がこの議会に提出なんです。どうも感覚がずれていると思いますが、いかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 議員ご指摘のようにずれているかどうかということにつきましては、ちょっと私には判断できません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 指摘されてもそれが理解できない。なかなか難しい問題があります。これが例え、仮に区長さんが訪ねて、区長会議が開かれて、ご苦労さんでしたとってお昼が出た。これが許されるかどうかということになると、論理的には同じことなんです、いいですか。区長さんが一生懸命やってもらっている中のこの昼食代、同じ金500円であっても、いいですか。監査委員みずからが消費するこの500円とは、やっぱり緊張度を持って対処せなならん。線の上すれすれだったらば、自分のことはどうにやるか、答えは当然出ると思うんですよ、争うまでもなく。

いいです。どうも答えが出ないようですから。そういった総務課長がいるという前提で物事を伺っていきます。

そうしますと、次の課題が、10分ということなので、119ページ、公民館事業の中で図書推進ということについて伺います。

これ例年より若干予算がふえている感じなんです、これで方向性が示されたという数字になっているか伺っておきます。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） すみません、119ページのどこになるんでしょうか。すみません。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） この118万円でございますが、各公民館の図書購入費とブックスタート発足による育児図書、乳幼児図書等の購入を予定しております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ごめん、ちょっと今の訂正。質問に答えていない。

議長（一場明夫君） 質問の内容がわからないようですので、もう一度じゃ聞いていただけますか。

9番（大図広海君） どう使うんですかと聞いているんじゃないです。これで方向性は大丈夫なんですかと聞いているんです。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） この公民館の読書推進事業の項目の中の備品購入で各公民館のほうに図書を購入していきます。方向性ということですが、22年度にこれだけの金額で図書を購入していくということですので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） なかなか視点がずれているようなので伺っておきます。総務管理費の中から交際費が出ています。128万円です。出ていますじゃなくて、予算計上されています。比較すると交際費より図書購入費のほうが低額である。それが方向性ととらえていてよろしいでしょうか。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 交際費よりも少ないということですが、交際費と図書購入の予算を、金額を同じにするとか多くするというふうな考えで予算計上をしているわけではございません。各公民館で図書を22年度にこれだけ必要だということを踏まえまして購入しておりますので、この金額で図書購入としては合っているというふうに考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ところで、図書整備のほうに430万ばかり予算計上されております。これは臨時雇用対策ということで主な支出があるようですが、でも買う図書が110万円ぐらいでその整備に400万円。本年度も大分かけてあります。要するに図書に対する考え方、どうも理解が苦しむところなんです、この方向性は変わらないですか。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 確かに121ページの図書台帳整備事業としまして413万7,000円を計上しております。この関係につきましては、緊急雇用対策ということで賃金等を含めて、現在ある図書につかまして整備をして、町民の皆様が利用しやすいようにする予算でございます。この金額はぜひ22年度でお願いしたいというふうに思っております。図書購入と金額の大小ということではなくて、今年度はこれをお願いできればというふうに考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 方向性は変わらないと。従前主義ということなんでしょうと思います。

そうするともう一方の方向性で、社会体育費、いろいろと拾い方によっては違うんですが、項をたし上げると5,400万ほどになります。それに対して文化的な予算、大分、これをどこに拾うかにおいて若干違ってきますが、大分差額があるようなんです。この方向性も変わら

ないですか。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（先場 宏君） 22年度につきましては、この予算書に計上した金額でぜひお願いしたいというふうに考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 方向性が変わらないということなので、1点、質問の方向を変えます。

総務管理費の中から防犯灯等500万円ほど、防犯事業で支出があります。この中で、すみません、予算計上があります。この中で防犯協会に対する補助金というような形の記載があります。また電気料の補助金もあります。これかねてから問題になりました防犯協会の存在、この法的な性格ということで尋ねておったところ、いつの間にかこの防犯協会の会費の回収が公民館になっている。でもこれは公民館で町の職員がその現金を収受するというになると、本質的にどうも変わらないと。改めて伺っておきます。こういった処置の仕方が適正かどうか伺っておきます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 適切かどうかということですがけれども、その辺については何ともいえないところなんですけれども、各今まで町で集めていたものを、現在は各出張所、支所等で扱っていただいているということでございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） なかなか質問の意味がつかまれていないというか、基本的に概念が違い過ぎるといえるか。いいですか、防犯協会の規約を読むと、今現在変更がなければ、どうもこれは附属機関に相当する。附属機関であれば条例主義によらなければいけない。それは法が求めるところです。私の見解に間違いがあったら指摘してみてください。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） その辺についてはちょっとわかりません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） わからないままに実行しているという、これが問題点があります。

それで、恐らくはその附属機関として認定されるでしょう。となると、この町長の執行の一部を委託された、あるいは諮問機関である、いろいろな性格があるようですが、その支弁する経費というのはすべて公費で賄わなくてはならない。町長の何ですか、権限の一部の代行ですから。なぜ防犯協会費という形で金銭を住民の中から徴収するのか。これは、合法だ

とすればどこの根拠を求めて合法としているのか伺っておきます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 議員ご指摘の合法か合法でないかということにつきましては、勉強不足でちょっと私にはわかりません。

議長（一場明夫君） 12時になりましたが、審議を続行します。

9番、大図議員。

9番（大図広海君） そればかりにはかかわってられないので、これは精査する必要があるということです。

それで、次に職員手当について伺います。

これはすぐすぐ解決はつかない問題だとは思いますが、現在条例上の問題ということではなくて、これはこれからの予算執行に対して条例をまた改正できると思しますので、少なくとも通勤手当と扶養手当が同時支給される。このことについては民間から非常に違和感がある。このものについて善処する用意があるや否や伺っておきます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 議員ご指摘の通勤手当、扶養手当についてでございますけれども、先ほどの意見を十分参考にさせていただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 先ほどの意見といっても、なかなか意見は言っていない。検討する用意があるや否やと。住宅手当を払う場合には通勤手当が要らない地域にと、これで済む話だと思えます。

次に、今度は子ども手当ということになってきますが、我が町においては扶養手当のほかに別途児童手当が払われる。この辺の部分も整理する必要があるかと、従前から提案をしてあると思いますが、本年度予算にもこの部分について計上されている。検討の余地あるや否や伺っておきます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 参考にさせていただきます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員、最後の質問になると思しますので。

9番（大図広海君） 総額にすると決して安い金額ではない。その中で、やはり同一労働同一賃金、それでこうやった手当にかわる部分として、従前から町長が言っていました、抜本的な見直しはする。それで昇任昇給に対して加点を加えていく。それがかわるものとなるか

と期待していたんですが、なかなかそういった状況にはなっていない。なかんずく、今言ったようにこの児童手当が22年度予算で510万円ほど計上されています。もちろん配偶者も含めてですが、扶養手当が2,600万円ほど計上されています。そういった部分をきっちり精査し住民理解が得られるものに持っていき、これはこの予算全般に通じることなので、総論を町長から伺っておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） ただいま同一労働同一賃金、そのところに生活給という、そういう考え方もございます。さまざまな観点から給与そのものも見直していくつもりではございます。

議長（一場明夫君） 時間になりましたので、大図議員の質問を終了いたします。

ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第2号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第2、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

文教厚生常任委員長(竹淵博行君) それでは、付託議案の審査結果についてご報告いたします。

去る3月8日、平成22年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案について、3月11日開催の委員会において猪野町民課長の出席を求め審査をいたしました。

事業勘定歳入歳出総額18億7,187万4,000円となり、前年より1億1,825万1,000円増額予算となりました。国保被保険者は現在5,300人弱と、後期高齢者医療制度開始以降減少傾向にあります。それに比べ医療費たる給付費は年々増加しており、7月以降、医療報酬がさらに改定されるようであります。歳入ですが、保険税の一般被保険者保険税は減額、退職被保険者保険税は増額となります。

なお、保険税は本年の確定申告終了後試算に入り、不足を生じる場合は基金の取り崩し、もしくは料率の改定を含め検討になることになっております。国庫支出金については、医療給付費負担金、普通財政調整交付金等増額、前期高齢者交付金については1億600万円ほどふえておりますが、今年度の実績数字を勘案したものであります。他会計繰入金までは歳出保険給付費等それぞれの支出に伴うものでございます。

歳出では、保険給付費の医療諸費、高額医療費、いずれも増額。出産育児諸費、葬祭費については本年見込み数であり、後期高齢者支援金等介護納付金及び共同事業諸支出金については联合会より示された納付金等でございます。保険事業費では、被保険者のための特定健診費を初め疾病予防費として引き続き人間ドックの診察補助も含まれております。

続いて施設勘定ですが、歳入歳出予算は446万5,000円減額の8,575万円であります。歳入では、診療収入の減額、県支出金は調整交付金と施設整備費補助金、繰入金は一般会計繰入金402万7,000円の減額の事業勘定からの僻地診療施設運営補助金であります。歳出では、総務費569万1,000円の減額ですが、今年度末に看護師1名退職に伴う人件費等でございます。医療費については122万5,000円の増額となっておりますが、これは今年度発生した新型インフルエンザが今後も流行が予測されるため、予防ワクチン等医療材料費等購入が主なものでございます。

なお、備品購入費59万9,000円については、心電計を設置したいとのことでございます。

国保診療所も現職員4名体制から今年度1名退職、4月以降臨時職員で対応するということですが、22年度末でまた1名が退職し、正規職員は医師のみとなることから、新年度中に

最低限での正規看護師職員の採用を考えるべきではないかという意見も出されました。

これらを踏まえ、さらなる町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただくとともに、今後も経費等の節減に努め、健全な運営ができるよう職員配置等のお願いをするとともに、本委員会では慎重に審査を行った結果、当予算案については原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいますようお願いいたします。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第3、議案第3号 平成22年度東吾妻町老人保健特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、付託議案の審査結果についてご報告いたします。

去る3月8日、平成22年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第3号 平成22年度東吾妻町老人保健特別会計予算案について、3月11日の開催の委員会において猪野町民課長の出席を求め審査をいたしました。

本予算は、後期高齢者医療制度の開始に伴い、過年度分医療費諸費の事務処理として残された予算であります。本来ならば今年度で事務処理も終了と思われましたが、年度終了後もその可能性がありますので、歳入歳出それぞれ171万3,000円計上した予算であります。

内容についても、医療諸費168万7,000円等の歳出に伴い、歳入が見込まれるものであります。この事務処理も債権の時効期間3年からすればことしが最終年度と思われま

す。本委員会では慎重に審査を行った結果、当予算案については原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第4号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第4、議案第4号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

文教厚生常任委員長(竹淵博行君) それでは、付託議案の審査結果についてご報告いたします。

去る3月8日、平成22年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第4号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案について、3月11日開催の委員会において猪野町民課長の出席を求め審査をいたしました。

この予算も3年目、政権交代によりそのものが22年度廃止、25年度から新制度に移行とのこと。新制度の概要はまだまだ見えてきませんが、追って方向性が示されると思います。

さて、新年度の予算であります。歳入歳出総額873万4,000円減額の1億7,669万5,000円であります。本会計の歳入の主体は、保険料及び繰入金が主なものであり、歳出については、県内市町村が運営しております後期高齢者医療広域連合への納付金として、事務費及び1億1,782万6,000円とする保険料負担金等が主なものでございます。

なお、本年も国保同様1万6,000円を補助する被保険者を対象にした人間ドック補助事業も含まれております。

本委員会では慎重に審査を行った結果、当予算案については原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいようお願いをいたします。

議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第5号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第5、議案第5号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、付託議案の審査結果についてご報告いたします。

去る3月8日、平成22年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第5号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案について、3月11日開催の委員会において高橋保健福祉課長の出席を求め審査をいたしました。

平成22年度予算は、歳入歳出総額2億2,559万8,000円で、前年度予算より584万2,000円の減額であります。歳入の主なものは、保険者からの負担金と一般会計繰入金と介護給付対象外利用料であります。

なお、一般会計繰入金は前年度より604万3,000円の減額となっております。

歳出では人件費の減額が主なものであります。

当委員会では慎重に審査を行った結果、当予算案については原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第6号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長(一場明夫君) 日程第6、議案第6号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

文教厚生常任委員長(竹淵博行君) それでは、付託議案の審査結果についてご報告いたします。

去る3月8日、平成22年第1回定例会の本会議におきまして文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第6号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計予算案について、3月11日の開催の委員会において高橋保健福祉課長の出席を求め審査をいたしました。

平成22年度予算は、歳入歳出総額11億8,908万円で、前年度当初予算より6,925万4,000円の増額、率で6.9%の増でありました。介護保険料徴収対象者は5,064人で、平成22年度基準保険料は前年度より600円増額し、3万3,900円となります。介護給付費負担金は11億5,927万3,000円で、前年度当初予算より6,965万3,000円の増額でありました。率で6.4%増でもございました。

当委員会では慎重に審査を行った結果、当予算案については原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第8号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第7、議案第8号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告をさせていただきます。

議案第8号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案について。

去る3月9日、産業建設常任委員会へ付託された議案第8号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案については、3月11日午後1時から第3委員会室において委員5人出席、前村委員欠席のもと上下水道課長に出席を求め慎重に審議を行いました。

本年度は、平成9年度から始めた公共下水道整備がほぼ完了となるので、前年度より7,600万円余り少ない5億5,900万3,000円の予算となります。歳入では使用料と分担金がふえ、国・県補助金や一般会計繰入金、町債が減額となりますが、その中で浄化槽整備事業国

庫補助金が大きくふえております。この補助金を利用した設置奨励金制度を制定し、浄化槽の整備促進を図っていくということで、大いに期待したいと思います。歳出では建設事業費が大きく9,700万円余り減少したのに対し、自然増的な要素のある施設管理費は増加しています。また、公債費では公共下水と農集排の処理場の起債元金償還が始まるということで、本年度は償還のピークを迎えます。今後は各施設の維持管理が中心となってきますが、特に農集排岩下・矢倉地区においては、最低でも通常の維持管理費を賄える程度の接続率75%を目指して取り組むことを申し添えて、全会一致で可決することに決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第9号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第8、議案第9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

議案第9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案について。

去る3月9日、産業建設常任委員会に付託された議案第9号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案については、3月11日午後1時から第3委員会室において委員5人出席、前村委員欠席のもと上下水道課長の出席を求め慎重に審議を行いました。

本年度予算は、前年度比96.8%の5,391万5,000円となります。歳入では水道使用料が伸び悩む中、一般会計からの繰入金で2,300万円余りで全体の42.8%を占めています。歳出は維持管理費と公債費で、給水区が17給水区と多く施設も老朽化しており、その維持管理は厳しいがさらなる経費削減を望むものであります。

委員会としては、合併後5年目を迎える本年度、料金の統一に向けた協議を早急に始め、遅くとも12月ごろまでには結論を出すよう要望し、全会一致で可決することに決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

7番、角田議員。

7番（角田美好君） 1点だけちょっとお伺いしておきます。

先ほども町村合併が5年ということで料金統合を進めるということですが、そういう部分に影響するかなという部分で、予算上4割以上が税金で現在賄われているわけですが、委員会の共通認識としてどの程度が適当かというふうには審議されたかお伺いしておきます。

議長（一場明夫君） 委員長、答弁願います。

産業建設常任委員長（中井一寿君） 一般会計からの繰り入れですか。

（発言する者あり）

産業建設常任委員長（中井一寿君） 別に審議していないんですけれども。答弁になっていませんけれども。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第9、議案第40号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第40号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

過日撤回をいたしました議案第7号について、組み替えを求める動議に沿って修正を行いましたので、改めて提案をさせていただきます。

今回の予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,745万7,000円であります。歳入については、負担金30万円、使用料438万7,000円、財産収入747万2,000円、繰入金の7,509万8,000円、繰越金20万円でございます。歳出につきましては、事業費の宅地造成事業費に783万9,000円、情報通信事業費に2,167万4,000円、公債費5,794万4,000円であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） それでは詳細の説明をさせていただきます。

右上に22年3月25日と打ってあるものでございます。

まず初めに4ページをお開き願いたいと思います。

歳入の部でございますけれども、1款1項1目負担金ですが、6件分30万円を見込ませていただきました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、通信事業施設使用料として731件分438万6,000円を見込んでおります。

次に、3款1項1目不動産売払収入でございますが、1件の売り払いを見込んでおります。

次に、2項1目利子及び配当金ですが、地域開発基金利子として25万1,000円を計上させていただいております。

次に、4款1項1目地域開発基金繰入金ですが、地域開発基金繰入金といたしまして3,732万8,000円を計上させていただきました。

次に、2項1目一般会計繰入金ですが、宅地造成事業一般会計繰入金として457万8,000円、情報通信事業一般会計繰入金といたしまして3,319万2,000円を計上させていただきました。

次に、5款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として20万円を計上させていただきました。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出の部でございますけれども、1款1項1目宅地造成事業費ですが、不動産仲介手数料29万1,000円、積立金として747万2,000円が主なものでございます。

次に、2項1目情報通信施設事業費ですが、委員報酬10名分15万4,000円、保守点検委託料420万円、電柱共架料193万8,000円、工事請負費として新規引き込み工事費等で1,283万1,000円が主なものでございます。

次に、2款1項1目元金ですが、情報通信施設事業として4,143万1,000円、宅地造成事業元金として994万4,000円、2目の情報通信事業利子として598万5,000円、宅地造成事業利子として58万4,000円を計上させていただきました。

歳入歳出それぞれ8,745万7,000円をお願いでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、上田議員。

11番（上田 智君） それでは、この組み替えによって当予算が計上されましたが、町長さんにお伺いしますが、今後ですね、今の条例等、この予算に合った条例等の改正等が当然

整備をしなければならないというふうに私は思っているんですが、この予算の現状のままの条例をやっていくのか、今後新たなまた細目に分けるような形の条例をやっていくのか、その辺1点だけお聞かせ願えればありがたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今回はこちらでお願いをしたいということで、今後のことについてはこれから考えさせていただくということでお世話になりたいと思います。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） お間違いだったら撤回しますけれども、情報通信の加入協力金の関係はどうなっていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今回の予算には載せてございません。先日東吾妻町東ケーブルテレビ管理運営審議会を開いていただきまして、協力金の取り扱いについての答申がございました。それにつきましては、いろいろな観点から本審議会としては当初の審議を踏まえての行為であるということで、返還をしないということでご答申をいただきましたので、私もその答申を重く受けとめ、返還をしないということの皆様方にもご報告を申し上げ、そのようにさせていただきたいと思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これは法的に問題はないと町長も思いますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） はい、そのように思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 多分きょうは急いでいるでしょうからまた次回に回しますけれども、私も勉強してきますけれども、私の勉強してきた範囲内では、確実にこれは法的に違反をしているというのがはっきりありますので、その辺のところ、きょうはこれを追及するには20分、30分かかりますから、また改めて追及するあれがあると思いますのでそこでやりますけれども、執行部におかれましても十二分にこれは精査をして執行したほうがよろしいかと思っておりますので、一応お伝えをしておきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私どもでは法的には問題がないと考えておりましたので、執行という

より、しないということになりますので、問題は今回の予算につきましてはないというように考えております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。よろしいですか。

（発言する者あり）

議長（一場明夫君） 討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第10号の委員会審査報告、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第10、議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月9日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告申し上げます。

議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案について。

去る3月9日、産業建設常任委員会へ付託された議案第10号 平成22年度東吾妻町水道事業会計予算案については、3月11日午後1時から第3委員会室において委員5人出席、前村委員欠席のもと上下水道課長の出席を求め慎重に審議を行いました。

最近の5年間を見ますと、給水人口は横ばいに推移しているが、給水収益は減少し続けて

おり、特に本年度は前年度当初比93.1%と大きく減収になります。これは、企業も含めた使用者の節水意識とともに洗濯機やトイレなどの節水機器の普及が背景にあると考えられます。本年度は新規に1,000万円の補助金を投入し老朽管の更新を行うなど、厳しい中での事業運営となりますが、できる限りのコスト削減をし、費用を捻出する必要があります。

委員会では、以上を要望して全会一致で可決することに決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

町長あいさつ

議長（一場明夫君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成22年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8日に開会されました今定例会におきましては、東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例など条例関係11件、平成22年度一般会計予算を初め予算関係18件、その他、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議など7件の議決をお願いしたところでございます。この間、さまざまな経過がございましたが、平成21年度東吾妻町一般会計補正予算など4件の撤回で会期延長してご議決をいただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

今回の審議結果や一般質問など、多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後町政を執行する中で生かしていきたいと存じます。

なお、本会期で成立いたしました平成22年度一般会計当初予算の執行につきましては、税収の落ち込みなどがありますが、引き続き経費の節減や効率的な運用に努め健全な運営を図っていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度がわりの時期になります。12日に挙行されました中学校の卒業式や24日に挙行されました小学校の卒業式には議員各位にもご臨席をいただき、祝福の言葉をいただき、無事挙行され、在校生や関係者に見守られ新しい世界へと羽ばたいてまいりました。

今後の町の予定であります、町の総合表彰式を合併記念日であります3月27日の午前10時30分からコンベンションホールで実施いたしますので、議員各位の出席をお願い申し上げます。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々を迎えることと存じますが、議員活動にご精励されるとともに町の諸事業、諸施策の推進のため今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（一場明夫君） 閉会に際し、あいさつを申し上げます。

平成22年第1回定例会は、3月8日から本日まで18日間の長期にわたり開催され、農業委員会の委員の議会推薦を初め平成22年度一般会計予算を初めとする予算関係21件、条例関係12件、その他7件の執行部提案に加え、委員会提出議案2件、請願、陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には6人が立ち、ここに終了することができました。

本日は都合で時間が12時を大幅に経過してしまい、申しわけありませんでしたが、18日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思ひます。新しい年度の町政執行に当たり、それが十分生かされてくるものと期待いたしております。

閉会の宣告

議長（一場明夫君） 以上をもって平成22年第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 零時43分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 須崎 幸 一

署名議員 浦野 政 衛

署名議員 角田 美 好